

令和元年度 浄化槽シンポジウム福岡

～人口減少時代に向けた持続可能な生活排水処理計画について～



とき 令和2年2月7日（金）

ところ ホテルニューオータニ博多
福岡市中央区渡辺通1-1-2

共 催 福岡県／福岡県浄化槽推進協議会／一般財団法人 福岡県浄化槽協会
後 援 全国浄化槽団体連合会九州地区協議会／福岡県環境整備事業協同組合連合会



プログラム

I. 開会 13:00 ~

主催者あいさつ

- 福岡県
- 福岡県浄化槽推進協議会

II. 講演 13:10 ~

【講演 I】 13:15 ~

「下水道事業における現状等」

総務省 自治財政局 準公営企業室 事務官 岸岡 大地氏

質疑応答 14:15 ~ (10分)

【講演 II】 14:25 ~

「福岡県における生活排水処理の現状と今後」

公益財団法人 日本環境整備教育センター 理事 国安 克彦氏

質疑応答 15:25 ~ (10分)

休憩 15:35 ~ 15:45

【講演 III】 15:45 ~

「浄化槽による持続可能な汚水処理整備手法の確立

～田川市個人設置・

～公的管理型浄化槽整備事業の創出から実施へ～」

田川市 市民生活部 環境対策課 汚水処理対策室 主任 濱田 裕介氏

質疑応答 16:45 ~ (10分)

III. 閉会 16:55 ~

閉会あいさつ

- 一般財団法人福岡県浄化槽協会

「下水道事業における現状等」

総務省 自治財政局 準公営企業室 事務官

岸岡 大地 氏

下水道事業における現状等

令和2年2月
総務省自治財政局準公営企業室

【目次】

1. 地方公営企業の現状	…p 3
2. 下水道事業の現状と課題	…p 8
3. 総務省の取組	
(1)公営企業における経営改革の推進 (経営戦略の策定、公営企業会計拡大等)	…p 13
(2)下水道事業における広域化等改革	…p 27

1. 地方公営企業の現状

3

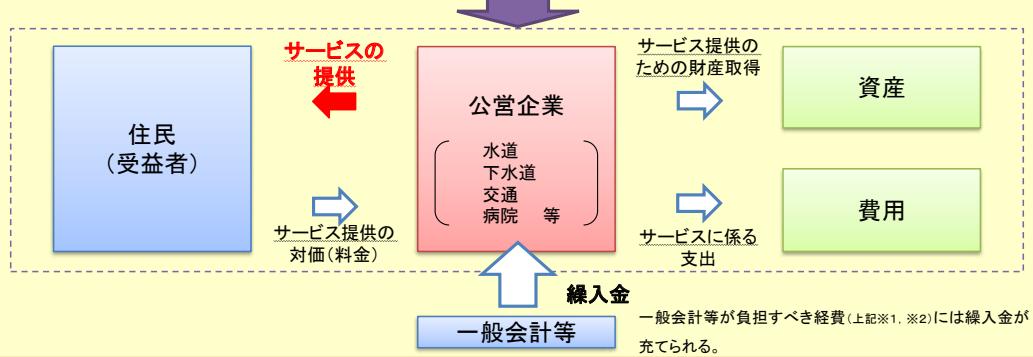
公営企業とは

- 公営企業とは、地方公共団体が行う事業のうち、“企業”と観念されるもの。
- 一般会計においては税収等を財源として事業が行われるのに対し、公営企業の事業に要する経費については、原則として事業の経営に伴う収入が充てられる。
- 上記の例外として事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費(※1)、能率的な経営を行ってなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費(※2)については、一般会計等からの繰入金が充てられる。

※1:【例】水道事業における、公共の消防のための消火栓に要する経費 ※2:【例】病院事業における、べき地医療に要する経費

公営企業の経理について

- 一般会計が負担すべき経費を除き、料金收入で賄う独立採算による経営が行われる。
- 独立採算の原則に基づく経済活動を常に明確に把握するため、特別会計を設置して、一般会計と区分する。
- 地方公営企業法を適用する公営企業においては、一般会計と異なり企業会計方式による経理が行われる。



4

地方公営企業の役割

- 地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。
- こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

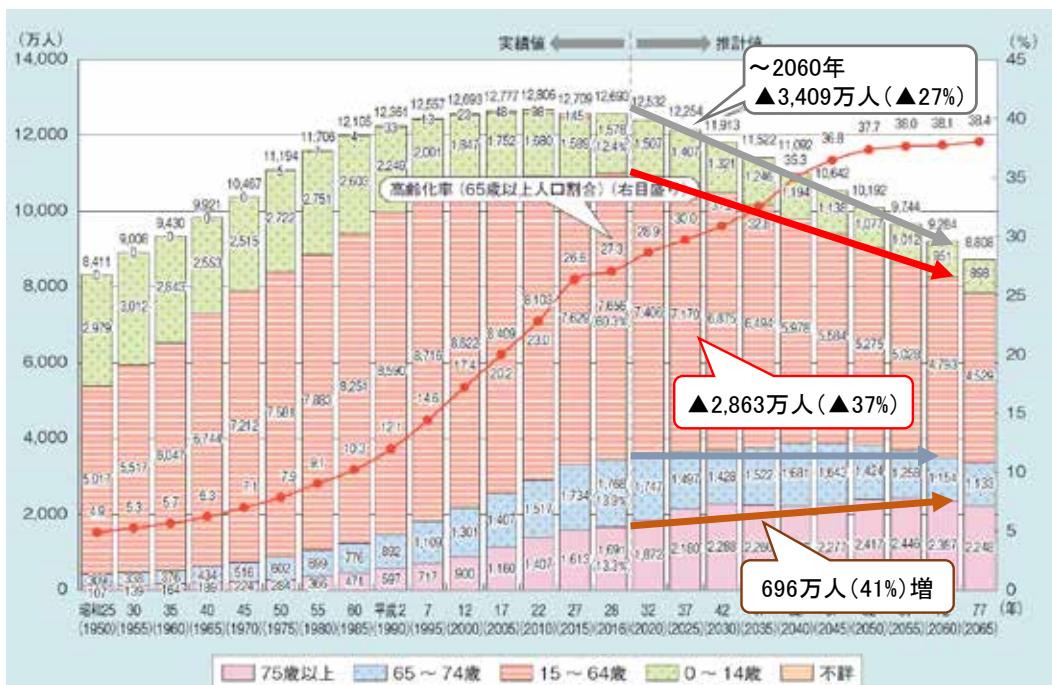
事業全体に占める地方公営企業の割合(平成29年度)

事 業	指 標	全 事 業	左記にしめる 地方公営企業 の割合	地方公営企業の 事業数
水 道	現 在 給 水 人 口	1億2,496万人	99.6%	1,926
工 業 用 水 道	年 間 総 配 水 量	43億39百万m ³	99.9%	156
鉄 軌 道	年 間 輸 送 人 員	250億人	13.9%	14
自 動 車 運 送	年 間 輸 送 人 員	46億人	20.4%	25
電 気	年 間 発 電 電 力 量	9,133億31百万kWh	0.9%	100
ガ ス	年 間 ガ ス 販 売 量	1兆7,786億33百万M J	2.0%	27
病 院	病 床 数	1,555千床	11.4%	630
下 水 道	汚 水 处 理 人 口	1億1,571万人	90.3%	3,631

上記のほか、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。

5

日本の人口推移



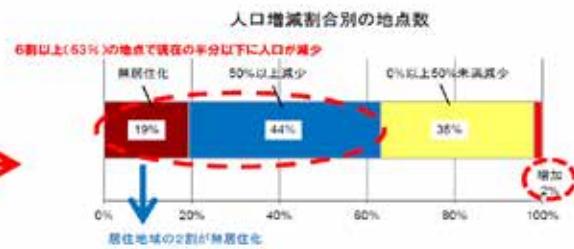
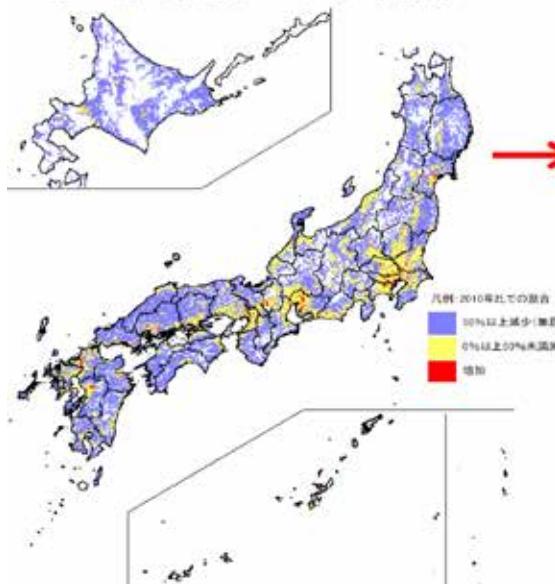
(出典) 平成29年版高齢社会白書(内閣府)をもとに総務省で加工

6

人口の低密度化と地域偏在

- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 全国を「1km²毎の地点」でみると、現在の居住地域の6割以上で人口が半分以下に。

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】



出典:国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン2050 参考資料」(平成26年7月4日公表)

7

2. 下水道事業の現状と課題

8

事業種類別・経営主体別事業数(平成29年度)

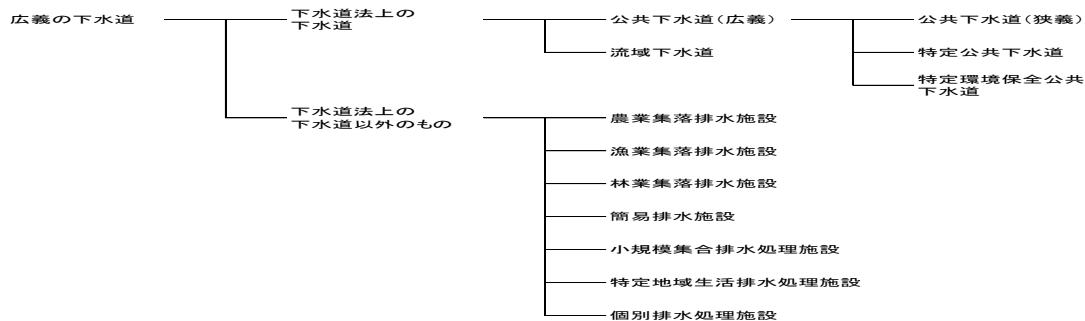
事業種類 経営主体	公共	特環	特公	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	4	21	3	42	10	1	0	0	0	0	0	81
指定都市	20	11	0	0	12	2	0	0	0	4	1	50
市	719	347	7	1	449	89	11	10	50	143	61	1,887
町村	430	364	0	0	437	77	15	16	29	133	87	1,588
一部事務組合等	16	5	0	3	0	0	0	0	0	1	0	25
計	1,189	748	10	46	908	169	26	26	79	281	149	3,631

下水道法上の下水道

下水道法上の下水道以外のもの

個別処理(浄化槽)

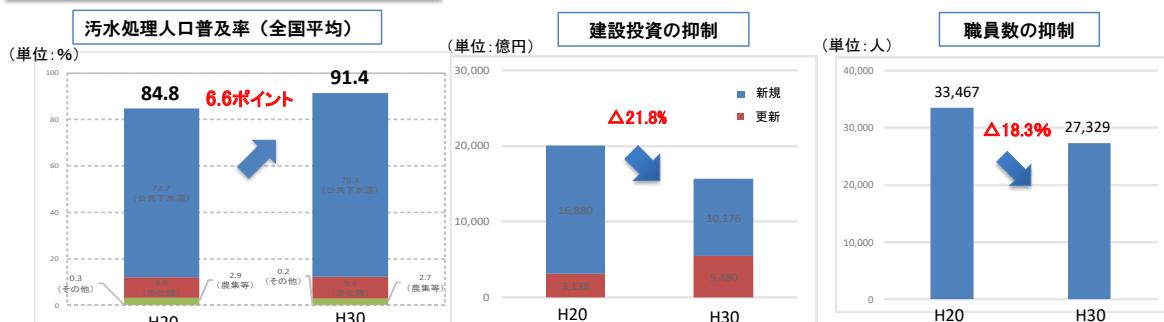
<参考:下水道の種類>



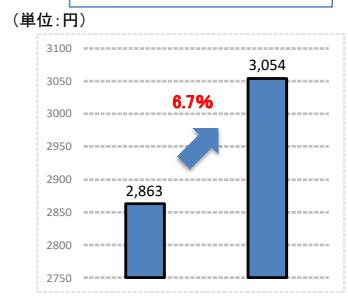
9

下水道事業の現状

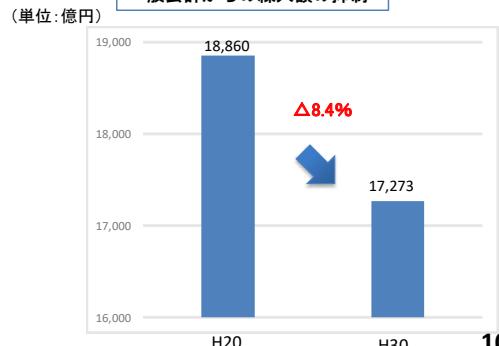
下水道事業の経営状況 (H20→H30)



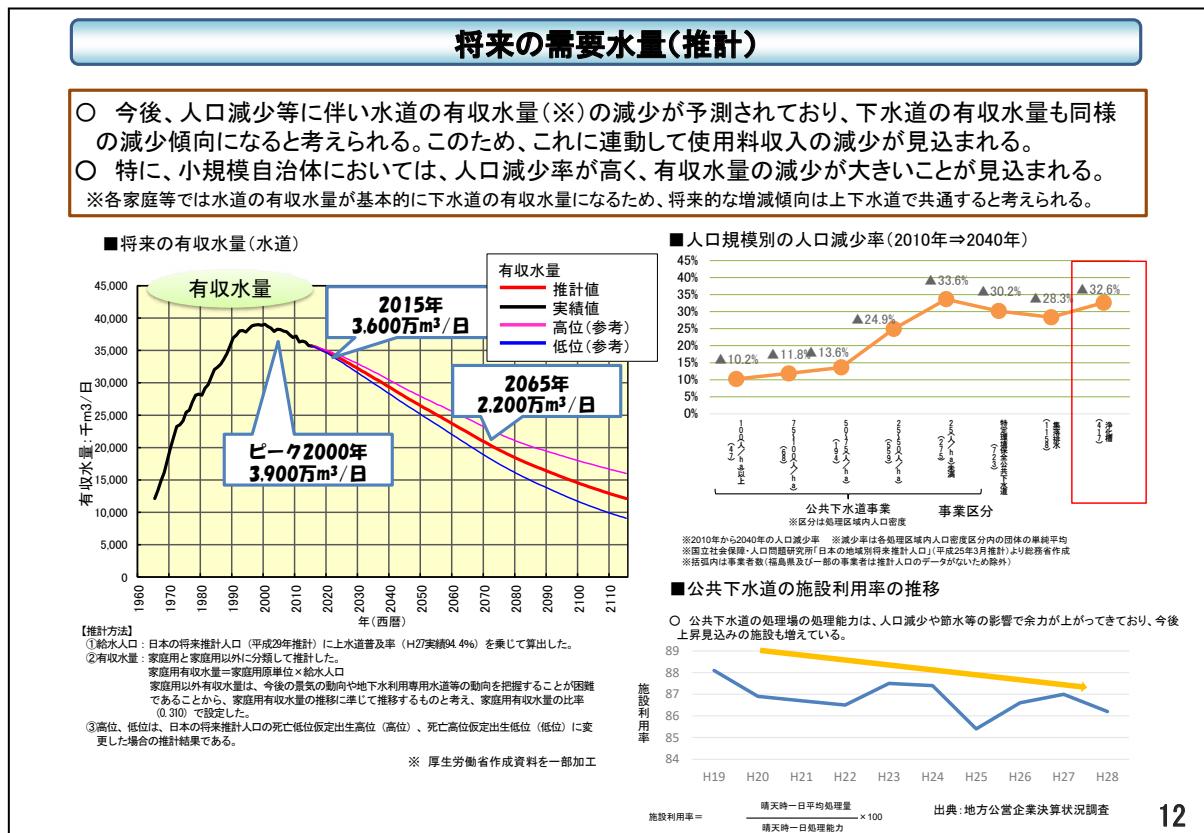
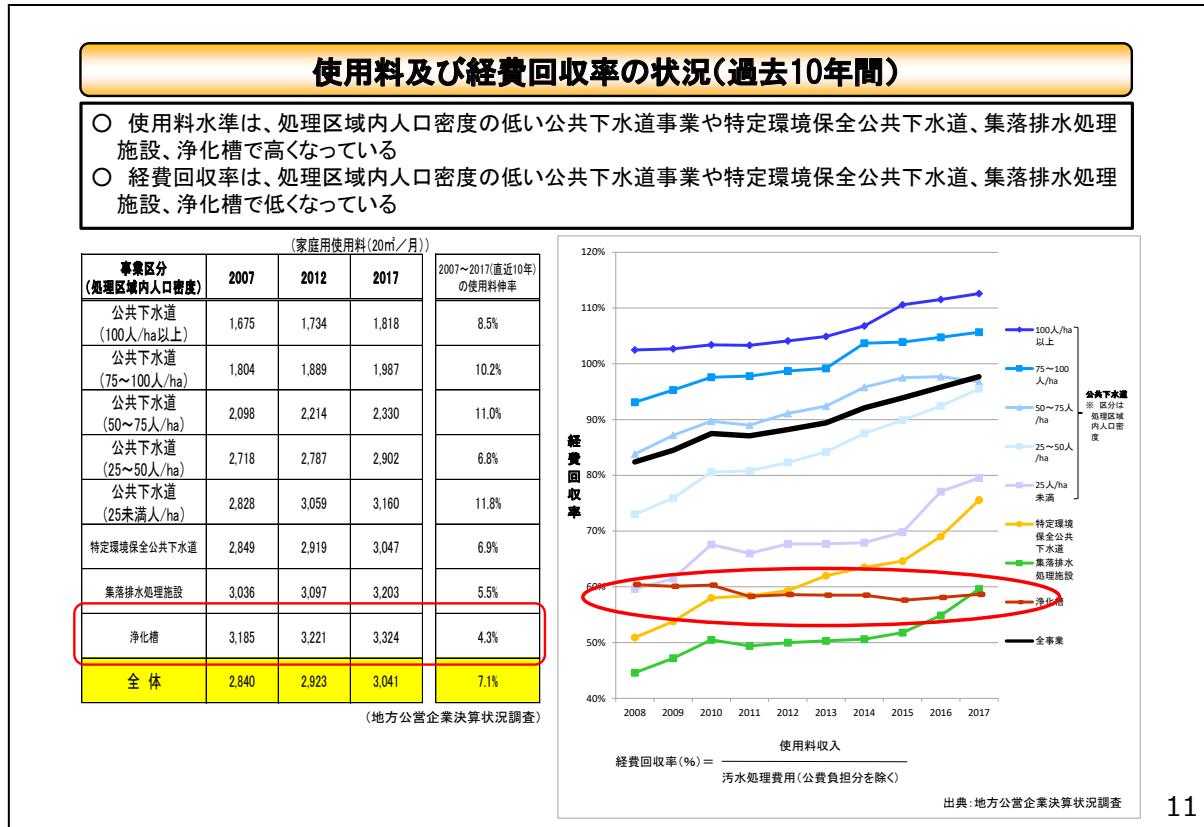
使用料水準※の適正化



一般会計からの繰入額の抑制



10



3. 総務省の取組

(1) 公営企業における経営改革の推進 (経営戦略の策定、公営企業会計拡大等)

13

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴う料金収入の減少
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・公表・PDCA

- ・ 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- ・ 中長期の視点に立った人口減少の推計等を踏まえた、アセット(ストック)マネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、当面の10年以上の投資・財政計画を策定
- ・ PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

財源試算

(基本10年以上)の策定

投資・財政計画

（人材確保、組織体制の整備）

（新技術、ICTの活用）

相互に反映

抜本的な改革の検討

- ・ 公営企業が行っている事業の意義、必要性等を検証し、今後の方向性について検討

- ✓ 事業そのものの必要性
- ✓ 公営で行う必要性

事業廃止

- ✓ 事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

- ✓ 経営形態

広域化等

民間活用

公営企業の「見える化」

- ・ 抜本的な改革や経営戦略に、より的確に取り組むため、経営・資産等を正確に把握、各種経営指標を活用

経営比較分析表の作成・公表

14

地方公営企業法適用の意義

公営企業とは：住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況

将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況(損益情報・ストック情報等)の的確な把握等
⇒経営効率化、経営改革の推進
⇒より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績(毎年度の利益・損失等フロー情報)・財政状態(資産・負債等ストック情報)の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例(議会の議決不要)

期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

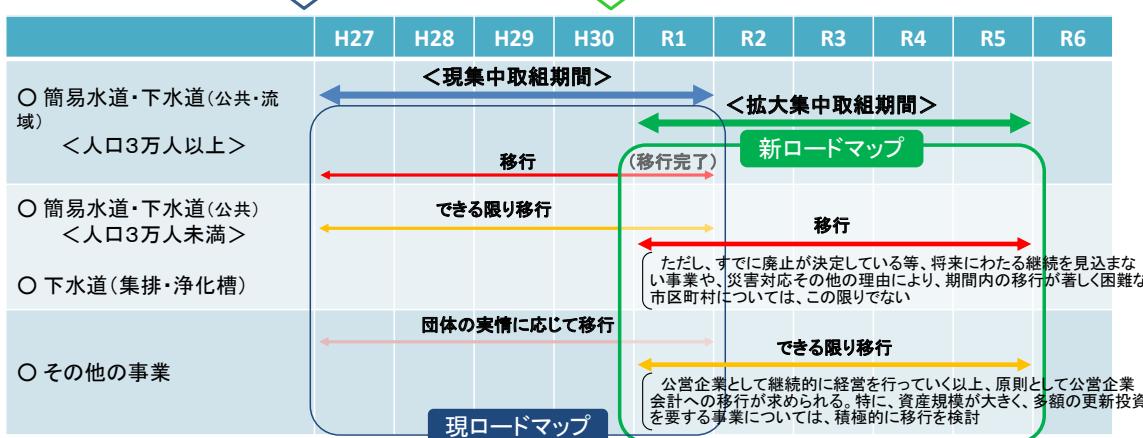
- | | |
|--------------------------|----------------------------------|
| ➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進 | ➤ 企業間での経営状況の比較 |
| ➤ 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に | ➤ 分かりやすい財務情報に基づく住民や議会によるガバナンスの向上 |
| ➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進 | ➤ 職員の経営マインドの育成 |

15

公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ

H27.1月
総務大臣通知等により要請

H31.1月
総務大臣通知等により要請



取組の推進
に向けて

新たなロードマップに基づき、小規模団体においても取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアル、専門人材による人的支援、都道府県による支援体制等の充実を図る。

今後の検討
の方向性

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。

16

新たなロードマップにおける対象事業について

H31年度～H35年度(5年間)を新たな集中取組期間として、以下の取組を要請

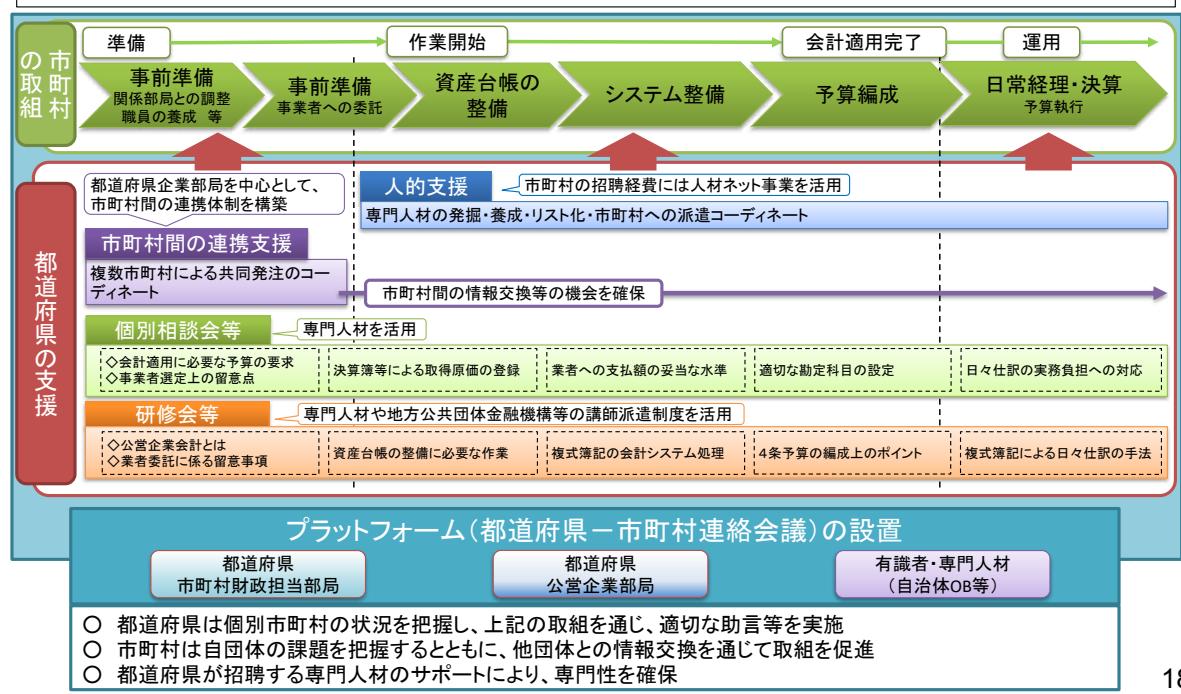
青文字は前回通知により要請していた内容 赤文字は今回通知により新たに要請する予定の内容

	簡易水道	下水道				その他
		流域	公共	集落排水	浄化槽	
都道府県 及び 人口3万人以上 の市区町村		平成31年度までに移行することが必要		平成31年度までに できる限り移行対象 に含めることが必要		
人口3万人未満 の市区町村			平成35年度までに移行することが必要		※ただし、すでに廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでないこと。	「重点事業」：特に公営企業会計を適用する必要性が高い

17

都道府県による市町村支援体制の構築

- 新ロードマップの推進に向けて都道府県に対し、個別市町村の状況を的確に把握し、その取組を総合的に支援することを要請。
- 市町村の取組に要する経費(会計適用債の対象)や、都道府県が行う市町村支援に要する経費について、普通交付税措置。

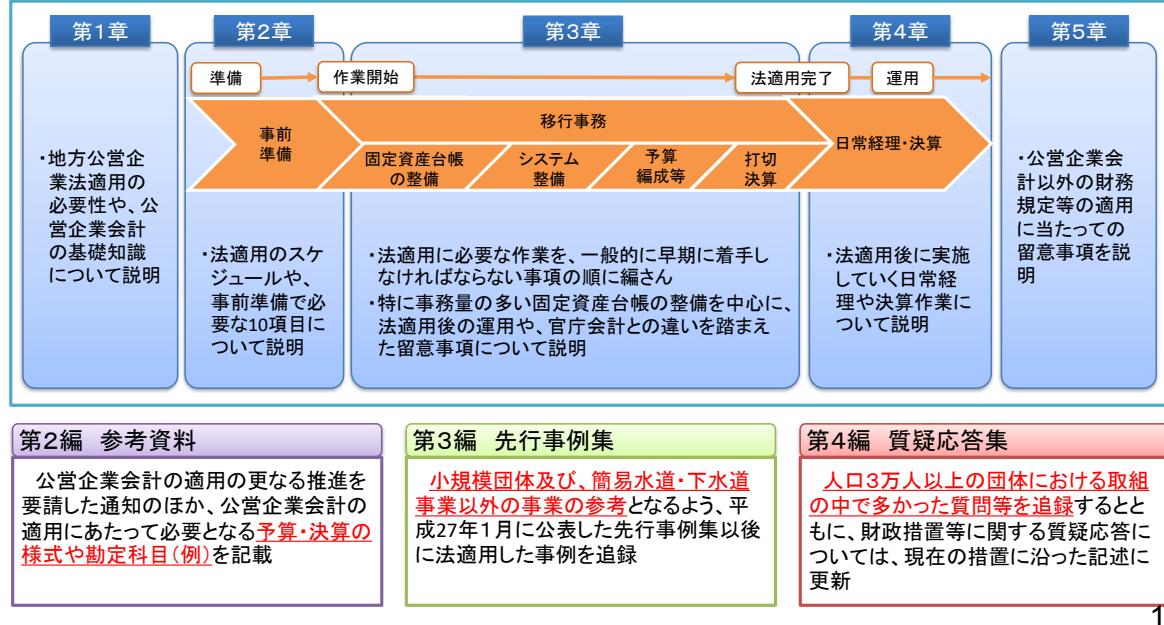


18

地方公営企業法の適用に関するマニュアル(平成31年3月改訂版)について

- 公営企業会計の適用に当たって必要となる事務を時系列順に明確化するとともに、事例集や質疑応答集を充実させることで、十分な知見を有していない団体の円滑な取組に資するよう配慮

第1編 地方公営企業法適用の手引



19

公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

新たなロードマップにおいて、現行の重点事業を含む全ての法非適用事業について公営企業会計の適用を要請することを踏まえ、公営企業会計適用の取組や当該取組に対する支援に要する経費等について、地方財政措置の拡充・新設を行う

1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置【拡充】

- 概要: 法非適用事業における公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)
※「公営企業経営支援人材ネット事業」を活用した場合の、専門人材招へいに要する経費も含む
- 財政措置:
 - － 簡易水道事業[継続]: 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の100%に普通交付税措置
 - － 下水道事業[継続]: 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21~49%に普通交付税措置
 - － 上記以外の事業[新規]: 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
 (都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 措置期間: 平成31~平成35年度

2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置【新規】

- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 措置期間: 平成31~平成35年度

3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置【新規】

- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 平成35年度までに会計適用した事業について、3年間にわたり激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)

20

公営企業等の経営改革に係る人的支援制度(概要)

専門家の助言を活かし、公営企業等が経営改革に取り組もうとする場合、①公営企業等経営アドバイザー派遣事業及び②公営企業経営支援人材ネット事業の人的支援制度を活用することが可能。

① 公営企業等経営アドバイザー派遣事業

希望する市町村に対して、公営企業等の経営に精通したアドバイザーを派遣し、公営企業等の経営改革に取り組む団体を支援(平成7年度より開始)

- 対象事業 公営企業、第三セクターの経営改革
- 主に派遣される人材 公認会計士、経営コンサルタント
- 派遣方法 総務省にてアドバイザーを選定、市町村は活用したい事業を申し込み、総務省が選定したアドバイザーを受け入れ
- 想定日程 原則として1泊2日
- 経費の負担 アドバイザーの旅費・謝金は総務省で負担
- H30年度派遣実績 20団体21事業

【令和元年度】

- スケジュール
 - H31年3月～ 都道府県を通じて照会発出
 - H31年4月～ 申請締切り
 - R1年7月～ 対象団体へアドバイザー派遣開始

※モデル事業については6月から派遣開始

- 派遣規模 19団体21事業

② 公営企業経営支援人材ネット事業

総務省が公表している「公営企業経営支援人材ネット」リストの登録者の中から、公営企業の経営改革に取り組む地方公共団体が希望する専門人材を直接招へいし、受け入れ(平成28年度より開始)

- 対象事業 公営企業の経営改革
- 主に派遣される人材 公認会計士、自治体OB・OG、自治体職員、学識経験者
- 派遣方法 登録者リストを総務省ホームページにて公開
派遣を希望する地方公共団体は当該リストの中から専門人材へ直接問合せの上、受け入れ
- 想定日程 1年間を通じて数回程度
- 経費の負担 原則として各地方公共団体において負担
ただし、特別交付税措置あり
⇒対象経費(上限200万円)の1/2を一般会計から繰出
一般会計繰出金の1/2について特別交付税措置
- H30年利用実績 12団体15事業(公営企業会計の適用、経営戦略の策定等)

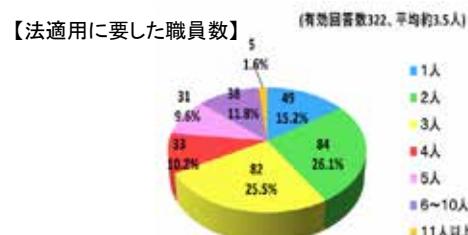
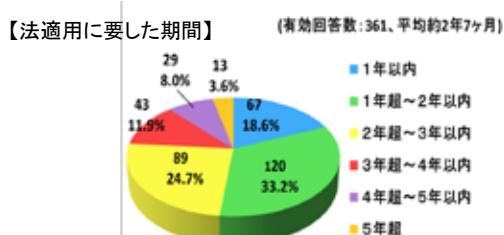
【令和元年度】

- スケジュール
 - H31年4月 登録者リストの更新・公表(HPにて)

21

公営企業会計の適用準備に係る項目・時間

- 固定資産台帳の整備、条例・規則等の制定・改正、新予算の編成、システム構築などの様々な事務が必要となる。
- 「地方公営企業法の適用に関する研究会報告書」(平成26年3月)によれば、法適用に要した期間と職員数は、平均でそれぞれ「**2年7か月**」、「**3.5人**」であり、一定程度の時間と手間を要する。
- 移行事務の全体像を把握するとともに、個別の事務の進め方等をあらかじめ検討するものであるため、職員による対応を基本とすることが望ましい。



「地方公営企業法の適用に関する研究会報告書」(平成26年3月)

<移行事務の準備10項目>

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 事務内容とスケジュールの把握 | 6 制定・改正を要する条例・規則等の把握 |
| 2 対象事業の検討 | 7 関係部局の把握 |
| 3 全部適用・財務適用の検討 | 8 各種システムの状況の把握 |
| 4 既存資料の状況の把握 | 9 先行事例研究・職員研修 |
| 5 固定資産台帳への資産登録単位の検討 | 10 委託の活用の検討 |

22

公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書概要（総論）

公営企業を取り巻く環境の変化と現在の問題状況

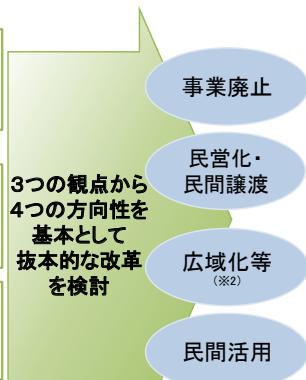
- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、大量退職等に伴う職員数の減少、制度改革に伴う影響など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念があり、こうした問題点や危機意識について関係者間で共有を図ることが必要。

抜本的な改革の必要性

- 現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

「抜本的な改革」の検討プロセス

- ①事業そのものの必要性・公営で行う必要性
 - 事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証（※1）
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行すべき
 - 事業の継続、サービスの提供自体が必要と判断された場合でも、収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討 ⇒ 民営化や民間譲渡について検討
- ②事業としての持続可能性
 - 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改革による影響等の経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施
- ③経営形態（事業規模・範囲・担い手）
 - 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の広域化等（※2）、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の民間活用を検討



(※1): 例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。
(※2): 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。23

公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書概要（下水道事業）

下水道事業の改革の方向性

- 汚水の処理・雨水の排除により生活環境の改善・公共用水域の水質保全などの役割を担っており、公営企業としてサービスの継続的な提供を行う必要が高い事業である。
- 人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、広域化等及び更なる民間活用の推進を検討

広域化等の留意事項

- 汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化、最適化の4類型
- 持続可能性に関する危機意識や広域化等による効果について、市町村に認識が共有されていないため、情報共有や意見交換、広域化等の検討の場を設けることが重要。
- 市町村域を越えた広域化等（流域下水道との連携を含む）についても検討を行うことが重要。
- 未普及地域においては、様々な汚水処理施設をどのように選択していくかという最適化について、一層の検討を行うことが重要。
- 都道府県構想の見直しの機会等を通じて、都道府県は、市町村間での情報共有が進められるよう、主導的な役割を果たすことが重要。

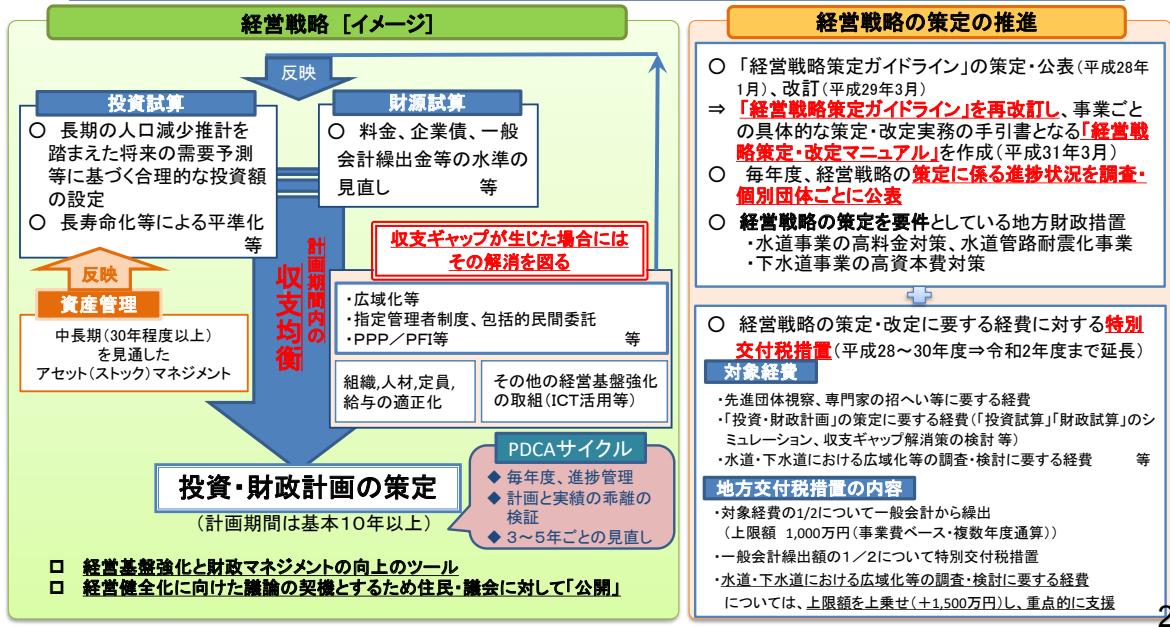
民間活用の留意事項

- 民間活用は、コストダウンだけでなく、民間の有する技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があることに留意すべき。
- 指定管理者制度や、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の活用を積極的に検討すべき。
- 中小規模の団体ほど新たに民間活用に取り組むことにより経営効率化の効果が出る余地が大きいという側面もあることに留意し、積極的に検討すべき。
- 周辺市町村と共同することで円滑・効率的に民間活用に取り組むことができること、民間活用の共同化が広域化等の取組につながることなど、広域化等とあわせた民間活用も有効。
- 都道府県は、市町村への情報提供や情報共有・意見交換に向けた検討の場を設けるなど、積極的に関与する役割が期待される。

公営企業の「経営戦略」の策定について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○令和2年度までに策定率100%とすることを要請(平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進。)。
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)



25

経営戦略の策定状況の「見える化」

経営戦略策定状況の「見える化」

- 令和2年度までの策定を要請(平成28年1月)。
- 平成30年3月31日時点の策定率は47.9%。令和2年度までは、既に策定済みの事業を含め、95.0%が策定予定。
- 一方、策定予定期未定の事業が5.0%あるため、令和2年度までに一層の策定推進が必要。

公営企業の経営戦略の策定状況(平成30年3月31日現在)										(単位:事業)
事業種別	策定期	策定期間に策定予定		小計	策定期未定		合計			
		うちH30年度に策定期に策定予定	うちH31~32年度に策定期に策定予定		事業数(構成比)	事業数(構成比)				
水道	809 (43.3%)	438 (23.7%)	552 (28.6%)	1,792 (96.8%)	80 (3.2%)	1,852 (100.0%)				
うち上水道	579 (43.8%)	338 (25.6%)	376 (28.5%)	1,293 (97.9%)	28 (2.1%)	1,321 (100.0%)				
うち下水道	223 (42.0%)	100 (18.8%)	176 (33.1%)	499 (94.0%)	32 (6.0%)	531 (100.0%)				
工業用・水道	61 (40.7%)	22 (14.7%)	61 (40.7%)	144 (96.0%)	6 (4.0%)	150 (100.0%)				
交通	14 (17.1%)	22 (26.8%)	38 (48.3%)	74 (90.2%)	8 (9.8%)	82 (100.0%)				
電気	23 (25.0%)	11 (12.0%)	46 (50.0%)	80 (87.0%)	12 (13.0%)	92 (100.0%)				
ガス	12 (52.2%)	3 (13.0%)	7 (30.4%)	22 (95.7%)	1 (4.3%)	23 (100.0%)				
港湾・整備	2 (2.2%)	7 (7.5%)	76 (81.7%)	85 (91.4%)	8 (8.6%)	93 (100.0%)				
市と施設	7 (4.7%)	12 (8.1%)	111 (75.0%)	130 (87.8%)	18 (12.2%)	148 (100.0%)				
と畜場	0 (0.0%)	5 (10.0%)	33 (71.1%)	38 (82.6%)	8 (17.4%)	46 (100.0%)				
観光施設	17 (7.1%)	23 (9.7%)	168 (70.6%)	208 (87.4%)	30 (12.6%)	238 (100.0%)				
宅地造成	17 (5.7%)	26 (8.8%)	178 (60.1%)	221 (74.7%)	75 (25.3%)	296 (100.0%)				
駐車場	6 (3.4%)	17 (9.6%)	131 (74.0%)	154 (87.0%)	23 (13.0%)	177 (100.0%)				
下水道	2,234 (63.9%)	394 (11.0%)	809 (22.6%)	3,487 (97.8%)	87 (2.4%)	3,574 (100.0%)				
合計	3,245 (47.9%)	980 (14.5%)	2,210 (32.6%)	6,435 (95.0%)	338 (5.0%)	6,771 (100.0%)				

策定状況の「見える化」

- 平成30年3月31日時点での全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済(平成30年8月)。
- 今後、毎年度調査を実施し、策定状況の「見える化」を推進することとしている。
- 平成31年度からは、改定状況(改定予定期も含む)も公表予定。

団体名	事業名	事業詳細	経営戦略の策定状況					その他
			①策定期	②取組中	③未着手	(2)又は(3)の場合)策定期未定年度	H30	
埼玉県	水道事業	上水道(用水供給)	○					
埼玉県	工業用・水道事業	工業用水道	○					
埼玉県	下水道事業	流域下水道	○					
埼玉県	宅地造成事業	その他造成	○					
さいたま市	水道事業	上水道(未端給水)	○					
さいたま市	下水道事業	公共下水道	○					
さいたま市	市場事業	市場		○			○	
さいたま市	ごみ事業	ごみ		○			○	
さいたま市	宅地造成事業	その他造成		○			○	
川越市	水道事業	上水道(未端給水)	○				○	
川越市	下水道事業	公共下水道	○				○	
川越市	下水道事業	農業集落排水施設	○				○	
川越市	駐車場整備事業	駐車場整備	○				○	

「その他」は地方債の償還のみの事業、廃止(予定)事業。

経営戦略の策定推進(策定期未定事業への対応)

- (1)策定期に向けた検討段階であることを未定の理由としている事業については、「策定期・改定ガイドライン」や「策定期・改定マニュアル」のほか、策定期に要する経費に対する地方財政措置や、人的支援制度の活用を促す。
- (2)策定期が未定である理由として、統廃合・広域化等の経営形態の見直し後や、公営企業会計へ移行後、若しくは他の計画(既存の経営計画等)の終了・見直しに併せて、経営戦略を策定する予定であることを挙げている事業については、適宜助言を行い(講習会、会議等の機会を活用)により令和2年度までの進捗を管理する。

26

(2) 下水道事業における広域化等改革

27

下水道事業の課題

- **公共下水道・集落排水・浄化槽等の普及率は90.4%_(H28)。**未普及地域が残っているとともに、新規整備から維持・更新の段階に入る地域もあり、それぞれの地域に合った適切な対策が求められている。(最高は99.8%(東京都)、最低は58.9%(徳島県)_(H28))
- **料金収入は、人口減少などによる減少要素はあるものの、新規利用者の増などによって有収水量が微増し、直近10年間は微増。**今後は、減少が見込まれる。
- **更新投資が増加**してきており、今後、一層の増加が見込まれる。

「下水道財政のあり方に関する研究会」の開催

<p><設置目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活に不可欠なインフラである下水道事業において、未普及地域の解消に当たっては、公共下水道・集落排水・浄化槽等の中から最適な整備手法を選択することを推進する必要がある。 ○ また、今後、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新投資による支出の増大が見込まれ、経営環境が厳しさを増すことが予想される。 ○ このため、各企業における経営努力を推進する方策及び、それを前提とした下水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策について検討する。 	<p><委員></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">小西 砂千夫(座長)</td> <td style="width: 50%;">関西学院大学大学院経済学研究科人間福祉学部 教授</td> </tr> <tr> <td>足立 泰美</td> <td>甲南大学 経済学部 准教授</td> </tr> <tr> <td>飯島 俊彦</td> <td>神奈川県横須賀市 上下水道局 経営料金課長</td> </tr> <tr> <td>井出 多加子</td> <td>成蹊大学 経済学部 教授</td> </tr> <tr> <td>宇野 二朗</td> <td>横浜市立大学 國際総合科学群 教授</td> </tr> <tr> <td>金崎 健太郎</td> <td>関西学院大学 法学部 教授</td> </tr> <tr> <td>小室 将雄</td> <td>有限責任監査法人トーマツ パートナー</td> </tr> <tr> <td>齋藤 篤</td> <td>秋田県 建設部 下水道課長</td> </tr> <tr> <td>齊藤 由里恵</td> <td>中京大学 経済学部 准教授</td> </tr> <tr> <td>古澤 堅吾</td> <td>上越市 都市整備部 生活排水対策課長</td> </tr> </table> <p><オブザーバー></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">梶原 輝昭</td> <td style="width: 50%;">国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課長</td> </tr> <tr> <td>松原 誠</td> <td>国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 下水道事業課長</td> </tr> <tr> <td>清野 哲生</td> <td>農林水産省 農村振興局整備部 地域整備課長</td> </tr> <tr> <td>松田 尚之</td> <td>環境省 環境再生・資源循環局 浄化槽推進室長</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(五十音順、敬称略)</p>	小西 砂千夫(座長)	関西学院大学大学院経済学研究科人間福祉学部 教授	足立 泰美	甲南大学 経済学部 准教授	飯島 俊彦	神奈川県横須賀市 上下水道局 経営料金課長	井出 多加子	成蹊大学 経済学部 教授	宇野 二朗	横浜市立大学 國際総合科学群 教授	金崎 健太郎	関西学院大学 法学部 教授	小室 将雄	有限責任監査法人トーマツ パートナー	齋藤 篤	秋田県 建設部 下水道課長	齊藤 由里恵	中京大学 経済学部 准教授	古澤 堅吾	上越市 都市整備部 生活排水対策課長	梶原 輝昭	国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課長	松原 誠	国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 下水道事業課長	清野 哲生	農林水産省 農村振興局整備部 地域整備課長	松田 尚之	環境省 環境再生・資源循環局 浄化槽推進室長
小西 砂千夫(座長)	関西学院大学大学院経済学研究科人間福祉学部 教授																												
足立 泰美	甲南大学 経済学部 准教授																												
飯島 俊彦	神奈川県横須賀市 上下水道局 経営料金課長																												
井出 多加子	成蹊大学 経済学部 教授																												
宇野 二朗	横浜市立大学 國際総合科学群 教授																												
金崎 健太郎	関西学院大学 法学部 教授																												
小室 将雄	有限責任監査法人トーマツ パートナー																												
齋藤 篤	秋田県 建設部 下水道課長																												
齊藤 由里恵	中京大学 経済学部 准教授																												
古澤 堅吾	上越市 都市整備部 生活排水対策課長																												
梶原 輝昭	国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課長																												
松原 誠	国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 下水道事業課長																												
清野 哲生	農林水産省 農村振興局整備部 地域整備課長																												
松田 尚之	環境省 環境再生・資源循環局 浄化槽推進室長																												

<スケジュール>

- 平成30年2月から計5回開催し、12月に中間報告書を公表。
- 平成31年3月に第6回、5月に第7回、9月に第8回を開催。

「下水道財政のあり方に関する研究会」中間報告書 概要(平成30年12月)

下水道事業の現状と課題

下水道事業の課題
⇒ 契約の経営改革が必要

- 小規模下水道事業(集落排水施設等)の課題
 - ・過疎化、節水、職員数減、処理場更新期に直面、総入額増大
- 処理区域内人口密度の高い公共下水道の課題
 - ・法定耐用年数超過の施設増大、大量更新期に早晩直面

今後の具体的な取組方策

1. 広域化・共同化の推進

○ 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的。国庫補助が拡充されたことも踏まえ、推進のための地財措置を拡充すべき(接続管渠、市町村内事業も対象化等)。

○ 市町村間の統合が最も効率的だが、調整に難航するケースが多い。都道府県の調整が重要であり、地財措置等も配慮すべき。

2. 最適化

○ 人口推計等も十分踏まえ、下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理方式から、地域の実情に応じた効率的な整備手法の選択を検討すべき。

3. ICTの利活用

○ ICT関連技術の進歩は著しく、処理場の遠隔監視等、ICTを利活用した維持管理の効率化が進歩。広域化に資するICTの地財措置を拡充する等一層の推進を検討すべき。

4. 民間活用

○ 包括委託、PFI、コンセッション等が普及してきており、地域の実情を踏まえ積極的に導入を検討すべき。なお、地財措置は直営とPFI方式で同等の措置を実施。

○ 民間への共同発注(遠隔監視、維持管理、保守点検、修繕等)について、技術の進歩により、i)複数の汚水処理事業、ii)汚水処理事業と水道等の異分野の事業、iii)複数の地方公共団体の事業、等の例も増えていることから、その積極的な検討を推進すべき。

5. 公営企業会計の適用等

○ 公営企業会計の適用が、広域化の検討の大前提となるケースが多く、早急な着手が必要。

○ 流域下水道の法適化、人口3万人以上の下水道・簡易水道事業の法適化により、他の事業の法適化も取り組みやすくなってきており、取組を促進すべき。

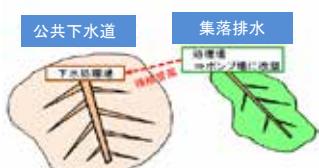
6. 適切なストックマネジメントに基づく老朽化対策

○ 現在、耐用年数超過施設の更新率は極めて低い。今後、大量更新期を迎えるが、膨大な事業費の増大が懸念されており、ストックマネジメントにより事業費の平準化、計画的な長寿命化事業の実施や、将来必要となる更新費用も踏まえた適切な使用料の設定に努めるべき。

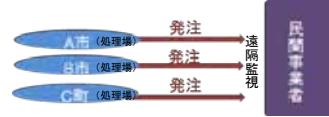
29

広域化・民間活用

【処理場の統廃合】



【維持管理・事務の共同化(共同発注)】



第6回下水道財政のあり方に関する研究会(2019年3月22日)資料

研究会における当面の検討事項

持続的な経営の確保策について中間報告で方策を示し、広域化・共同化を始めとして経営改革の取組を推進する一方で、現在の下水道の地方財政措置のあり方等の論点について、今後検討を行う。

① 使用料のあり方

- H17に設定した使用料水準(3,000円)の見直し
- 地方財政措置との関係
- 資産維持費及び積立のあり方

② 下水道事業における地方財政措置のあり方

- 事業規模別の長期間の経営実績及び今後の見通しを踏まえた地方財政措置の見直し
- 高資本費対策の見直し
- 公害防止事業債の見直し
- 施設の大量更新も見据えた地方財政措置のあり方
- 雨水収支と汚水収支の関係

③ 資産活用方策

- 上地の有効活用
- 跡地の有効活用
- その他の収入確保策
- 地方財政措置

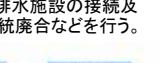
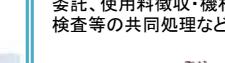
④ その他

- し尿処理施設と下水道施設との統合

30

下水道事業における広域化等

下水道事業の広域化等については、以下の4類型が主な類型

1. 汚水処理施設の統廃合	2. 汚泥処理の共同化	3. 維持管理・事務の共同化	4. 最適化
流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び行政区の統廃合などを行う。 	複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。 	集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料微収・機材購入・水質検査等の共同処理などを実行。 	公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。 
平成32年度から実施予定	平成16年度から実施	平成28年度実施	
○県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施	○新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	○浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施	
○人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む	○先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をききかけに検討	○都道府県構想の見直しを通じて検討	
○流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止	○県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施	○新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視 ○定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施	○未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 ○既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る
○維持管理費・改築更新投資を削減(50年間の試算) ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資(既存施設を更新しない) 約34億円減	○維持管理費・改築更新投資を削減(50年間の試算) ・維持管理費6億円減 ・改築更新投資(既存施設を更新しない) 約34億円減	○維持管理費を削減 ・年間約3,000万円減	○浄化槽(個別処理方式)に転換 (個別処理人口割合18.5%→22.3%) ○行政区の統廃合数が増加 (行政区19箇所減)

31

広域化・共同化計画の策定要請

- 下水道事業においては、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来、人口減少に伴う使用料の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等のより汚水処理施設に係る事業運営の厳しさが増しており、効率的な事業運営が一層求められているところ。
→ 政府として、全ての都道府県における広域化・共同化に関する計画策定等を目標に設定（「経済・財政再生計画改革工程表2017改訂版」（平成29年12月）等）

広域化・共同化計画の策定要請(平成30年1月17日関係4省連名通知※)

(主な内容)

- 都道府県は、市町村等とともに、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定する。
 - 平成30年度中の可能な限り早期に、「広域化・共同化計画」の検討体制を全ての市町村等参加のもと構築し、計画策定に着手する。
 - 「広域化・共同化計画」は、都道府県構想を構成する計画の一部と位置付けられる。
 - 「広域化・共同化計画」には、広域化に取り組む団体名、取組内容、対象施設名、スケジュール等を記載する。

広域化・農業化計画（〇〇県 〇〇地区）【アウトプットイメージ】

*「活水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日総務省・農水省・国交省・環境省4省課室長連名通知)

32

下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置の拡充

趣旨

人口減少や施設の老朽化等に伴い、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、持続的な経営を確保する観点から、広域化・共同化の推進を図るため、地方財政措置を講ずる。

財政措置の概要

1. 広域化・共同化に係る事業に対する地方財政措置

① 対象事業

- 終末処理場等の整備(現行措置)に加え、既存施設の統合に必要となる管渠等を対象に追加
※ 統合先市町村の広域化関連事業を含む。
- 複数市町村の広域化(現行措置)に加え、市町村内の広域化も対象に追加

② 財政措置

- 地方負担額の100%に下水道事業債を充当し、処理区域内人口密度に応じ、元利償還金の28~56%を普通交付税措置
- ※ イメージは右表及び図参照

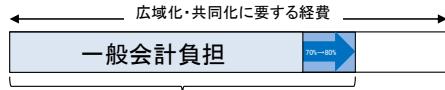
＜財政措置のスキーム＞ 交付税措置率(事業費補正分)

処理区域内人口密度(人/ha)	通常分	広域化分
25未満	44%	56%
25以上50未満	37%	49%
50以上75未満	30%	42%
75以上100未満	23%	35%
100以上	16%	28%

※ 通常分については、上記のほかに単位費用措置あり
※ 広域化分については、一般会計の負担を増額(3~7割→4~8割)し、その70%を交付税措置

※ 集落排水については、25未満と同等の措置

《処理区域内人口密度25人/ha未満の例》



③ 激変緩和措置

- 下水道事業が事業統合を行う場合、高資本費対策の激変緩和措置(据置5年+激変緩和5年)を講じる。

2. 都道府県の「広域化・共同化計画」の策定等の広域化・共同化の推進に要する経費について普通交付税措置

33

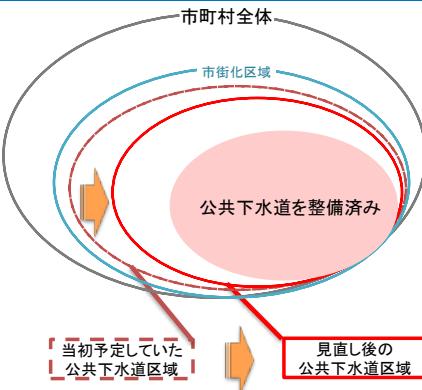
最適化

- 汚水処理の手法には、汚水を管渠で処理場に集めて処理する公共下水道や農業集落排水施設、各家庭で個別に処理する合併浄化槽等があり、市町村等は、各汚水処理施設の特性等を勘案して、最適な手法を選択し、その区域を設定(最適化)。
 - H26年1月に国交省・農水省・環境省の3省が定めた都道府県構想策定マニュアルに基づき、各都道府県は、区域を定める市町村等と連携して、都道府県構想(※1)の見直しを行っており、その中で、区域の見直し等を検討。
- ※1 都道府県ごとに策定する汚水処理の総合計画であり、市町村等の各汚水処理施設の整備に係る方針・区域等を記載した計画をとりまとめるもの。令和元年8月時点で44都道府県で見直しが完了。
- 総務省は、全ての市町村等に対して中長期的な経営の基本計画である経営戦略をR2年度末までに策定することを要請しており、その策定を通じて最適化の検討を推進。

地域と整備手法の主な目安

地域	整備手法
市街化区域内	公共下水道
市街化区域外 (農業振興地域等)	農業集落排水施設 (対象人口1,000人程度) 等(※2)
市街化区域外(その他)	合併浄化槽(※3)

公共下水道区域の見直し(縮小)イメージ



※2 他の整備手法として、自然公園地区等で整備する特定環境保全公共下水道や、他の集落排水施設(漁業、林業)などがある

※3 合併浄化槽は、主に市街化区域外で整備するが、市街化区域内で整備する場合は次のとおり

- ・公共下水道区域外
- ・公共下水道区域内であって、公共下水道の整備に相当の期間を要する場合

34

下水道事業における民間活用

下水道事業の民間活用については、以下の3類型が主な類型

1. 指定管理者制度

地方自治法第244条の2第3項に基づき、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、**公の施設の管理・運営を民間事業者に行わせる。**

2. 包括的民間委託

民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に維持管理を実施できるよう、**複数の業務や施設を包括的に委託する。**

3. PPP/PFI

PFI法に規定する**PFI手法を導入する**(コンセッション等)、または、**実態としてPFI手法に類似した手法を導入する**(DBO方式等)。

秋田県の例		大阪府堺市の例		岩手県紫波町の例	
期間	平成21年度から実施	平成24年度から実施		平成18年度から平成27年度まで実施	
概要	○流域下水道(1)及び県管理の公共下水道(1)の維持管理業務について「指定管理者制度」を導入し、効率的・効果的な事業運営を実施	○下水処理場(2)及び下水道管理事務所(1)の維持管理業務について「包括的民間委託」を実施 ○人材育成や技術継承の観点から、直営による維持管理業務も継続実施	○特定目的会社を設置し、当該会社において、集合処理区域外における浄化槽設置及び維持管理等を行う。		
背景	○民間のコスト意識、事業運営ノウハウを活用した効率的・効果的な事業運営を目的として実施	○市の行財政改革プログラムの歳入・歳出改革の一環として、経常経費を抑制し、弾力的な財政運営への転換を図ることを目的として実施	○汚水処理施設未普及地域の水洗化(浄化槽整備)について、コスト削減や集合処理とのサービス格差解消等を目的として実施		
取組内容	<指定管理者の実施業務> ・点検委託業務(自家発電設備、計装設備等) ・1件160万円未満の修繕工事 ・電気、燃料、薬品等の調達 ・見学者の受付、広報業務 等	<受託者の実施業務> ○下水処理場施設維持管理業務 ・施設の操作運転 ・監視制御、保守点検、少額修繕、水質管理 ○下水道管路施設維持管理業務 ・管路施設点検、清掃等業務、住民対応 ・管路長寿命化計画策定業務 等	<PFI事業者の実施業務> ○浄化槽設置 ・設置希望者の宅内に浄化槽を設置 ○維持管理 ・事業者が町より管理を受託し実施	※浄化槽は、整備後町が取得し、使用者は町に使用料を、町は事業者へ施設取得費・管理費等を支払う	
効果	○維持管理費を削減 ・年間2億4,000万円減	○維持管理費を削減 ・年間約1億4,000万円減	○設置費用、維持管理費等を削減 ・年間約1,150万円減 (事業期間を通じた削減額を年間当たり削減額に換算)	○10年間で約600基の浄化槽を設置	

※「概要」注の括弧内の数値は事業、処理場等の数を指す

35

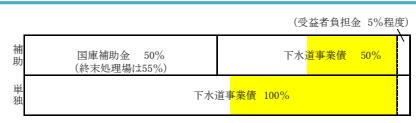
(参考)主な汚水処理施設に対する財政措置について

下水道

○公共下水道

【国庫補助率】50%等

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金に対して
処理区域内人口密度に応じて21~49%



○流域下水道

【国庫補助率】50%等

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金の49%
(臨時措置分:事業費補正分(100%)(補助事業のみ、薄黄色部分))



集落排水

○集落排水施設(農業集落排水、漁業集落排水等)

【国庫補助率】50%

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金の49%



浄化槽

○市町村設置型浄化槽(特定地域生活排水処理施設)

【国庫補助率】1/3等

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金の49%



○個人設置型浄化槽

【国庫補助率】2/15等

【特別交付税措置】補助事業は地方負担分の16%~80%(財政力に応じる)

単独事業は地方負担分の10.6%~53.3%(財政力に応じる)

※費用の6/10は設置者負担

※1 各事業の網かけ部分は交付税措置(公共下水道、個人設置型浄化槽については、最大の措置率の場合を網かけ部分としている。)
※2 受益者負担金、分担金を除いた建設改良費に下水道事業債を充当できる

36

「福岡県における 生活排水処理の現状と今後」

公益財団法人 日本環境整備教育センター 理事

国安 克彦 氏

『福岡県における生活排水処理の現状と今後』

(令和元年の短縮版)

公益財団法人 日本環境整備教育センター
理 事 国 安 克 彦

【 目 次 】

§ 1. 社会的背景の変化	1
(1) はじめに	1
(2) 下水道事業をめぐる最近の動き	9
(3) 平成31年1月1日現在における「人口、人口動態及び世帯数」	19
(4) 平成27年国勢調査の人口等基本集計結果	(略)
(5) 合計特殊出生率	(略)
(6) 将来推計人口	32
(7) コンパクト・プラス・ネットワーク	46
(8) 公共施設等の適正管理の推進	48
(9) 自治体戦略2040構想研究会について	49
(10) 戰略的な撤退による地方行政経営の健全化	55
§ 2. 生活排水処理施設の整備状況と今後の展開	57
(1) 生活排水処理施設の種類と整備状況	57
(2) 単独処理浄化槽人口と汲み取り人口	(略)
(3) 将来推計人口とDID人口に対する整備状況	71
(4) 都道府県構想の見直し状況	(略)
§ 3. 下水道事業が市町村財政に及ぼす影響	81
(1) 下水道事業の簡易将来推計	84
(2) 集合処理施設における処理区域内人口と総事業費の関係	88
(3) 集合処理施設の整備状況と処理区域内人口等の推移	89
(4) 集合処理施設整備事業における地方債現在高の推移	101
(5) 下水道会計への操出	103
(6) 経費回収率など	107
(7) 経営比較分析表における全体総括	116
(8) 水道料金の事業主体別の将来予測値(破綻しないため)等	120
§ 4. 市町村の財政状況	122
(1) 主な財政指標	122
(2) 第三セクター等について	(略)
(3) 生活保護費等について	131
(4) 市町村別合併算定替による普通交付税について	137

§ 1. 社会的背景の変化

(1) はじめに

これから、生活排水処理施設の更新事業を含む整備計画の見直しに際し、必須の判断材料となる地方自治体における「人口減少と高齢化の進展」、「市町村の財政状況」、「下水道事業が財政に及ぼす影響」などについて、**全国の動向と福岡県**における現状と今後に関する情報を紹介します。

- 1) 平成30年度末現在、汚水処理施設の整備率を表す指標である汚水処理人口普及率が**91.4%**(東京電力福島第1原発事故の影響で福島県下7町村を除く)と生活排水処理施設の整備がナショナルミニマムとなった今日、生活排水処理施設の整備は、住民の福祉の向上、生活環境の快適化のみならず、身近な水辺環境の改善、水資源の確保といった観点からも、地方自治体として必須の事業です。

地方自治体では、これまで、公道下に管路を埋設し、排水を1箇所に集めて処理する集合処理施設、すなわち、下水道や集落排水施設を中心として、面的整備が行われてきました。しかし、集合処理施設の整備には、以下のような問題点が指摘されています。

- ① **下水道事業**などは、対象地域を確定後、その地域における10~30年先の人口予測値から汚水量などを推定して、その地域の最下流部に汚水処理施設を最初に建設し、管路について、管径が最も大きい部分から順次、上流に向かって整備を進める事業であることから、**膨大な時間と費用がかかる事業**です。特に、初期投資が最大となる事業で、補助金(交付金)があるとはいえ、多額の地方債の手当が必要となります。
- ② 下水道や集落排水施設のように20年以上と長期にわたって建設時の借金を返済するシステムは、将来、人口が増加して経済が大きく拡大していくことを前提に施設がつくれられています。逆に言うと、それがなければ維持、施設更新できないシステムです。
インフラを持つことは、**地方債の償還と施設の維持更新(撤去)**という二つの債務を、**発言権のない将来世代が抱えることを意味します。**
- ③ 地方公営企業における平成29年度の決算状況によると、公共下水道の場合、使用料で回収する必要があるとされている汚水処理経費のうち実際に使用料で回収されている割合(経費回収率)は全国平均値が**101.3%**ですが、その値は事業体の処理規模(処理区域内人口)や供用開始後年数によって大きく異なっています。例えば、処理区域内人口区別の使用料金($20m^3\cdot月$)と経費回収率の関係は、10万人以上が2,296円で99.9%であるのに対し、5万以上10万人未満が2,494円で93.2%、1万人以上5万人未満が2,829円で87.2%、5千人以上1万人未満が3,059円で77.0%、5千人未満が3,126円で68.3%と、処理区域内人口が10万人未満の事業体においては現在の使用料水準では、整備すればするほど地方自治体の財政を圧迫している状況です。
- ④ 集合処理施設の場合、長い管路施設を有しており、この管路施設が地震に弱く、復旧にも多額の経費と長期間を必要で、水道・電気など他のライフラインに比べて、著しく脆弱な施設です。

- 2) また、滝沢智(東京大学大学院工学系研究科教授)氏は、平成27年12月号の下水道協会誌

(Vol. 52、No. 638)の巻頭言で、『下水道施設の維持管理、改築・更新に関する現在の状況をみると、維持管理の改善や、改築・更新に取り組みを加速する必要があるのは明らかである。例えば、管路 1 m当たりの年間維持管理費は、この10年間で2割減少し、**全国の公共団体の7割が管路の点検・調査を未実施**である。このため全国で下水道管理に起因する道路陥没が毎年約4千件発生している。下水道事業の経費回収は全国平均で約92%であるが、小規模な公共団体ほど回収率が低い傾向にあり、下水道施設の改築・更新を進めるためには、財源を確保することが重要である。』と指摘されています。

今後、人口減少や高齢化が下水道事業の経営や市町村の財政にどのような影響を及ぼす可能性があるのか、最悪のシナリオでは人口減少スパイラルのトリガーとなる恐れがあると考えられますが、地方自治体では、どのように進展すると予測されているのでしょうか。

表－1 近年の大規模地震と下水道施設における被災事例

地 震 名 発生年月日	マグニチュード 震源深さ	下水道施設の被害状況				
		地方公共団体数	被害額 (百万円)	被災管渠 km	被災率 %	処理場の主な被害内容
兵庫県南部地震 平成7年1月17日	M 7.3 約16km	(兵庫県)	約64,200	約180	2.0	ア
新潟県中越地震 平成16年10月23日	M 6.8 約13km	(新潟県) 1県6市 1町3村	20,579	152	4.8	イ
能登半島地震 平成19年3月25日	M 6.9 約11km	(石川県) 3市3町	1,882	15	2.3	
新潟中越沖地震 平成19年7月16日	M 6.8 約17km	(新潟県) 4市1町 (長野県) 1市	6,203	53	1.6	ウ
東北地方太平洋沖地震 平成23年3月11日	M 9.0 約24km	(青森県) (岩手県) (宮城県)、(福島県) (茨城県)、(栃木県) (千葉県)、(神奈川県) (東京都)、(新潟県)	約350,000	656	1.0	エ

注1) 処理場の主な被害内容

ア：8処理場で処理機能に影響が出る被害。特に東灘処理場は100日以上にわたって処理機能が停止。

イ：堀之内浄化センターで流入渠の破断により水処理機能停止。

ウ：柏崎市浄化センターの汚泥棟基礎杭一部破損。ダクトや配管の破損。

エ：処理場129カ所、ポンプ場112カ所において、稼働停止、施設損傷等の被災(震災当初)。管渠

65,001kmのうち約656kmで液状化等の被災(平成24年9月7日時点)。

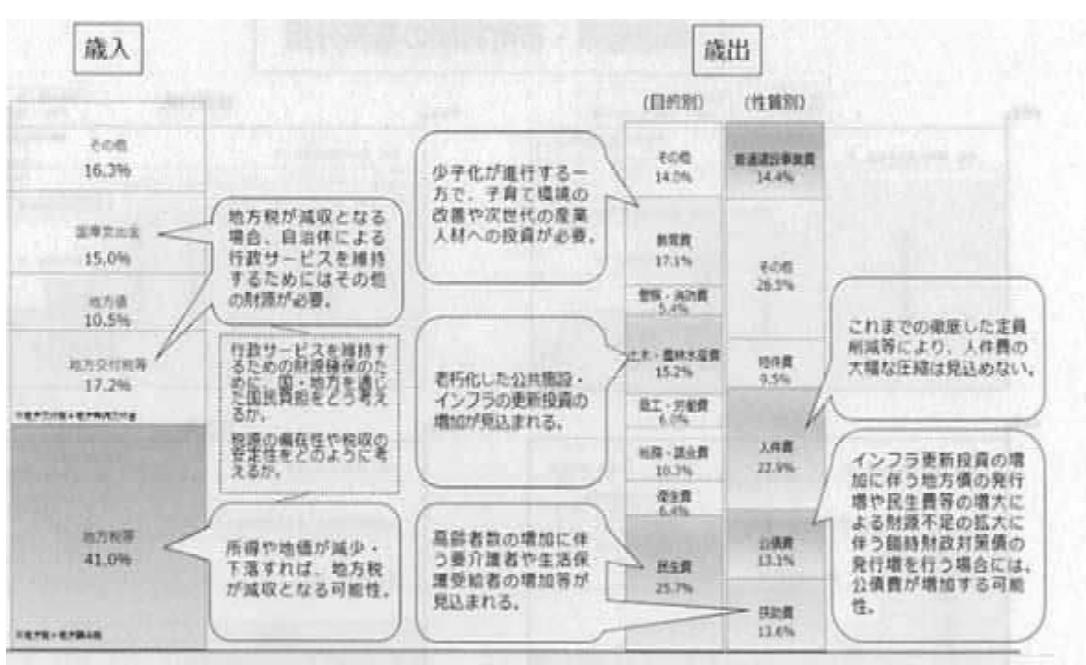
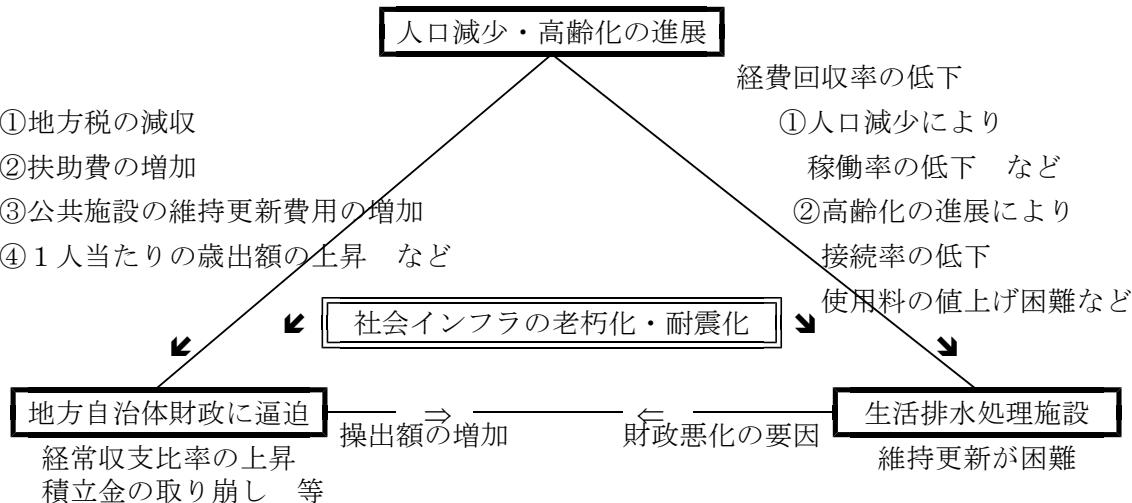
注2) 兵庫県南部地震は、代表として兵庫県内の被害状況を記載 出典「阪神・淡路大地震 下水道施設被災の記録」平成8年3月(兵庫県土木部下水道課)

【出典：国土交通省のHP】

○ 東日本大震災における浄化槽の被災状況は、震度6以上の地域で津波被害を受けた278施設を含めた合計1,099施設の調査結果によると、3.8%に相当する施設で槽本体の入れ替え(全損)が必要、この全損を含め28.4%の施設で応急修理が必要という状況です。

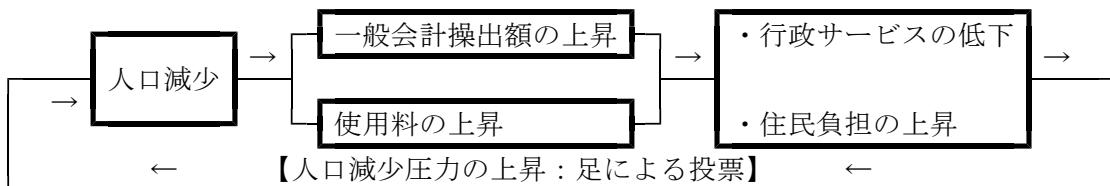
3) 高齢化は1960年頃、人口減少は1980年頃から、それぞれ予測されていたことです。

現在の人口減少や高齢化の問題は序の口で、今後、2020年代になると年平均62万人、30年代は年平均82万人、40～80年代は年平均90万人強、それぞれ日本人が減少すると予測されており、総人口に占める65歳以上人口の割合である高齢化率も、2015年10月1日現在、26.6%ですが、2020年に28.9%、30年に31.2%、40年には35.3%まで上昇と、わが国は世界に類をみない速さで人口減少と高齢化が進むと予測されています。



図－2 人口構造の変化が地方財政に与える影響

【出典：平成30年4月26日付け総務省報道資料、自治体戦略2040構想研究会第一次報告】



注) 可処分所得が少ない住民、例えば高齢者や低所得者が多い場合には、市町村財政に及ぼす影響がより大きくなることから、【人口減少圧力】はさらに大きくなると推測されます。

図-3 集合処理施設における人口減少スパイラル

表-2 人口動態の変化による影響の可能性

	潜在的な恩恵及び機会	潜在的なコスト及び課題
人口の高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ●平均寿命の長さは成功の証 ●商品及びサービスの需要並びに新たな市場の機会(シルバー経済) ●高齢者は、柔軟で経験豊富な未開発の人的資源の象徴 ●長い平均寿命 	<ul style="list-style-type: none"> ●年金及び高齢化に関するサービスの負担の増大 ●総人口に対する労働力人口の縮小 ●起業やイノベーションの減少 ●高齢化に関連しない財やサービスへの需要
人口の減少	<ul style="list-style-type: none"> ●混雑の緩和 ●土地集約的な活動の拡大 ●環境への圧力の減少 ●土地利用における柔軟性 	<ul style="list-style-type: none"> ●課税ベースの喪失 ●労働力の縮小 ●国内市場の縮小 ●効率的な行政サービス提供の困難化

【出典：国土審議会計画推進部会第1回(平成28年4月9日開催)配付資料「O E C D 国土・地域政策レビュー日本ポリシーハイライト】

4) 松谷明彦氏(政策研究大学大学院名誉教授)は、著書で「今、問題なのは、人が減ることや高齢化が進むこと、そういうことではなく、元々無理をしている部分が顕在化してきた。だから、今のやり方を変えない限りは、良くはならないとしています。また、2010年代には労働人口が減っているので日本の経済は縮小するとしており、明治維新や終戦にも匹敵する巨大な変化であるとしています。明治維新は近代経済への転換、終戦は先進工業国への出発で今度は拡大から縮小という逆の方向転換であり、今後は、全く教科書はなく日本人が考えて物事を整理しないといけない」と指摘されています。

また、岡田豊氏(みずほ総合研究所政策調査部主任研究員)は、「人口減少時代は人口獲得競争と過剰なストックに注意しなければならない。今後は日本全体が人口減少していく中で、人口獲得競争に敗れ、衰退する地方自治体が数多く出るのは避け難い。これは東日本大震災の被災地も同じであって、たとえ復興計画にあるようにハード整備を中心に多額の公的資金が投入されても、被災地すべてが人口減少に歯止めがかかり、復興を遂げるというのは非常に難しいであろう。また、ハードは人口減少で利用者が少なくなってしまっても、維持管理費の負担は減らないことにも注意しなければならない。」と指摘されています。当然、公債費(借金の返済費用)の負担も減りません。

さらに、自治体間の人口獲得競争について、週間ダイヤモンドの2013年06/08号に「移住者争奪戦 実質タダの土地 税金優遇 激しさを増す定住促進競争」というタイトルで次のような記事が掲載されています

移住促進事業といえば、かつては、主に過疎に苦しむ小規模自治体が打ち出す施策だった。ターゲットは定年退職者や地元を離れた出身者など。しかし、総人口の減少時代

に入り、どの自治体も定住人口の増加策に取り組むようになった。縮小する人口の奪い合いが激しくなっている。

現役世代をターゲットにした移住促進策が広がり始めた要因の一つに東日本大震災と原子力発電所事故の影響がある。安心と安全を求める人の移動が活性化し、広域化したからだ。縮小するパイの奪い合いが加熱すれば、自治体間格差のさらなる拡大が予想される。

独自路線を歩み、人口減少を食い止めているのが、長野県下條村だ。(中略)しかし、下條村は、自治体の取るべき道を愚直に進んでいるに過ぎない。国の補助制度などに安易に飛びつかず、地元の実情にあった施策を自らの創意工夫で編み出し、住民とともに実行してきた。

例えば、1992年から始まった資材支給事業。村道や農道、水路などの整備を住民自らが行い、村は資材を支給する。行政への過度の依存をなくし、住民自らが汗を流す。下水道整備の取り組みも独自性に満ちている。国が推進する公共下水や農業集落排水ではなく、合併浄化槽を選択した(追記:平成30年度末の汚水処理人口普及率96.5%)。維持コストなどを勘案し、合併浄化槽の方が住民や村にとってよいと判断した。国策と一線を画す行動で、自治体関係者の常識ではあり得ないものだ。

一連の独自施策の上に少子化対策が加わった。国の補助金を使わず、村単独で若者定住促進住宅を建設した。独自の入居条件を付けるためだ。家賃を格安(2LDKで月3万3千円)にし、子持ちか結婚予定者、さらには村の行事参加と消防団加入も条件とし、入居を募った。住宅建設は97年から始まり、現在178戸。同時に子育て環境の整備も進められた。村単独事業の原資は徹底した行財政改革で捻出した。こうして全国平均(1.39)を上回る1.92(11年)という合計特殊出生率となった。



- 5) (株)日本政策投資銀行地域企画部が2017年4月に公表した「都市の骨格を創りかえるグリーンインフラ～緑地への投資効果を探る～」には、次のような記述があります。

人口減少、高齢化の進展、地方公共団体の財政制約という不可避の事態に起因し、今後数十年にわたりわが国の諸都市は様々な課題に直面する。地方自治体は、コンパクトシティ政策等のまちづくり施策と一体となって都市の競争力を強化していくことで、これらの課題に向き合う必要がある。

都市の競争力の強化にとって、社会資本の維持・整備は欠かせない。しかし、人口増加を背景として、主に高度経済成長期において一斉に整備された社会インフラの多くは老朽化が進行しており、また、一度形成された住宅ストックを撤去することは容易ではなく、木造密集市街地や空き家となって社会問題化している。地震や集中豪雨などの災害リスクを前にしながらも、財政制約、労働力不足、組織や社会システムの硬直性が障害となり、社会資本の更新や刷新は、国や地方公共団体の思うようには進んでいない。

(略) 現状、各地方公共団体における社会資本の更新に向けた計画策定こそ進んでいるが、当該計画を具体的に実施に移せるかがより重要となる。(略) しかし、これらの制約をバネにして都市の持続可能性や魅力の向上といった「まちづくり」の質を高める

前向きな動機づけなくして、老朽化した都市の更新は容易には進むまい。

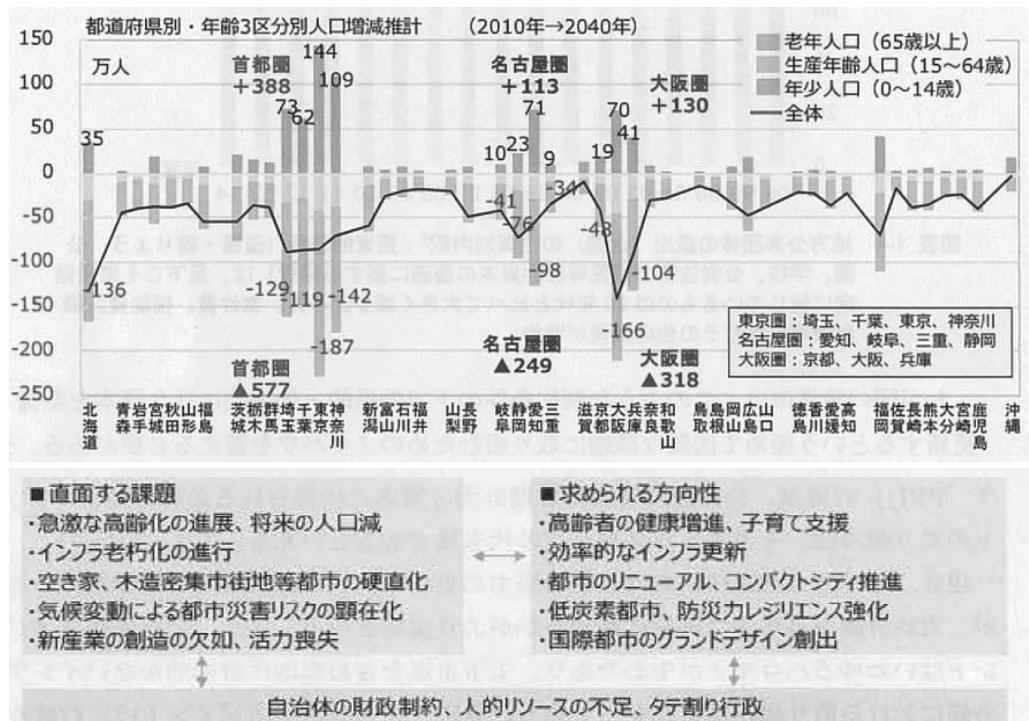


図-4 わが国諸都市の直面する課題と求められる方向性

【出典：(株)日本政策投資銀行地域企画部、都市の骨格を創りかえるグリーンインフラ、2017年4月】

6) 日本の将来について、平成30年3月30日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会の配付資料「NIRA総研 人口変動が突きつける日本の将来」では以下のように示されています。、

■ 推計の目的：確実に訪れる将来像を直視する

- 現在計画されている政策が想定通り実施され、効果が生じるという前提。
推計の終期は2041年。それ程遠い将来ではない。

医療・介護の政策立案サイクルに合わせて終期を決定(適正化計画6年、介護保険事業計画3年。適正化計画4回分=24年間経過)。

- 特に、人口構造の変化がもたらす影響を具体化。
確実に訪れる将来を直視する。
- ぴたりと「当てる」ための推計ではない。

今後の政策をよりよい方向に進めていくための議論の土台を提供することが大きな目的。

■ 推計結果のポイント

- 社会保障給付費(対国内総生産比)は、2016年度の21.5%から、2041年度の24.5%～、3%ポイント上昇する。
消費税率で6%分の税収に相当する。
名目額で116.2兆円から190.7兆円へ増加
- 人口構造の変動に着目した推計を実施(医療・介護費用の増加が顕著)

年金	マクロ経済スライドにより、若干の減少。
子ども・子育て	一旦増加した後、減少し、ほぼ同水準。
医療	1.5%ポイント増加する。
介護	1.9%ポイント増加する(より高齢の人口が相対的に増えていくため。)
公費負担の伸びが保険料の伸びよりも大きい。	

- 給付・負担構造の見直しに加えて、さらなるリスクに直面する人々への対応など、課題は多岐にわたる。
- いま突きつけられている現実的な将来像に目を向けて、確実に政策を推し進めることが急務である。

表－3 医療・介護の公費負担と保険料負担の推移(現役世代にのしかかる負担)

変化率は対2016年度		2016年度	2041年度	変化率
公費負担(対GDP比)	合 計	3.5%	5.5%	1.6倍
	医 療	2.5%	3.4%	1.3倍
	介 護	1.0%	2.1%	2.2倍
保険料負担 (対GDP比)	合 計	4.5%	6.0%	1.3倍
	医 療	3.7%	4.3%	1.1倍
	介 護	0.8%	1.7%	2.2倍

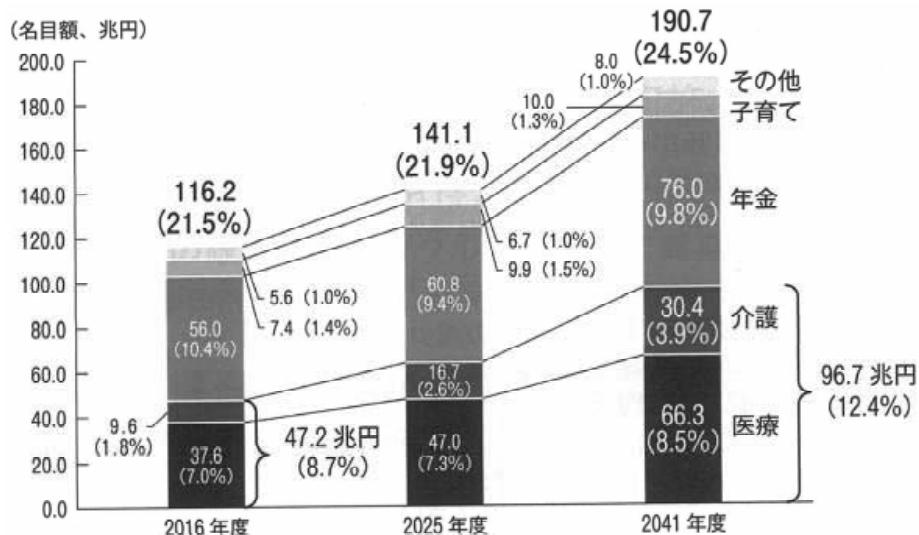


図-5 社会保障給付費の将来見通し
(金額は名目額、カッコ内は対名目GDP比を示している)

- 今後必要となる論点
 - ある程度の負担構造の見直しは避けられないのではないか。
人口構造の変化にフォーカスした本推計の結果だけでも、消費税率で6%分の税収に相当する給付規模の拡大。
 - 現状抱える巨額の国と地方の基礎的財政収支赤字。さらに、医療・介護給付の半分程度が公費負担であることも考慮すべき。
 - 介護
高齢者のなかの高齢化が進むことを受けて、費用の増加幅は医療よりも大きい。具体的な政策、制度のあり方にもっと関心を向けるべき。

- 医療
高度化の進展により急激な費用増が生じれば、推計値を超えて上振れする可能性も。
 - 年金
マクロ経済スライドによる調整等の影響で、将来的には一定の高齢者に給付額不足の可能性も。(2040年時点未婚・離婚高齢女性の約4割が生活扶助水準以下の収入になることを示唆した試算も)
- 結びに代えて
- 提供体制の見直し、生産性の向上
医療・介護の質を落とさずに支出を抑えるため、提供体制の見直しを更に進める。生産性の向上のみならず、コスト削減にもより積極的に取り組むことが必要。
介護は公的サービスのみならず、介護を必要とする人々の家族など、周囲の人々への影響も必要
 - おわりに
今後経験する人口構造の変化は、社会のあり方をも変えうる変化。
給付・負担構造の見直し、さらなるリスクへの対応など、課題は山積み。
本推計が描く現実的な将来を直視した上で、議論・政策を前に進めていくことが急務。

・・・略・・・

(2) 下水道事業をめぐる最近の動き

1) 財政制度等審議会(財務相の諮問機関)

財政制度等審議会におけるこれまでの提言の主なポイント

- ① 適正な使用料(資産維持費の導入、汚水処理費は受益者負担の徹底、費用構造を踏まえた望ましい使用料体系(固定費に対応した基本使用料の設定))
- ② 更新事業については、水道事業並みの補助率に変更
- ③ 概成(H38末)後は、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止
- ④ 下水道事業会計への操出基準の見直し(人口密度の高い団体において、使用料が安いにもかかわらず、操出により経費回収率が高くなっている)
- ⑤ 将来の各地域の人口密度の予測を十分に考慮し、個別処理の1人当たりコストが低くなる見通しとなる過疎地域については集合処理から個別処理への切り替えを検討

ア) 「経済・財政再生計画」の着実な実施(社会资本整備)

【出典:財務省、平成28年4月7日開催の財政制度分科会配付資料】

II. 更なる歳出改革に向けて

2. 維持・更新需要を見据えた受益者負担のあり方(下水道の例)

(1) 公営企業会計について

- ① 受益者負担の原則が当てはまる**地方自治体の水道事業**については、企業として能率的に運営すべきとの観点から、公営企業会計が当然適用されている。一般に、公営企業会計の適用事業は、複式簿記によってB/S、P/Lなどの作成が義務付けられ、損益や資産・負債等の情報の的確な把握がしやすい。
- ② 一方、下水道については雨水対策など受益者負担の考え方方が馴染みにくい面も含まれていることから、公営企業会計は任意適用とされている。
- ③ 下水道事業を中長期に安定して運営する観点から、近年、総務省が各地方公共団体に対して公営企業会計の適用を要請しており、適用事業数は増加傾向にあるが、未だ全体の2割程度である。

(2) 下水道の整備状況と今後の更新需要

- ④ 上水道に比べて下水道は遅れて普及。管路は布設後50年、下水処理場の機械・電気施設は15年を経過すると更新需要が始まるため、今後、老朽更新等に係る費用が大幅に増加することは確実。

(3) 下水道の使用料の考え方について～上水道との比較～

- ⑤ 法令上、下水道も上水道も使用料の設定するまでの基本的考え方は同じ。

にもかかわらず、使用料設定の考え方は上水道と下水道では大きく異なる。すなわち、**上水道では将来施設を更新するために必要となる掛かり増し費用を確保するために「資産維持費」として対象資産の3%を標準に徴収すること**とされている。一方、下水道では資産維持費を使用料を算定するまでの原価に算入していない。

その結果、下水道の建設改良に係る積立金は125億円に留まるのに対し、上水道は3,155億円に及ぶ。

(4) 更新需要等を見据えた使用料算定の見直しなどの必要性

- ⑥ 建設投資の財源構成をみると、上水道では資産維持費の徴収等によって自己資金等の

割合が増加してきている。一方、下水道について、従来から財源は補助金や企業債によるところが大きく、自己資金等の割合は低い水準にある。

- ⑦ また、足もと管路延長の増加に伴い下水道の使用料は増えているが、人口減少や節水技術の向上などで上水道の料金収入が減少していることを踏まえれば、いずれ下水道の収入も減少する可能性。
- ⑧ 今後は、公営企業会計の適用を進めて損益やストックの状況を的確に把握するとともに、将来の更新需要等も踏まえた「費用」に基づく使用料に見直していくことが必要ではないか。

※ 施設の更新費用について、上水道は基本的に水道料金で賄っているのに対し、下水道は主要な施設の更新費用の約半分は国庫補助金にて賄っている。

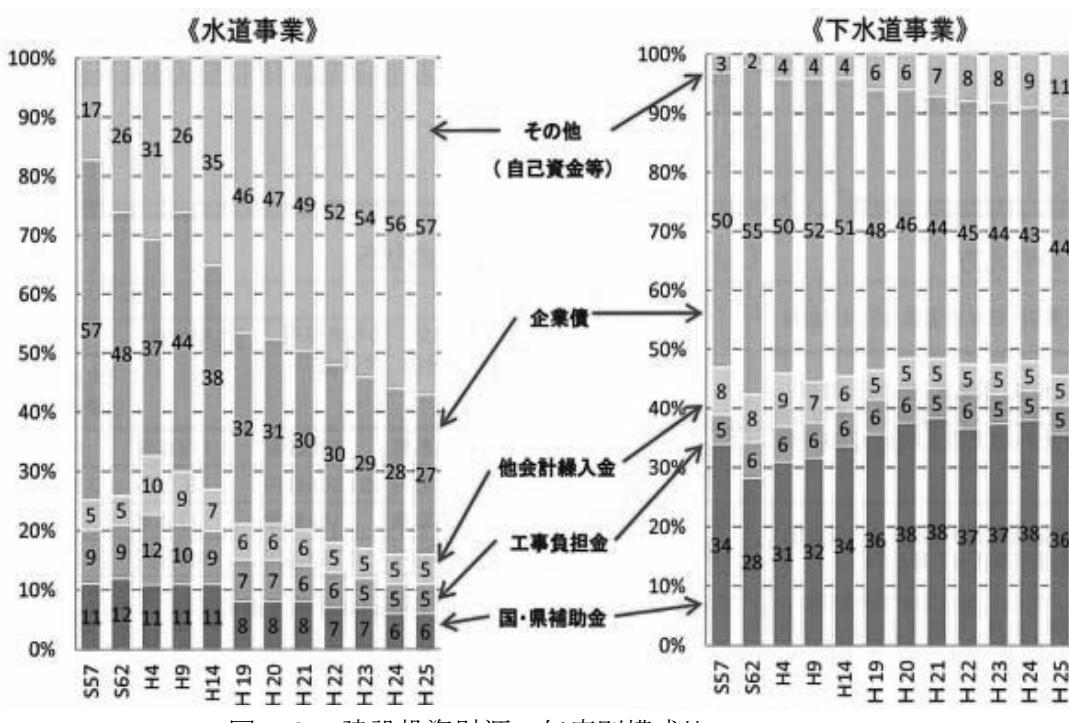


図-9 建設投資財源 年度別構成比

※ 下水道の建設投資には雨水対策・水質保全の施設も含まれる。地方公営企業年鑑より作成

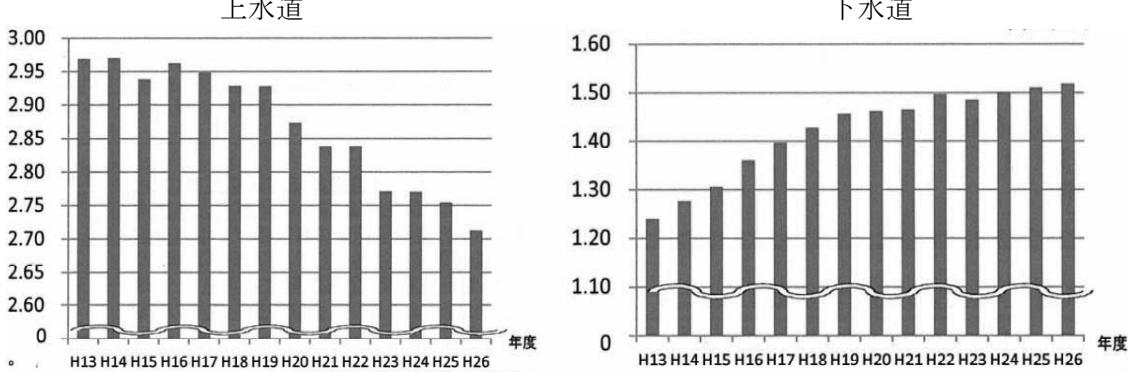


図-10 上水道(左)と下水道(右)における料金収入の推移(単位：兆円)

イ) 最近の公共事業関係費の推移と留意点

【出典：財政制度分科会、平成29年10月17日の配付資料「社会资本整備】

(1) PFI等による民間活用の推進(下水道事業)

「新下水道ビジョン加速戦略(平成29年8月10日 国土交通省)」のポイント

- 本年春の財審建議を受けて、本年8月に策定された「新下水道ビジョン加速戦略」において、「受益者負担の原則に基づく使用料の設定」、「下水道の公的役割・性格や国の役割・責務等を踏まえた財政面での支援の在り方について整理」等を明記。
- 平成30年度予算より、「新下水道ビジョン加速戦略」に基づき、基準化、制度構築等を着実に推進すべき。

【春の財審の主なポイント】

- 汚水処理施設整備率が90%の水準に達し、今後は維持管理・更新が主要課題になることを踏まえると、受益者負担を徹底し、雨水対策・水質保全等の役割を勘案しつつ、原則として使用料で必要な経費を賄うことを目指すべき。その際、国費での支援については、こうした方向性に沿った取り組みを促進する観点から、水道事業体系・役割も参考にしつつ、徹底した重点化を検討すべき。
- 受益者負担の原則を追求する以上、コスト縮減の徹底は欠かせない。その際、民間活用が有効であり、浜松市のコンセッション事業のような先行事例を踏まえ、PPP/PFIの横展開が着実に進むよう、支援の在り方を含め、更なる環境整備を進めるべき。

表－4 上下水道事業の国の補助制度の比較

	下水道	上水道
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ●原則 1/2 ※ ただし、処理施設の一部については、1/2のほか2/3または5.5/10といった補助率もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業内容に応じて1/3、1/4 ※ ただし、経過措置等として1/2等の補助率もある。
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ●処理施設については、限定なし ●管渠については、地方公共団体の人口規模や処理区域の面積等に応じ、流量や口径が一定以上のものに限定 (例：人口20万人以上の一般市(政令市除く)、処理区域300haにおける分流式下水道の場合、流量25m³/日以上、口径300mm以上) ※ 水道事業のような資本単価や下水道料金による限定はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●水源の枯渇や水質の悪化等により水道施設投資額が一定以上(資本単価※90円/m³以上等)となる水道事業(浄水場・水道管の新設・更新、ダムの整備等)等に限定 ※ 事業にかかる20年間の資本費を、当該事業で整備される施設より得られる20年間の総有収水量で除して得た水1m³あたりの費用

【平成29年5月10日開催「財政制度分科会配付資料】

表－5 上水道・下水道の積立金の状況

平成29年度	利益余剰金	うち積立金 (H. 25年度)		うち建設改良積立金 (H. 25年度)	
		うち積立金 (H. 25年度)	うち建設改良積立金 (H. 25年度)	うち建設改良積立金 (H. 25年度)	うち建設改良積立金 (H. 25年度)
水道事業	1,381事業	1,113事業	1,118事業	850事業	824事業
	1兆6,930億円	7,626億円	5,736億円	4,174億円	3,155億円
下水道事業	825事業	155事業	77事業	53事業	26事業
	4,866億円	1,006億円	355億円	336億円	125億円

【出典：平成29年度地方公営企業決算状況調査】

(2) PFI等による民間活用の推進～歐州における官民連携の動向～

・・・略・・・

(3) PFI等による民間活用の推進～経営状況の地域差の「見える化」～

・・・略・・・

(4) PFI等による民間活用の推進～下水道事業に係る国の財政支援のあり方～

- 汚水処理人口普及率が90%超え、10年後に汚水処理施設整備の概成が見通せる中、「新下水道ビジョン加速戦略」に基づき、国の財政支援を汚水処理に係る「受益者負担の原則」と整合的なものに見直していく必要。
- 建設省告示(昭和46年第1705号)も踏まえ、社会資本整備総合交付金等については、平成30年度予算より、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべき。
- その他の地方公共団体に係る財政措置についても、「受益者負担の原則」と整合的なものとなるよう、見直しを検討すべき。

下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号
の国土交通大臣が定める費用等
(昭和46年10月9日 建設省告示第1705号)

6 令第二十四条の二第二項の規定により国土交通大臣が定める主要な管渠(きよ)の範囲は、次に掲げるものを除き、別表に定める基準による。ただし、分流式の污水に係る公共下水道については、当該公共下水道による汚水処理が個別に設置される浄化槽(浄化槽のうち、一の建築物から排出される污水を処理するための浄化槽をいう。)により污水を処理する場合に比較して経済的であることを要件とする。

一～十 省略

十一 汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水道管渠(きよ)の維持更新(管渠(きよ)の排除能力又は水質改善機能の増強を伴わないものに限る。)のうち、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止する。

(注1)令第二十四条の二第二項では、公共下水道の主要な管渠の範囲について規定。

(注2)第十一号については、平成16年改正で追加。

概成後は、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止する。

建設改良費(上下水道事業)の財源内訳
(平成26年度実績)

(下水道)

(上水道)

使用料収入等(0.15兆円)

一般会計等*(0.12兆円)

地公体が負担

起債
(0.69兆円)

1.50
兆円

1.16
兆円

国費
(0.54兆円)

給水収益等
(0.63兆円)

一般会計等*(
0.11兆円)

起債
(0.35兆円)

国費(0.08兆円)

※一般会計・都道府県補助金・工事負担金

(注)下水道の建設改良費には雨水対策・水質保全施設の整備・管理分も含まれる。

出典:総務省「地方公営企業年鑑(平成26年度)」
を基に作成

(5) PFI等による民間活用の推進～経営の効率化～

・・・略・・・

ウ) 平成30年度予算の編成等に関する建議(財政制度等審議会)

【出典：財務省、平成29年11月29日付け報道資料「平成30年度予算の編成等に関する建議(財政制度等審議会)(4. 社会資本整備の(2) 平成30年度予算における重点課題の①生産性の向上 口) PFI等による民間活用の推進のb) 下水道事業の部分】】

b) 下水道事業

本年春の建議では、**受益者負担の原則の徹底と民間活用の推進**を提言した。これを反映して国土交通省において策定された「新下水道ビジョン加速戦略」に沿って、平成30年度予算より、基準化、制度構築等を着実に推進する必要がある。

海外に目を転じると、EU(欧州連合)では、EU指令で「**水サービスに係る費用回収原則**」が規定され、このEU指令の下、フランスでは「**Water pays for water**」として、**收支均衡が規定**されている。こうした原則の下、フランスの上下水道事業では、広域化・コンセッション等による包括的な民間委託が進んでおり、水メジャーによるICT活用や国際展開など、効率的な運営が行われる中で、適正な料金設定が行われている。

一方、我が国では、全体の8割以上の地方公共団体が、**公費負担分を除いた汚水処理費用を使用料で全て賄えていない**。また、広域化、民間活用、コスト縮減等のためには、財務・経営状況を把握する必要があるが、現在、人口3万人未満の地方公共団体の4割以上が公営企業会計の適用の検討に着手していない状況である。さらに、下水道事業の汚水処理原価や使用料単価は、地方公共団体で大きな差がある。公営企業会計を適用するための取組を加速し、下水道事業の経営情報の「見える化」により、使用料の適正化やコスト縮減の徹底を図るべきである。

こうした観点を踏まえ、**汚水処理人口普及率が90%を超える10年後に汚水処理施設整備の概成が見通せる中、「新下水道ビジョン加速戦略」に基づき、住民理解を醸成しつつ、国の財政支援を汚水処理に係る「受益者負担の原則」と整合的なものに見直していくことが必要である**。国土交通省告示(昭和46年代1705号)においても、汚水処理の衛生処理システムの概成後は、原則、汚水に関する下水管渠の新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止するとされているところである。この告示も踏まえ、社会資本整備総合交付金等については、平成30年度予算から、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等を配慮しつつ、**未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべきである**。また、その他の地方公共団体に係る財政措置についても、「受益者負担の原則」と整合的なものとなるよう、見直しを検討すべきである。

また、財政規律を強化する中で、経営の効率化を進めることが重要である。事業の広域化・共同化、コンセッションをはじめとするPFIの導入、ICT活用等により、経営の効率化の成果を出した地方公共団体があり、経営状況の地域差の「見える化」等を推進する中で、こうした先進事例を広く公開して横展開を図るべきである。また、広域化、コンセッションが一般化し、水メジャーを生み出したフランスでは、ICTを活用した先端的な管理システムを導入し、経営を効率化している。こうした事例を参考にしつつ、成長戦略として、インフラ・ビジネスの拡大・国際競争力の強化を図る必要がある。

工) 公営企業改革(財政制度等審議会財政制度分科会)

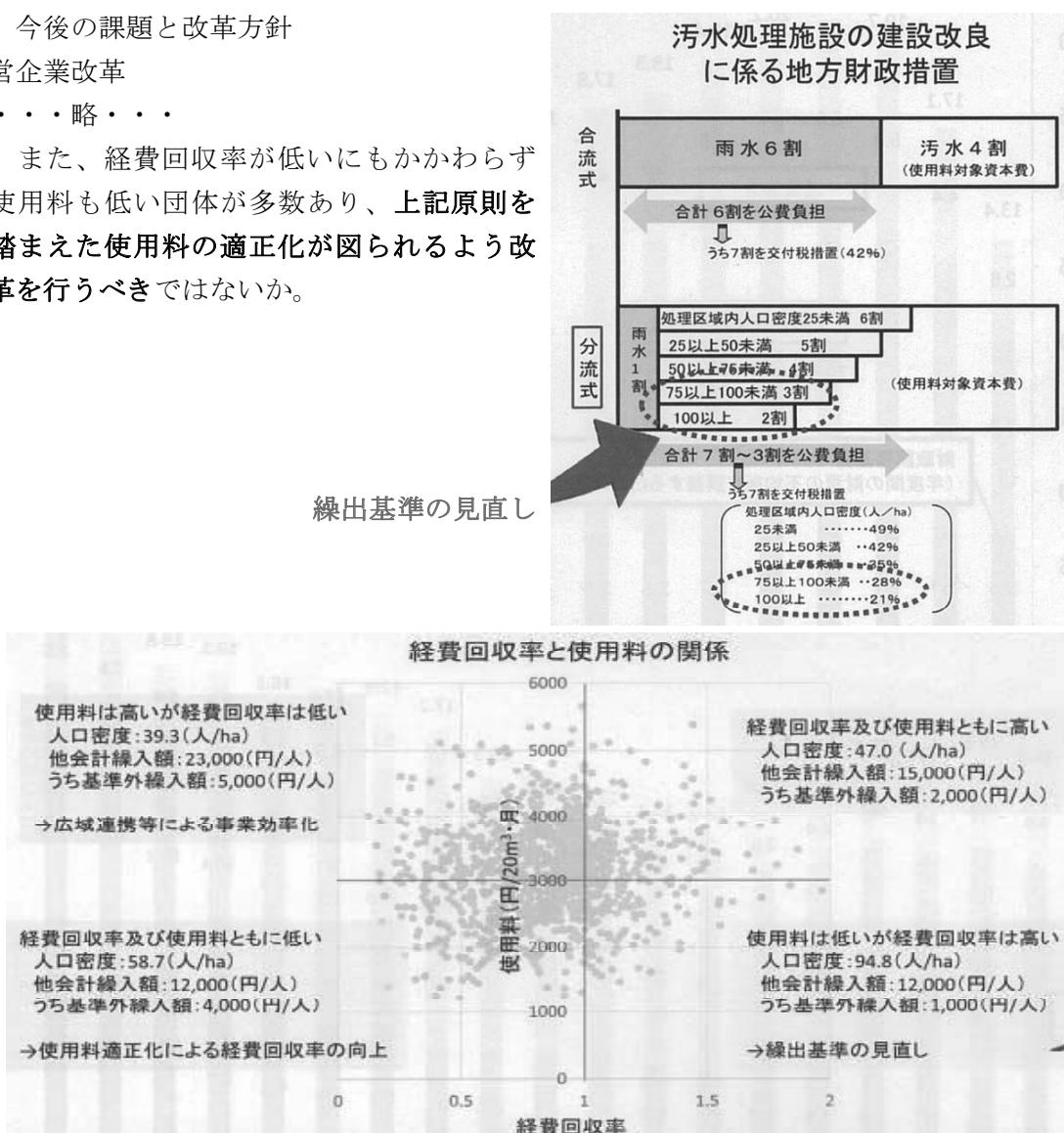
【出典：財政制度分科会、平成30年4月25日の配付資料「地方財政」】

■ 今後の課題と改革方針

公営企業改革

・・・略・・・

- また、経費回収率が低いにもかかわらず使用料も低い団体が多数あり、上記原則を踏まえた使用料の適正化が図られるよう改革を行うべきではないか。



【出典：財政制度分科会、平成30年4月25日の配付資料「社会資本整備」】

<経営効率化の促進(広域化・共同化に関する計画策定等の要件化)>

- 平成30年度予算より、以下の取組を社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付要件として追加。
 - 平成34年度までに、全ての都道府県において、広域化・共同化に関する計画(施設・処理区の統合、維持管理業務の共同化、下水汚泥の共同処理、ICT活用による集中管理等)を策定すること。このため、各都道府県及び市町村は連携し、平成30年度に策定の検討に着手すること。
 - 公営企業会計の適用について、検討未着手の地方公共団体(人口3万人未満の団体を含む)は、平成30年度に適用の検討に着手すること。また、人口3万人以上の団体は、平成32年度までに適用、人口3万人未満の団体はできる限り適用すること。

才) 平成31年度予算の編成等に関する建議(財政制度等審議会)

【出典：財政制度等審議会、平成30年11月20日、平成31年度予算の編成等に関する建議】

総論

概要

- 平成31年度予算編成は、平成最後の予算編成。平成という時代は、少子高齢化で負担先送りの深刻さが増すなか、平成当初に脱却した特例公債に大きく依存していることをはじめ、厳しい財政状況を後世に押し付けてしまう格好となっている(「共有地」の悲劇)。
- 平成は、税財政運営が受益の拡大と負担の軽減・先送りを求める圧力に抗えなかつた時代。受益と負担の乖離は、国民が財政を自らの問題と受け止めることを困難にしたおそれ。
- 新たな時代では、財政健全化どころか一段と財政を悪化させてしまった過ちを繰り返さないようにする必要。2025年度の国・地方P Bの黒字化は背水の陣。「新経済・財政再生計画」の今後3年間(基盤強化期間)の歳出規律を遵守する必要があり、平成31年度予算が新たな時代の幕開けにふさわしい予算となることを期待。
- 財政健全化に国民の理解を得るには、エビデンスに基づく政策立案を推進すべき。現在の世代の納税者の代理人そして将来世代を負担の先送りによってもたらされる悲劇から守る代理人としての役割を果たすため、当審議会は、発進力の強化などを含め、自らの在り方も改革

1. 社会保障(略)

2. 地方財政

- 今後も一般財源総額実質同水準ルールの下で地方財政の健全化を進めていくことが重要。
- 地方財政計画には、歳入・歳出の両面で決算との乖離があり、また、計画自体に多額の「枠計上経費」が存在。一般財源総額の増額を主張するのであれば、その前に、計画における歳出の計上が適正かの検証が不可欠。
- 税収増や上記の乖離に頼った財政運営は適切でなく、**地方においても受益と負担の関係の「見える化」**を進め、歳出増の太宗を占める社会保障費の抑制に取り組むことが不可欠。都道府県が主体的な役割を果たして、①地域医療構想の下での病床再編、②国民健康保険における法定外一般会計繰入の解消、業務の効率化・広域化、③公立病院の経営改革、基準外操出の見直し等に取り組んでいく必要。
- 地方法人課税の偏在是正に向けて、本年度末までにしっかりと結論を得るべき。

3. 文教・科学技術(省略)

4. 社会資本整備

- 社会資本整備については、「量」をいたずらに拡大する状況ではなく、「質」の改善を図る方針を継続すべき。近年の大規模災害を踏まえ、実行性の高い防災・減災対策を進めるため、国の個別補助による計画的・集中的な支援を検討すべき。**生産性の高いインフラを整備する上で、既存ストックの有効利用、民間資金・新技術との活用**を推進すべき。

5. 農林水産～10. 防衛は(省略)

力) 令和時代の財政のあり方に関する建議(財政制度等審議会)

【出典：財政制度等審議会、令和元年6月19日、令和時代の財政のあり方に関する建議】

4. 社会資本整備

・・・略・・・

(1) 長期的な視点に立った社会資本整備の課題

・・・略・・・

① 長期的な課題についての視点

日本の総人口は平成20年から減少し始めており、働き手の中心となる20～64歳を中心とし更なる減少が見込まれている。総世帯数についても、2020年代前半がピークとなる見込みである。こうした減少は、都市部への人口集中の流れが大きく転回しない限り、特に地方部で顕著となる。

全国の1km四方の地域ごとに2050年の将来人口を推計した場合、現在居住者がいる地域のうち、約半数において人口密度が50%以上低下し、約20%は無居住化する可能性がある。

社会資本整備の財源に充てている4条公債(いわゆる建設国債)については、将来の受益を考え、後世代にも負担を求めており、60年間かけて償還することとしている。将来的に人口が減少していけば、1人当たりの負担は増加する一方、インフラの費用対効果(B/C)を算定するうえでの効果(=受益)は減少していく。こうした将来的な人口の変化の可能性を踏まえて、社会資本整備の在り方を慎重に考えていく必要がある。

本年公表されたOECD対日本経済審査報告書における分析によれば、人口の少ない地域で大規模な社会資本を保有していると、その地域での住民は1人当たりで、より大きな財政負担を負うこととなり、人口が減少する地域では、現在の社会資本の水準維持が難しいとの指摘がなされている。また、例えば、水道事業を取り上げると、人口1万人未満の供給ケースに比べて、供給人口が50万人規模まで増えれば、操業効率性が上昇し、単位コストは減少する。このため、公共インフラの統合・広域化の検討を進めることにより、事業規模の最適化を進めていくべきとの提言がなされている。

・・・略・・・

② 長期的な課題に向けた対応

イ) 道路

・・・略・・・

ロ) 汚水処理施設

下水道の処理場や管渠についての整備は順調に進んでおり、今後はどのように効率的に更新することができるかといった課題が存在する。人口密度に応じ、個別処理(合併処理浄化槽)と集合処理(下水道、農業集落排水事業)のコスト優位性が変わることを踏まえ、将来の各地域の人口密度の予測を十分に考慮し、個別処理の1人当たりコストが低くなる見通しとなる過疎地域については、集合処理から個別処理への切り替えについて検討していくことが重要である。

ハ) 住宅政策、都市政策

・・・略・・・

- 令和元年5月22日付け日本下水道新聞に「人口減踏まえた整備を 財政審歳出改革部会 社会資本のあり方論点に」との見出いで、次のような記事が掲載されています。

財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会の会合が16日に開かれ、長期的な視点に立った社会資本整備のあり方が議論になった。

提出資料では、将来的な人口減少を前提とした維持管理、更新が必要だとしている。

特に地方部での人口減少が顕著になるとし、2050年までに現在居住者がいる地域のうち、約半分で人口密度が50%以上低下し、約20%が無居住化する可能性があるとした。

その上で、社会資本の老朽化対策は「現在の社会資本の規模を維持した場合において、予防保全に基づく管理を行ったとしても、将来の維持管理・更新費は増加することが想定」「人口が減少するため、1人当たりにかかる費用については増加が見込まれる」として、新技術の活用など「不断の努力」が必要だとした。建設後50年以上経過する下水道管渠の割合は2023年に全延長の約8%、2033年には約21%に達すると推計されている。

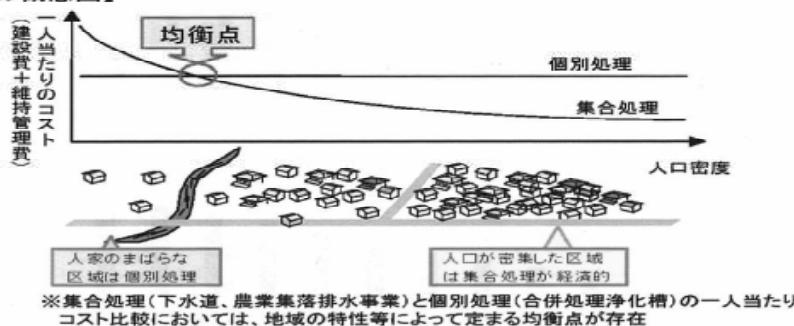
人口減少下での汚水処理施設整備については、人口密度が低下すればコスト的には個別処理が優位になるとし、これらを考慮した整備・更新の必要性に言及した。

【出典：財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会（増田寛也部会長）、令和元年5月16日の配付資料（社会資本整備）】

人口減少下での汚水処理施設の整備

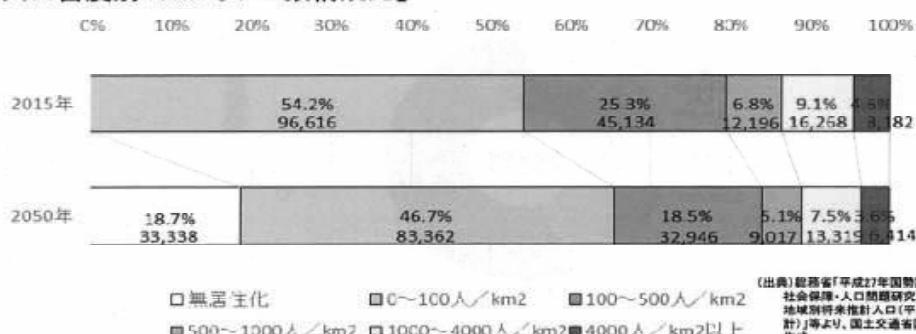
- ☆ 下水道の処理場や管渠についての整備は順調に進んでおり、今後は更新が課題となる。
- ☆ 人口密度に応じ、個別処理と集合処理のコスト優位性が変化するところ、将来の各地域の人口密度の予測を十分に考慮した、汚水処理体制の整備・更新を行っていく必要。

【コスト比較の概念図】



（出典）国土交通省作成資料

【人口密度別1kmメッシュ数構成比】



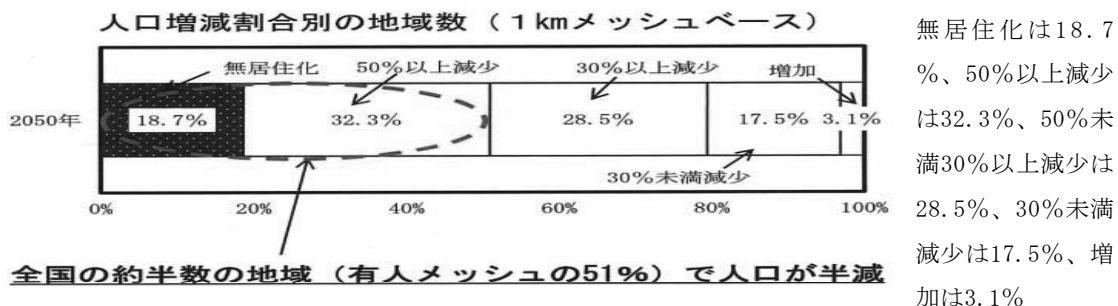
- ☆ 将来の整備のあり方

◆ 人口減少・節水技術の進化に伴い、処理すべき汚水量は今後減少の見込み。

- ◆ 人口密度が低下すると、下水道よりも浄化槽の方が1人当たり処理コストが低下することとなる。

各地域における人口減少の推計(国土交通省国土政策局 H30推計)

- ☆ 全国の1km四方の地域ごとに2050年の将来人口を推計した場合、現在居住者がいる地域のうち、約半数において人口密度が50%以上低下し、約20%は無居住化する可能性がある。沖縄県等の一部地域を除き、人口の増加が見られる地域は都市部に限られる（増加は3.1%のみ）。なお、平成27年国勢調査時点の居住地域は国土の約5割。



OECD対日経済審査報告(2019年版)での分析

- ☆ 人口の少ない地域で大規模な公的資本を保有していると、そこでの住民は1人当たりで、より大きな財政負担を負うことになる。1人当たりの公的資本のメンテナンスコストを見ると、都道府県の間で大きな地域差が生じている。こうしたデータは、人口が減少する地域では、現在の公的資本の水準を維持することが難しいことを示唆している。

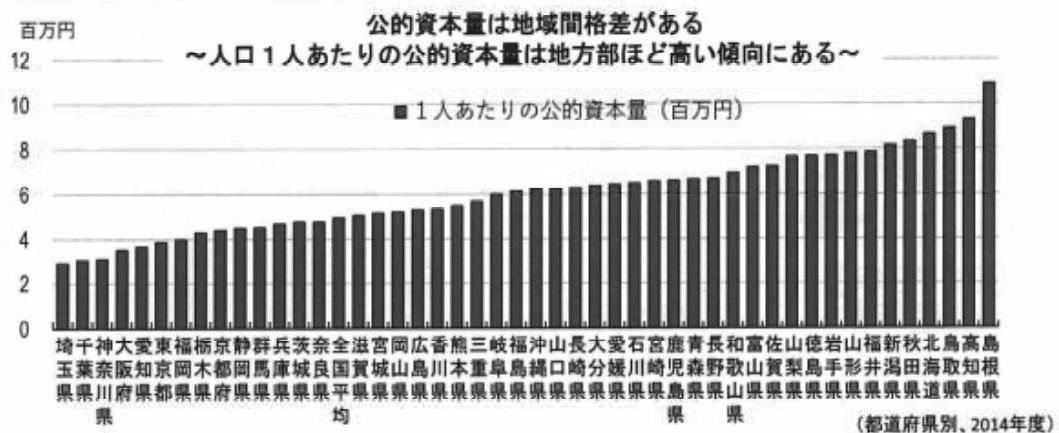
人口1人あたりのインフラ維持コストは人口が少ない都道府県ほど高い
～地域によって大きく異なる～

(都道府県別、2014年度)

1人あたりの公的資本量 (百万円)	1人あたりの維持コスト (千円)
8.2	1.8
8.3	1.8
8.4	1.5
8.5	1.5
8.6	2.1
8.7	2.0
8.8	1.8
8.9	1.5
9.0	2.5
9.1	2.0
9.2	2.2
9.3	2.8
9.4	2.0
9.5	2.8
9.6	2.5
9.7	3.2
9.8	3.0
9.9	2.8
10.0	3.0

1人あたりの維持コスト (千円)

1人あたりの公的資本量 (百万円)



• • • 略 • • •

(3) 平成31年1月1日現在における「人口、人口動態及び世帯数」

- 令和元年7月11日付け日本経済新聞に「人口減、最大の43万人 20代3割、労働力支える 19年人口動態調査 外国人最多の266万人」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

総務省が10日発表した住民基本台帳に基づく2019年1月1日時点の人口動態調査によると、日本人の人口は1億2,477万6,364人で、前年から43万3,239人減った。減少は10年連続で、減少幅は1968年の調査開始以来、最大だった。一方、外国人は16万9,543人に増え過去最多の266万7,190人となり、働き手としての存在感が高まってきた。

日本人の15~64歳の生産年齢人口は7,423万887人と61万3,028人減った。全体に占める割合は過去最低の59.5%に下がり、高齢化に拍車がかかっている。死亡数から出生数を引いた自然減は過去最大の44万2,564人となった。

人手不足を受け、企業は省力化の取組に力を入れる。RPAホールディングスはパソコンの定型業務を自動化するロボティック・プロセス・オートメーション(RPA)の導入支援を手がけ、19年2月期の売上高は前の期に比べ約95%増えた。金融など幅広い業種で採用が伸びている。

一方、増加する外国人の割合は日本全体で2.1%と初めて2%を超えた。年代別では生産年齢人口が14万9,650人増の226万8,941人と外国人全体の85.1%を占めた。特に20代が31.0%に達する。過去5年間の生産年齢人口の推移は日本人の413万人減に対し、外国人は58万人増。働き手の減少を一定程度補っているようだ。

横浜市は18年に外国人が全国最多の6,092人増え、97,532人となった。中国や韓国、フィリピンなどから就労や留学に来る人が多い。外国人の相談を受ける市の国際交流協会では8月に対応言語を増やす。英語、中国語、スペイン語の3カ国語からベトナム語やネパール語なども加えた10言語にする。地方でも外国人の増加傾向は広がっている。島根県は増加率が15.4%と全都道府県で最も高かった。出雲市にある村田製作所の子会社はコンデンサー生産に携わる日系ブラジル人工員を数百人規模で増やしたという。

外国人は高度人材としての専門性も高まっている。NECの中央研究所は12年からインド工科大学から直接人材を採用しており「今後も採用を強化する」。同大は人工知能(AI)技術者などのIT人材を世界に供給する拠点となっている。

法務省によると、経営・管理や技術・人文知識・国際業務などの在留資格で来日している外国の高度人材は18年時点で35万人になった。政府や企業が呼び込みに力を入れており、3年間で11万人増と伸びている。

市区町村で日本人を合わせた総人口に占める外国人の割合が最も高かったのは26.1%の北海道占冠村。大型スキーリゾートが外国人客に人気で、居住する外国人の従業員も多い。10人に1人以上が外国人の市区町村は12ヵ所あった。

日本人の人口を都道府県別にみると、前年から増えたのは東京、沖縄、神奈川、千葉、埼玉の5都県のみ。これまで増加していた愛知県は減少に転じるなど、人口減少が続く中で都市部でもばらつきが出ている。東京圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)と名古屋圏(岐阜、愛知、三重)、関西圏(京都、大阪、兵庫、奈良)の三大都市圏(の合計値:筆者追記)も初めて減少した。・・・略・・・

表-7 都道府県別の年齢3区分別人口比(日本人住民)

(降順)	年少人口 15歳未満 %	(降順)	生産年齢 人口15~ 65歳 %	(降順)	老人人口 65歳以上 %
沖縄県	17.2	1 東京都	64.9	1 秋田県	35.9
滋賀県	14.2	2 神奈川県	62.3	2 高知県	34.4
佐賀県	13.7	3 沖縄県	61.3	3 山口県	33.8
福岡県	13.6	4 愛知県	61.2	4 島根県	33.8
愛知県	13.6	5 埼玉県	61.2	5 山形県	32.7
熊本県	13.5	6 大阪府	60.5	6 徳島県	32.4
鹿児島県	13.5	7 千葉県	60.5	7 岩手県	32.4
宮崎県	13.4	8 宮城県	60.3	8 大分県	32.2
広島県	13.1	9 滋賀県	60.0	9 青森県	32.1
岡山県	13.0	10 栃木県	59.4	10 愛媛県	32.1
福井県	13.0	11 福岡県	59.2	11 和歌山県	32.1
長崎県	12.8	12 兵庫県	59.1	12 富山県	31.9
兵庫県	12.8	13 茨城県	59.0	13 新潟県	31.7
鳥取県	12.7	14 京都府	58.7	14 長崎県	31.6
石川県	12.7	15 群馬県	58.3	15 宮崎県	31.3
岐阜県	12.7	16 石川県	58.2	16 長野県	31.3
香川県	12.6	17 三重県	58.0	17 鳥取県	31.2
島根県	12.5	18 静岡県	58.0	18 北海道	31.1
大分県	12.5	19 山梨県	58.0	19 鹿児島県	31.0
三重県	12.5	20 広島県	57.9	20 香川県	30.8
静岡県	12.4	21 福島県	57.9	21 奈良県	30.5
栃木県	12.4	22 北海道	57.8	22 熊本県	30.4
埼玉県	12.4	23 奈良県	57.5	23 福島県	30.3
大阪府	12.4	24 岐阜県	57.5	24 山梨県	30.1
長野県	12.4	25 岡山県	57.2	25 岐阜県	29.9
神奈川県	12.4	26 福井県	57.2	26 福井県	29.8
宮城県	12.3	27 青森県	57.0	27 岡山県	29.8
京都府	12.3	28 佐賀県	56.9	28 静岡県	29.6
千葉県	12.2	29 新潟県	56.7	29 群馬県	29.6
茨城県	12.2	30 香川県	56.6	30 三重県	29.5
群馬県	12.2	31 富山県	56.5	31 佐賀県	29.4
奈良県	12.1	32 長野県	56.3	32 石川県	29.1
愛媛県	12.1	33 和歌山县	56.3	33 京都府	29.0
山梨県	11.9	34 岩手県	56.2	34 広島県	29.0
山口県	11.9	35 熊本県	56.1	35 茨城県	28.8
福島県	11.8	36 鳥取県	56.1	36 栃木県	28.2
東京都	11.8	37 徳島県	56.0	37 兵庫県	28.1
山形県	11.7	38 愛媛県	55.9	38 宮城県	27.4
富山県	11.7	39 山形県	55.6	39 千葉県	27.2
新潟県	11.6	40 長崎県	55.6	40 福岡県	27.2
和歌山县	11.6	41 鹿児島県	55.5	41 大阪府	27.1
徳島県	11.6	42 大分県	55.3	42 埼玉県	26.4
岩手県	11.4	43 宮崎県	55.3	43 滋賀県	25.8
高知県	11.2	44 高知県	54.4	44 神奈川県	25.3
北海道	11.1	45 山口県	54.3	45 愛知県	25.2
青森県	10.9	46 秋田県	54.1	46 東京都	23.4
秋田県	10.0	47 島根県	53.7	47 沖縄県	21.5
全 国	12.4	全 国	59.5	全 国	28.1
H3001/01	12.6	H3001/01	59.8	H3001/01	27.7
H2901/01	12.7	H2901/01	60.1	H2901/01	27.2
H2801/01	12.8	H2801/01	60.6	H2801/01	26.6

【出典：総務省、令和元年7月10日公表資料[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)]】

表-8 都道府県別の人団増減数の推移(日本人住民)

	平成28年 (昇順)		平成29年 (昇順)		平成30年 (昇順)
北海道	-33,593	1 北海道	-34,805	1 北海道	-39,461
新潟県	-19,140	2 兵庫県	-20,813	2 兵庫県	-23,336
静岡県	-17,664	3 新潟県	-20,752	3 新潟県	-23,213
兵庫県	-17,578	4 静岡県	-19,926	4 静岡県	-23,144
福島県	-16,103	5 福島県	-19,855	5 福島県	-19,890
青森県	-14,909	6 青森県	-15,681	6 大阪府	-18,154
秋田県	-13,877	7 大阪府	-15,205	7 茨城県	-17,986
茨城県	-13,625	8 茨城県	-14,446	8 青森県	-16,639
熊本県	-13,086	9 岐阜県	-14,310	9 秋田県	-15,005
岐阜県	-12,564	10 秋田県	-14,262	10 岩手県	-14,767
岩手県	-12,504	11 長野県	-13,582	11 長野県	-14,762
長野県	-12,457	12 岩手県	-13,324	12 岐阜県	-14,583
鹿児島県	-12,155	13 鹿児島県	-13,300	13 山口県	-13,968
山口県	-11,993	14 山口県	-13,252	14 長崎県	-13,923
大阪府	-11,784	15 群馬県	-12,678	15 鹿児島県	-13,817
長崎県	-11,745	16 長崎県	-12,648	16 広島県	-13,444
愛媛県	-11,460	17 山形県	-11,900	17 愛媛県	-12,895
山形県	-11,271	18 三重県	-11,710	18 三重県	-12,604
群馬県	-10,771	19 愛媛県	-11,665	19 群馬県	-12,471
三重県	-10,090	20 広島県	-11,561	20 山形県	-12,213
和歌山县	-9,795	21 熊本県	-10,878	21 栃木県	-11,432
栃木県	-9,443	22 和歌山县	-9,792	22 京都府	-11,278
宮崎県	-8,993	23 栃木県	-8,981	23 岡山県	-11,099
広島県	-8,897	24 奈良県	-8,965	24 熊本県	-11,005
奈良県	-8,064	25 京都府	-8,804	25 和歌山县	-10,693
岡山県	-7,854	26 岡山県	-8,754	26 宮城県	-10,066
高知県	-7,775	27 大分県	-8,616	27 大分県	-9,834
大分県	-7,662	28 宮城県	-8,491	28 奈良県	-9,670
京都府	-6,861	29 宮崎県	-8,243	29 宮崎県	-9,016
宮城県	-6,615	30 高知県	-7,584	30 高知県	-8,026
富山県	-6,532	31 富山県	-7,063	31 富山県	-7,837
徳島県	-6,262	32 徳島県	-7,025	32 徳島県	-7,298
山梨県	-5,753	33 山梨県	-6,529	33 香川県	-6,804
島根県	-5,510	34 島根県	-6,067	34 山梨県	-6,668
香川県	-5,365	35 香川県	-5,473	35 島根県	-6,285
佐賀県	-5,080	36 佐賀県	-5,228	36 石川県	-6,058
福井県	-5,024	37 福井県	-4,900	37 福井県	-5,483
石川県	-4,349	38 鳥取県	-4,678	38 佐賀県	-5,163
鳥取県	-4,245	39 石川県	-4,550	39 鳥取県	-5,050
滋賀県	-807	40 福岡県	-2,439	40 愛知県	-4,719
福岡県	-575	41 滋賀県	-2,129	41 福岡県	-4,559
沖縄県	4,552	42 愛知県	1,507	42 滋賀県	-2,282
愛知県	7,089	43 千葉県	2,764	43 埼玉県	1,364
千葉県	7,207	44 沖縄県	2,914	44 千葉県	2,044
埼玉県	7,692	45 神奈川県	3,240	45 沖縄県	2,564
神奈川県	7,806	46 埼玉県	4,247	46 神奈川県	4,184
東京都	77,400	47 東京都	72,137	47 東京都	73,205
全 国	-308,084	全 国	-374,055	全 国	-433,239

注) 各年における1月1日から12月31日までの間の人口動態である。

全国値は平成25年が「-243,684人」、26年が「-271,058人」、27年が「-271,834人」

【出典：総務省、各年度[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数、1月1日現在)】】

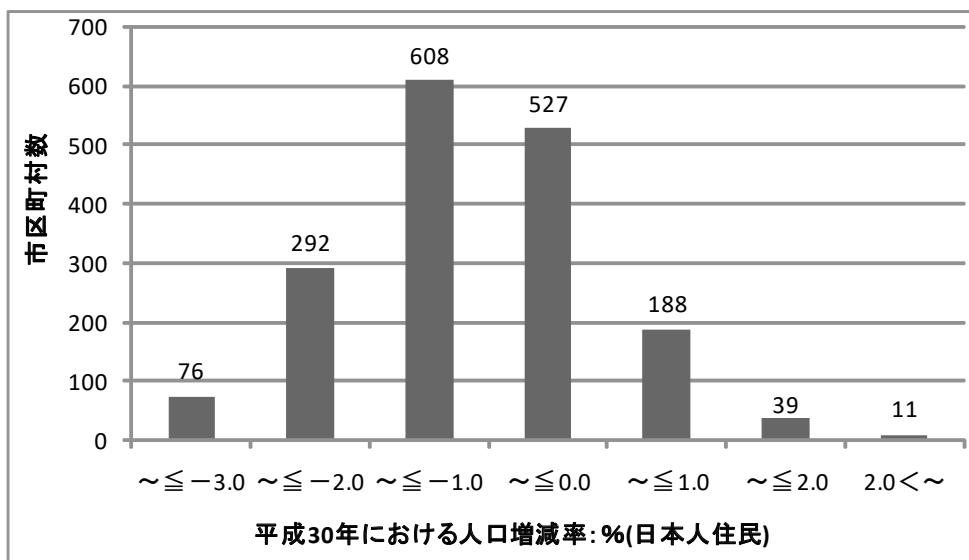


図-11 平成30年における市区町村別の人口増減数の分布(日本人住民)

範囲は、-6,235人(兵庫県神戸市)～+10,010人(福岡県福岡市)

平成30年

平成29年

平成28年

減少は 1,499市町村(86.1%)←1,469市町村(84.4%)←1,457市町村(83.7%)

変化なしは 4町村(0.2%)← 1村(0.1%)← 4町村(0.2%)

増加は 238市区町村(13.7%)←271市区町村(15.6%)←280市区町村(16.1%)

変化なしは北海道東川町、兵庫県播磨町、岡山県里庄町、沖縄県渡名喜村です。

表-9 平成30年における人口減少数の上位20市町村

		平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (昇順)
1	兵庫県神戸市	-860	-4,037	-2,992	-5,058	-6,235
2	福岡県北九州市	-3,561	-5,617	-5,588	-6,058	-5,699
3	京都府京都市	-1,869	-969	-2,167	-4,280	-5,374
4	静岡県静岡市	-2,719	-3,727	-3,407	-3,398	-4,653
5	長崎県長崎市	-3,000	-3,107	-3,596	-3,907	-4,532
6	新潟県新潟市	-1,574	-1,743	-2,994	-3,532	-4,198
7	神奈川県横須賀市	-3,692	-3,835	-3,087	-3,491	-3,795
8	静岡県浜松市	-1,152	-1,267	-1,860	-2,035	-3,754
9	大阪府堺市	-1,490	-2,263	-2,219	-3,937	-3,693
10	北海道函館市	-2,967	-2,923	-3,159	-3,020	-3,679
11	広島県呉市	-2,905	-2,914	-2,110	-3,134	-3,184
12	青森県青森市	-2,363	-2,868	-2,944	-2,626	-3,094
13	福島県いわき市	-2,291	-2,030	-2,207	-3,061	-3,065
14	山口県下関市	-2,787	-2,962	-2,976	-3,069	-3,041
15	北海道旭川市	-1,809	-2,007	-2,464	-2,758	-2,960
16	秋田県秋田市	-1,677	-2,018	-2,172	-2,519	-2,711
17	長野県長野市	-895	-930	-1,566	-1,617	-2,631
18	青森県八戸市	-1,570	-1,753	-1,736	-1,935	-2,458
19	北海道小樽市	-2,206	-2,115	-2,218	-1,866	-2,456
20	新潟県長岡市	-1,623	-2,190	-1,854	-1,809	-2,367
	全国	-243,684	-271,834	-308,084	-374,055	-433,239

表-10 福岡県下の各市町村別、過去6カ年における人口増減数

	日本人住民	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (昇順)	1,741市区 町村(昇順)
1	北九州市	-3,561	-5,617	-5,588	-6,058	-5,699	2
2	大牟田市	-1,421	-1,529	-1,424	-1,455	-1,372	71
3	八女市	-819	-1,048	-860	-785	-952	147
4	柳川市	-737	-909	-879	-623	-883	
5	飯塚市	-527	-675	-427	-394	-867	
6	嘉麻市	-701	-763	-806	-575	-818	
7	朝倉市	-540	-833	-633	-776	-706	
8	田川市	-512	-408	-417	-572	-670	
9	久留米市	43	425	-197	-752	-602	
10	うきは市	-252	-455	-383	-328	-563	
11	大川市	-515	-462	-433	-474	-500	
12	直方市	-445	-249	-274	-299	-435	
13	中間市	-330	-386	-402	-450	-426	
14	豊前市	-334	-351	-233	-389	-414	
15	みやま市	-555	-490	-583	-582	-399	
16	川崎町	-285	-441	-301	-376	-358	
17	水巻町	-315	-203	-172	-142	-345	
18	築上町	-239	-251	-273	-369	-300	
19	添田町	-183	-172	-164	-189	-294	
20	みやこ町	-320	-240	-374	-367	-269	
21	福智町	-256	-417	-290	-311	-257	
22	鞍手町	-150	-258	-117	-225	-240	
23	宗像市	300	-135	161	419	-238	
24	宮若市	-343	-400	-348	-255	-236	
25	芦屋町	-290	-250	-81	-225	-214	
26	岡垣町	-55	-113	-198	-167	-188	
27	香春町	-169	-165	-216	-203	-160	
28	桂川町	-76	-53	-144	-139	-154	
29	広川町	-21	124	-134	-95	-149	
30	宇美町	-88	-179	-281	-5	-145	
31	太宰府市	545	289	53	-76	-122	
32	小竹町	-144	-72	-160	-168	-110	
33	上毛町	-122	-54	-72	-67	-109	
34	篠栗町	-113	124	-51	-158	-92	
35	大木町	-12	-116	-115	-23	-86	
36	遠賀町	-18	-73	-63	-12	-84	
37	糸田町	-78	-115	-111	-116	-82	
38	赤村	-42	-95	-29	-13	-54	
39	東峰村	-38	-51	-65	-62	-51	
40	筑後市	-384	-46	-31	150	-41	
41	筑前町	75	1	-26	19	-30	
42	吉富町	-64	-95	-44	-3	-5	
43	行橋市	60	-93	34	306	4	
44	小郡市	-144	-222	-42	-28	7	
45	大刀洗町	-19	-98	98	-72	34	
46	大任町	-88	-60	-89	-48	51	
47	那珂川市	-12	24	163	-102	62	
48	春日市	604	617	-271	251	83	

49	筑紫野市	112	70	814	378	130
50	久山町	48	19	206	102	132
51	苅田町	-14	100	389	-51	175
52	志免町	200	-306	63	117	195
53	大野城市	633	292	390	316	311
54	新宮町	1,083	1,393	776	490	333
55	古賀市	-349	-14	58	100	381
56	須恵町	195	265	217	168	450
57	粕屋町	822	595	598	625	517
58	糸島市	-172	30	94	339	670
59	福津市	943	1,126	1,406	1,355	1,615
60	福岡市	12,387	12,947	11,706	11,005	10,010

【出典：総務省、令和元年7月10日公表資料[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)]】

☆ 6年連続で人口増は筑紫野市、大野城市、新宮町、須恵町、粕屋町、福津市及び福岡市の計7市町のみ

表-11 都道府県別の人団、増減率について(日本人住民)

住民基本台帳人口 平成31年1月1日 日本人 (千人)		平成30年における 増減率 : %		平成30年における 自然増減率 : %		平成30年における 社会増減率 : %	
鳥取県	561	秋田県	-1.48	秋田県	-1.03	青森県	-0.50
島根県	677	青森県	-1.28	高知県	-0.79	長崎県	-0.47
高知県	713	岩手県	-1.17	青森県	-0.78	秋田県	-0.45
徳島県	745	高知県	-1.11	岩手県	-0.78	福島県	-0.40
福井県	772	山形県	-1.11	山形県	-0.76	岩手県	-0.40
山梨県	817	和歌山県	-1.10	和歌山県	-0.72	和歌山県	-0.38
佐賀県	822	福島県	-1.04	山口県	-0.71	山形県	-0.35
和歌山県	958	新潟県	-1.02	島根県	-0.71	鳥取県	-0.34
香川県	975	長崎県	-1.02	新潟県	-0.69	新潟県	-0.33
秋田県	996	山口県	-1.01	徳島県	-0.67	高知県	-0.32
富山県	1,045	徳島県	-0.97	福島県	-0.64	宮崎県	-0.31
山形県	1,088	愛媛県	-0.93	愛媛県	-0.64	徳島県	-0.30
宮崎県	1,097	島根県	-0.92	富山県	-0.60	大分県	-0.30
石川県	1,131	鳥取県	-0.89	北海道	-0.59	山口県	-0.30
大分県	1,147	大分県	-0.85	鳥取県	-0.55	鹿児島県	-0.29
岩手県	1,243	鹿児島県	-0.84	長崎県	-0.55	奈良県	-0.29
青森県	1,287	宮崎県	-0.81	大分県	-0.55	愛媛県	-0.29
奈良県	1,350	山梨県	-0.81	鹿児島県	-0.54	山梨県	-0.28
長崎県	1,355	富山県	-0.74	長野県	-0.54	福井県	-0.27
山口県	1,367	北海道	-0.74	香川県	-0.53	岐阜県	-0.26
愛媛県	1,370	岐阜県	-0.73	山梨県	-0.53	三重県	-0.24
滋賀県	1,391	奈良県	-0.71	群馬県	-0.52	熊本県	-0.22
沖縄県	1,459	長野県	-0.71	宮崎県	-0.50	島根県	-0.21
鹿児島県	1,633	三重県	-0.71	茨城県	-0.47	佐賀県	-0.19
熊本県	1,765	福井県	-0.71	三重県	-0.47	静岡県	-0.17
三重県	1,774	香川県	-0.69	岐阜県	-0.46	岡山県	-0.17
岡山県	1,884	群馬県	-0.64	静岡県	-0.46	長野県	-0.17
福島県	1,887	静岡県	-0.63	福井県	-0.44	香川県	-0.16
群馬県	1,925	佐賀県	-0.62	佐賀県	-0.43	栃木県	-0.15
栃木県	1,935	茨城県	-0.62	茨城県	-0.43	石川県	-0.15
岐阜県	1,991	熊本県	-0.62	奈良県	-0.42	茨城県	-0.15
長野県	2,066	福井県	-0.59	岡山県	-0.42	北海道	-0.15
新潟県	2,243	香川県	-0.59	熊本県	-0.40	富山県	-0.15
宮城県	2,282	群馬県	-0.53	石川県	-0.38	群馬県	-0.13
京都府	2,495	静岡県	-0.48	宮城県	-0.36	広島県	-0.12
広島県	2,787	福井県	-0.45	広島県	-0.36	京都府	-0.10
茨城県	2,871	佐賀県	-0.44	京都府	-0.35	兵庫県	-0.10
静岡県	3,637	茨城県	-0.43	兵庫県	-0.32	宮城県	-0.08
福岡県	5,055	熊本県	-0.21	兵庫県	-0.28	沖縄県	-0.07
北海道	5,268	大阪府	-0.16	千葉県	-0.26	滋賀県	-0.03
兵庫県	5,462	滋賀県	-0.09	埼玉県	-0.23	愛知県	0.04
千葉県	6,158	福岡県	-0.06	福岡県	-0.22	大阪府	0.07
埼玉県	7,200	愛知県	0.02	神奈川県	-0.18	福岡県	0.13
愛知県	7,312	埼玉県	0.03	滋賀県	-0.13	神奈川県	0.22
大阪府	8,613	千葉県	0.05	愛知県	-0.10	埼玉県	0.25
神奈川県	8,977	神奈川県	0.18	東京都	-0.09	千葉県	0.29
東京都	13,189	沖縄県	0.56	沖縄県	0.24	東京都	0.65
全 国	124,776	全 国	-0.35	全 国	-0.35	全 国	0.01
H300101	125,210	H29年	-0.30	H29年	-0.31	H29年	0.01
H290101	125,584	H28年	-0.24	H28年	-0.26	H28年	0.02
H280101	125,892	H27年	-0.22	H27年	-0.23	H27年	0.01
H270101	126,435	H26年	-0.21	H26年	-0.21	H26年	0.00

【出典：総務省、各年度[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数、1月1日現在)】

表-12 都道府県別の高齢化率(日本人住民)、1世帯当たり平均構成人員(日本人住民)

1月1日 現 在	高齢化率 : %			1月1日 現 在	1世帯当たり平均構成人員			
	平成26 年	平成30 年	平成31 年 (降順)		平成26 年	平成30 年	平成31 年 (昇順)	
秋田県	31.2	35.1	35.9	1	北海道	2.01	1.93	1.91
高知県	30.7	33.9	34.4	2	東京都	1.97	1.93	1.92
山口県	30.0	33.3	33.8	3	鹿児島県	2.12	2.05	2.04
島根県	30.6	33.3	33.8	4	高知県	2.14	2.06	2.04
山形県	28.9	32.1	32.7	5	大阪府	2.16	2.09	2.07
徳島県	28.6	31.8	32.4	6	山口県	2.20	2.12	2.10
岩手県	28.6	31.7	32.4	7	宮崎県	2.22	2.13	2.11
大分県	28.4	31.6	32.2	8	京都府	2.21	2.13	2.11
青森県	27.6	31.3	32.1	9	愛媛県	2.23	2.15	2.12
愛媛県	28.4	31.6	32.1	10	神奈川県	2.21	2.14	2.12
和歌山県	28.6	31.6	32.1	11	福岡県	2.24	2.15	2.13
富山県	28.6	31.4	31.9	12	長崎県	2.28	2.18	2.16
新潟県	27.9	31.1	31.7	13	大分県	2.29	2.20	2.17
長崎県	27.5	31.0	31.6	14	広島県	2.27	2.19	2.17
宮崎県	27.4	30.7	31.3	15	青森県	2.34	2.22	2.19
長野県	28.2	30.9	31.3	16	和歌山県	2.31	2.21	2.19
鳥取県	27.7	30.6	31.2	17	千葉県	2.31	2.22	2.19
北海道	26.8	30.5	31.1	18	兵庫県	2.30	2.22	2.20
鹿児島県	27.6	30.4	31.0	19	埼玉県	2.36	2.27	2.24
香川県	27.6	30.4	30.8	20	徳島県	2.38	2.27	2.24
奈良県	26.4	29.9	30.5	21	香川県	2.37	2.28	2.26
熊本県	27.0	29.9	30.4	22	沖縄県	2.41	2.30	2.27
福島県	26.5	29.7	30.3	23	岡山県	2.39	2.30	2.27
山梨県	26.6	29.6	30.1	24	熊本県	2.42	2.32	2.29
岐阜県	26.4	29.4	29.9	25	奈良県	2.43	2.33	2.30
福井県	26.4	29.4	29.8	26	愛知県	2.42	2.33	2.31
岡山県	27.0	29.4	29.8	27	三重県	2.45	2.34	2.31
静岡県	26.0	29.1	29.6	28	山梨県	2.47	2.35	2.32
群馬県	25.8	29.0	29.6	29	宮城県	2.46	2.35	2.32
三重県	26.3	29.0	29.5	30	秋田県	2.52	2.39	2.35
佐賀県	25.7	28.8	29.4	31	群馬県	2.51	2.38	2.35
石川県	26.0	28.7	29.1	32	静岡県	2.51	2.39	2.36
京都府	26.0	28.7	29.0	33	島根県	2.51	2.39	2.37
広島県	25.9	28.6	29.0	34	茨城県	2.53	2.41	2.37
茨城県	24.7	28.2	28.8	35	石川県	2.51	2.40	2.38
栃木県	24.2	27.5	28.2	36	岩手県	2.55	2.42	2.38
兵庫県	24.9	27.7	28.1	37	栃木県	2.54	2.42	2.39
宮城県	23.8	26.8	27.4	38	鳥取県	2.53	2.42	2.40
千葉県	23.9	26.8	27.2	39	長野県	2.55	2.45	2.42
福岡県	23.9	26.8	27.2	40	福島県	2.60	2.46	2.43
大阪府	24.4	26.8	27.1	41	滋賀県	2.61	2.49	2.46
埼玉県	23.0	26.0	26.4	42	佐賀県	2.66	2.53	2.50
滋賀県	22.6	25.4	25.8	43	岐阜県	2.67	2.54	2.51
神奈川県	22.5	25.0	25.3	44	新潟県	2.69	2.55	2.52
愛知県	22.6	24.9	25.2	45	富山県	2.70	2.57	2.54
東京都	22.1	23.3	23.4	46	山形県	2.83	2.68	2.64
沖縄県	18.1	20.8	21.5	47	福井県	2.86	2.73	2.70
全国	25.0	27.7	28.1		全国	2.30	2.21	2.19

【出典：総務省、各年度[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数、1月1日現在)】】

表-13 福岡県下の各市町村における人口増減率と高齢化率(日本人住民)

平成31年1月1日 高齢化率 : %		平成30年における 増加率 : %		平成30年における 自然増加率 : %		平成30年における 社会増加率 : %	
東峰村	42.5	1 添田町	-2.89	東峰村	-1.70	添田町	-1.28
添田町	41.0	2 東峰村	-2.35	添田町	-1.61	嘉麻市	-1.05
小竹町	40.5	3 嘉麻市	-2.10	大任町	-1.34	うきは市	-0.97
香春町	39.9	4 川崎町	-2.10	香春町	-1.31	川崎町	-0.96
みやこ町	39.2	5 うきは市	-1.87	赤村	-1.24	芦屋町	-0.89
赤村	38.1	6 赤村	-1.67	上毛町	-1.22	田川市	-0.76
嘉麻市	38.1	7 築上町	-1.62	川崎町	-1.14	水巻町	-0.72
鞍手町	37.3	8 豊前市	-1.61	鞍手町	-1.14	築上町	-0.71
中間市	37.0	9 芦屋町	-1.52	小竹町	-1.09	朝倉市	-0.69
みやま市	36.8	10 鞍手町	-1.48	嘉麻市	-1.06	東峰村	-0.64
川崎町	36.2	11 八女市	-1.48	豊前市	-1.04	桂川町	-0.64
大牟田市	36.2	12 大川市	-1.44	糸田町	-0.94	大川市	-0.63
大任町	35.9	13 小竹町	-1.43	大牟田市	-0.93	八女市	-0.62
豊前市	35.9	14 香春町	-1.43	みやこ町	-0.92	豊前市	-0.56
築上町	35.7	15 上毛町	-1.42	築上町	-0.91	柳川市	-0.56
糸田町	35.4	16 田川市	-1.39	みやま市	-0.90	広川町	-0.51
大川市	35.0	17 みやこ町	-1.35	うきは市	-0.90	赤村	-0.43
八女市	34.7	18 柳川市	-1.32	八女市	-0.86	みやこ町	-0.43
上毛町	34.7	19 朝倉市	-1.32	福智町	-0.83	篠栗町	-0.35
宮若市	34.5	20 水巻町	-1.21	中間市	-0.82	鞍手町	-0.35
福智町	33.9	21 大牟田市	-1.18	大川市	-0.82	小竹町	-0.34
桂川町	33.9	22 桂川町	-1.13	柳川市	-0.76	大木町	-0.33
朝倉市	33.8	23 福智町	-1.11	宮若市	-0.71	福智町	-0.29
うきは市	33.7	24 みやま市	-1.05	岡垣町	-0.70	大牟田市	-0.25
田川市	33.5	25 中間市	-1.01	田川市	-0.63	上毛町	-0.19
遠賀町	33.2	26 糸田町	-0.89	芦屋町	-0.63	中間市	-0.19
直方市	32.9	27 宮若市	-0.84	朝倉市	-0.63	飯塚市	-0.19
柳川市	32.7	28 直方市	-0.77	直方市	-0.62	宇美町	-0.18
岡垣町	32.6	29 広川町	-0.76	水巻町	-0.50	北九州市	-0.17
水巻町	31.9	30 飯塚市	-0.67	桂川町	-0.49	みやま市	-0.15
芦屋町	31.6	31 大木町	-0.60	飯塚市	-0.49	直方市	-0.15
飯塚市	30.9	32 北九州市	-0.60	遠賀町	-0.46	宮若市	-0.13
吉富町	30.8	33 岡垣町	-0.59	北九州市	-0.43	香春町	-0.13
北九州市	30.5	34 遠賀町	-0.44	筑前町	-0.40	那珂川市	-0.05
筑前町	29.5	35 宇美町	-0.39	糸島市	-0.29	宗像市	-0.04
行橋市	29.3	36 篠栗町	-0.29	大木町	-0.27	太宰府市	-0.04
糸島市	28.8	37 宗像市	-0.25	行橋市	-0.27	久留米市	-0.04
宗像市	28.8	38 久留米市	-0.20	吉富町	-0.26	大野城市	-0.03
広川町	28.4	39 太宰府市	-0.17	広川町	-0.25	春日市	0.00
久山町	28.1	40 筑前町	-0.10	筑後市	-0.24	遠賀町	0.03
福津市	27.9	41 筑後市	-0.08	小郡市	-0.23	糸田町	0.04
大木町	27.8	42 吉富町	-0.07	宇美町	-0.21	筑紫野市	0.08
大刀洗町	27.6	43 行橋市	0.01	宗像市	-0.21	岡垣町	0.11
太宰府市	27.5	44 小郡市	0.01	久留米市	-0.16	筑後市	0.16
小郡市	27.2	45 春日市	0.07	太宰府市	-0.13	吉富町	0.19
筑後市	27.0	46 那珂川市	0.12	久山町	-0.13	小郡市	0.25
久留米市	26.8	47 筑紫野市	0.13	大刀洗町	-0.09	行橋市	0.28
宇美町	26.7	48 大刀洗町	0.22	古賀市	-0.04	筑前町	0.30
須恵町	26.1	49 大野城市	0.31	福津市	-0.03	大刀洗町	0.31

古賀市	26.0	50	志免町	0.43	苅田町	-0.02	志免町	0.34
筑紫野市	24.8	51	苅田町	0.49	筑紫野市	0.05	粕屋町	0.38
苅田町	24.6	52	古賀市	0.66	篠栗町	0.05	新宮町	0.44
篠栗町	24.1	53	福岡市	0.67	春日市	0.07	苅田町	0.51
志免町	23.2	54	糸島市	0.67	須恵町	0.08	福岡市	0.55
那珂川市	22.5	55	大任町	0.97	志免町	0.09	古賀市	0.70
福岡市	21.9	56	新宮町	1.04	福岡市	0.12	糸島市	0.96
春日市	21.4	57	粕屋町	1.11	那珂川市	0.17	須恵町	1.53
大野城市	21.3	58	久山町	1.53	大野城市	0.34	久山町	1.66
新宮町	17.9	59	須恵町	1.62	新宮町	0.59	大任町	2.31
粕屋町	17.7	60	福津市	2.57	粕屋町	0.73	福津市	2.60
60市町村	27.2		60市町村	-0.09	60市町村	-0.22	60市町村	0.13
H300101	26.8		平成29年	-0.05	平成29年	-0.18	平成29年	0.13
H290101	26.3		平成28年	-0.01	平成28年	-0.14	平成28年	0.13
H280101	25.6		平成27年	-0.01	平成27年	-0.10	平成27年	0.09

【出典：総務省、各年度[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数、1月1日現在)】

- 増減率が-2.89%で推移した場合、5年後は基準年の86.4%、10年後は基準年の74.6%、20年後は基準年の55.6%となります。
- 増減率が+2.57%で推移した場合、5年後は基準年の113.5%、10年後は基準年の128.9%、20年後は基準年の166.1%となります。

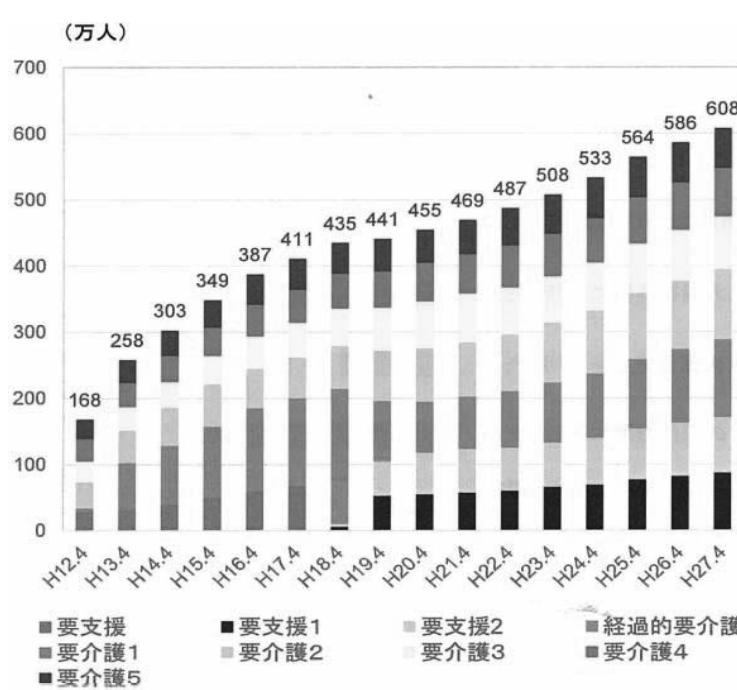


図-12 要介護・要支援認定者数の推移

【出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」】

1世帯当たり平均構成人員(平成31年1月1日時点)		
川崎町	1.90	1
福岡市	1.97	2
田川市	1.97	3
糸田町	1.98	4
北九州市	1.99	5
小竹町	2.01	6
香春町	2.02	7
大牟田市	2.03	8
中間市	2.05	9
福智町	2.05	10
嘉麻市	2.06	11
大任町	2.07	12
飯塚市	2.08	13
添田町	2.09	14
赤村	2.09	15
築上町	2.10	16
直方市	2.11	17
水巻町	2.14	18
芦屋町	2.14	19
鞍手町	2.15	20
宮若市	2.16	21
苅田町	2.16	22
桂川町	2.17	23
豊前市	2.20	24
行橋市	2.26	25
吉富町	2.27	26

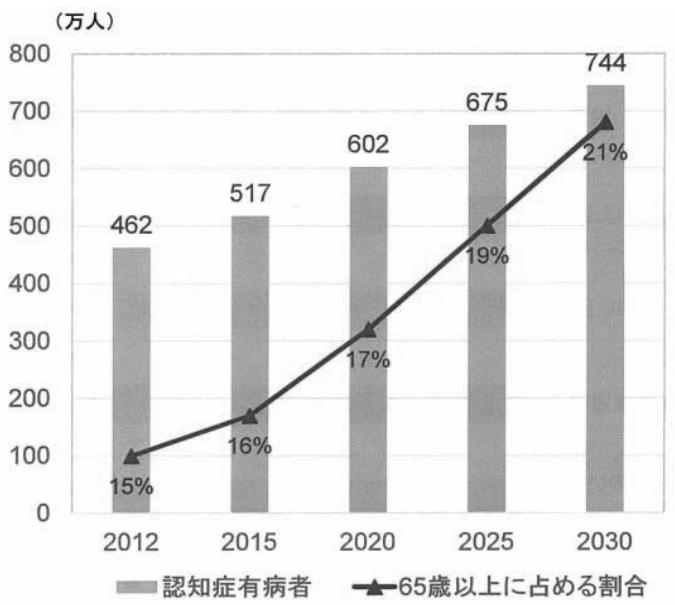


図-13 認知症高齢者の将来見込み

【出典：二宮利治(2014)「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究】

太宰府市	2.28	27
久留米市	2.29	28
宗像市	2.29	29
大野城市	2.31	30
岡垣町	2.31	31
みやこ町	2.32	32
春日市	2.32	33
筑紫野市	2.33	34
遠賀町	2.34	35
志免町	2.35	36
古賀市	2.35	37
柏原町	2.37	38
福津市	2.38	39
篠栗町	2.39	40
宇美町	2.41	41
上毛町	2.42	42
糸島市	2.43	43
那珂川市	2.44	44
須恵町	2.45	45
東峰村	2.46	46
小郡市	2.48	47
朝倉市	2.53	48
大川市	2.54	49
筑後市	2.56	50
新宮町	2.56	51
八女市	2.58	52
柳川市	2.60	53
広川町	2.63	54
みやま市	2.63	55
久山町	2.66	56
筑前町	2.69	57
うきは市	2.71	58
大木町	2.91	59
大刀洗町	2.92	60
60市町村	2.13	
H. 29 1/1	2.17	
H. 27 1/1	2.21	

表-14 年齢別の認知症有病率(人口に占める認知症の人の割合) : %

年 齢	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
女性	1.6	3.8	11.0	24.0	48.5	71.8
男性	1.5	3.4	9.6	20.0	35.6	42.4
全 体	1.5	3.6	10.4	22.4	44.3	64.2

日本医療研究開発機構・認知症研究開発事業の調査による(2019年5月17日毎日新聞)

- 令和元年6月17日付け日本経済新聞に「医療費、地域差大きく 福岡1位新潟の1.4倍 16年度1人当たり」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

福岡県と新潟県の1人当たり年間医療費の格差は17.5万円。厚生労働省がまとめた報告書「医療費の地域分析」で、2016年度の1人当たり医療費を都道府県別にみると、福岡県が64.6万円に上る一方、新潟県は47.1万円にとどまった。どのような要因で医療費の地域格差が生じるのか。背景を探ってみた。

同省の報告書のうち、国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者を合計して算出した「1人当たり医療費」(年齢調整後)から都道府県別のランキングを作成した。

最も高かったのは福岡県の64万6,488円で、高知県(64万1,114円)が続いた。上位10道県のうち、九州が6県、中国・四国が3県を占めた。西日本で医療費が膨らみがちな傾向で鮮明だ。

一方、最も低いのは新潟県の47万1,857円で、福岡県の約7割だった。2番目に低いのが岩手県(48万1,479円)で、千葉県(48万6,182円)が続いた。

人口構成や住民の健康に関する意識など、医療費の地域差には様々な要因が絡む。なかでも、入院に必要な病床数と高齢者の受診率、入院日数の長さは医療費の地域差に大きく影響する。福岡、高知両県をみると、こうした傾向が読み取れる。

両県とも過去5年間、1人当たり医療費の順位がいずれも1、2位で続く。両県とも入院医療費が多く、16年度の入院外(外来)の1人当たり医療費は高知が23位、福岡が6位なのに対し、入院の医療費はそれぞれ1、2位となった。

とりわけ、高知県は人口10万人当たり病院の病床数(2,530床)、後期高齢者100人当たりの入院受診件数(124件)がともに全国で最も多かった

2次産業の乏しい高知市は医療が基幹産業化し、「1960年代には人口当たり病床数が全国トップになり、介護施設の役割も担った」(高知県国民健康保険課)。高知市内に医師や看護師が集まる一方、山間地では救急から回復期に移る患者を診たり、在宅看護を支えたりする人材が不足する事態に。こうした状況が、医療費の高い急性期病床での入院日数を長期化させる原因となったとみられる。

福岡県は後期高齢者の1人当たり医療費が02年度以降、全国首位が続く。県は「入院の平均日数が長く、重症化すると医療費が膨らむ脳梗塞など循環器系の入院医療費が2割を超えており」(保健医療介護総務課)と説明する。

同県は人口10万人当たりの病院病床数は1,682で、全国平均の1.4倍に上る。医学部附属の大学病院も県内に4つあり、東京都、大阪府に次いで多い。

一方、医療費が低い地域をみると、供給される医療が少ない状況がうかがえる。新潟

1人あたり医療費の都道府県別ランキング					
順位	自治体名	金額(円)	順位	自治体名	金額(円)
1	福岡県	646,488	25	滋賀県	538,513
2	高知県	641,114	26	富山県	533,866
3	佐賀県	635,168	27	奈良県	533,104
4	長崎県	626,495	28	東京都	533,092
5	鹿児島県	619,268	29	愛知県	528,332
6	北海道	617,220	30	岐阜県	515,235
7	山口県	606,312	31	神奈川県	510,099
8	広島県	605,205	32	宮城県	509,929
9	熊本県	604,985	33	群馬県	506,041
10	大分県	604,931	34	三重県	505,997
11	大阪府	602,851	35	秋田県	504,666
12	徳島県	600,516	36	山形県	504,009
13	沖縄県	588,300	37	福島県	503,090
14	石川県	580,500	38	山梨県	501,586
15	香川県	580,419	39	埼玉県	500,502
16	岡山县	577,936	40	青森県	499,958
17	兵庫県	577,185	41	茨城県	491,971
18	京都府	572,750	42	長野県	491,213
19	鳥取県	566,885	43	栃木県	488,584
20	愛媛県	560,634	44	静岡県	486,695
21	福井県	544,128	45	千葉県	486,182
22	宮崎県	543,477	46	岩手県	481,479
23	和歌山县	542,716	47	新潟県	471,857
24	島根県	540,807	全国平均		543,931

(注)年齢調整後。国民健康保険と後期高齢者医療制度の合算。2016年度確定値

や岩手は医療を提供する医師が少ないうえ、民間病院も少なく、公立病院で地域医療を支えてきた。同省が今年2月に発表した医師偏在指数では、岩手、新潟両県は下位1、2位で「医師少数県」と指摘された。医療費の膨張抑制は重要だが、住民が安心して医療を受けられる環境との両立が欠かせない。

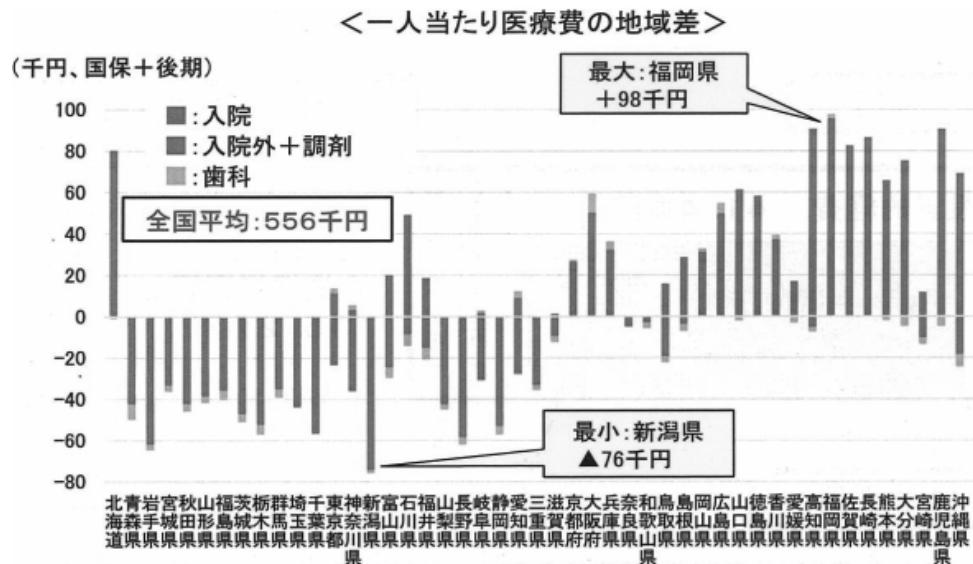
1人当たり医療費が低い地域は市町村と連携した医療費抑制策を講じたり、住民の健康増進に工夫を凝らしたりしている。高齢人口の増加と長寿命化に伴って医療費は膨らみがちだが、こうした取り組みは医療費抑制のヒントになりうる。

最も低い新潟県は「市町村や医師会などと連携した医療費抑制の取り組みも功を奏した」(国保・福祉指導課)と説明する。

こうした連携事業の一つが、生活習慣病の予防などに励み、医療費抑制に取り組む国保の運営主体(市町村)に県独自の交付金を手厚く配分する仕組みだ。国は18年度に同様の仕組みである「保険者努力支援制度」を導入したが、新潟県は国より10年以上早い05年度から取り組み、こうした発想を根付かせてきた。安価な後発薬の普及にも力を注いできた。

1人当たり医療費が6番目に低い長野県は、健康増進の積極的に取り組んでいる。65歳以上の就業率のほか、日常動作の自立期間を示す健康寿命や野菜摂取量はいずれも全国1位。県は「高度成長期から県民栄養調査を始めデータに基づく健康づくりなど様々な施策を進めた」(健康増進課)と説明する。

14年度からは「健康長寿世界一の信州」を目標に健康づくりの県民運動を進めている。飯山市など6市町村で減塩のモデル事業を進め1日平均1グラムの削減に成功するなど、健康寿命を伸ばす生活習慣づくりの効果が表れ始めている。



- 図-14 1人当たり医療費の地域差(厚生労働省、平成29年度医療費の地域差分析)
- 1人当たりの医療費をみると、都道府県の間で大きな差が生じているなど、社会保障費(一般行政経費・補助事業等)についても、地方が主体的に抑制に取り組んでいくことが重要。【出典：財務省、令和元年5月22日開催財政制度分科会配付資料】
 - 医療費の増加要因は、「人口当たりの病床数が多い」、「後期高齢者の受診率が高い」、「患者の入院日数が長い」等である。

(4) 平成27年国勢調査の人口等基本集計結果

・・・略・・・

(5) 合計特殊出生率

・・・略・・・

(6) 将来推計人口

・・・略・・・

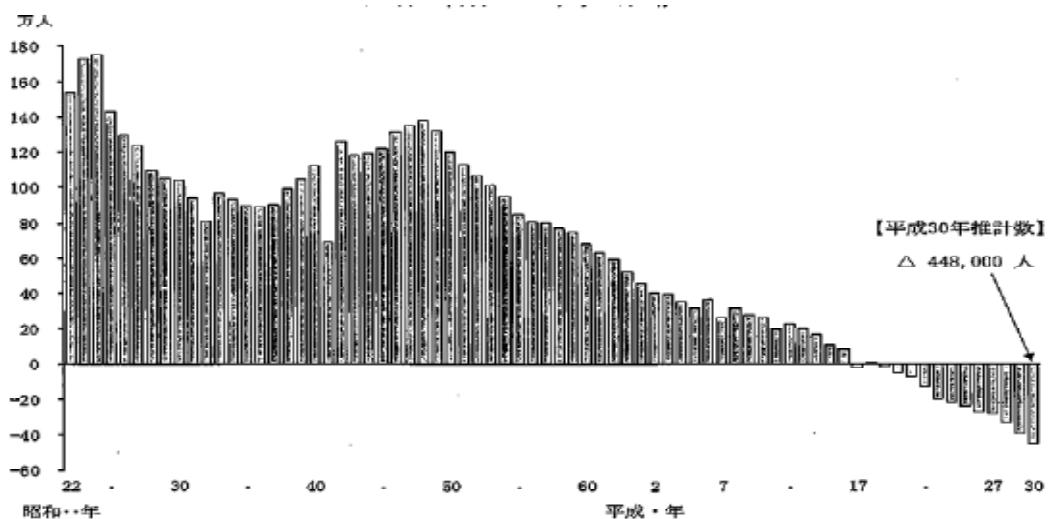


図-21 自然増減の年次推移

【出典：厚生労働省、平成30年12月21日付け報道資料「平成30年(2018)人口動態統計の年間推計」】

表-23 出生数、死亡数等の年次推移

	出生数	死亡数	自然増加数
1950(昭和25)	2,337,507	904,876	1,432,631
1960(昭和35)	1,606,041	706,599	899,442
1970(昭和45)	1,934,239	712,962	1,221,277
1980(昭和55)	1,576,889	722,801	854,088
1990(平成2)	1,221,585	820,305	401,280
2000(平成12)	1,190,547	961,653	228,894
2002(平成14)	1,153,855	982,379	171,476
2003(平成15)	1,123,610	1,014,951	108,659
2004(平成16)	1,110,721	1,028,602	82,119
<u>2005(平成17)</u>	<u>1,062,530</u>	<u>1,083,796</u>	<u>▲ 21,266</u>
2006(平成18)	1,092,674	1,084,450	8,224
2007(平成19)	1,089,818	1,108,334	▲ 18,516
2008(平成20)	1,091,156	1,142,407	▲ 51,251
2009(平成21)	1,070,035	1,141,865	▲ 71,830
2010(平成22)	1,071,304	1,197,012	▲ 125,708
2011(平成23)	1,050,806	1,253,066	▲ 202,260
2012(平成24)	1,037,231	1,256,359	▲ 219,128
2013(平成25)	1,029,816	1,268,436	▲ 238,620
2014(平成26)	1,003,539	1,273,004	▲ 269,465
2015(平成27)	1,005,656	1,290,428	▲ 284,772
2016(平成28)	976,978	1,307,748	▲ 330,770
2017(平成29)	946,060	1,340,433	▲ 394,373
2018(平成30)	918,397	1,362,482	▲ 444,085

昭和47年以前は沖縄県を含まない。

【出典：厚生労働省、令和元年
6月7日付け報道資料「平成
30年人口動態統計月報年計
(概数)」の結果】

・・・略・・・

表-24 わが国における総人口と高齢化率の推計値(中位推計：合計特殊出生率1.44)

年 次	総人口	高齢化率	前回推計(平成24年1月)		
			人口減少数	万人	%
2015(H. 27)	12,710万人	26.6%			
2020(H. 32)	12,533万人	28.9%	15→ 20 : 177万人 / 5年	12,410	29.1
2030(H. 42)	11,913万人	31.2%	20→ 30 : 620万人 / 10年	11,662	31.6
2040(H. 52)	10,919万人	35.3%	30→ 40 : 821万人 / 10年	10,728	36.1
2050(H. 62)	10,192万人	37.7%	40→ 50 : 900万人 / 10年	9,708	38.8
2060(H. 72)	9,284万人	38.1%	50→ 60 : 908万人 / 10年	8,674	39.9
2070(H. 82)	8,323万人	38.3%	60→ 70 : 961万人 / 10年	7,590	40.6
2080(H. 92)	7,430万人	38.2%	70→ 80 : 893万人 / 10年	6,588	41.2
2090(H. 102)	6,668万人	38.3%	80→ 90 : 762万人 / 10年	5,727	41.2
2100(H. 112)	5,972万人	38.3%	90→100 : 696万人 / 10年	4,959	41.1
2110(H. 122)	5,343万人	38.4%	100→110 : 629万人 / 10年	4,286	41.3

【出典：国立社会保障・人口問題研究所、平成29年4月10日付け報道資料、日本の将来推計人口(平成29年4月推計)】

「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

【出典：国立社会保障・人口問題研究所、平成30年3月30日報道発表「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」】

国立社会保障・人口問題研究所はこのほど、「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」をまとめましたので、公表します。

この推計は、将来の人口を、都道府県別・市区町村別に求めることを目的としたもので、平成27(2015)年の構成調査を基に、平成57(2045)年までの30年間について、男女5歳階級別に推計しました。(ただし、福島県では全県での推計のみ実施)。

推計の対象は、平成30年(2018)年3月現在の1県(福島県)及び1,798市区町村(東京23区、12政令指定都市の126区、この他の766市、713町、168村)です。なお、今回の推計値の合計は、「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位・死亡中位仮定)の値と合致します。

【推計結果のポイント】

○ 都道府県別の将来推計人口

1. 2030年以降は全都道府県で総人口が減少するが、減少する時期は前回推計(平成25年3月推計)より10年遅くなる。

- 今回推計では、近年の出生率の改善などにより全国推計における出生率仮定が上昇したことや、近年の人口移動の状況を反映したことなどから、前回推計より全都道府県で人口が減少する時期が10年遅くなり、2030年以降に全都道府県で総人口が減少する。

- 2045年の総人口は、東京都を除いてすべての道府県で2015年を下回る。

2. 前回推計同様、65歳以上人口は大都市圏と沖縄県で大幅に増加

- 東京都、神奈川県と沖縄県では、2045年の65歳以上人口が2015年の1.3倍以上となる。一方、2020年には7県で65歳以上人口のピークを迎える、2045年には12県で2015年の65歳以上人口を下回る。

- 2045年に、65歳以上人口の割合が最も大きいのは秋田県(50.1%)、最も小さいのは東京都(30.7%)となる。

3. 0～14歳人口割合は低下するものの、40都道府県で前回推計(2040年時点)を上回る

- 0～14歳人口割合は全都道府県でほぼ一貫して低下する。2045年に0～14歳人口割合が最も大きいのは沖縄県(15.3%)、最も小さいのは秋田県(7.4%)となる。
- 市区町村別の将来推計人口

1. 2045年の総人口は、7割以上の市区町村で2015年に比べ2割以上減少

- 2045年の総人口が2015年より少なくなる市区町村数は1,588(全市区町村数の94.4%)で、うち0～2割減少するのが345(同20.5%)、2～4割減少が555(同33.0%)、4割以上の減少が688(同40.9%)となっている。

2. 2045年には、65歳以上人口が50%以上を占める市区町村が3割近くに

- 65歳以上人口の割合が50%以上を占める市区町村数は、2015年の15(同0.9%)から、2045年の465(同27.6%)に増加する。

3. 0～14歳人口割合は大多数の市区町村で低下するが、半数以上の市区町村で前回推計(2040年時点)を上回る

- 2015年と比べて2045年の0～14歳人口割合が低下する市区町村数は1,611(同95.8%)である。なお、2040年の0～14歳人口割合は877(同52.1%)の市区町村で前回推計を上回っている。

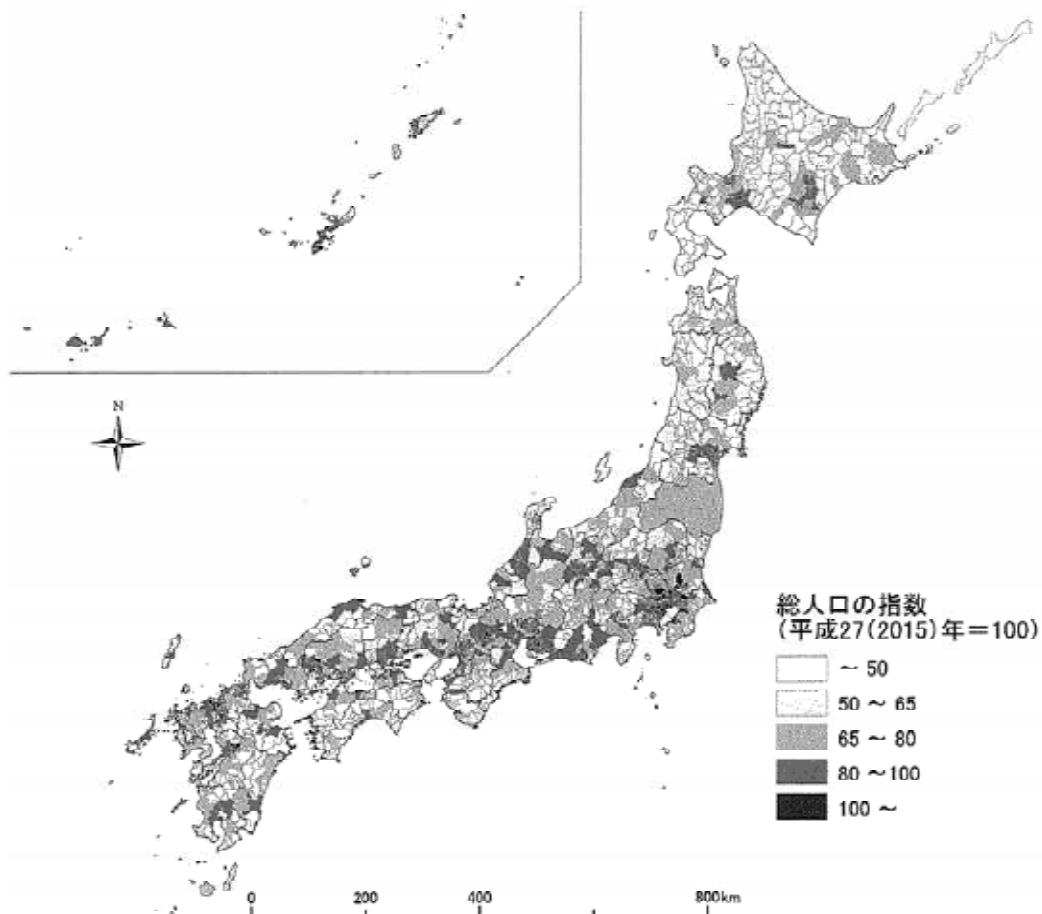


図-24 市区町村別の2045年人口指数

表-26 都道府県別の2045年人口指数と2045年における高齢化率(推計値)

2045年人口指数		2045年の高齢化率%	
全 国	83.7	全 国	36.8
秋田県	58.8	1 秋田県	50.1
青森県	63.0	2 青森県	46.8
山形県	68.4	3 福島県	44.2
高知県	68.4	4 岩手県	43.2
福島県	68.7	5 山形県	43.0
岩手県	69.1	6 山梨県	43.0
徳島県	70.8	7 北海道	42.8
長崎県	71.3	8 高知県	42.7
和歌山県	71.4	9 長野県	41.7
山梨県	71.7	10 徳島県	41.5
鹿児島県	73.1	11 愛媛県	41.5
愛媛県	73.1	12 奈良県	41.1
奈良県	73.2	13 新潟県	40.9
山口県	73.7	14 鹿児島県	40.8
新潟県	73.7	15 長崎県	40.6
北海道	74.4	16 宮城県	40.3
宮崎県	74.7	17 富山県	40.3
島根県	76.2	18 茨城県	40.0
岐阜県	76.6	19 宮崎県	40.0
茨城県	76.6	20 和歌山県	39.8
富山県	76.7	21 山口県	39.7
大分県	76.9	22 島根県	39.5
長野県	76.9	23 群馬県	39.4
宮城県	77.5	24 大分県	39.3
福井県	78.1	25 兵庫県	38.9
鳥取県	78.2	26 静岡県	38.9
群馬県	78.7	27 岐阜県	38.7
三重県	78.8	28 鳥取県	38.7
栃木県	79.0	29 福井県	38.5
静岡県	79.5	30 香川県	38.3
香川県	79.5	31 三重県	38.3
佐賀県	79.7	32 京都府	37.8
熊本県	80.8	33 栃木県	37.3
京都府	81.9	34 石川県	37.2
兵庫県	81.9	35 熊本県	37.1
石川県	82.1	36 佐賀県	37.0
大阪府	83.0	37 千葉県	36.4
岡山県	84.3	38 大阪府	36.2
広島県	85.4	39 岡山県	36.0
千葉県	87.8	40 埼玉県	35.8
福岡県	89.3	41 広島県	35.2
滋賀県	89.4	42 神奈川県	35.2
埼玉県	89.8	43 福岡県	35.2
神奈川県	91.1	44 滋賀県	34.3
愛知県	92.2	45 愛知県	33.1
沖縄県	99.6	46 沖縄県	31.4
東京都	100.7	47 東京都	30.7

【出典：平成30年3月31日の日本経済新聞】

- 2045年人口指数とは、2015年の人口を100とした場合の2045年の人口割合
- 高齢化率とは、総人口に占める65歳以上人口の割合

【出典：国立社会保障・人口問題研究所、「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)】】



・・・略・・・

表-28 市町村別の人ロ減少と高齢化の進捗状況(将来推計)

福岡県	2045年の高齢化率(推計値) : %			
	~30未満	30以上~40未満	40以上~	
2045人口指數 ～60未満		大任町 (56.6 : 39.8)	小竹町 (45.5 : 52.5) 添田町 (46.5 : 50.8) 嘉麻市 (47.6 : 49.2) 川崎町 (48.1 : 46.7) 東峰村 (49.3 : 52.7) 香春町 (51.1 : 46.8) 芦屋町 (53.2 : 40.6) 赤村 (53.9 : 50.3) 福智町 (54.8 : 44.5) 鞍手町 (55.5 : 43.7) 大川市 (55.6 : 47.9) 糸田町 (55.7 : 42.4) みやま市 (57.1 : 48.0) 朝倉市 (57.2 : 47.6) うきは市 (57.6 : 44.9) みやこ町 (57.6 : 51.9) 中間市 (57.9 : 43.3) 八女市 (59.1 : 47.4)	
2045人口指數 60以上 ～80未満		築上町 (64.4 : 39.3) 田川市 (68.2 : 35.5) 宮若市 (68.7 : 39.7) 水巻町 (70.2 : 36.3) 吉富町 (71.3 : 35.7) 桂川町 (71.7 : 38.2) 苅田町 (73.0 : 36.9) 遠賀町 (76.5 : 37.8) 宇美町 (77.6 : 35.2) 飯塚市 (79.8 : 35.3)	柳川市 (63.7 : 42.3) 大牟田市 (64.0 : 45.4) 豊前市 (65.5 : 45.3) 上毛町 (65.6 : 40.7)	
2045人口指數 80以上 ～100未満		北九州市 (80.2 : 37.8) 直方市 (81.1 : 35.6) 大木町 (82.3 : 36.0) 大刀洗町 (83.7 : 37.0) 行橋市 (85.4 : 35.5) 小郡市 (86.3 : 38.8) 広川町 (86.4 : 36.5) 筑後市 (88.3 : 32.9) 筑前町 (90.0 : 37.9) 久留米市 (91.7 : 35.7) 古賀市 (91.8 : 36.8) 那珂川町 (92.0 : 33.4) 宗像市 (92.2 : 34.7) 筑紫野市 (92.5 : 35.2) 篠栗町 (92.8 : 34.3) 福津市 (96.9 : 36.4) 春日市 (97.1 : 33.4) 太宰府市 (97.9 : 35.0)	岡垣町 (81.7 : 40.3) 糸島市 (83.6 : 40.6)	
			市町村名の後のカッコ 内の数値は(2045年人 口指數 : 高齢化率)で す。 福岡県全体で、	

2045人口指數 100以上～	新宮町 (103.3 : 27.3)	久山町 (102.5 : 34.1) 志免町 (103.7 : 31.2) 須恵町 (103.8 : 32.4)	2045年人口指數は89.3 (昇順で41/47)
	粕屋町 (120.4 : 23.3)	大野城市 (106.8 : 31.4) 福岡市 (107.5 : 31.7)	2045年の高齢化率は 35.2% (降順で43/47)
	～30未満	30以上～40未満	40以上～
	2045年の高齢化率(推計値) : %		

数値の出所：国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」

	2015年	2045年
総人口	5,101,556人	→ 4,554,486人 : 89.3
高齢化率	25.9%	→ 35.2%

表-29 福岡県人口の増減率の推移 単位: %

	2005～10	2010～15	2015～20	2020～25	2025～30	2030～35
前々回推計	-0.3	-1.1	-1.9	-2.6	-3.1	-3.7
前回推計	実績： 0.4	-0.5	-1.5	-2.3	-2.8	-3.4
今回推計	実績： 0.6		-0.1	-1.1	-1.7	-2.3

前々回推計：平成20年12月推計、前回推計：平成25年3月推計、今回推計：平成30年3月推計

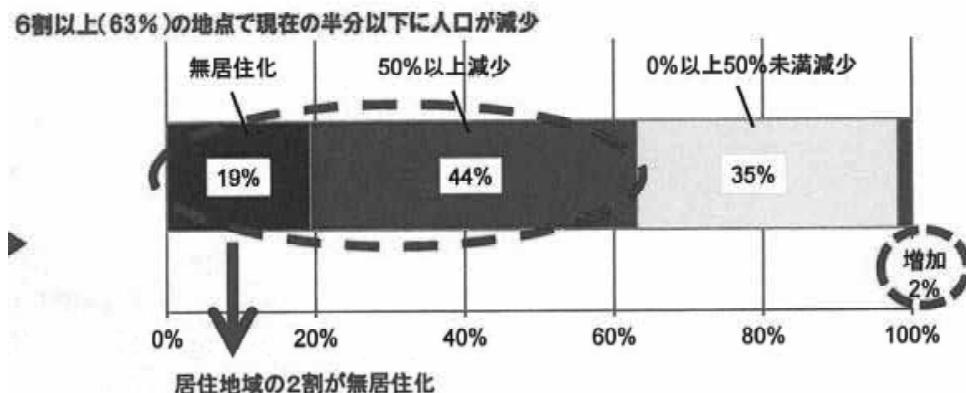


図-27 2010年から2050年における人口増減割合別の地点数

【出典：国土交通省国土政策局、新たな「国土のグランドデザイン」骨子参考資料、平成26年3月28日】

- 全国を「1 km²毎の地点」でみると、人口が半分以下になる地点が現在の居住地域の6割以上を占める(現在の居住地域は国土の約5割)。
- 人口が増加する地点の割合は約2%であり、主に大都市圏に分布している。

表-30 都道府県別、将来推計人口の試算

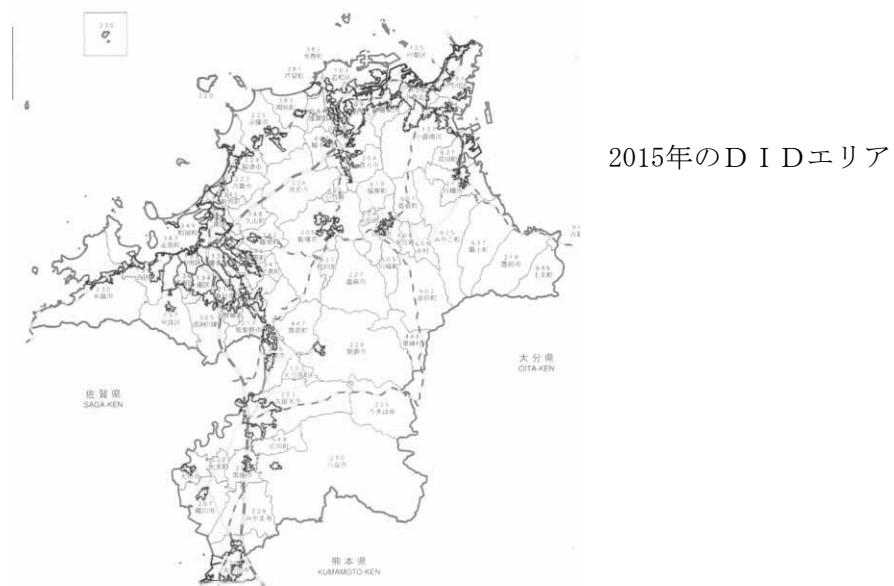
	2010年 人口 人	2050年 人口 人	人口增加 率 %	面 積 km^2
福岡県	5,072	3,895	- 21	4,977
佐賀県	850	610	- 28	2,440
長崎県	1,427	908	- 36	4,105
熊本県	1,817	1,319	- 27	7,405
大分県	1,197	857	- 28	6,340
宮崎県	1,135	804	- 29	7,736
鹿児島県	1,708	1,163	- 32	9,189
沖縄県	1,393	1,304	- 6	2,276
全 国	128,057	97,076	- 24	377,950

【国交省国土政策局総合計画課、「国土のグランドデザイン2050」の公表、平成26年7月4日】

表-31 都道府県別、将来推計人口(1km²ごと)の試算

居住メッシュ面積 2010年 %	人口増減率別メッシュ割合(対居住メッシュ) 2050年					
	半減以下 %	うち非居 住地化 A %			0 %以上 ～50%未 満減 %	増 加 %
		うち50 % 以上減(A を除く)%	うち非居 住地化 A %	うち50 % 以上減(A を除く)%		
福岡県	77	40	9	30	57	4
佐賀県	74	40	10	31	58	2
長崎県	80	65	15	50	34	1
熊本県	60	63	17	46	36	1
大分県	62	76	19	57	23	1
宮崎県	45	67	25	42	32	1
鹿児島県	62	71	19	52	28	1
沖縄県	58	40	13	26	44	16
全 国	48	63	19	44	35	2

【国交省国土政策局総合計画課、「国土のグランドデザイン2050」の公表、平成26年7月4日】



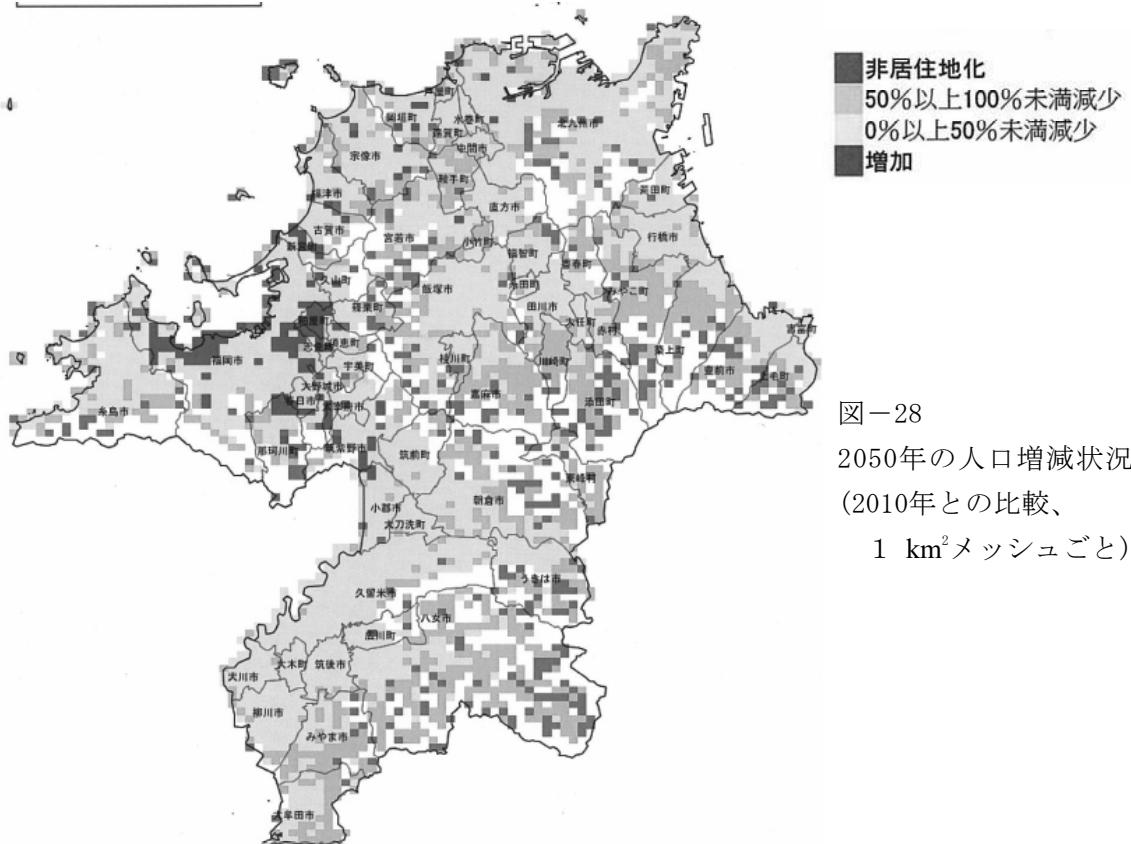


図-28
2050年の人口増減状況
(2010年との比較、
1 km²メッシュごと)

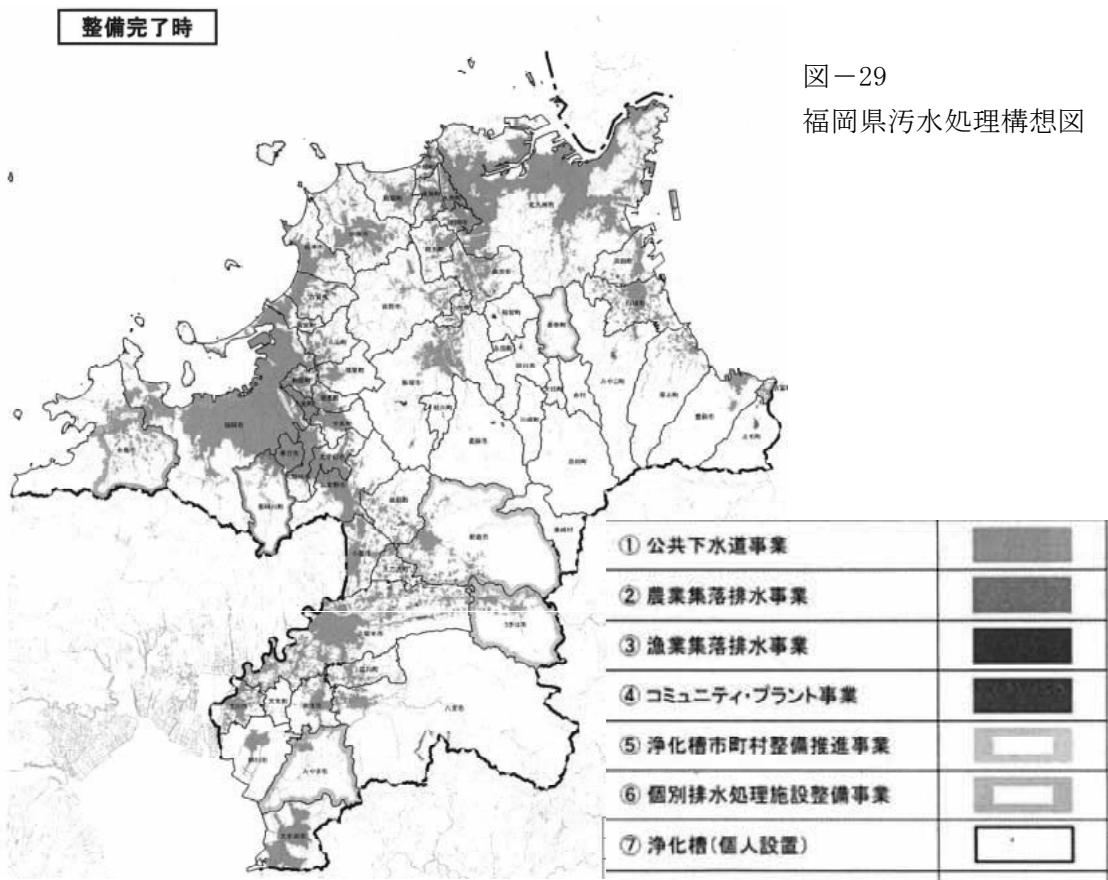


図-29
福岡県汚水処理構想図

表-32 整備手法別の整備計画

		現 状 平成25年度	中 期 平成37(2025)年度
集 合 処 理	下水道 農業集落排水 漁業集落排水 コミプラ	4,038,770 (79.1) 49,629 (1.0) 6,099 (0.1) 13,924 (0.3)	4,337,020 (86.4) 43,188 (0.9) 3,673 (0.1) 6,460 (0.1)
	小計	4,108,422 (80.4)	4,390,341 (87.4)
	淨 化 槽	478,555 (9.4)	415,455 (8.3)
	汚水処理人口	4,586,977 (89.8)	4,805,796 (95.7)
	未普及人口	521,141 (10.2)	215,942 (4.3)
	合計(行政人口)	5,108,118 (100.0)	5,021,738 (100.0)
	汚水処理人口普及率(%)の見通し	89.8	95.7

社人研の推計

2025年

推計人口(高齢化率) 5,042,774人(29.6%)

2025人口指數 98.8%

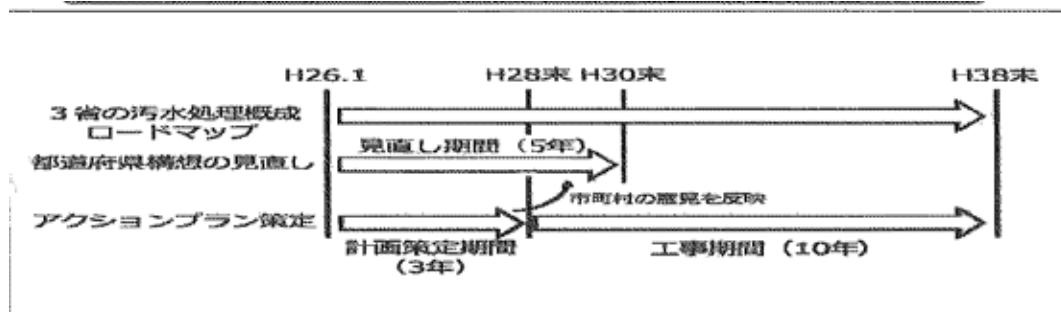


図-30 污水処理施設整備の概成ロードマップのイメージ

【出典：森岡泰裕(国土交通省水管管理・国土保全局下水道部長)、最近の下水道事業の動向、平成29年7月6日開催の第35回全国町村下水道推進大会・研究会議の特別講演資料】

- 都道府県構想の見直し期限は平成30年度末
- すべての地方公共団体で策定または見直しが完了したアクションプランを集計
 - ⇒10年概成が困難な地方公共団体に対しては個別ヒアリングを実施予定
- 未普及地域の効率的な汚水処理施設整備を推進
 - ⇒ 合併浄化槽の普及エリアに下水道を整備する等の非効率な対策はNG（下水道供用開始公示済区域を除く下水道全計画区域内で、合併浄化槽が普及しているエリア）

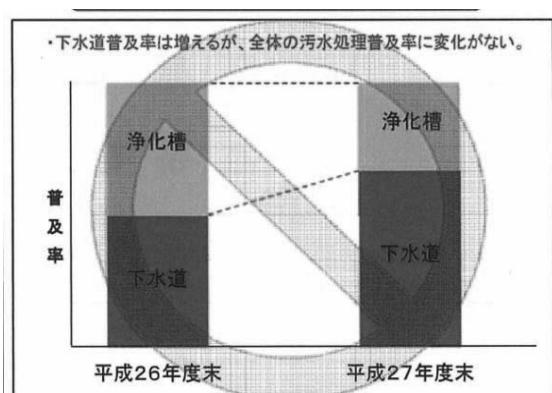


図-31 非効率な下水道整備のイメージ

【出典：森岡泰裕(国土交通省水管管理・国土保全局下水道部長)、最近の下水道事業の動向、平成29年7月6日開催の第35回全国町村下水道推進大会・研究会議の特別講演資料】

各都道府県における10年概成達成見込み(平成31年3月25日時点)

【出典：国土交通省、平成31年4月12日開催、平成31年度全国下水道主管課長会議資料】

2026年度末時点で、

- 全国平均の汚水処理人口普及率は95%以上を達成する見込み
アクションプラン見直しに基づく推計：96.0%
- 25都道府県は、都道府県レベルで汚水処理人口普及率95%以上を達成する見込み。
北海道、宮城、山形、福島、茨城、埼玉、東京、神奈川、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、岡山、福岡、熊本、鹿児島、沖縄(アンダーラインは平成29年度末時点で95%以上を達成)
- 19県は、都道府県レベルで下水道整備進捗率(下水道の全体計画人口を100%とした場合のH38末時点の整備人口の割合)95%以上を達成する見込み
秋田、青森、岩手、栃木、千葉、新潟、山梨、静岡、和歌山、島根、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、宮崎
- 残る3県(概成困難)については、都道府県レベルで汚水処理人口普及率または下水道整備進捗率95%以上の達成に向け、引き続きヒアリングを実施予定
群馬、三重、大分

500メートル、1kmメッシュ別の将来推計：2015年から2050年への人口増減率

数値の出所は国土交通省(国土数値情報)

1. 都道府県別

全国を500メートル、あるいは1キロメートルのメッシュで区分した場合、2015年の国勢調査時に居住していた地域について、5年区分で2050年までの期間において、居住人口がどう推移するかを、都道府県別に整理した。

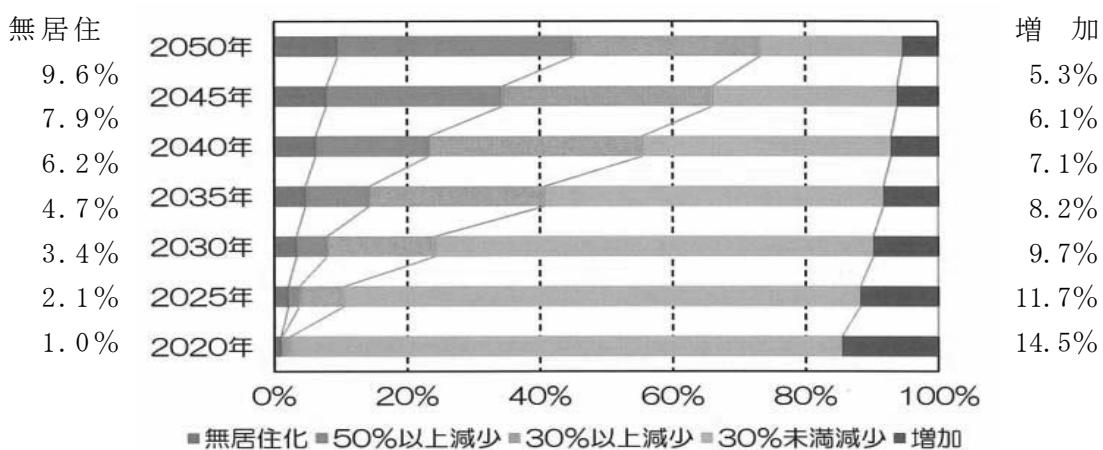


図-32 500メートルメッシュごとの将来推計人口の増減率
(変化なしは増加に含む)

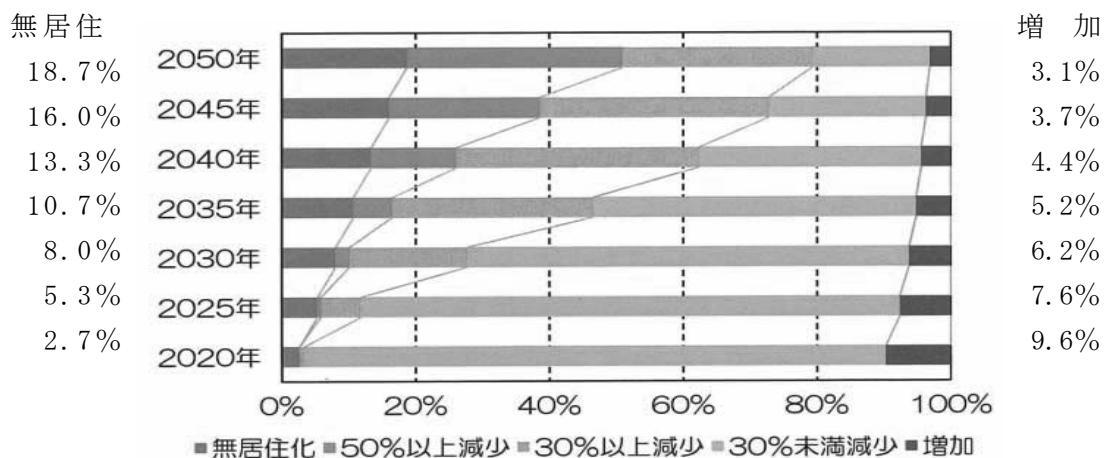


図-33 1 km メッシュごとの将来推計人口の増減率(変化なしは増加に含む)

表-33 都道府県別、将来推計人口(500メートルメッシュごと)の増減率

単位 : %	居住メッシュ割合 2015年	人口増減率別メッシュ割合(対居住メッシュ) 2050年				
		無居住地化	~50%以上減少	~30%以上減少	~30%未満減少	増加※
福岡県	58.6	4.0	29.0	27.7	29.0	10.4
佐賀県	54.6	4.3	23.4	38.6	28.1	5.6
長崎県	45.9	7.7	45.6	28.2	15.4	3.0
熊本県	40.6	8.8	41.8	27.0	17.5	5.0
大分県	40.2	10.9	50.4	22.0	13.1	3.7
宮崎県	29.7	13.1	43.5	25.0	15.4	2.9
鹿児島県	40.2	11.1	48.7	22.8	15.0	2.5
沖縄県	35.2	6.2	16.7	13.5	32.8	30.8
全国	31.0	9.6	35.6	28.0	21.4	5.3

500m メッシュごとの人口増減率(2015年から2050年)、※:変化なしを含む
2015年から2050年の人口増減率は国土交通省の国土数値情報

表-34 都道府県別、将来推計人口(1km メッシュごと)の増減率

単位 : %	居住メッシュ割合 2015年	人口増減率別メッシュ割合(対居住メッシュ) 2050年				
		無居住地化	~50%以上減少	~30%以上減少	~30%未満減少	増加※
福岡県	74.9	9.4	26.0	28.5	28.6	7.5
佐賀県	73.6	9.9	17.0	44.1	26.2	2.8
長崎県	61.4	15.5	43.5	27.0	12.7	1.5
熊本県	60.0	17.5	39.4	26.7	13.7	2.6
大分県	61.8	19.7	47.7	21.0	9.8	1.7
宮崎県	45.9	24.8	37.5	24.8	11.6	1.4
鹿児島県	58.5	20.2	44.0	23.4	11.4	1.1
沖縄県	47.2	12.3	11.4	17.1	33.7	25.5
全国	46.1	18.7	32.3	28.5	17.5	3.1

1 km メッシュごとの人口増減率(2015年から2050年)、※:変化なしを含む
2015年から2050年の人口増減率は国土交通省の国土数値情報

2. 市区町村別

全国を500メートルのメッシュで区分した場合、2015年の国勢調査時に居住していた地域について、5年区分で2050年までの期間において市区町村別に居住人口がどう推移するかを整理した。ただし、全国1,741市区町村のうち、原発事故のため将来予測が行われていない福島県の6町村(富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を除く1,735市区町村を対象としています。また、福岡県の那珂川町は市制への変更されたため那珂川市として整理します。

表-35 2015年居住区域における2015年人口に対する2050年人口増減率

メッシュ の割合	無居住化	50%以上減少	30%以上減少	減 少
0	343(19.8%)	59(3.4%)	26(1.5%)	1(0.1%)
0 < ~ ≤ 20	1,108(63.9%)	470(27.1%)	154(8.9%)	12(0.7%)
20 < ~ ≤ 40	205(11.8%)	278(16.0%)	154(8.9%)	23(1.3%)
40 < ~ ≤ 60	66(3.8%)	297(17.1%)	179(10.3%)	44(2.5%)
60 < ~ ≤ 80	13(0.7%)	279(16.1%)	246(14.2%)	99(5.7%)
80 < ~	0(0.0%)	352(20.3%)	976(56.3%)	1,556(89.7%)
計	1,735(100 %)	1,735(100 %)	1,735(100 %)	1,735(100 %)

50%以上減少には無居住化を含む、30%以上減少には無居住化と50%以上減少を含む
減少には変化なし及び増加を除くすべてを含む

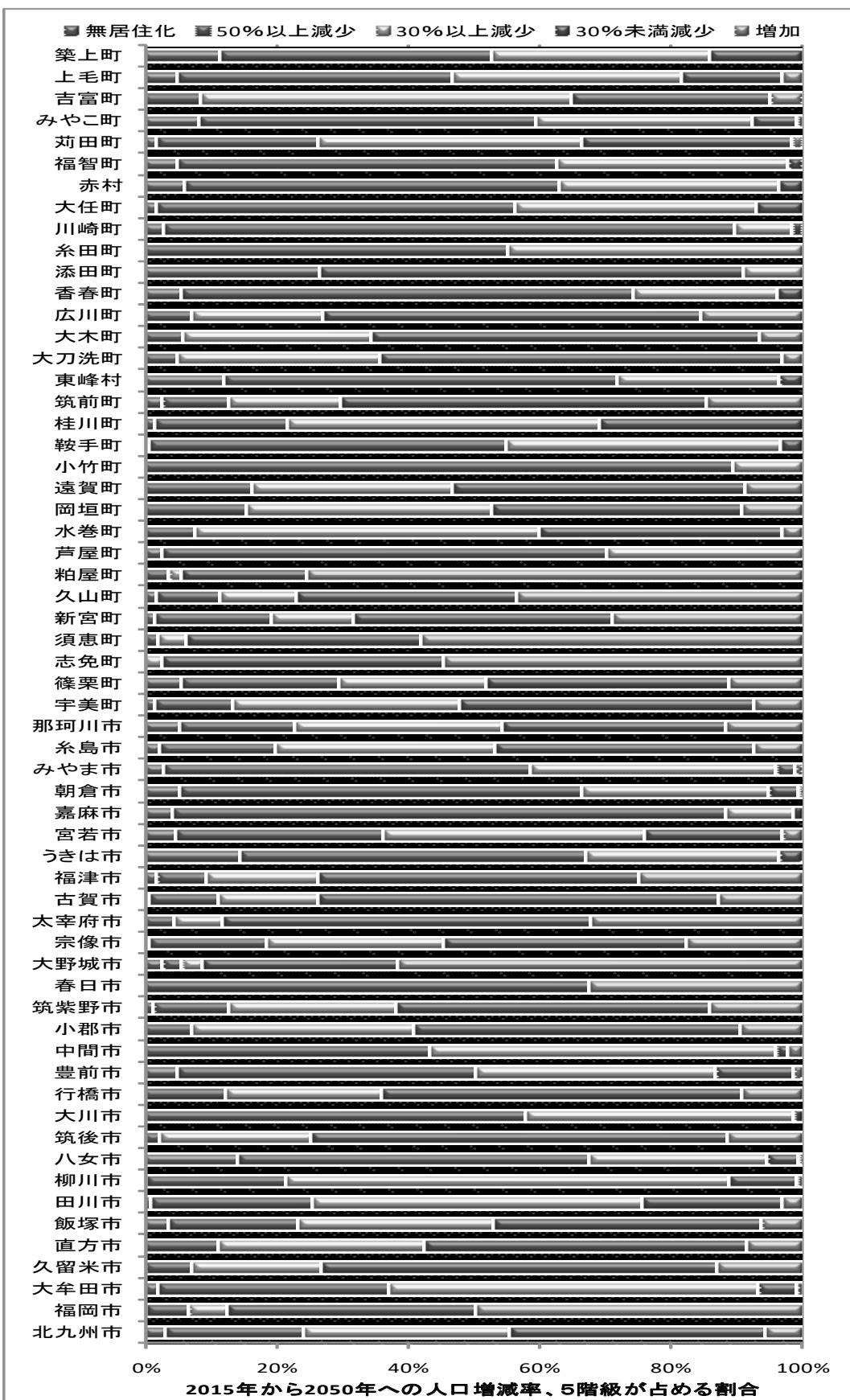
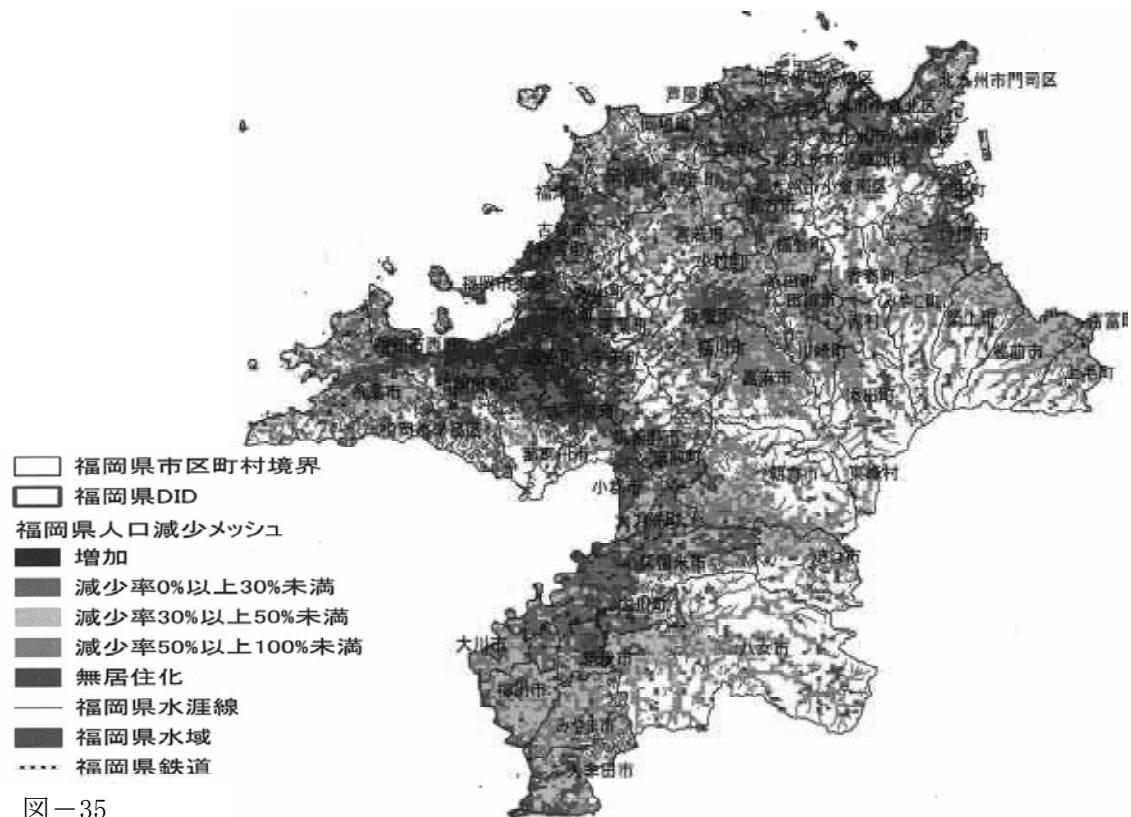
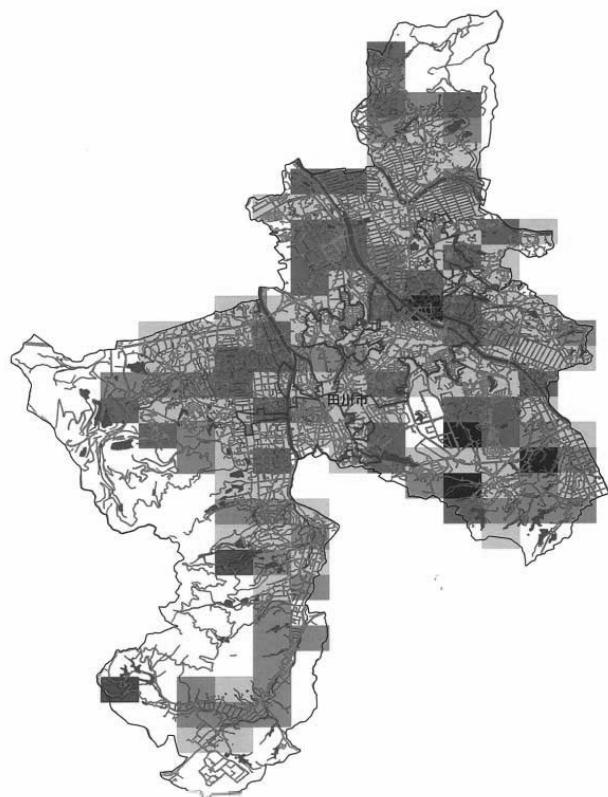
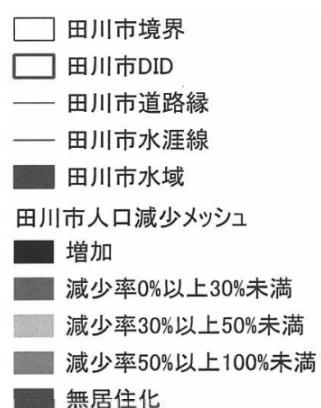


図-34 市町別の人口増減の5階級が占める割合(2015→2050年、500メートルメッシュ)



500メートルメッシュごとの人口増減率(2015年から2050年)(数値の出所は国土数値情報)



・・・略・・・

(7) コンパクト・プラス・ネットワーク

・・・略・・・

なお、「持続可能」とは、一般的には、「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」(ブルントラント委員会(1987年))と定義されている。

表-45 福岡県下の各市町における空き家率(平成30年)

平成30年	住宅総数 A	空き家 総 数 B	空き家 その他の 住宅 C	B/A	C/A	降順	C/A %
				%	%		
福岡市	893,600	94,200	24,800	10.5	2.8	築上町	16.4
大牟田市	60,260	10,920	5,530	18.1	9.2	嘉麻市	15.1
久留米市	146,400	20,910	5,530	14.3	3.8	みやこ町	14.5
直方市	28,150	4,280	2,090	15.2	7.4	鞍手町	14.1
飯塚市	68,030	13,590	4,920	20.0	7.2	豊前市	13.1
田川市	27,310	4,940	2,680	18.1	9.8	八女市	12.4
柳川市	26,480	3,430	2,150	13.0	8.1	川崎町	11.9
八女市	26,160	3,960	3,250	15.1	12.4	宮若市	11.8
筑後市	20,290	2,270	1,220	11.2	6.0	福智町	10.0
大川市	14,790	1,770	1,060	12.0	7.2	田川市	9.8
行橋市	33,920	4,510	2,870	13.3	8.5	大牟田市	9.2
豊前市	12,150	2,230	1,590	18.4	13.1	うきは市	9.1
中間市	20,050	2,630	1,540	13.1	7.7	朝倉市	9.1
小郡市	25,520	2,340	1,330	9.2	5.2	岡垣町	9.1
筑紫野市	45,010	4,080	2,250	9.1	5.0	みやま市	8.6
春日市	49,490	5,490	1,080	11.1	2.2	行橋市	8.5
大野城市	43,990	3,440	1,000	7.8	2.3	柳川市	8.1
宗像市	44,660	4,630	2,310	10.4	5.2	中間市	7.7
太宰府市	33,130	3,010	790	9.1	2.4	直方市	7.4
古賀市	25,310	2,260	870	8.9	3.4	飯塚市	7.2
福津市	26,980	3,020	1,440	11.2	5.3	大川市	7.2
うきは市	11,710	1,750	1,070	14.9	9.1	筑後市	6.0
宮若市	12,090	2,420	1,430	20.0	11.8	水巻町	5.6
嘉麻市	18,510	3,670	2,790	19.8	15.1	広川町	5.5
朝倉市	22,530	3,200	2,060	14.2	9.1	筑前町	5.4
みやま市	14,730	1,810	1,270	12.3	8.6	福津市	5.3
糸島市	40,810	4,370	1,900	10.7	4.7	小郡市	5.2
那珂川市	20,060	1,800	570	9.0	2.8	宗像市	5.2
宇美町	14,130	1,090	720	7.7	5.1	宇美町	5.1
篠栗町	12,860	1,010	360	7.9	2.8	筑紫野市	5.0
志免町	19,250	1,690	530	8.8	2.8	遠賀町	5.0
須恵町	11,370	760	400	6.7	3.5	糸島市	4.7
新宮町	12,740	840	350	6.6	2.7	久留米市	3.8
柏屋町	20,640	1,590	430	7.7	2.1	苅田町	3.7
水巻町	14,420	1,910	810	13.2	5.6	須恵町	3.5
岡垣町	14,250	1,740	1,290	12.2	9.1	古賀市	3.4
遠賀町	7,960	700	400	8.8	5.0	大刀洗町	3.4
鞍手町	7,180	1,320	1,010	18.4	14.1	福岡市	2.8
筑前町	11,470	930	620	8.1	5.4	那珂川市	2.8
大刀洗町	5,800	430	200	7.4	3.4	篠栗町	2.8
広川町	8,030	920	440	11.5	5.5	志免町	2.8
川崎町	8,490	1,970	1,010	23.2	11.9	新宮町	2.7
福智町	9,870	1,450	990	14.7	10.0	太宰府市	2.4

苅田町	20,200	2,880	740	14.3	3.7		大野城市	2.3
みやこ町	8,630	1,490	1,250	17.3	14.5		春日市	2.2
築上町	9,270	1,950	1,520	21.0	16.4		粕屋町	2.1
福岡県	2,581,200	328,600	126,000	12.7	4.9		福岡県	4.9

【数値の出所は、総務省、令和元年9月30日公表「平成30年住宅・土地統計調査、住宅及び世帯に関する基本集計】

46市町の合計数：住宅総数：2,028,680		全国平均値
空き家(二次的住宅) : 4,950(住宅総数に対して0.2%)	0.7%	
空き家(賃貸用の住宅) : 132,800(住宅総数に対して6.5%)	6.9%	
空き家(売却用の住宅) : 9,430(住宅総数に対して0.5%)	0.5%	
空き家(その他) : 94,460(住宅総数に対して4.7%)	5.6%	
計	11.9%	13.6%

【出典：野澤千絵、「老いる家 崩れる街 住宅過剰社会の末路」、講談社現代新書、2016年11月20日第1版発行】のp.11～12

- さらに問題なのが、人口も世帯数も減少する中で、住宅過剰社会が深刻化すると、将来、住宅の立地や維持管理状況によっては、売りたくても買い手がつかない、**税金や管理費を払うだけ**という「**負動産**」になる可能性があるということです。・・(略)・・
現在でも、住宅の質や立地によっては、売りたくても買い手がつかない、**貸したくても借り手が見つからない**負動産が空き家になっているケースが続出しています。

【出典：国土交通省、令和元年年6月28日付け報道資料、空家法の施行から4年、各地で空き家対策の取組が進む等対策計画を策定～空き家対策に取り組む市区町村の状況について～】

- 空き家法第6条に基づく空家等対策計画の策定状況(平成31年3月31日時点)
既に策定済(公表済) : 1,051/1,741(60.4%)、策定予定あり : 519/1,741(29.8%)、
福岡県下では、北九州市、大牟田市など42市町(42/60=70.0%)が策定済です。
47都道府県中、策定率が最も高いのは高知県と大分県の100.0%、次いで石川県の94.7%、富山県の93.3%、滋賀県の89.5%、茨城県の84.1%の順です
- 空家法第14条に基づく特定空家等に対する措置実績
周辺の生活環境等に悪影響を及ぼす「特定空家等」について、平成30年度末までに市区町村長が助言・指導15,586件を行ったもののうち、勧告を行ったものは922件、命令を行ったものは111件、代執行(行政代執行と略式代執行)を行ったものは165件でした。
・・・略・・・

(8) 公共施設等の適正管理の推進

・・・略・・・

表-50 市町村別、住民1人当たりの公共施設の建物延面積

1,741 市区町村	平成29年度末 福岡県	建物の延面積: m ² (行政財産+普通財産)	住民基本 台帳人口 (総計) B	A/B (降順) m ² /人
		A		
120 東峰村		47,079	2,175	21.65
240 大任町		78,705	5,242	15.01
255 添田町		148,112	10,185	14.54
295 川崎町		225,840	17,152	13.17
306 赤村		41,355	3,235	12.78
308 糸田町		117,214	9,194	12.75
359 田川市		556,618	48,643	11.44
福智町		250,227	23,246	10.76
嘉麻市		407,101	39,177	10.39
小竹町		67,868	7,847	8.65
芦屋町		119,965	14,125	8.49
香春町		94,576	11,209	8.44
みやこ町		168,480	20,125	8.37
築上町		154,352	18,769	8.22
上毛町		59,335	7,737	7.67
宮若市		209,631	28,346	7.40
鞍手町		114,701	16,316	7.03
水巻町		191,116	28,866	6.62
八女市		411,338	64,637	6.36
飯塚市		822,799	129,801	6.34
豊前市		147,576	26,040	5.67
久山町		47,871	8,771	5.46
うきは市		160,174	30,293	5.29
北九州市		4,980,932	961,024	5.18
みやま市		195,144	37,992	5.14
大川市		178,699	34,844	5.13
朝倉市		276,468	54,068	5.11
桂川町		69,079	13,671	5.05
吉富町		32,551	6,854	4.75
直方市		261,160	57,151	4.57
筑前町		133,069	29,685	4.48
大牟田市		505,291	116,578	4.33
60市町村の平均		21,737,612	5,130,773	4.24
柳川市		275,921	67,242	4.10
大刀洗町		62,151	15,566	3.99
全市区町村の平均				3.81
福岡市		5,555,581	1,529,040	3.63
久留米市		1,075,983	306,461	3.51
行橋市		251,284	73,360	3.43
中間市		143,613	42,443	3.38
苅田町		125,488	37,363	3.36
遠賀町		63,358	19,383	3.27
篠栗町		96,760	31,537	3.07
大木町		43,205	14,333	3.01
宇美町		112,638	37,376	3.01

筑後市	145, 635	49, 336	2. 95
糸島市	294, 609	100, 750	2. 92
宗像市	276, 494	97, 317	2. 84
古賀市	165, 582	58, 721	2. 82
岡垣町	86, 510	31, 973	2. 71
須恵町	75, 024	28, 084	2. 67
小郡市	157, 502	59, 623	2. 64
福津市	163, 819	63, 079	2. 60
粕屋町	118, 653	47, 076	2. 52
新宮町	80, 323	32, 564	2. 47
春日市	268, 353	113, 040	2. 37
広川町	46, 993	19, 811	2. 37
那珂川町	115, 887	50, 341	2. 30
志免町	98, 761	45, 807	2. 16
筑紫野市	219, 299	103, 731	2. 11
太宰府市	148, 581	71, 877	2. 07
大野城市	195, 179	100, 541	1. 94

○ 平成31年3月31日現在、都道府県及び指定都市については全団体、市区町村については99.8%の団体において、公共施設等総合管理計画を策定済み未策定団体は、福島県大熊町、双葉町、飯舘村の計3町村です(出典は総務省HP)。

(9) 自治体戦略2040構想研究会について

・・・略・・・

基本的な考え方

- ◆ 2040年頃の自治体の姿は運命的に与えられるものではなく、住民が自らの意思で戦略的につくっていくことができるもの。
- ◆ 自治体が住民とともに落ち着いて建設的な議論に向かい、時間をかけて準備ができるよう、我が国全体で共有できる長期的な戦略を早い段階で定め、住民にとって実感のできる選択肢を示す必要がある。
- ◆ 人々の良質な生活を満たす、公・共・私のベストミックスのあり方や方法は、都市部と農村部、東京圏と東京圏以外など、地域によって大きく異なる。
- ◆ 自治体は、地域の戦略本部として、制度や組織、地域の垣根を越えて、資源(施設や人材)を賢く戦略的に活用する必要がある。個々が部分最適を追求することにより合成の誤謬に陥らないようにしなければならない。
- ◆ 自治体は、単なる「サービス・プロバイダー」から、公・共・私が協力し合う場を設定する「プラットフォーム・ビルダー」への転換が求められる。

・・・略・・・

【出典：地方制度調査会、「2040年頃から顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」、令和元年7月31日】

第1 2040年頃にかけて顕在化する変化・課題

1 地域において対応が求められる変化・課題

2. 地域ごとに異なる変化・課題の現れ方

(1) 地域ごとに異なる変化・課題の現れ方の例

前述した変化・課題の多くは、全国的に顕在化していくことが見込まれる。他方、それぞれの変化・課題の現れ方は、その要因の変化の度合いや活用可能な経営資源の違い等により、地域ごとに大きく異なる。

例えば、人口構造の変化は、幅広い分野にわたりサービスの需要と供給の両面に大きな影響を与え、多くの変化・課題の要因となっているが、現在予測されている各市町村の人口構造の変化の現れ方は様々である。国全体の人口構造の変化と異なり、生産年齢人口が増加する市町村もあれば、高齢者人口が減少する市町村も少なくない。指定都市、中核市、一般市、町村の区分ごとに一律にパターン化できるものでもない。また、同一市町村内にも都市的地域と農山漁村的地域が存在し、人口構造の変化が一様ではない場合がある。

変化・課題の要因はこのような人口構造の変化にとどまらず、インフラの状況、技術の進展、ライフコースや価値観の変化・多様化等様々であり、さらに、地理的条件やこれまでの取組、人材の蓄積の状況等により、その現れ方は地域によって異なる。

第32次地方制度調査会第20会専門小委員会 参考資料1 35ページ参照。

2015年から2040年までに生じる、15～74歳人口と75歳以上人口の変化の幅に着目し、いずれかが一定以上変化する市町村について、機械的に以下の6つに分け、その動きに応じて生じることが考えられる変化・課題について例示した。

- ① 15～74歳人口増加、 75歳以上人口急増(25%以上の増)
- ② 15～74歳人口減少(25%未満の減)、 75歳以上人口急増(25%以上の増)
- ③ 15～74歳人口急減(25%以上の減)、 75歳以上人口急増(25%以上の増)
- ④ 15～74歳人口急減(25%以上の減)、 75歳以上人口安定(25%未満の増減)
- ⑤ 15～74歳人口急減(25%以上の減)、 75歳以上人口急減(25%以上の減)
- ⑥ 15～74歳人口安定(25%未満の増減)、 75歳以上人口安定(25%未満の増減)

地域ごとに異なる変化・課題の現れ方の一例として、市町村ごとに公表されている将来推計人口を用いて、15～74歳人口と、生活上の支えニーズが高まる75歳以上人口の変化幅に着目し、人口構造の変化に伴う変化・課題の現れ方を概観すると、2040年に15～74歳人口が減少(25%未満の減)し、75歳以上人口が急増(25%以上の増)することが見込まれている市町村(グループ②)の人口が全人口の過半($60\% \approx 6,537\text{万人} / 10,949\text{万人}$)を占める。

このような市町村では、人口構造の変化に起因して、例えば、次のような変化・課題が生じることが考えられる。

- これまで相対的に高齢者が少なかった三大都市圏のベッドタウンや三大都市圏以外の中心的な市等で、高齢者が急速かつ大幅に増加し、膨大な介護需要が生じる。住民に占める高齢者の割合が高まり、地域における医療・介護サービスの提供体制の構築がハード・ソフトの両面で課題となる。15～74歳人口が減少することにより、介護サービスの担い手の確保が課題となる。
- 医療・介護・住まい・公共交通・生活支援が総合的に地域で提供され、住み慣れた地域で暮らし続けていくよう、地域コミュニティの強化や新たな形成が課題となる。
- 移動手段に占める自動車の割合が高い地域では、高齢者の増加に対応した移動手段

の確保が課題となる。

- 15～74歳人口が減少局面に入ることにより、都市の活力の維持が課題となる。今後、人口が増加しない中でさらに居住地が広がると、都市の低密度化が進み、空き地・空き家の増加による都市のスポンジ化が一層課題となる。

15～74歳人口が急減(25%以上の減)し、75歳以上人口が急増することが見込まれている市町村(グループ③)において、急速に高齢化が進行し、介護ニーズの急増に対して担い手の減少がより極端に生じることにより、これらの課題がより深刻な形で現れる可能性がある。また、人口減少が進むことにより、生活を支えるサービスやインフラの維持が課題となる。

他方、15～74歳人口が増加し、75歳以上人口が急増することが見込まれている市町村(グループ①)においては、人口増加により公共施設の整備が必要となる可能性があるが、特別区等人口が集積し、土地の希少性が高い地域が多いため、十分に新たな住民ニーズに対応できないおそれがある。過度な人口集中は大規模災害時のリスクとなる。新たな住民が増える中で、地域の防災力の基盤となる地域コミュニティの形成が課題となる。

団体数に着目すると、15～74歳人口が急減し、75歳以上人口が比較的安定(25%未満の増減)することが見込まれている市町村(グループ④)が約半数を占める。

このような市町村では、人口構造の変化に起因して、例えば、次のような変化・課題が生じることが考えられる。

- 今後75歳以上人口は大きく増加しないものの、15～74歳人口が急減することにより、高齢化率がさらに高まる。高齢者の生活を支えるサービスに担い手の確保が課題となる。
- 15～74歳人口が急減することにより、地域産業や農業等の担い手の確保が課題となる。人材の不足が地域経済や日常生活に必要なサービスの制約要因となるおそれがある。
- 75歳以上人口の増加が鈍化したり、減少に転じたりすることにより、人口減少が加速する。医療機関等の都市機能、生活を支えるサービスやインフラの維持が課題となる。
- 5Gなど Society5.0の基盤となる設備整備に当たっては、利用者が少ないために採算性が課題となる。

15～74歳人口が急減し、75歳以上人口も急減することが見込まれている市町村(グループ⑤)においては、人口減少が急速に進むため、これらの課題がより深刻な形で現れる可能性がある。他方、「田園回帰」の流れが広がることで、人口構造や地域の状況は大きく変化する可能性がある。

(2) 資源制約の下での地域ごとの長期的な見通しの必要性

(1)で示した地域ごとの変化・課題の現れ方の違いについては、一例として、市町村ごとの人口構造の変化の度合いに着目して概観したものであり、人口構造の変化以外の様々な要因等や、どのような範囲の地域で捉えるかによっても異なる。2040年頃にかけて地域によって異なって現れる変化・課題に対応するためには、それぞれの地方公共団体において、首長・議会・住民等がともに、地域における変化・課題の現れ方を見通し、資源集約

の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのかを議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要である。

その上で、その未来像を実現するため、未来像から逆算にし、どのようにして必要な経営資源を確保し、取るべき方策の優先順位をつけていくのか、地方公共団体は、現状の取組の方向と照らし合わせながら、**地域のおかれた状況に応じて自ら判断し、長期的な視点で必要な対応を選択していくことが重要である。**

このような議論の材料となる重要な将来推計のデータをいわば「**地域の未来予測**」として整理することが考えられる。その際、住民の日常生活の範囲が市町村の区域を超えて広がっている地域では、生活圏や経済圏を同一にする市町村が共有して広域でデータを整理することが有用であると考えられる。また、一つの市町村内において例えば小中学校区ごとに変化・課題の現れ方に違いが生じる地域では、市町村の区域を複数に分けて狭域でのデータを整理することも有用であると考える。

「地域の未来予測」では、各地域において現れる資源制約を明らかにし、また、各地域の特性に合わせて必要なデータを整理することが重要である。その作成に当たっては、既存のデータも活用して各地域にとって事務負担の少ない形で効率的にデータを整理することが考えられる。国においては、各府省の政策に関わるデータ等、国で統一的に把握しているデータについて、都道府県及び市町村に対して情報提供を行うなど、実情に応じた作成支援を行うことが求められる。、

第2 2040年頃にかけて求められる視点・方策

1 2040年ころにかけて求められる視点

- (1) 変化・課題への対応の必要性と可能性
- (2) ひとに着目した視点
- (3) インフラ・空間に関する視点

今後、人口増加に伴い整備されたインフラが一斉に更新時期を迎える。一方、人口減少によりインフラを利用し、また、その負担を分かち合う住民が減少していく。こうした制約の下では、すべてのインフラを将来にわたり同じように維持管理・更新していくことは現実的ではない。人口構造の変化や Society5.0 の到来に伴い求められる機能も変化していく。今後の長期的なニーズに即して必要となる都市機能・生活機能の確保を図り、地域の持続可能性を高めていくことが重要な視点である。

他方で、インフラの更新時期の到来は、これまで面的拡大を続けてきた生活空間を、人口構造の変化に即し、誰もが必要な機能にアクセスでき、人や地域のつながりと賑わいを生む生活空間にデザインし直す好機となる。

こうしたことから、インフラは、更新時において、その種類に応じ人口構造の変化に対応して適正な規模にしていく一方で、社会やニーズの変化・多様化に対応できるよう利用価値を高めながら、次世代に検証していくことが求められる。都市空間については、物理的な都市構造の見直しに加え、地域の諸課題に対応するため、技術やデータを分野横断的に活用し、**地域全体の利便性や安全性を高める「スマートシティ」**を実現するという視点が重要である。

また、公共建築物の適正配置の検討に当たっては、利用者数や利用者の地理的範囲の槽來見通し等に応じ、市町村の区域にこだわらず再配置し、交通ネットワークで結び、活用

していく視点が求められる。インフラを適切にメンテナンスする専門人材を地方公共団体間で連携して確保するという視点も必要である。大規模災害に備えた広域的な視点からの対応力も重要である。

さらに、インフラの支え手としては、行政だけでなく、民間の役割も非常に大きい。公的責任に基づく公的関与のあり方に留意しつつ、公共私の枠を超えて、経営資源やノウハウを融通し合うことで、持続可能性を高めながら、より質の高い生活空間を形成していくことが重要である。

農山漁村は、農水産物や木材の供給といった産業面の機能に加えて、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全、良好な景観形成、文化の伝承等も含めた多面的な価値を有する。その他面的機能を将来にわたって発揮し続けられるようにすることが重要な視点であり、農地・森林等を適切かつ持続的に管理していく仕組みが求められる。

・・・略・・・

2 2040年頃にかけて求められる方策

(1) ひとに着目した方策

(2) インフラ・空間に関する方策

① インフラ・空間の持続可能な管理

ア インフラの管理手法の見直し

インフラは、更新のタイミングが数十年ごとであり、更新時の判断が数十年間のインフラの姿に影響を与えるため、将来を見据えた判断が特に求められる。新規のインフラ整備に当たっても、持続可能性への配慮が重要である。

インフラを長く使い続けていくためには、定期的な点検と長寿命化、新たな技術やデータの活用等により維持管理コストの縮減を図り、持続可能なメンテナンスを実現していく必要がある。

また、インフラを賢く使っていくためには、更新に当たって、長期的な人口動態を見据え、厳しい資源制約の下で、更新する範囲、手法等を検討することが重要である。地方公共団体においては、首長・議会・住民等がインフラの現況や将来見通し等の情報を共有し、求められる機能と負担等について合意形成を図り、計画的に実行していく必要がある。

公共建築物については、利用者数や利用者の物理的範囲の将来見通し、人口減少や高齢化に持続的に対応できる都市構造を考慮し、適正立地を実現できる枠組みが必要である。そのため、まちづくりや都市機能の確保に関する計画、公共施設等の管理に関する計画、公共交通網の確保に関する計画を相互に調整することが重要である。

また、行政需要の変動に応じて、施設等を有効活用するため、特定の利用に限定せず総合的に機能・役割を高めていく手段を柔軟に講じていく必要がある。とりわけ、人口増加期に建設され、公共建築物の延べ床面積の多くを占める学校施設は、児童生徒数が減少していく中で更新期を迎つつあり、更新時に係る判断が必要な学校施設は今後増えていくことが見込まれる。児童生徒にとって最適な教育環境のあり方を地域の実情に応じ検討する必要がある。コミュニティや地域活性化の核と

なる施設として、民間の力の活用も含め、多機能化や廃校・空き校舎の他の用途への活用等に、部局横断的に取り組む必要がある。

土木・交通インフラについては、より負担の少ない代替手段を含め、提供範囲や提供方法を見直すことの可否も検討することが考えられる。公営企業は、利用者の減少により施設の稼働率が下がると、料金を上げる必要性が生じるおそれがある。将来に過度な負担を残すことのないよう、長期的な経営見通しの下、料金設定や整備・更新計画の策定、地域の実情に応じた多様な運営手法の選択、他の公営企業との経営統合等、持続可能な経営に必要な判断を先送りせず行っていく必要がある。

表-51 人口構造の変化のパターンごとの市区町村

	15～74歳人口	75歳以上人口	全 国	福岡県
① 増加		急増(25%以上の増)	50(3%)	3(5%)
② 減少(25%未満の減)、		急増(25%以上の増)	379(23%)	23(38%)
③ 急減(25%以上の減)、		急増(25%以上の増)	241(14%)	3(5%)
④ 急減(25%以上の減)、		安定(25%未満の増減)	821(49%)	29(48%)
⑤ 急減(25%以上の減)、		急減(25%以上の減)	129(8%)	0
⑥ 安定(25%未満の増減)		安定(25%未満の増減)	62(4%)	2(3%)
福島県内の市町村を除く全国の市区町村数			1,682(100%)	60

グループ①	グループ②	グループ③	グループ④	グループ⑤	グループ⑥
福岡市 新宮町 粕屋町	糸島市 岡垣町 北九州市 大刀洗町 大木町 小郡市 行橋市 広川町 筑前町 古賀市 宗像市 筑後市 筑紫野市 那珂川町 久留米市 篠栗町 太宰府市 福津市 春日市 須恵町 久山町 志免町 大野城市	遠賀町 苅田町 宇美町	添田町 東峰村 大任町 川崎町 小竹町 吉富町 糸田町 上毛町 田川市 香春町 嘉麻市 築上町 中間市 芦屋町 福智町 うきは市 鞍手町 みやま市 宮若市 豊前市 大川市 八女市 大牟田市 赤村 朝倉市 柳川市 みやこ町 水巻町 桂川町		直方市 飯塚市

(10) 戰略的な撤退による地方行政経営の健全化

○ 国土交通省内の中堅・若手職員が中心となり、2030年頃のあるべき日本社会の姿を構想し、中長期的な国道交通行政の政策提言をまとめるプロジェクトとして、「国土交通省政策ベンチャー2030」が発足しました。

2018年7月31日、国土交通省政策ベンチャー2030が発表した「日本を進化させる生存戦略」の中で「戦略的な撤退による地方行政経営の健全化」について、次のように記述されています。

戦略的な撤退による地方行政経営の健全化

【出典：国土交通省政策ベンチャー2030、日本を進化させる生存戦略、2018年7月31日】

1・1 コンセプト

わが国の人口は2008年にピーク（1億2,808万人、高齢化率22.1%）を迎え、2030年には1億1,000万人台に減少し、深刻な労働力不足に陥るとともに、高齢化率は3割を超過し、社会保障関連予算の増大が懸念される。生活を支えるインフラに関しては、高度経済成長期以降に整備された橋梁、トンネル、下水道等のうち建設後50年以上経過する老朽化施設が増加することに伴い、インフラ等の維持管理・更新費は2033年には4.6～5.5兆円／年に上昇するとの試算もある。人口減少下においても義務的経費は増大し、地方行政経営において、今後ますます財政制約が深刻化していくことが危惧される。

このような状況において、このまま無策のままに各地域がヒト・モノ・カネを奪い合うことは、まさに「消耗戦による衰退」を助長することになり、日本全体が破綻の道を辿るおそれがある。このような悲劇を回避するためには、まず第一に、これまで手を付けてこなかった地方行政経営の不健全化を招く負の要因を根本から是正し、自立した行政経営を実現させていかなければならない。その上で、限られた貴重な財源や人材を、戦略的に投資していくことが必要である。

こうした基本思想を踏まえれば、地域内に効果が限定される地方公共団体の公共サービスやインフラ（以下「公共サービス等」）はその住民の負担によって賄われべきであり、例外的に国からの保障が必要な場合であっても最低限度に押さえるべきことを國も地方自治体も徹底していくことが必要である。人口予測を踏まえれば、人口減少に応じた居住エリア、住宅ストック量、公共サービス等について将来的に現在の水準から撤退していく必要性は自明のものと思われるが、現行制度ではこれまで人口規模を暗黙のうちに是認しながら、あらゆる地域に補助金、交付金、交付税が分配されており、必要以上の国費投入がなされてた可能性がある。

地域の未来に最終的に責任を持てるのはその地域だけである。「どの程度の公共サービス等を求めるのか」「どのような産業で生きていくのか」「その財源はどうするのか」「どの程度のリスクをとるのか」等も地方公共団体が決定すべきことであり、国が関与する保障レベルのスタートラインは最低限（ナショナルミニマム）に設定すべきである。そのため、現行制度が、各地方公共団体が将来的に必要最低限となるレベルを過不足なく保障する制度となっているかどうか、中長期的な時間軸を基に、人口構成、地理的条件などを考慮しつつ点検を行い、その結果に基づいて効率化を図る仕組みを整えていく必要がある。この実現にむけては税源移譲も含めた包括的な議論が今後必要になる。併せて、地域の意思

決定に資する仕組みを充実させていく。例えば、インフラや公共交通の存廃や費用負担に関する合意形成に資するため、インフラの老朽化度合いの経済データ等などのオープン化を図る仕組みや、居住や都市機能の誘導を促進するために立地の観点を踏まえた住宅・土地税制のメリハリ化を進めていきたい。

当然、このような措置は今までになかった「痛み」も伴うものであり、この「痛み」と引き換えに生まれる貴重な財源・人材等のリソースは、日本の適応・進化を促進していくために地域再生を根底から実現するプロジェクトやスタートアップへ集中投資していく。ただし、その際にはこれまでバラマキと誤解を受けるような「補助金」型ではなく、リスクとリターンを見極めながら戦略的な「投資」の視点を徹底しなければならない。そのためには、個々の事業やプロジェクトの費用対効果をより正確に計測する努力を続けることはもちろん、持続的な行政経営を図る観点から行政全体の義務的経費の削減や自主財源の増加に向け不断の努力をしている地域、社会的価値が高く共感の連鎖やソーシャルキャピタルの醸成により多くの人の心を掴むインタラクティブな取組等にコミットする視点も重要と考えられる。そして、民間主導による「稼ぐ」環境の創出や地域資源の有効活用による域内経済の循環を促し、自立した行政経営に向けて國も汗をかきながら伴走していくことが今後求められよう。

また、地方公共団体によるルールづくりや選択の「自由度」を高めていくことも重要である。これは「国が必要以上に支援して依存体質にする」ことからの撤退だけでなく、「地方のやりたいことの邪魔をする」ことからの撤退も意図しているものである。例えば、イノベーションの創出が期待されている現在の特区制度では、既存の法規制をベースとして抜け穴を作る「ネガティブプランニング」となっているが、眞のイノベーションは偶発的に生まれるものであるならば、規制をゼロベースからスタートして地域主導により適切なものを自由に組み合わせていく「ポジティブプランニング」の思考も必要ではないかと考えている。

以上のコンセプトのもと、「戦略的な撤退」に必要な具体的な施策を以降に記すが、これは安易に「大都市と地方都市の対立」や「地域や産業の切り捨て」を意図するものではなく、むしろ、東京一極集中の偏在を是正しながら、自立した地方自治を実現し、大都市も地方都市も各々の魅力を最大限に生かして成長していくために必要な「覚悟」を示したものであることを改めて強調しておきたい。そして、これらの政策により、行政経営の健全化、未来への持続的な発展に向けた不断の努力を惜しまずに対に真摯に取り組む地域が正当に報われる社会を実現させていきたい。

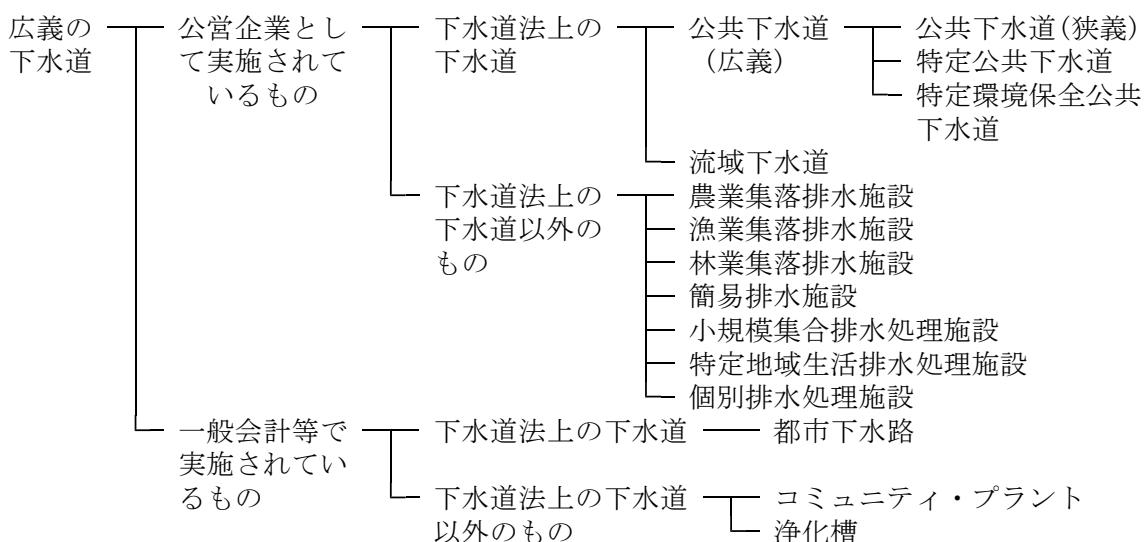
・・・略・・・

§ 2. 生活排水処理施設の整備状況と今後の展開

(1) 生活排水処理施設の種類と整備状況

生活排水処理施設には色々な種類がありますが、総務省の資料によると、利用者である住民から見て「下水道」として認識される「トイレの水洗化」、「公共用水域の水質保全機能」に着目すれば、浄化槽も同じ働きを有していると表現されています。また、下水道と浄化槽との違いは、浄化槽は設置主体・管理主体に色々な方法が選べることです。例えば、下水道と同じように地方自治体が設置・管理主体となる市町村設置型や、浄化槽設置整備事業のように設置費に補助金を出して維持管理を住民に任せるといった方法、さらに、維持管理費に補助金を出す方法や浄化槽使用者と自治体との間で維持管理組織を作る方法、あるいは設置や維持管理に補助金を出さず全て住民に任せる方法などがあります。

つまり、地方自治体と住民との間で生活排水処理に係わる「受益と負担」について複数の選択肢があり、地方自治体にとって、限られた財源から住民が真に望む行政サービスのあり方を知る出発点となります。例えば、高齢者が住みよい街、安全・安心な街、出産・子育てしやすい街などにするための予算編成の可能性を浄化槽と下水道の比較から検討を開始することが重要です。



【出典：下水道事業経営研究会編集、下水道経営ハンドブック第21次改訂版、ぎょうせい、平成21年8月】

図-1 汚水処理施設(下水道)の種類

- 追記 1) 下水道法上の下水道以外のものでコミュニティ・プラントを除く全ての施設は、浄化槽法の適用を受ける施設(広義の浄化槽)です。
- 追記 2) 広義の浄化槽は、地方自治体が設置・管理主体になるもの(公営企業として実施されているもの)と住民が設置・管理主体となるものに大別されます。また、住民が設置・管理主体となるものには、市町村が設置費や維持管理費に補助金を交付しているものと、していないものとがあります。さらに、個人管理型浄化槽の維持管理を適切に実施することを目的として、自治体が「維持管理組織」を設立したり、関係業界が「一括契約」システムを導入している事例などがあります。すなわち、浄化槽は、地方自治体と住民との間で、「受益と負担」の関係について多様なパターンが存在することが特徴です。

- 汚水処理施設の整備状況を表す指標としては、「汚水衛生処理率」と「汚水処理人口普及率」があります。
- 「汚水衛生処理率」とは、総務省が公表している指標で、下水道法上の下水道のほか、農

業集落排水、コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)、合併処理浄化槽等により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合を表したもので、現在水洗便所設置済人口を住民基本台帳人口で除して求めます。なお、現在水洗便所設置済み人口とは、水洗便所を設置・使用している人口であり、下水道等の整備済み区域であっても下水道等に接続されていない人口、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽を設置している人口は除かれています。

表－1 汚水衛生処理率の経年変化：単位は[千人]

	平成13年度	平成18年度	平成23年度	平成29年度
行政区域内人口	128,311	129,161	128,738	127,698
公共下水道	73,689(57.4%)	83,667(64.8%)	90,263(70.1%)	94,828(73.7%)
合併処理浄化槽	9,817(7.7%)	11,583(9.0%)	11,928(9.3%)	12,325(9.6%)
コミュニティ・プラント	411(0.3%)	315(0.2%)	248(0.2%)	207(0.2%)
農業集落排水施設	2,007(1.6%)	2,700(2.1%)	2,952(2.3%)	2,839(2.3%)
漁業集落排水施設	79(0.1%)	120(0.1%)	132(0.1%)	128(0.1%)
計	86,009(67.0%)	98,405(76.2%)	105,533(82.0%)	110,335(86.4%)

注)平成元年度以前は、単独処理浄化槽処理人口も一定の係数を掛けて浄化槽人口に加算していました。

- **汚水処理人口普及率**とは、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水処理施設、簡易排水処理施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントなど各汚水処理施設における処理人口を、総人口に対する割合で表したもので、なお、**集合処理施設における処理人口**としては、「**現在処理区域内人口**」が用いられています。

この指標は、国土交通省、農林水産省及び環境省がそれぞれ所管している汚水処理施設の普及状況について、処理人口で表した指標を用いて統一的に表現することを三省で合意したことに基づくものであり、平成8年度末の整備状況から公表しています。また、平成14年度までは「**汚水処理施設整備率**」と呼ばれていました。

表－2 処理施設別の汚水処理人口普及率(環境省、農林水産省、国土交通省合同発) 単位は[万人]

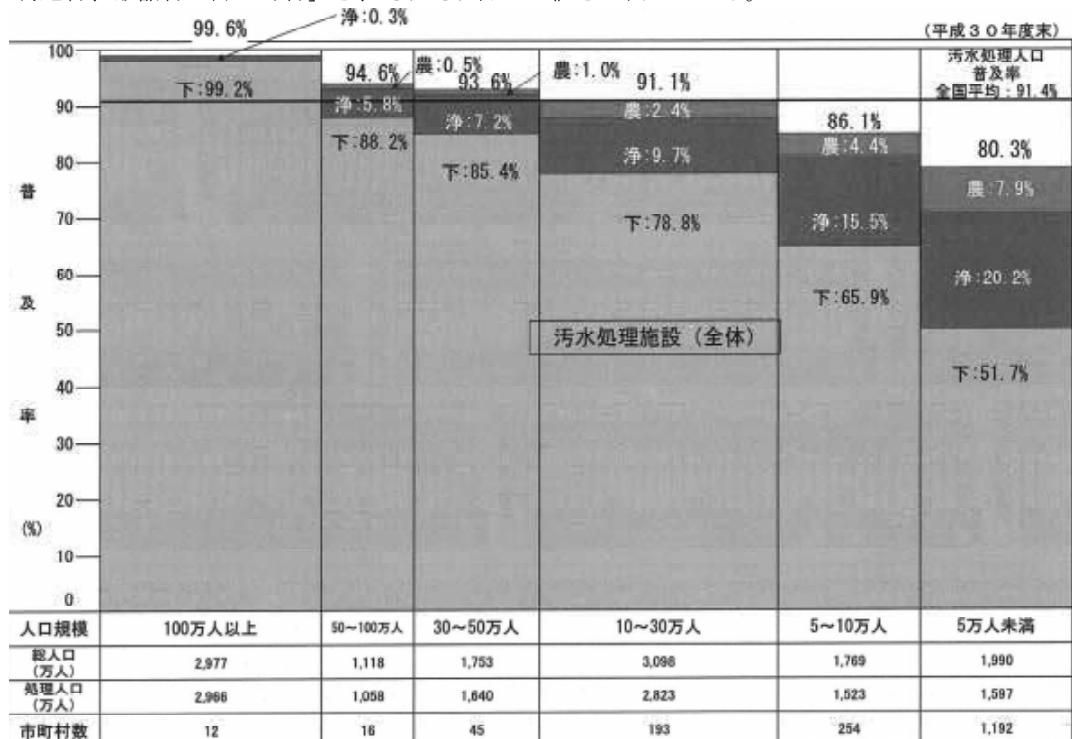
処理施設名	平成8年度	平成17年度	平成23年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
下水道	6,852 (54.7%)	8,802 (69.3%)	9,355 (75.8%)	9,982 (78.3%)	10,031 (78.8%)	10,074 (79.3%)
農業集落排水施設等 漁業集落排水施設、林業集落排水 施設、簡易排水施設を含む	135 (1.1%)	352 (2.8%)	350 (2.8%)	352 (2.8%)	344 (2.7%)	337 (2.7%)
浄化槽 内訳 浄化槽市町村整備推進事業分 浄化槽設置整備事業分 上記以外分	708 (5.6%) (36) (158) (514)	1,093 (8.6%) (75) (477) (540)	1,079 (8.7%) (77) (536) (466)	1,175 (9.2%) (85) (605) (485)	1,175 (9.2%) (84) (607) (484)	1,176 (9.3%) (84) (607) (484)
コミュニティ・ プラント	44 (0.4%)	35 (0.3%)	26 (0.2%)	22 (0.2%)	21 (0.2%)	20 (0.2%)
計 (整備率)	7,739 (61.8%)	10,282 (80.9%)	10,811 (87.6%)	11,531 (90.4%)	11,571 (90.9%)	11,608 (91.4%)
総人口(住民基本台帳人口)	12,526	12,706	12,335	12,754	12,732	12,706

注) 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

注) 東日本大震災の影響で、平成22年度末は岩手県、宮城県、福島県の3県において、平成23年度末は岩手県、福島県の2県において、調査不能な自治体があるため、今年度は調査対象外としている。

注) 福島県の値は、東日本大震災の影響により調査不能な自治体、「平成27年度調査では相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の計11市町村」、

「平成28年度調査では相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の計10市町村」、「平成29年度調査では楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の計8町村」、「平成30年度調査では楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の計7町村」を、それぞれ除いた値を公表している。



図－2 平成30年度末、都市規模別汚水処理人口普及率(出典：3省の発表資料)

○ 都市規模別における浄化槽処理人口普及率上位の市町村

住民基本台帳人口 浄化槽処理人口普及率が上位5自治体

100万人以上～ : さいたま市(2.7%)、広島市(1.7%)、仙台市(0.6%)、
京都市(0.3%)、名古屋市(0.3%)

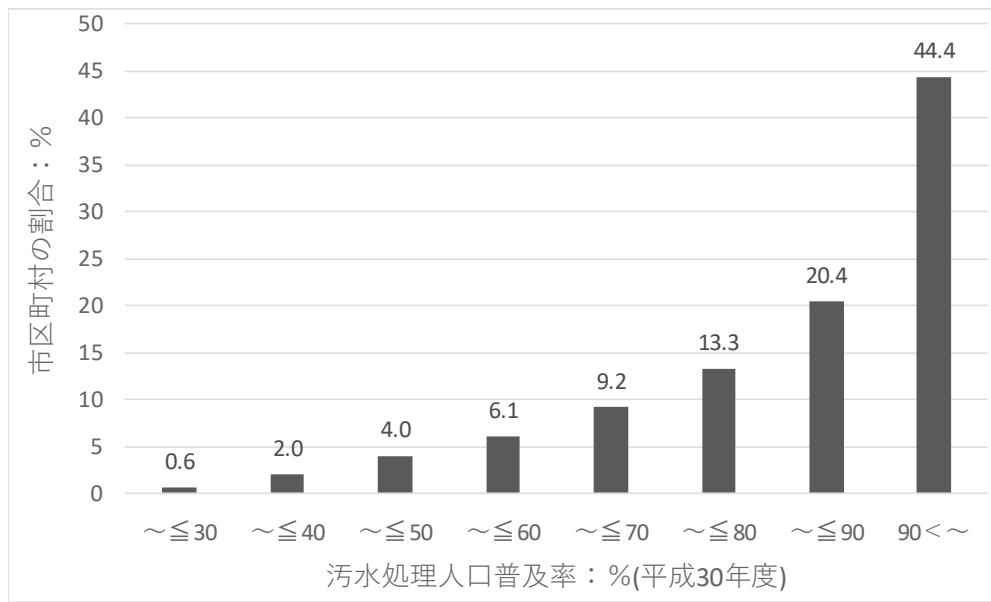
50万人以上～100万人未満：松山市(24.1%)、岡山市(15.3%)、鹿児島市(14.2%)、
船橋市(8.6%)、浜松市(8.1%)

30万人以上～50万人未満：いわき市(29.9%)、和歌山市(25.9%)、高松市(23.5%)、
春日井市(19.4%)、大分市(18.4%)

10万人以上～30万人未満：鹿屋市(55.1%)、霧島市(48.9%)、徳島市(47.8%)、
焼津市(44.4%)、江南市(39.1%)

5万人以上～10万人未満：姶良市(77.2%)、柳川市(61.3%)、薩摩川内市(59.5%)、
三豊市(57.0%)、島田市(53.8%)

5万人未満～ : 三島村(100.0%)、青ヶ島村(100.0%)、
群馬県上野村(97.8%)、利島村(96.8%)、長野県下條村(96.5%)
なお、東京都三鷹市など86市町村(全体の5.0%)では、浄化槽処理人口は0人です。



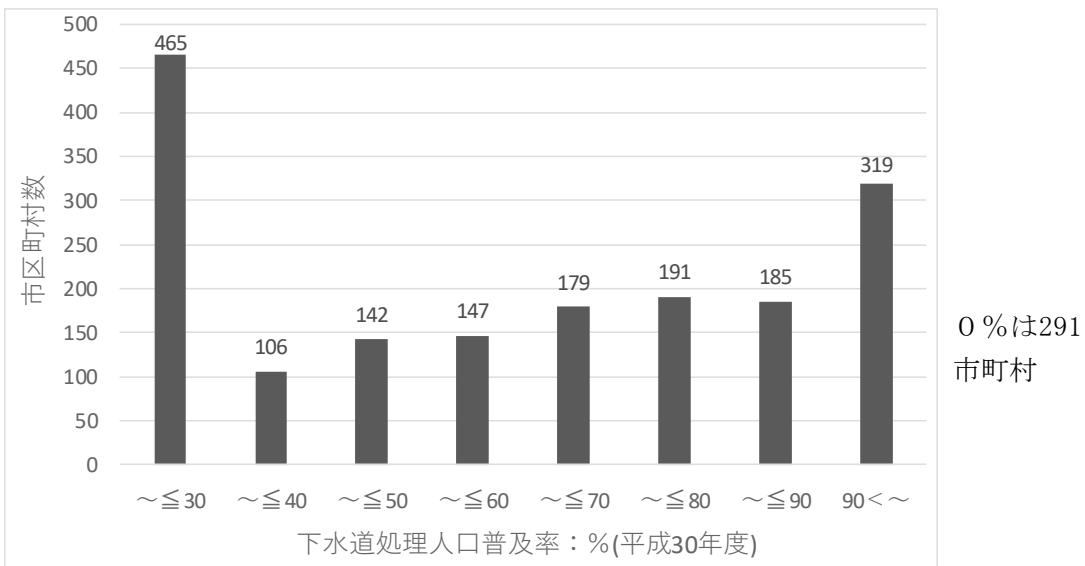
図－3 全国1,734市区町村における汚水処理人口普及率の分布(全国平均91.4%)
(福島県下の7町村を除く)

○ 平成30年度末時点において汚水処理施設整備が完了した市町村

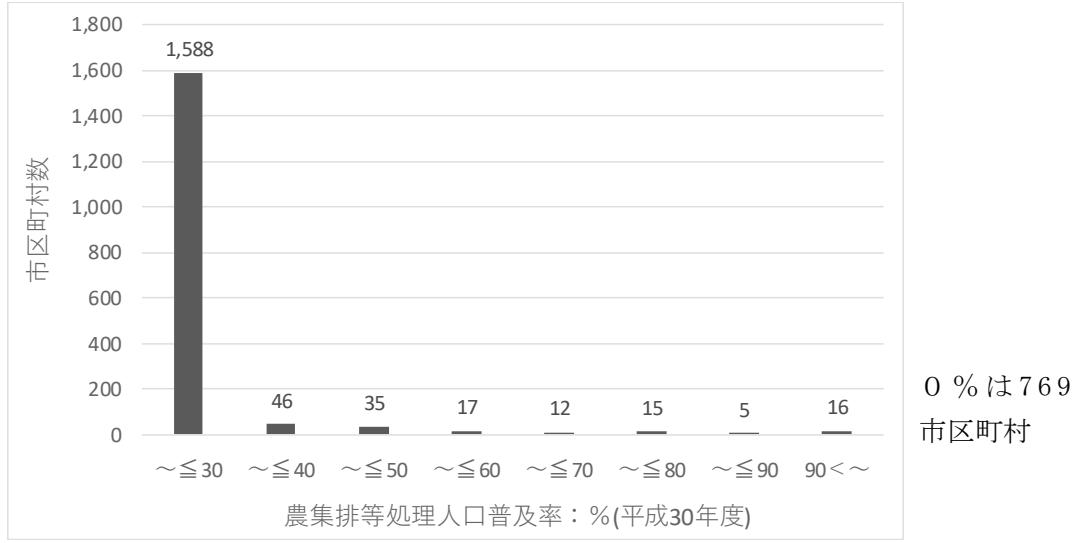
住民基本台帳人口と汚水処理人口が一致(施設整備が完了)しているのは78市区町村、さらに小数点2桁目を四捨五入し100%となるのは30市区町村、合わせると**全体(1,734市区町村)の6.2%**に相当する108市区町村(28年度末は103、29年度末は104)は汚水処理施設整備が完了しています。

108市区町村における汚水処理施設の構成は、下水道のみが大阪市など50市区町村、農業集落排水施設のみが沖縄県伊是名村など5村、浄化槽のみが鹿児島県三島村と東京都青ヶ島村の2村、4種類すべての施設が兵庫県朝来市などの4市町、コミプラを除く3種類の施設が滋賀県守山市など18市町村、下水道と浄化槽の2種類が兵庫県尼崎市など13市町村、下水道と農業集落排水施設等の2種類が茨城県守谷市など8市町、農業集落排水施設等と浄化槽の2種類が沖縄県金武町など8町村です。

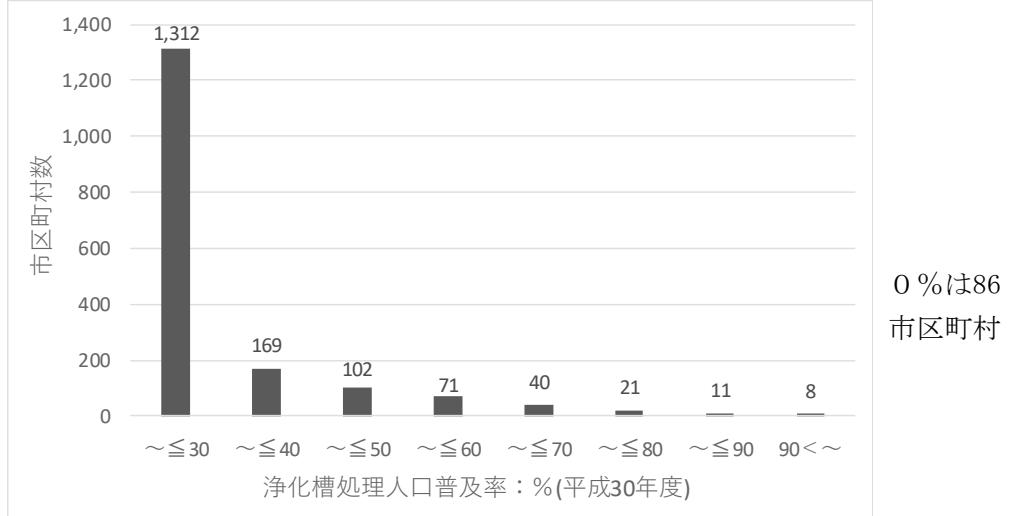
これら108市区町村のうち福島県の4町村と東京都の15区を除く89市町村について、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に発表した地域別の2045年人口指標(2015年を100とした場合の2045の値)を調べると、増加すると予測されているのは、沖縄県宜野座村(2045年人口指標116.0)、福岡県大野城市(同106.8)、滋賀県守山市(同105.4)、東京都三鷹市(同103.7)、東京都調布市(同102.0)、東京都小金井市(同100.7)、石川県川北町(同100.5)、沖縄県金武町(同100.2)及び東京都狛江市(同100.0)の計9市町村で、残り**80市町村は減少**すると予測されており、うち減少割合が著しいのは山梨県丹波山村(同31.6)、大分県姫島村(同37.6)、山梨県小菅村(同41.3)、青森県西目屋村(同43.2)、大阪府豊能町(同43.2)、鹿児島県三島村(同47.7)、長野県野沢温泉村(同47.9)、沖縄県渡名喜村(同50.9)などです。



図－4 下水道処理人口普及率の分布(平成30年度、1,734市区町村)



図－5 農集排等処理人口普及率の分布(平成30年度、1,734市区町村)



図－6 浄化槽処理人口普及率の分布(平成30年度、1,734市区町村)

・・・略・・・

表－6 単独処理浄化槽の廃止数とその理由(「法第11条の2」+「その他」)

単独処理浄化槽の廃止基数(降順)		集合処理施設への切替の割合 % (降順) 平成29年度		合併処理浄化槽への切替の割合 % (降順) 平成29年度		家屋等の廃止の割合 : % (降順) 平成29年度		
愛知県	12,184	1	大阪府	95.8	徳島県	46.2	香川県	48.2
高知県	6,923	2	富山県	93.7	鹿児島県	37.8	熊本県	47.7
神奈川県	6,546	3	新潟県	90.0	宮崎県	33.2	千葉県	37.1
静岡県	6,408	4	奈良県	88.7	長崎県	28.6	岡山県	34.7
福井県	6,376	5	鳥取県	86.5	福島県	27.6	北海道	25.5
大阪府	5,782	6	神奈川県	85.4	香川県	25.8	東京都	24.0
埼玉県	5,273	7	石川県	84.5	栃木県	20.6	和歌山县	23.0
山形県	4,640	8	秋田県	83.8	佐賀県	20.6	長崎県	18.5
群馬県	4,480	9	山梨県	82.7	静岡県	20.1	岐阜県	17.3
大分県	3,750	10	福岡県	82.2	青森県	19.4	徳島県	15.8
兵庫県	3,627	11	三重県	76.5	愛媛県	18.8	群馬県	14.2
茨城県	3,574	12	滋賀県	72.4	岐阜県	16.9	長野県	14.2
富山県	2,705	13	栃木県	72.2	埼玉県	16.8	青森県	13.4
広島県	2,673	14	長野県	72.2	北海道	15.8	宮城県	13.3
新潟県	2,624	15	佐賀県	68.3	熊本県	15.6	静岡県	13.2
千葉県	2,395	16	愛媛県	68.1	三重県	14.7	愛媛県	13.1
鹿児島県	2,386	17	京都府	66.2	群馬県	13.7	宮崎県	12.0
福島県	1,916	18	青森県	66.0	大分県	13.1	佐賀県	11.1
岡山県	1,823	19	岐阜県	65.5	和歌山县	12.7	鹿児島県	10.5
栃木県	1,757	20	沖縄県	65.4	岡山県	11.8	島根県	9.1
岐阜県	1,692	21	東京都	64.5	秋田県	9.8	滋賀県	8.9
香川県	1,607	22	北海道	55.9	千葉県	9.2	福島県	8.8
山口県	1,566	23	山口県	55.6	山口県	8.9	福岡県	8.3
熊本県	1,512	24	宮崎県	54.7	島根県	8.9	埼玉県	8.0
和歌山县	1,106	25	島根県	53.8	茨城県	8.1	広島県	7.9
三重県	1,083	26	千葉県	53.5	山梨県	7.1	神奈川県	7.9
奈良県	983	27	宮城県	52.1	宮城県	7.0	大分県	7.6
宮崎県	978	28	福島県	51.7	福岡県	6.7	山梨県	7.3
京都府	829	29	岡山県	51.0	東京都	6.1	山口県	6.3
沖縄県	785	30	長崎県	49.1	長野県	6.0	山形県	6.1
石川県	781	31	大分県	49.0	広島県	6.0	秋田県	6.0
島根県	689	32	静岡県	44.7	新潟県	5.0	三重県	5.9
山梨県	578	33	高知県	43.2	奈良県	4.5	岩手県	5.6
鳥取県	570	34	広島県	39.6	石川県	3.2	鳥取県	5.4
徳島県	539	35	徳島県	38.0	愛知県	3.1	栃木県	4.2
福岡県	507	36	兵庫県	37.6	神奈川県	2.3	新潟県	4.0
宮城県	443	37	埼玉県	36.5	滋賀県	2.0	高知県	3.5
岩手県	427	38	熊本県	33.8	鳥取県	1.9	大阪府	3.0
愛媛県	426	39	愛知県	33.7	岩手県	1.9	富山県	2.7
佐賀県	398	40	群馬県	32.1	山形県	1.8	奈良県	2.6
滋賀県	395	41	和歌山县	26.5	沖縄県	1.5	石川県	2.6
東京都	358	42	香川県	26.1	富山県	1.4	兵庫県	2.6
長野県	316	43	茨城県	24.1	兵庫県	1.2	京都府	1.9
長崎県	287	44	山形県	19.2	福井県	0.7	茨城県	1.7
秋田県	266	45	岩手県	16.6	大阪府	0.6	愛知県	1.5
北海道	247	46	鹿児島県	9.6	京都府	0.6	沖縄県	1.5
青森県	247	47	福井県	2.8	高知県	0.6	福井県	0.6
計	107,457		計	48.1	計	8.9	計	8.7
H28年度	127,848		H28年度	45.8	H28年度	8.9	H28年度	9.9
H27年度	67,425		H27年度	65.0	H27年度	10.9	H27年度	11.8

その他とは、台帳整理、下水道等部局からの情報、指定検査機関からの情報、その他である。

【数値の出所：環境省、浄化槽の指導普及に関する調査結果】

表-7 都道府県別の汚水処理施設の整備状況

汚水処理人口普及率 (平成30年度末) : % (降順)		汚水処理人口普及率 (平成29年度末) : % (降順)		汚水衛生処理率 (平成29年度末) : % (降順)	
東京都	99.8	1	東京都	99.8	1 東京都
兵庫県	98.9	2	兵庫県	98.8	2 神奈川県
滋賀県	98.7	3	滋賀県	98.7	3 兵庫県
京都府	98.2	4	京都府	98.0	4 大阪府
神奈川県	98.1	5	神奈川県	98.0	5 京都府
長野県	98.0	6	長野県	97.8	6 滋賀県
大阪府	97.9	7	大阪府	97.7	7 北海道
富山県	96.8	8	富山県	96.6	8 長野県
福井県	96.1	9	福井県	95.7	9 富山県
北海道	95.6	10	北海道	95.4	10 埼玉県
石川県	94.2	11	石川県	93.9	11 福井県
鳥取県	94.1	12	鳥取県	93.6	12 福岡県
福岡県	92.6	13	岐阜県	92.2	13 宮城県
山形県	92.6	14	福岡県	92.1	14 鳥取県
岐阜県	92.4	15	山形県	91.8	15 石川県
埼玉県	92.2	16	埼玉県	91.7	16 愛知県
宮城県	91.8	17	宮城県	91.2	17 千葉県
愛知県	91.0	18	愛知県	90.4	18 広島県
奈良県	89.9	19	奈良県	89.4	19 山形県
千葉県	88.6	20	千葉県	88.0	20 山口県
広島県	88.4	21	広島県	87.9	21 岐阜県
新潟県	87.8	22	新潟県	87.2	22 熊本県
秋田県	87.4	23	熊本県	86.8	23 奈良県
山口県	87.2	24	秋田県	86.7	24 三重県
熊本県	87.0	25	山口県	86.6	25 宮崎県
栃木県	87.0	26	栃木県	86.2	26 茨城県
岡山県	86.9	27	岡山県	86.1	27 岡山県
沖縄県	86.1	28	沖縄県	85.6	28 栃木県
宮崎県	85.9	29	宮崎県	85.1	29 新潟県
三重県	85.3	30	三重県	84.4	30 佐賀県
茨城県	84.8	31	茨城県	84.0	31 鹿児島県
佐賀県	83.8	32	佐賀県	82.8	32 静岡県
山梨県	83.2	33	福島県	82.6	33 長崎県
福島県	82.8	34	山梨県	82.2	34 山梨県
岩手県	81.6	35	岩手県	80.8	35 秋田県
静岡県	81.4	36	静岡県	80.7	36 福島県
群馬県	81.3	37	群馬県	80.5	37 群馬県
鹿児島県	81.1	38	長崎県	80.2	38 愛媛県
長崎県	80.9	39	鹿児島県	80.1	39 香川県
島根県	80.6	40	島根県	79.3	40 岩手県
青森県	80.0	41	青森県	79.0	41 島根県
愛媛県	79.2	42	愛媛県	78.1	42 沖縄県
香川県	77.7	43	香川県	76.6	43 大分県
大分県	76.9	44	大分県	75.8	44 青森県
高知県	73.8	45	高知県	72.5	45 高知県
和歌山县	65.1	46	和歌山县	63.6	46 和歌山县
徳島県	61.8	47	徳島県	60.4	47 徳島県
全 国	91.4		全 国	90.9	全 国
			全 国		86.4

注) 福島県の値は、東日本大震災の影響により調査不能な自治体、「平成30年度調査では檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の計7町村」、「平成29年度調査では檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の計8町村」を除いた値を公表している。

表-8 集合処理区域内における未接続人口の割合について(降順) 平成29年度

集合処理施設処理 区域内における未 接続率 : %		下水道処理区域内 における未接続率 : %		農集排等処理区域 内における未接続 : %	
徳島県	23.0	1 徳島県	23.4	1 沖縄県	42.0
和歌山県	21.0	2 和歌山県	21.9	2 高知県	30.4
秋田県	18.1	3 秋田県	17.7	3 大阪府	28.7
高知県	17.9	4 高知県	17.0	4 奈良県	26.6
青森県	16.4	5 青森県	15.2	5 青森県	24.4
岐阜県	15.1	6 岐阜県	15.1	6 熊本県	23.0
大分県	15.0	7 大分県	14.8	7 鹿児島県	21.6
沖縄県	14.4	8 沖縄県	12.6	8 大分県	21.1
岩手県	12.5	9 島根県	12.6	9 徳島県	21.0
佐賀県	12.3	10 新潟県	12.3	10 秋田県	20.7
群馬県	12.2	11 岩手県	12.1	11 宮崎県	18.7
島根県	12.0	12 群馬県	11.8	12 香川県	18.5
岡山県	11.7	13 佐賀県	11.8	13 千葉県	18.1
新潟県	11.7	14 岡山県	11.6	14 栃木県	17.2
山梨県	11.5	15 山梨県	11.3	15 福岡県	16.9
宮崎県	11.2	16 三重県	11.0	16 佐賀県	16.8
三重県	11.2	17 山形県	10.8	17 山梨県	16.3
福島県	10.9	18 福島県	10.5	18 広島県	16.3
山形県	10.7	19 宮崎県	10.5	19 東京都	16.3
茨城県	10.7	20 茨城県	10.2	20 埼玉県	16.2
香川県	10.5	21 香川県	10.2	21 宮城県	16.0
愛媛県	9.3	22 愛媛県	9.4	22 岐阜県	15.9
栃木県	9.2	23 鳥取県	9.3	23 茨城県	15.8
鳥取県	9.1	24 静岡県	8.8	24 長崎県	15.2
静岡県	8.8	25 栃木県	8.6	25 群馬県	15.1
福井県	8.4	26 福井県	8.5	26 神奈川県	14.2
奈良県	8.3	27 石川県	8.4	27 岩手県	13.8
石川県	8.2	28 奈良県	8.2	28 福島県	13.8
長崎県	8.0	29 愛知県	7.9	29 岡山県	13.6
愛知県	8.0	30 富山県	7.6	30 和歌山県	13.4
熊本県	7.9	31 長崎県	7.5	31 三重県	12.4
鹿児島県	7.7	32 長野県	7.4	32 山口県	12.3
富山県	7.6	33 熊本県	7.0	33 鳥取県	11.3
長野県	7.4	34 鹿児島県	6.8	34 島根県	11.0
千葉県	6.4	35 滋賀県	6.4	35 京都府	9.9
滋賀県	6.1	36 千葉県	6.3	36 山形県	9.6
山口県	5.8	37 山口県	5.3	37 長野県	8.4
宮城県	5.5	38 宮城県	5.1	38 愛知県	8.2
広島県	5.4	39 広島県	5.1	39 富山県	7.6
埼玉県	4.4	40 埼玉県	4.2	40 福井県	6.9
福岡県	4.2	41 福岡県	4.1	41 兵庫県	6.3
京都府	4.1	42 京都府	4.0	42 北海道	6.3
北海道	3.0	43 北海道	2.9	43 静岡県	5.6
大阪府	2.9	44 大阪府	2.9	44 愛媛県	5.3
兵庫県	2.3	45 兵庫県	2.2	45 新潟県	4.6
神奈川県	1.4	46 神奈川県	1.4	46 石川県	4.1
東京都	0.3	47 東京都	0.3	47 滋賀県	2.5
全 国	5.7	全 国	5.5	全 国	13.3
H28年度	5.9	H28年度	5.6	H28年度	14.0
H26年度	6.3	H26年度	6.0	H26年度	15.5
H25年度	6.5	H25年度	6.1	H25年度	16.1
H19年度	6.9	H19年度	6.3	H19年度	20.8

表-9 都道府県別の浄化槽普及率と「事業別浄化槽人口の割合」

汚水処理人口普及率(浄化槽のみ)		浄化槽市町村整備推進事業等分の占める割合		浄化槽設置整備事業分の占める割合		補助金が交付されていない浄化槽の占める割合	
平成30年度: %		平成30年度: %		平成30年度: %		平成30年度: %	
徳島県	39.9	1 佐賀県	32.9	香川県	79.5	沖縄県	87.2
鹿児島県	36.0	2 北海道	32.7	栃木県	78.9	大阪府	81.0
和歌山県	32.5	3 島根県	26.0	宮崎県	77.9	埼玉県	70.1
高知県	31.0	4 宮城県	24.6	福井県	74.2	奈良県	67.6
香川県	30.8	5 岩手県	24.6	長崎県	71.1	神奈川県	65.6
三重県	24.8	6 京都府	22.5	長野県	71.0	愛知県	65.2
大分県	22.8	7 山形県	21.6	鹿児島県	70.5	千葉県	62.4
福島県	22.4	8 石川県	18.8	熊本県	68.6	青森県	61.4
愛媛県	21.7	9 秋田県	18.4	岡山県	64.9	滋賀県	61.3
宮崎県	21.7	10 東京都	17.0	大分県	64.7	茨城県	56.6
群馬県	19.6	11 鳥取県	15.6	兵庫県	64.0	新潟県	55.9
静岡県	16.8	12 長野県	13.8	岐阜県	63.6	石川県	54.9
岡山県	16.7	13 熊本県	12.3	群馬県	61.9	山梨県	52.0
茨城県	16.6	14 福岡県	12.0	福島県	61.5	東京都	51.8
山口県	16.2	15 新潟県	11.4	山口県	61.5	広島県	46.6
島根県	16.2	16 福島県	9.7	福岡県	61.1	三重県	45.6
栃木県	15.5	17 沖縄県	9.3	和歌山县	60.1	鳥取県	39.5
佐賀県	15.2	18 兵庫県	8.5	富山県	60.1	徳島県	39.4
熊本県	14.4	19 愛媛県	8.3	秋田県	59.7	静岡県	38.8
長崎県	14.2	20 長崎県	7.9	高知県	59.1	愛媛県	35.8
山梨県	14.0	21 鹿児島県	7.9	静岡県	58.7	和歌山县	35.5
岩手県	13.3	22 青森県	7.7	岩手県	58.2	高知県	35.1
千葉県	12.8	23 福井県	7.1	愛媛県	55.9	富山県	35.1
秋田県	11.5	24 宮崎県	7.0	徳島県	55.8	山口県	35.1
広島県	11.1	25 山梨県	6.8	佐賀県	51.6	岐阜県	32.1
青森県	10.5	26 群馬県	6.1	宮城県	51.2	群馬県	32.0
岐阜県	10.2	27 高知県	5.7	京都府	50.7	大分県	30.8
愛知県	10.2	28 岡山県	5.5	三重県	50.7	岡山県	29.6
埼玉県	9.7	29 徳島県	4.8	山形県	50.4	島根県	29.2
沖縄県	9.5	30 富山県	4.8	広島県	48.8	福島県	28.8
福岡県	9.1	31 大分県	4.6	鳥取県	44.8	山形県	28.0
奈良県	8.7	32 広島県	4.6	島根県	44.8	兵庫県	27.5
山形県	8.3	33 和歌山县	4.4	山梨県	41.2	福岡県	26.8
宮城県	6.9	34 香川県	4.3	北海道	41.0	京都府	26.8
長野県	5.6	35 岐阜県	4.2	茨城県	40.8	北海道	26.4
新潟県	5.4	36 三重県	3.7	滋賀県	38.1	宮城県	24.1
鳥取県	5.4	37 山口県	3.4	千葉県	36.3	秋田県	21.9
石川県	4.6	38 奈良県	3.2	新潟県	32.7	鹿児島県	21.6
福井県	4.5	39 埼玉県	3.2	愛知県	31.9	長崎県	21.0
北海道	3.1	40 愛知県	2.9	神奈川県	31.5	熊本県	19.2
富山県	2.9	41 神奈川県	2.8	東京都	31.2	栃木県	19.1
滋賀県	2.5	42 大阪府	2.8	青森県	30.9	福井県	18.6
京都府	1.9	43 茨城県	2.7	奈良県	29.2	岩手県	17.2
大阪府	1.8	44 静岡県	2.4	埼玉県	26.7	香川県	16.2
兵庫県	1.8	45 栃木県	2.0	石川県	26.3	佐賀県	15.5
神奈川県	1.3	46 千葉県	1.3	大阪府	16.2	長野県	15.2
東京都	0.2	47 滋賀県	0.6	沖縄県	3.6	宮崎県	15.1
全国	9.3	全国	7.1	全国	51.9	全国	41.0
H29年度	9.2	H29年度	7.2	H29年度	51.6	H29年度	41.2
H28年度	9.2	H28年度	7.2	H28年度	51.5	H28年度	41.3

数値の出所は、都道府県別汚水処理人口普及率(平成30年度)

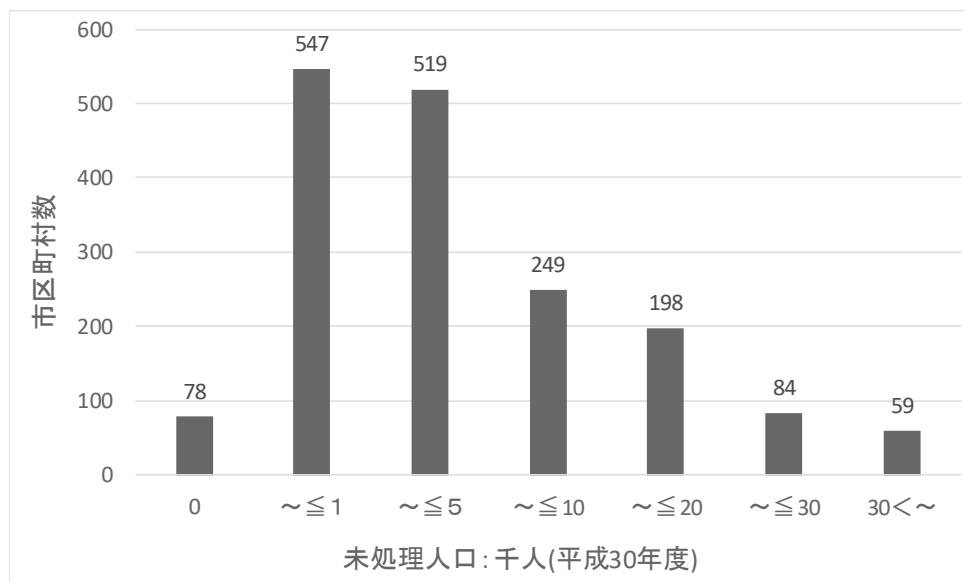
表-10 都道府県別の未処理人口の推移

未処理人口：人 (降順) (平成30年度末)		未処理人口：人 (降順) (平成29年度末)		未処理人口：人 (降順) (平成24年度末)	
千葉県	720,852	1 千葉県	755,609	1 愛知県	977,289
静岡県	689,367	2 愛知県	724,398	2 千葉県	974,615
愛知県	676,688	3 静岡県	721,966	3 静岡県	939,419
埼玉県	571,863	4 埼玉県	607,966	4 埼玉県	819,162
茨城県	444,404	5 茨城県	470,477	5 茨城県	621,387
福岡県	378,757	6 福岡県	401,801	6 福岡県	559,311
群馬県	369,910	7 群馬県	387,460	7 群馬県	506,968
和歌山県	335,021	8 和歌山県	353,080	8 和歌山県	455,923
広島県	327,699	9 広島県	344,480	9 鹿児島県	454,861
福島県	314,252	10 鹿児島県	326,735	10 広島県	448,326
鹿児島県	308,505	11 福島県	320,123	11 愛媛県	389,328
愛媛県	285,982	12 愛媛県	303,337	12 新潟県	384,130
徳島県	284,996	13 徳島県	298,224	13 三重県	383,103
新潟県	273,863	14 新潟県	290,303	14 徳島県	371,851
大分県	267,001	15 三重県	285,476	15 栃木県	369,057
三重県	266,425	16 大分県	280,829	16 大分県	359,409
長崎県	259,276	17 栃木県	274,109	17 青森県	357,496
青森県	257,023	18 青森県	273,159	18 岡山県	357,087
栃木県	256,139	19 長崎県	270,541	19 長崎県	344,094
岡山県	249,462	20 岡山県	266,609	20 熊本県	325,225
北海道	235,352	21 北海道	245,245	21 岩手県	323,101
熊本県	230,422	22 岩手県	240,848	22 大阪府	320,184
岩手県	227,816	23 熊本県	234,809	23 北海道	318,963
香川県	218,863	24 香川県	230,906	24 香川県	294,280
沖縄県	203,780	25 沖縄県	210,247	25 宮城県	267,606
宮城県	188,362	26 大阪府	204,963	26 沖縄県	265,568
大阪府	187,186	27 宮城県	202,073	27 山口県	248,100
高知県	186,432	28 高知県	198,033	28 岐阜県	233,837
山口県	176,446	29 山口県	185,558	29 宮崎県	224,767
神奈川県	175,177	30 神奈川県	183,711	30 高知県	223,117
宮崎県	154,168	31 宮崎県	164,536	31 神奈川県	217,738
岐阜県	153,996	32 岐阜県	159,895	32 佐賀県	197,210
山梨県	139,455	33 山梨県	148,833	33 奈良県	192,628
奈良県	136,736	34 奈良県	144,966	34 山梨県	189,084
佐賀県	134,113	35 佐賀県	142,583	35 秋田県	186,437
島根県	132,247	36 島根県	142,210	36 島根県	185,324
秋田県	125,628	37 秋田県	134,498	37 山形県	131,827
山形県	81,044	38 山形県	89,816	38 石川県	95,565
石川県	66,688	39 石川県	70,200	39 兵庫県	93,217
兵庫県	63,466	40 兵庫県	67,317	40 京都府	91,599
京都府	44,747	41 京都府	50,286	41 長野県	74,670
長野県	41,787	42 長野県	45,874	42 福井県	64,394
富山県	33,501	43 鳥取県	36,285	43 富山県	56,587
鳥取県	33,083	44 富山県	35,982	44 鳥取県	52,686
福井県	30,895	45 福井県	33,755	45 東京都	48,346
東京都	28,906	46 東京都	31,648	46 滋賀県	22,607
滋賀県	17,772	47 滋賀県	19,056	47 福島県	—
全 国	10,985,553	全 国	11,610,815	全 国	15,017,483

数値の出所は、各年度の汚水処理人口普及率

表-11 平成30年度末において未処理人口が多い市町村

市町村名 降順(1,659中)	未処理 人 口 (降順)	住民基本 台帳人口 人	汚水処理 人口普及 率 %	下水処理 率 %	浄化槽 処理率 %	2045年 人口指 数
1 和歌山市	121,119	367,802	67.1	40.0	25.9	81.4
2 岡山市	115,024	707,355	83.7	67.4	15.3	95.1
3 新潟市	89,344	789,897	88.7	86.0	2.1	85.0
4 浜松市	85,754	802,728	89.3	80.9	8.1	88.3
5 大分市	84,834	477,858	82.2	63.4	18.4	90.8
6 福山市	76,678	468,380	83.6	73.1	9.8	92.4
7 高知市	70,757	328,077	78.4	62.9	13.9	80.4
8 伊勢崎市	70,740	213,213	66.8	34.3	26.5	90.3
9 静岡市	68,659	699,946	90.2	83.8	5.7	80.5
10 松山市	65,579	511,649	87.2	63.0	24.1	85.3
11 市川市	64,397	488,714	86.8	74.1	12.8	96.8
12 尾道市	64,033	136,851	53.2	16.3	36.4	68.9
13 一宮市	62,878	385,160	83.7	67.8	15.9	88.5
14 佐世保市	58,742	249,949	76.5	58.5	17.9	79.1
15 高崎市	58,567	373,331	84.3	73.6	9.6	87.7
16 市原市	57,873	276,318	79.1	63.6	15.3	73.9
54 行橋市	30,505	73,208	58.3	21.0	34.9	85.4
92 八女市	24,933	63,371	60.7	19.9	39.5	59.1
95 飯塚市	24,726	128,286	80.7	46.4	32.2	79.8
98 大牟田市	24,516	114,496	78.6	65.3	13.3	64.0
131 嘉麻市	20,609	38,116	45.9	0.0	44.6	47.6
161 田川市	18,374	47,759	61.5	0.0	59.9	68.2

図-7 平成30年度末の市区町村別、未処理人口の分布（未処理人口0人は78市区町村）
(福島県下7町村を除く全国1,734市区町村について)

・・・略・・・

未処理人口と下水道残人口の関係について

- ① 平成30年度末の汚水処理人口普及率から、下水道人口に関して処理人口だけではなく全体計画人口と残人口も公表されるようになりました。
- ② 全市区町村の合計値(福島県下の7町村を除く)では、未処理人口が10,985,553人、下水道残人口が10,292,282人であることから、その差693,271人が浄化槽等の処理対象人口となり、未処理人口の94%は下水道対象人口で、わずか6%がその他の処理対象人口です。
- ③ 次に、全市区町村(福島県下の7町村を除く)ごとに、未処理人口と下水道残人口の差を算出すると、-86,885人(愛媛県松山市)から37,325人(千葉県市原市)と幅広く、その分布は下記に示すとおりです。

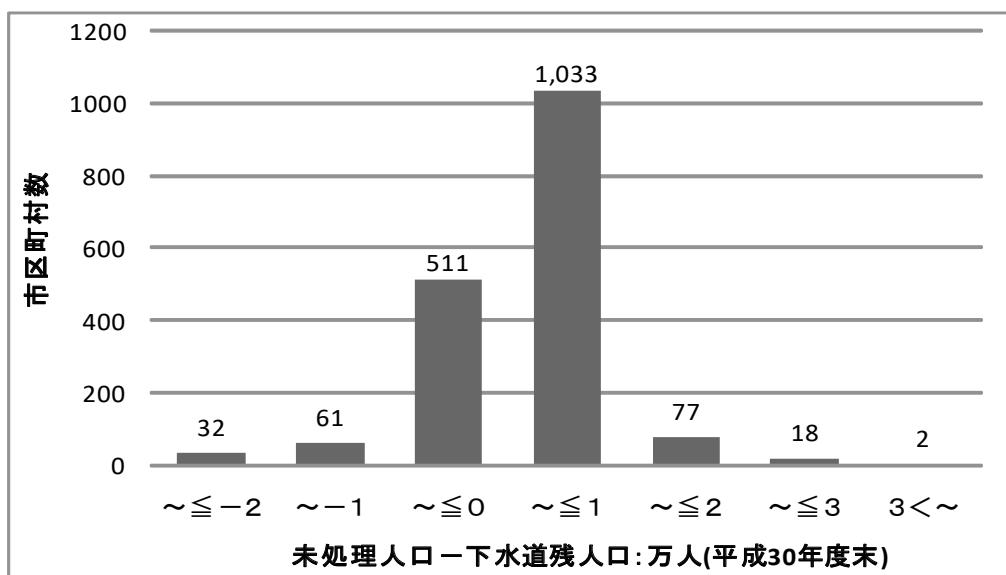


図-10 市区町村別の「未処理人口－下水道残人口」の分布

- ④ 未処理人口と下水道残人口の差がマイナスとは、下水道全体計画区域人口が過大で、実態に見合った見直しが必要な自治体であり、その数は497市区町村(全体の29%)です。このグループの汚水処理人口普及率は、加重平均で91.9($\approx 54,065,024 / 58,800,279$)%、単純平均で87.9%、中央値で91.7%です。なお、このグループの「未処理人口と下水道残人口の差」の合計値はマイナス3,038,302人です。
- ⑤ 未処理人口と下水道残人口の差がゼロの自治体は、汚水処理施設の整備が完了(住民基本台帳人口と汚水処理人口が同数)した79市区町村と、残りをすべて下水道で整備する予定の28市区町村の大別され、両者合わせて107市区町村(全体の6%)です。このグループの汚水処理人口普及率は、加重平均で99.9($\approx 15,275,888 / 15,292,755$)%、単純平均で99.5%、中央値で100.0%です。
- ⑥ 未処理人口と下水道残人口の差がプラスとは、下水道全体計画区域以外にも未処理人口が存在しており、現在の下水道整備計画では浄化槽処理区域が存在していて、その数

は1,130市区町村(全体の65%)、東京都世田谷区もこのグループに属しています。

このグループの汚水処理人口普及率は、加重平均で88.2%($\approx 46,735,610 / 52,969,041$)、単純平均で78.7%、中央値で83.2%です。また、全体の約半数に相当する559市町村は下水道残人口がゼロです。

なお、このグループの「未処理人口と下水道残人口の差」の合計値は3,731,573人です。

⑦ 以上より、平成30年度末時点で、今後浄化槽で新たに整備すべき人口は、少なくとも未処理人口の4割弱に相当する約400万人、さらに下水道の全体計画人口が実態に比べ過大である497市区町村における生活排水処理計画の見直しが進めば、より増加すると推測されます。

表-13 自治体別の「未処理人口－下水道残人口」 平成30年度末

自治体名 福岡県	住民基本 台帳人口 人	汚水処理 人口 人	汚水処理 人口普及 率 %	未処理人 口 A 人	下水道残 人口 B 人	A-B 人
久留米市	304,703	290,846	95.5	13,857	39,242	-25,385
苅田町	37,620	34,124	90.7	3,496	15,913	-12,417
行橋市	73,208	42,703	58.3	30,505	42,873	-12,368
大牟田市	114,496	89,980	78.6	24,516	33,407	-8,891
大川市	34,207	24,208	70.8	9,999	18,237	-8,238
広川町	19,650	16,152	82.2	3,498	10,860	-7,362
中間市	41,785	38,472	92.1	3,313	9,678	-6,365
新宮町	32,916	31,728	96.4	1,188	5,298	-4,110
宇美町	37,299	36,277	97.3	1,022	4,485	-3,463
鞍手町	15,978	10,557	66.1	5,421	7,504	-2,083
須恵町	28,628	27,460	95.9	1,168	3,165	-1,997
小竹町	7,688	3,261	42.4	4,427	6,365	-1,938
古賀市	59,234	58,007	97.9	1,227	3,139	-1,912
吉富町	6,847	5,217	76.2	1,630	3,029	-1,399
水巻町	28,381	26,574	93.6	1,807	2,969	-1,162
小郡市	59,527	56,924	95.6	2,603	3,452	-849
遠賀町	19,332	18,883	97.7	449	1,084	-635
筑紫野市	103,818	103,639	99.8	179	796	-617
糸島市	101,450	91,076	89.8	10,374	10,914	-540
岡垣町	31,626	31,540	99.7	86	504	-418
粕屋町	47,530	46,980	98.8	550	873	-323
朝倉市	53,189	41,006	77.1	12,183	12,414	-231
太宰府市	71,598	71,443	99.8	155	355	-200
福津市	65,102	64,730	99.4	372	519	-147
久山町	8,963	8,598	95.9	365	452	-87
志免町	46,080	46,054	99.9	26	46	-20
春日市	113,157	113,157	100.0	0	0	0
大野城市	100,597	100,566	100.0	31	31	0
芦屋町	13,838	13,834	100.0	4	0	4
大刀洗町	15,659	15,646	99.9	13	6	7
筑後市	49,173	31,049	63.1	18,124	18,111	13
筑前町	29,666	29,611	99.8	55	0	55
福岡市	1,541,250	1,540,249	99.9	1,001	785	216
那珂川市	50,245	49,896	99.3	349	122	227
宗像市	96,816	96,352	99.5	464	172	292

宮若市	28,091	13,813	49.2	14,278	13,902	376
篠栗町	31,373	30,711	97.9	662	0	662
北九州市	950,182	949,389	99.9	793	106	687
東峰村	2,119	1,425	67.2	694	0	694
うきは市	29,572	28,497	96.4	1,075	286	789
赤村	3,171	1,488	46.9	1,683	0	1,683
大木町	14,220	12,056	84.8	2,164	0	2,164
上毛町	7,615	5,035	66.1	2,580	0	2,580
大任町	5,274	1,961	37.2	3,313	0	3,313
香春町	10,975	7,629	69.5	3,346	0	3,346
築上町	18,196	12,181	66.9	6,015	2,440	3,575
みやこ町	19,733	14,761	74.8	4,972	692	4,280
柳川市	66,002	52,852	80.1	13,150	8,514	4,636
糸田町	9,080	3,638	40.1	5,442	0	5,442
豊前市	25,496	17,719	69.5	7,777	1,767	6,010
添田町	9,809	3,462	35.3	6,347	0	6,347
桂川町	13,456	5,965	44.3	7,491	0	7,491
直方市	56,645	40,555	71.6	16,090	7,866	8,224
みやま市	37,475	22,309	59.5	15,166	4,721	10,445
八女市	63,371	38,438	60.7	24,933	13,826	11,107
川崎町	16,695	5,447	32.6	11,248	0	11,248
福智町	22,728	11,356	50.0	11,372	0	11,372
田川市	47,759	29,385	61.5	18,374	0	18,374
嘉麻市	38,116	17,507	45.9	20,609	0	20,609
飯塚市	128,286	103,560	80.7	24,726	3,601	21,125
60市町村	5,116,695	4,737,938	92.6	378,757	314,521	64,236

【数値の出所は3省共同発表、平成30年度末汚水処理人口普及率】

赤字の自治体は、下水道整備計画が過大で早急に見直しが必要な自治体

(2) 単独処理浄化槽人口と汲み取り人口

・・・略・・・

(3) 将来推計人口とDID人口に対する整備状況

表-18 都道府県別、2045年推計人口に対する汚水処理施設の整備量に関する指標

汚水処理人口普及率 : % (平成30年度末)		2045年推計人口に対する施設整備量 (平成30年度末)				
		全 体		集合処理施設		
東京都	99.8(0.2)	1	秋田県	144.2	1 秋田県	125.2
兵庫県	98.9(1.8)	2	山形県	131.1	2 北海道	121.8
滋賀県	98.7(2.5)	3	長野県	127.0	3 富山県	121.4
京都府	98.2(1.9)	4	北海道	125.8	4 長野県	119.7
神奈川県	98.1(1.3)	5	富山県	125.5	5 山形県	119.3
長野県	98.0(5.6)	6	青森県	124.5	6 兵庫県	117.5
大阪府	97.9(1.8)	7	福井県	122.4	7 福井県	116.6
富山県	96.8(2.9)	8	奈良県	122.4	8 大阪府	115.7
福井県	96.1(4.5)	9	兵庫県	121.1	9 京都府	114.9
北海道	95.5(3.1)	10	岐阜県	121.0	10 鳥取県	111.2
石川県	94.2(4.6)	11	鳥取県	118.1	11 奈良県	110.5
鳥取県	94.1(5.4)	12	大阪府	117.9	12 新潟県	109.0
福岡県	92.6(9.1)	13	京都府	117.1	13 青森県	108.1
山形県	92.6(8.3)	14	宮城県	116.4	14 滋賀県	108.1
岐阜県	92.4(10.2)	15	新潟県	116.1	15 石川県	107.5
埼玉県	92.2(9.7)	16	山口県	115.8	16 岐阜県	107.3
宮城県	91.8(6.9)	17	福島県	115.2	17 宮城県	107.3
愛知県	91.0(10.2)	18	山梨県	115.1	18 神奈川県	107.1
奈良県	89.9(8.7)	19	岩手県	114.6	19 東京都	100.8
千葉県	88.6(12.8)	20	宮崎県	114.3	20 岩手県	95.7
広島県	88.4(11.1)	21	石川県	113.3	21 山梨県	94.9
新潟県	87.8(5.4)	22	長崎県	111.5	22 山口県	94.2
秋田県	87.4(11.5)	23	茨城県	111.0	23 福岡県	93.5
山口県	87.2(16.2)	24	滋賀県	110.9	24 埼玉県	93.3
熊本県	87.0(14.4)	25	鹿児島県	109.8	25 長崎県	91.4
栃木県	87.0(15.5)	26	栃木県	109.8	26 栃木県	90.2
岡山県	86.9(16.7)	27	神奈川県	108.5	27 広島県	89.9
沖縄県	86.1(9.5)	28	三重県	108.4	28 熊本県	89.1
宮崎県	85.9(21.7)	29	愛媛県	107.5	29 茨城県	88.8
三重県	85.3(24.8)	30	熊本県	106.9	30 愛知県	88.4
茨城県	84.8(16.6)	31	高知県	105.5	31 千葉県	87.3
佐賀県	83.8(15.2)	32	埼玉県	104.3	32 宮崎県	85.5
山梨県	83.2(14.0)	33	佐賀県	104.1	33 佐賀県	85.1
福島県	82.8(22.4)	34	福岡県	104.0	34 福島県	84.0
岩手県	81.6(13.3)	35	島根県	104.0	35 岡山県	82.6
静岡県	81.4(16.8)	36	群馬県	103.4	36 島根県	82.3
群馬県	81.3(19.6)	37	広島県	103.0	37 静岡県	81.1
鹿児島県	81.1(36.0)	38	静岡県	102.8	38 沖縄県	78.9
長崎県	80.9(14.2)	39	千葉県	102.3	39 愛媛県	78.0
島根県	80.6(16.2)	40	岡山県	102.2	40 群馬県	76.9
青森県	80.0(10.5)	41	東京都	101.0	41 三重県	76.7
愛媛県	79.2(21.7)	42	愛知県	99.7	42 大分県	69.6
香川県	77.7(30.8)	43	大分県	99.0	43 高知県	60.8
大分県	76.9(22.8)	44	香川県	98.4	44 鹿児島県	60.7
高知県	73.8(31.0)	45	和歌山県	90.9	45 香川県	59.4
和歌山県	65.1(32.5)	46	沖縄県	88.7	46 和歌山県	45.5
徳島県	61.8(39.9)	47	徳島県	86.2	47 徳島県	29.1
全 国	91.4(9.3)		全 国	109.1	全 国	97.8
H29年度	90.9(9.2)		H29年度	108.7	H29年度	97.5
H28年度	90.4(9.2)		H28年度	108.4	H28年度	97.1
H27年度	89.9(9.1)		H27年度	107.1	H27年度	96.2
H25年度	88.9(8.9)		H25年度	106.0	H25年度	95.2

※25年度は福島県を除く。

注1)カッコ内の値は浄化槽普及率。注2)集合処理人口は、下水道と農業集落排水施設等の処理人口の合計値。注2)H25、H27、H28年度は2040年推計人口に対する値。

- 平成30年3月30日に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」によると、福岡県の人口は、平成27(2015)年国勢調査時には5,101,556人であったのが、30年後の平成57(2045)年には4,554,486人(2015年を100とした場合89.3)まで減少し、高齢化率も25.9%から35.4%と3人に1人が65歳以上まで上昇する、と予測されています。

また、増減割合は各市町村で一律ではないことから、福岡県内の各市町村について、人口減少や高齢化が今後どのように進むのかをみてみると、最も人口が減るのは小竹町(2015年を100とすると2045年には45.5)、次いで添田町(同46.5)、嘉麻市(同47.6)、川崎町(同48.1)、東峰村(同49.3)の順でこの5市町村が半数以下に減少、逆に増加すると予測されている自治体は久山町(同102.5)、新宮町(同103.3)、志免町(同103.7)、須恵町(同103.8)、大野城市(同106.8)、福岡市(同107.5)及び粕屋町(120.4)の計7市町です。

一方、2045年における高齢化率は、東峰村が52.7%で最も高く、次いで小竹町(52.5%)、みやこ町(51.9%)、添田町(50.8%)、赤村(50.3%)の順でこの4町村が50%を超え、この4町村を含む24市町村が40%を超えると、それぞれ予測されています。人口減少の主因が若年層の減少であることから人口が減る市町ほど高くなる傾向です。

このようなことから、借金をしてまで社会資本整備を実施できる余力がある自治体は「今後も人口が増加し、2045年における高齢化率も20%代あるいは30%前半の7市町だけと考えられます。借金の返済速度より人口の減少速度の方が早い場合、自治体の借金総額が減っても、納税者・生産者・消費者である生産年齢人口(15~64歳)1人当たりの借金は減らない、行政サービスの質の低下、それに伴う生産年齢人口の流出などにより、むしろ増加するという悪循環(衰退のスパイラル)となる可能性があります。

推計はあくまで過去のトレンドを参考にしたものですが。人口減少や高齢化そのものは止められなくても、それが及ぼす影響は緩和できる。そのための対策を早急に行うべきではないでしょうか。

- このような推計結果を基に、26年後の「2045(令和26)年の推計人口」に対して現在の整備量はどの程度の割合になっているのかを検証してみましょう。具体的には、「2045(令和26)年時の推計人口」に対する「平成30年度末の汚水処理人口」の割合を算出してみました。

$$2045\text{年汚水処理施設の整備量に関する指標} = \frac{\text{汚水処理施設の処理人口}}{2045\text{年推計人口(中位推計)}} \times 100$$

$$2045\text{年集合処理施設の整備量に関する指標} = \frac{\text{集合処理施設の現在処理区域内人口}}{2045\text{年推計人口(中位推計)}} \times 100$$

まず、全国的にみると、平成30年度末における汚水処理人口普及率は91.4%ですが、2045年推計人口に対しては、集合処理施設のみで97.8、浄化槽等も含む全体で109.1と、全国的には生活排水処理施設の整備が概成した状態です。

このように、国立社会保障・人口問題研究所が発表する「直前の国勢調査結果に基づき30年後の市区町村別の推計人口」に比べ「汚水処理人口普及率における処理人口」が

多くなったのは、平成23年度からです。

次に都道府県別にみると、「2045年集合処理施設整備指標(右端)」が100を超えているのは秋田県、北海道、富山県、長野県、山形県、兵庫県、福井県、大阪府、京都府、鳥取県、奈良県、新潟県、青森県、滋賀県、石川県、岐阜県、宮城県、神奈川県及び東京都の計19都道府県(レッドカードグループ)、さらに浄化槽も含む「2045年汚水処理施設整備指標」が100を超えているのは、さらに22県(イエローカードグループ)増えて41都道府県となります。

- 福岡県の場合、全体の整備状況は104.0と100を超えていて、さらに下水道や農集等の集合処理施設だけでみると93.5と、2045年推計人口に対しては施設整備が概成した状況です。さらに、市町村別にみると、浄化槽も含めた全施設では60市町村中40市町村、集合処理施設だけでみても60市町村中19市町で100超と、過剰な整備状況となっています。

これらの値が100を超えているということは、これらの地域では、年を追うごとに整備済の生活排水処理施設の投資効果が低くなり、受益者負担が増加し、新たに整備すればその傾向がより増幅されることを表していると思います。

大胆な方向転換を行わないと、これまでのように、初期投資が受益者負担で回収できない事業を実施すると、地方債現在高が大きい自治体では、人口減少(負担者の減少)と高齢化(負担能力の低下)の進展に伴い、行政サービスの質の低下のみならず、市町村財政を破綻させる可能性があることが容易に想定されます。

なお、個別処理である浄化槽の場合、2045年汚水処理施設整備指標が100を超えて、空き家となったら、その浄化槽だけ止めればよく、生活排水処理分野では人口減少の影響がほとんど認められません。ところが、集合処理の場合には、処理場から遠いエリアから順々に人が少なくなってくれればまだしも、途中のエリアとか処理場に近いエリアで空き家率が上昇すると、遠いところが残ってたら例え1軒だって残ってたら、管路設備は生かさざるを得ません、中継ポンプ場があれば稼働させなければならず、影響度合がぜんぜん違います。松谷明彦氏も指摘でされていますが(日本経済新聞社発行「2020年の日本人」、平成19年6月)、人口密度の低下が、集合処理の場合には、経営上、致命的な問題となる恐れがあります。

- ここで気になる情報として、平成22年6月19日付け日本経済新聞夕刊の掲載記事を紹介すると、「妊婦や胎児の健康状態をチェックする妊婦検診」に対してどの程度、公的なお金が出ているかですが、国は1人当たり14回で約11万円を地方交付税で配分しています。実際、どの程度出ているかいうと、福岡県の平均は47都道府県中昇順で28番目の93,650円となってます。地方交付税は自治体の判断で他の使途に使え、財政難の自治体は妊婦検診の割り当て分を別の用途で使っているとみられることから、総務省は自治体に対し「妊婦の健康管理や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産できるよう公費負担の回数や内容を一層充実して欲しい」と通知したそうです。

平成30年4月1日時点では103,813円と鹿児島県に次いで昇順で47都道府県中26番目となっています。

・・・略・・・

表-20 汚水処理施設整備の現状と将来推計人口に対する整備状況

汚水処理人口普及率 : % 平成30年度末 (全 体) 净化槽			2045年推計人口に対する施設整備量 に関する指標 : % (平成30年度末) (全 体) (集合処理施設)			
春日市	100.0	0.0	1	芦屋町	183.1	1
芦屋町	100.0	0.0	2	うきは市	167.6	2
大野城市	100.0	0.0	3	中間市	158.9	3
志免町	99.9	0.0	4	香春町	137.4	4
福岡市	99.9	0.0	5	朝倉市	136.6	5
大刀洗町	99.9	0.1	6	苅田町	133.7	6
北九州市	99.9	0.0	7	東峰村	132.9	7
筑紫野市	99.8	0.8	8	遠賀町	130.8	8
筑前町	99.8	0.7	9	水巻町	130.5	9
太宰府市	99.8	0.3	10	みやこ町	126.6	10
岡垣町	99.7	4.2	11	大川市	125.0	11
宗像市	99.5	0.4	12	大刀洗町	123.4	12
福津市	99.4	0.6	13	宇美町	123.3	13
那珂川市	99.3	0.7	14	北九州市	123.1	14
粕屋町	98.8	0.7	15	柳川市	122.3	15
古賀市	97.9	8.3	16	岡垣町	122.3	16
篠栗町	97.9	1.6	17	大牟田市	119.7	17
遠賀町	97.7	7.2	18	鞍手町	118.9	18
宇美町	97.3	9.5	19	小郡市	113.7	19
新宮町	96.4	17.1	20	福津市	113.6	20
うきは市	96.4	3.9	21	糸島市	112.9	21
久山町	95.9	1.3	22	筑前町	112.2	22
須恵町	95.9	7.3	23	筑紫野市	110.8	23
小郡市	95.6	1.8	24	吉富町	110.4	24
久留米市	95.5	11.2	25	古賀市	109.1	25
水巻町	93.6	4.1	26	那珂川市	108.4	26
中間市	92.1	5.7	27	宗像市	108.3	27
苅田町	90.7	37.8	28	篠栗町	106.0	28
糸島市	89.8	18.2	29	春日市	105.3	29
大木町	84.8	84.8	★ 30	豊前市	104.3	30
広川町	82.2	41.7	★ 31	久留米市	104.1	31
飯塚市	80.7	32.2	32	大木町	103.4	32
柳川市	80.1	61.3	33	上毛町	102.8	33
大牟田市	78.6	13.3	34	みやま市	102.5	34
朝倉市	77.1	24.5	35	久山町	102.0	35
吉富町	76.2	22.7	36	築上町	101.8	36
みやこ町	74.8	51.2	★ 37	新宮町	101.2	37
直方市	71.6	32.8	★ 38	太宰府市	101.1	38
大川市	70.8	44.7	★ 39	八女市	101.0	39
香春町	69.5	69.5	★ 40	飯塚市	100.4	40
豊前市	69.5	29.4	41	志免町	98.1	41
東峰村	67.2	67.2	★ 42	須恵町	97.1	42
築上町	66.9	12.3	43	嘉麻市	94.9	43
上毛町	66.1	53.4	★ 44	大野城市	94.6	44
鞍手町	66.1	15.4	45	福岡市	93.1	45
筑後市	63.1	27.3	46	広川町	92.6	46
田川市	61.5	59.9	★ 47	小竹町	91.7	47
八女市	60.7	39.5	★ 48	赤村	91.4	48

みやま市	59.5	47.5	★ 49	福智町	90.5	49	田川市	0.0
行橋市	58.3	34.9	★ 50	田川市	89.0	50	嘉麻市	0.0
福智町	50.0	42.9	★ 51	直方市	87.5	51	桂川町	0.0
宮若市	49.2	35.7	★ 52	粕屋町	86.0	52	東峰村	0.0
赤村	46.9	46.9	★ 53	添田町	75.1	53	大木町	0.0
嘉麻市	45.9	44.6	★ 54	筑後市	72.7	54	香春町	0.0
桂川町	44.3	40.5	★ 55	糸田町	72.4	55	添田町	0.0
小竹町	42.4	26.0	★ 56	宮若市	71.5	56	糸田町	0.0
糸田町	40.1	38.2	★ 57	行橋市	70.8	57	川崎町	0.0
大任町	37.2	37.2	★ 58	川崎町	67.5	58	大任町	0.0
添田町	35.3	35.3	★ 59	大任町	66.9	59	赤村	0.0
川崎町	32.6	32.6	★ 60	桂川町	61.6	60	福智町	0.0
60市町村	92.6	9.1		60市町村	104.0		60市町村	93.5

(13/47) (31/47)

全国平均 91.4 9.3

集合処理人口 = 下水道人口 + 集落排水人口

整備量に関する指標

$$= [(H30\text{汚水処理(集合処理)人口}) / (2045\text{年推計人口})] \times 100$$

★ : 淨化槽による整備割合が最も高い自治体(22自治体)

平成29年度末の浄化槽設置総数 : 178,267基(14/47)

うち浄化槽(合併) : 131,566基(07/47)、みなし浄化槽(単独) : 46,701基(29/47)

浄化槽の割合 : 73.8%(04/47) 全国平均が48.4%

新設浄化槽数 : 平成29年度が3,771基(09/47)、平成28年度が3,972基(09/47)

平成27年度が3,862基(09/47)、平成26年度が4,013基(09/47)

平成25年度が4,748基(09/47)、平成24年度が4,440基(08/47)

平成23年度が4,505基(08/47)、平成22年度が4,028基(09/47)

平成21年度が3,618基(13/47)、平成20年度が4,683基(09/47)

平成29年度の7条検査の実施率100.0%(09/47)、全国94.5%)

11条検査の実施率 69.2%(13/47、全国41.8%)

・・・略・・・

○ 次に、違った観点で現在の集合処理施設の整備状況を検証してみましょう。

人口集中地区(D I D)は、管渠の単位距離当たりの接続戸数が多い(集水密度が高い)ことから、従前から、個別処理施設に比べ集合処理施設の方が経済的に有利な地域、集合処理の「先取り区域」として、下水道施設が積極的に整備されています。

福岡県の各市町村ではどうか、平成27年度のD I D人口と平成30年度の集合処理人口を比較してみると、D I Dを有する35市町中29市町で100%超、D I Dを有しない25市町村中14市町で集合処理施設を整備済と、計43市町では浄化槽より経済的に有利である地区を越えて集合処理施設の整備が進められています。

福岡県のD I D人口は3,693,129人と、総人口に占める割合は72.4%です。つまり、福岡県で集合処理が適しているのは73%までだと考えられますが、平成30年度末の集合処理施設整備率は83.2%です。整備済みの集合処理施設について、経営計画や更新計画を作成する上で、人口減少や高齢化の影響をどのように組み込むのか、負のレガシーを残さないためには真剣に考えるべきときです。特に、平成30年度末の時点でD I D人口より集合処理人口の方が多く、かつD I D人口の減少傾向が続いている飯塚市、柳川市、大川市、豊前市、篠栗町、芦屋町、岡垣町、鞍手町などでは重要な課題です。

表-21 D I D地区における人口及び面積の推移

	1970	1980	1990	2000	2005	2010	2015
D I D人口[千人]	55,997	69,935	78,152	82,810	84,331	86,121 83,510	86,868
D I D面積[km ²]	6,444	10,015	11,732	12,457	12,561	12,744 12,233	12,787
D I D人口が総人口に占める割合[%]	53.5	59.7	63.2	65.2	66.0	67.3 68.3	68.3
D I D面積が総面積に占める割合[%]	1.7	2.7	3.1	3.3	3.3	3.4 3.6	3.4
参考：下水道処理人口普及率[%]	30	36	44	62	69	75	78

出所：2000年までは総務庁「国勢調査」をもとに国土庁計画・調整局作成、2005年は総務省の「平成17年国勢調査」で2000年における高齢者比は全域が17.3%、D I D地区が15.3%、非D I D地区が21.3%である。2010年以降は総務省と国土交通省の資料

注1)2010年(平成22年)の下段は、東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の3県を除いた値である。また、2010年の下水道処理人口普及率はこの3県を除いた値である。

注2)県庁所在地では、1970年から2010年にかけて人口が約2割増加、併せてD I D面積は倍増。今後は、急速に人口が減少し、2040年の人口は、1970年と同程度に減少する見込み。【出典：国土交通省、平成26年1月31日付け報道資料「交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会の中間取りまとめ(概要)】

表-22 D I D人口に対する集合処理施設整備状況に関する指標

	集合処理人口(H30年末) A	D I D人口 (H27国勢調査) B	A/B %	DID人口 H27-H22		A/B %
北九州市	949,056	864,534	109.8	-13,299	朝倉市	273.1
福岡市	1,539,909	1,486,479	103.6	80,779	岡垣町	262.4
大牟田市	74,740	96,981	77.1	-5,327	八女市	214.9
久留米市	256,822	188,031	136.6	4,484	宗像市	170.7
直方市	19,330	26,858	72.0	-930	芦屋町	167.5
飯塚市	59,934	49,683	120.6	-3,939	篠栗町	167.3
田川市	0	18,668	0.0	-1,293	鞍手町	161.4
柳川市	12,380	11,149	111.0	-918	福津市	148.9
八女市	13,433	6,250	214.9	-250	糸島市	144.7
筑後市	17,624	12,374	142.4	-123	筑紫野市	144.5
大川市	8,923	7,650	116.6	-1,683	筑後市	142.4
行橋市	17,168	28,057	61.2	-118	宇美町	142.3
豊前市	10,231		過剰		小郡市	137.9
中間市	32,107	35,908	89.4	-2,684	久留米市	136.6
小郡市	55,828	40,484	137.9	1,283	古賀市	135.7
筑紫野市	102,826	71,171	144.5	6,038	須恵町	134.0
春日市	113,157	110,570	102.3	4,124	飯塚市	120.6
大野城市	100,562	95,832	104.9	4,306	柏原町	119.7
宗像市	96,001	56,238	170.7	6,017	那珂川町	117.3
太宰府市	71,243	63,358	112.4	2,202	水巻町	117.3
古賀市	53,074	39,108	135.7	763	大川市	116.6
福津市	64,348	43,205	148.9	9,815	太宰府市	112.4
うきは市	27,333		過剰		柳川市	111.0
宮若市	3,792		過剰		北九州市	109.8
嘉麻市	0		-		志免町	105.4

朝倉市	27,953	10,236	273.1	946	大野城市	104.9
みやま市	4,517		過剰		新宮町	103.8
糸島市	72,606	50,189	144.7	903	福岡市	103.6
那珂川町	49,537	42,236	117.3	462	春日市	102.3
宇美町	32,727	22,991	142.3	-287	中間市	89.4
篠栗町	30,205	18,054	167.3	-104	苅田町	84.1
志免町	46,034	43,674	105.4	1,774	大牟田市	77.1
須恵町	25,356	18,925	134.0	970	直方市	72.0
新宮町	26,099	25,137	103.8	8,137	行橋市	61.2
久山町	8,477		過剰		田川市	0.0
粕屋町	46,657	38,977	119.7	3,575	みやま市	過剰
芦屋町	13,832	8,260	167.5	-1,199	豊前市	過剰
水巻町	25,412	21,659	117.3	-940	うきは市	過剰
岡垣町	30,198	11,509	262.4	-1,065	宮若市	過剰
遠賀町	17,493		過剰		久山町	過剰
小竹町	1,262		過剰		遠賀町	過剰
鞍手町	8,099	5,019	161.4	-1,636	小竹町	過剰
桂川町	0		—		筑前町	過剰
筑前町	29,411		過剰		大刀洗町	過剰
東峰村	0		—		広川町	過剰
大刀洗町	15,628		過剰		みやこ町	過剰
大木町	0		—		吉富町	過剰
広川町	7,954		過剰		上毛町	過剰
香春町	0		—		築上町	過剰
添田町	0		—		嘉麻市	—
糸田町	0		—		桂川町	—
川崎町	0		—		東峰村	—
大任町	0		—		大木町	—
赤村	0		—		香春町	—
福智町	0		—		添田町	—
苅田町	19,917	23,675	84.1	-813	糸田町	—
みやこ町	4,660		過剰		川崎町	—
吉富町	3,660		過剰		大任町	—
上毛町	967		過剰		赤村	—
築上町	9,935		過剰		福智町	—
60市町村	4,258,417	3,693,129	115.3	94,727	60市町村	115.3

○ 集合処理人口 = 下水道人口 + 集落排水等人口

※ : 福岡県下の市町村では、令和元年7月31日現在、北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、八女市、筑後市、行橋市、小郡市、宗像市、太宰府市、朝倉市、那珂川市及び遠賀町の計15市町が立地適正化計画の作成について具体的な取組を実施しています(全国では477都市)。なお、立地適正化計画とは、一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能と、都市全域を見渡したマスターplanとして機能する市町村マスターplanの高度化版です。

令和元年7月31日までに計画を策定・公表したのは277都市

都市機能誘導区域、居住誘導区域ともに設定した市町村 : 269都市

(北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、行橋市、宗像市、遠賀町)

都市機能誘導区域のみ設定した市町村 : 3都市

○ 福岡県全体のDID人口は、平成7年が3,374,171人(総人口の68.4%)、
平成12年が3,469,384人(同 69.2%)、
平成17年が3,508,794人(同 69.5%)、
平成22年が3,598,402人(同 70.9%)、
平成27年が3,693,129人(同 72.4%)です。

表-23 国勢調査時におけるD I D人口と総人口に占めるD I D人口の割合の推移

	平成17年		平成22年		平成27年		D I D 人口
	D I D人口 人	比率 %	D I D人口 人	比率 %	D I D人口 人	比率 %	
北九州市	888,161	89.4	877,833	89.9	864,534	89.9	減
福岡市	1,343,902	95.9	1,405,700	96.0	1,486,479	96.6	増
大牟田市	108,594	82.8	102,308	82.7	96,981	82.6	減
久留米市	183,620	59.9	183,547	60.7	188,031	61.7	増
直方市	28,897	50.3	27,788	48.2	26,858	47.0	減
飯塚市	57,024	42.8	53,622	40.8	49,683	38.5	減
田川市	21,796	42.3	19,961	39.4	18,668	38.5	減
柳川市	11,750	15.8	12,067	16.9	11,149	16.4	減
八女市	7,055	9.6	6,500	9.4	6,250	9.7	減
筑後市	8,068	16.9	12,497	25.8	12,374	25.6	減
大川市	9,813	25.0	9,333	24.9	7,650	22.0	減
行橋市	25,559	36.5	28,175	40.0	28,057	39.7	減
豊前市	5,643	20.1	5,243	19.4		0.0	減
中間市	40,273	86.5	38,592	87.3	35,908	85.9	減
小郡市	38,160	66.4	39,201	67.0	40,484	69.8	増
筑紫野市	61,454	63.0	65,133	65.0	71,171	70.4	増
春日市	107,998	99.6	106,446	99.7	110,570	99.8	増
大野城市	89,011	96.0	91,526	96.3	95,832	96.3	増
宗像市	41,871	44.5	50,221	52.6	56,238	58.3	増
太宰府市	58,492	87.2	61,156	86.8	63,358	87.8	増
古賀市	36,450	65.2	38,345	66.2	39,108	67.5	増
福津市	33,135	59.5	33,390	60.2	43,205	73.5	増
朝倉市	9,037	15.2	9,290	16.5	10,236	19.5	増
糸島市	47,789	48.8	49,286	50.1	50,189	52.0	増
那珂川町	37,808	80.5	41,774	83.9	42,236	84.5	増
宇美町	19,839	50.7	23,278	60.3	22,991	60.6	減
篠栗町	18,179	58.7	18,158	58.0	18,054	57.8	減
志免町	38,603	95.2	41,900	96.2	43,674	96.5	増
須恵町	12,719	49.7	17,955	68.9	18,925	69.4	増
新宮町	15,353	65.5	17,000	68.9	25,137	82.8	増
粕屋町	26,033	69.1	35,402	84.3	38,977	85.9	増
芦屋町	10,533	64.8	9,459	61.5	8,260	58.1	減
水巻町	22,769	74.2	22,599	75.3	21,659	74.7	減
岡垣町	12,595	40.2	12,574	39.1	11,509	36.4	減
鞍手町	7,293	40.1	6,655	38.9	5,019	31.4	減
苅田町	23,518	68.4	24,488	68.0	23,675	67.7	減

注) 比率とは、総人口に占めるD I D人口の割合。

この値が経年的に低下するということは、人口が減少している自治体ではD I Dがその他の区域よりも人口減少率が大きい、人口が増加している自治体では、D I Dよりもその他の区域の方が人口増加率が大きいことを表しています。

・・・略・・・

○ 以上のような検証結果から、2045年推計人口に対して施設整備が概成している福岡県下の各市町村で、持続性のある生活排水処理事業を行うためには、地域間の人口移動などにより予測値以上に減少する場合や高齢化の進歩などを考慮し、

①集合処理施設の事業認可済の整備事業の休止し、「集住の推進」や「都市機能の集約立地」など都市の再構築を目指した「都市計画」の見直し(立地適正化計画の作成)を

行い、その結果に基づき集合処理区域の検討を実施する(処理区域の縮小を含む)。整備済み集合処理施設については

- ②効率的な維持管理計画(ストックマネジメント)あるいは
- ③機械・電気設備の更新に際し処理区域の縮小(ダウンサイ징)についても早急に検討するとともに、
- ④更新時期を迎えた特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設等の処理区域については個別処理(浄化槽)への切替え(有収水量密度が上昇する場合には他の集合処理施設に接続を検討)、
- ⑤未整備地域については積極的に浄化槽の整備、

を図る必要があると考えられます。

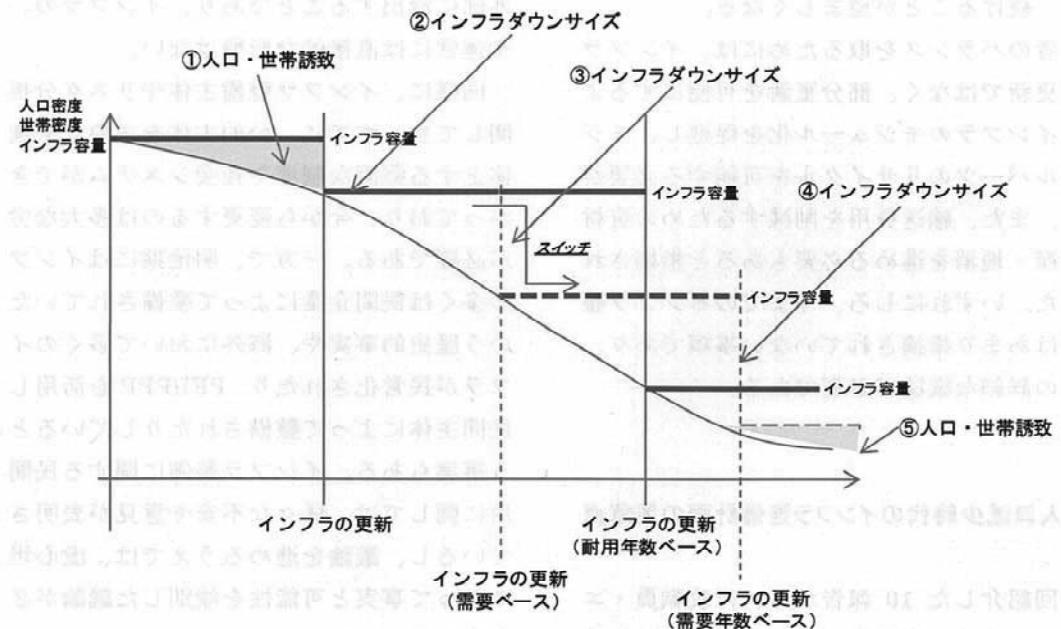
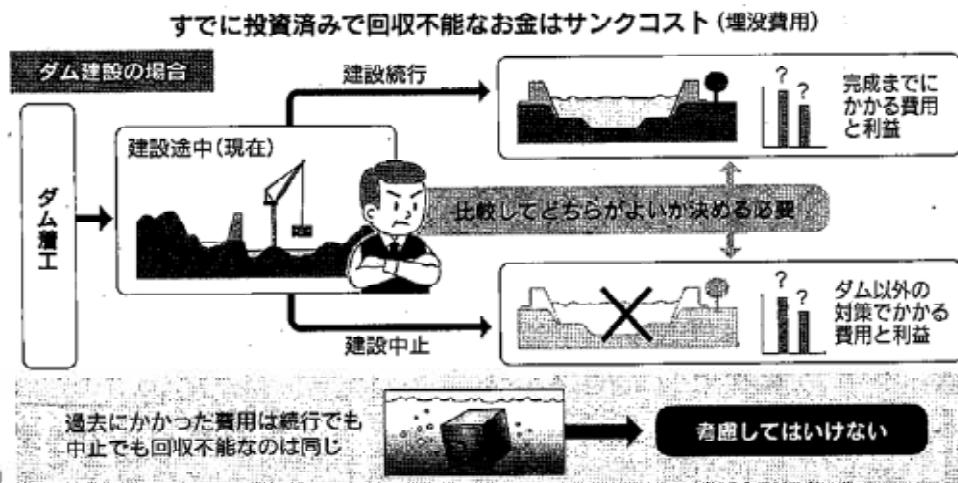


図-14 インフラと人口要因の期間マネジメント【出典：植村哲士ら、人口減少時代のインフラ整備論：計画と技術の観点から、第41回土木計画学研究委員会春季大会報告資料(2010)】

- 極端に人口が減少する処理区域では、植田達弘氏が指摘されている（下水道協会誌、Vol. 45、No. 545、pp. 20～23、2008/03）、悲観的シナリオ、「考えられる改善策を実行したが効果が小さく、また、他事業、隣接自治体との合併も可能性がないなど、経営改善の見通しがまったく立たない状態、不良資産(サンクコスト)として抱えざるを得ない」が現実味をおびてきます。
- 平成26年8月5日付け日本経済新聞に「公共事業、なぜ中止にならない 過去の投資「もったいない」費用対効果 見極め冷静に」との見出しで、次のような記事が掲載されています。
- 公共経済学に詳しい関西学院大学教授の上村敏之さん(42)に意見を求めた。「サンクコスト(埋没費用)とは、既に支払ってしまった回収不能な費用のこと。ダム建設をそのまま進めて完成させても、中止しても、既にかかった費用が戻って来ないこ

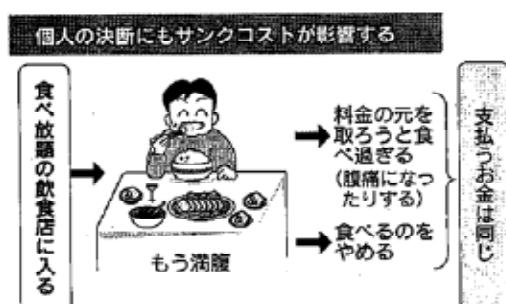
とには変わりはない。だから、事業を続けるか中止するか判断するときは、いくら巨額でもサンクコストを考慮に入れてはいけない、というのが経済学の考え方だ。

そのままダムを完成させるまでの工事など「追加でかける費用」と、ダムによる洪水防止効果や水道水の確保など得られる利益をきちんと計算し、中止したときのダムに代わる治水・利水対策の追加費用とその対策で得られる利益に比べ、メリットがあれば続けるのが正しい。「ところが往々にして、取り返せないサンクコストがもったいないからこのまま続けよう、と考えてしまう人が多い」と上村さん。



- 政策研究大学院大学教授の福井秀夫さん(55)にも話を聞いた。「地方の有料道路では完成した後もサンクコストにとらわれて、建設費を償還するため通行料金を取っていることが問題です。」本来、道路は建設前にきちんと費用対効果を分析し、メリットのあるものだけ建設すべきだが、実際には過大な需要を想定した甘い計画で建設てしまい、高額の通行料を設定して利用するクルマがほとんどないケースも多い。結局は建設費の償還も難しくなる。「それなら、もう造ってしまった道路の建設費はサンクコストなのだから、無料開放して補修費用は税金で負担した方が、利用するクルマが増えて利便性が高まります」

福井さんは、原子力発電所の再稼働問題でも反対派・賛成派の両方に「サンクコストの呪縛」があるとみる。「原発は立地費用が膨大だから発電コストは決して安くない」という主張は、立地費用がサンクコストであることを無視している点で妥当性を欠きます。一方、すでにある原発を活用しないのはもったいないという主張も、今後のリスクも含めた追加的費用に見合う便益があるか、きちんと検証が必要です」という。



(4) 都道府県構想の見直し状況

・・・・略・・・・

§ 3. 下水道事業が市町村財政に及ぼす影響

- 平成19年以降、金利5%以上の高金利で政府系資金からの借金に関し、6.3兆円規模で、補償金免除で繰上げ償還が認められ、実質1.1兆円近い金利、利息分が軽減されています。そのうち45%は下水道債ですから、下水道事業者にとって5千億円程度もの費用負担が軽減されたことになっています。このような対処療法的な政策により、下水道事業者は、一息つける状態となっていますが、あくまで一過性のものであって、公営企業会計の見直しなどにより、財政上の問題点が明らかになるとともに、これからさらに処理区以内人口が減っていくと、支出に見合った使用料の大幅アップ、現在の2～5倍の金額まで上昇させざるを得なくなると思いますが、高齢者が増える中で可能のことなのでしょうか？

表－1 補償金免除繰上償還の実施状況(財政融資資金(旧資金運用部資金)のみ)

金額の単位は億円		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計(延べ)
福岡県	繰上償還額	825	549	197	9	9	110	1,699
	補償金免除額	160	163	44	2	2	20	391
	団体数	54	55	34	11	8	12	174
全 国	繰上償還額	12,852	13,255	6,191	2,068	1,279	2,617	38,262
	補償金免除額	2,471	3,652	1,443	538	288	525	8,917
	団体数	1,345	1,363	1,100	383	323	505	5,019

【数値の出所は、補償金免除繰上償還の実施状況(財務省)】

表－2 市町村における地方債現在高の内訳

単位 百万円 平 成	一般会計等 A	公営企業 会計 等 B	計 C	下水道債 D	B/C %	D/B %	D/C %
19年度	3,416,371	2,235,089	5,651,460	1,126,608	39.5	50.4	19.9
21年度	3,324,808	2,074,830	5,399,638	1,106,595	38.4	53.3	20.5
25年度	3,394,671	1,879,298	5,273,969	1,032,422	35.6	54.9	19.6
29年度	3,550,716	1,729,499	5,280,215	946,829	32.8	54.7	17.9

【数値の出所は、総務省、各年度の財政状況資料集】

- 10年間における下水道債の平均減少額は180億円で、このペースで償還した場合、53年後の2071年に完済するペースです。
- 平成29年度末の下水道債現在高：24.7兆円÷1.27億人≈19.4万円/人(28年度19.9)
- 平成29年度末の地方債現在高に占める下水道現在高の割合

$$: 24.7 \div 218 (= 195 + 23) \approx 11.3\% \text{ (28年度11.5%)}$$

下水道事業の決算概要

平成 単位：億円	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
建設投資額	15,497	15,770	15,573	15,505	15,699	15,656
地方債現在高	280,873	272,574	263,912	255,293	246,794	238,157
料金収入	15,095	15,174	15,319	15,434	15,567	15,537
他会計繰入金	17,925	17,883	17,947	17,514	17,408	17,273
※1	48.4%	41.9%	42.4%	42.2%	41.1%	41.3%

※1：総収益に対する使用料収入の割合

【数値の出所は総務省の各年度における「地方公営企業決算の概要】

【平成29年度末下水道債現在高】

		下水道債現在高	繰入出額
福岡県	流域下水道事業特別会計 :	444億5, 100万円 (17億0, 300万円)	
60市町村の合計値 : 下水道事業特別会計	:	9, 468億2, 900万円 (529億3, 700万円)	
合 計	:	9, 912億8, 000万円 (546億4, 000万円)	
平成29年度末現在、福岡県民 1人当たり (5, 117, 207人)			19. 4万円(1. 1万円)
集合処理区域内人口 1人当たり (4, 229, 576人)			23. 4万円(1. 3万円)
集合処理区域内接続人口 1人当たり (4, 050, 168人)←(出所は汚水衛生処理率)			24. 5万円(1. 3万円)
上記以外に、市町村設置型浄化槽事業(久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春 町)	: 地方債の総額	26億6, 900万円	
	繰出総額		2億1, 800万円

【平成25年度末下水道債現在高】

		下水道債現在高	繰入出額
福岡県	流域下水道事業特別会計 :	450億6, 000万円 (19億 400万円)	
60市町村の合計値 : 下水道事業特別会計	:	10, 324億2, 200万円 (533億9, 300万円)	
合 計	:	10, 774億8, 200万円 (552億9, 700万円)	
平成25年度末現在、福岡県民 1人当たり (5, 063, 541人)			21. 3万円(1. 1万円)
集合処理区域内人口 1人当たり (4, 094, 498人)			26. 3万円(1. 4万円)
集合処理区域内接続人口 1人当たり (3, 901, 088人)←(出所は汚水衛生処理率)			27. 6万円(1. 4万円)
上記以外に、市町村設置型浄化槽事業(久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春 町)	: 地方債の総額	30億6, 400万円	
	繰出総額		2億6, 100万円

表-3 市町村別の下水道事業に係わる地方債と繰出額

住民基本台帳人口 1人当たりの下水 道現在高(万円/ 人) H29年度	下水道債現在高/ 地方債現在高(一般 会計等+公営企業会計 等) : % H29年度	住民基本台帳人口 1人当たりの下水 道会計への繰出額 (万円/人) H29年度	下水道繰出額/ 公営企業総繰出額 % H29年度
筑前町	38. 6	大刀洗町	2. 8
うきは市	35. 4	水巻町	48. 1
久山町	34. 9	篠栗町	47. 2
吉富町	34. 7	須恵町	46. 6
中間市	32. 1	福津市	46. 3
大刀洗町	29. 8	うきは市	44. 5
朝倉市	27. 1	粕屋町	44. 3
鞍手町	26. 0	中間市	44. 1
福津市	25. 7	古賀市	43. 7
須恵町	25. 7	宇美町	41. 1
福岡市	25. 6	小郡市	39. 6
水巻町	23. 0	吉富町	39. 3
直方市	21. 4	筑前町	38. 6
			37. 8

久留米市	21.3	志免町	36.7	芦屋町	1.4	小郡市	39.1
古賀市	21.0	岡垣町	36.6	大牟田市	1.3	新宮町	37.3
篠栗町	20.6	遠賀町	36.4	岡垣町	1.3	久山町	35.0
築上町	20.4	久山町	34.1	鞍手町	1.3	豊前市	35.0
柏原町	20.0	糸島市	32.7	水巻町	1.2	福津市	35.0
宇美町	19.9	朝倉市	31.1	筑後市	1.1	大野城市	33.7
小郡市	19.5	春日市	30.9	豊前市	1.1	宮若市	33.6
遠賀町	19.5	直方市	30.1	福津市	1.1	直方市	32.9
大牟田市	19.3	大野城市	29.6	宇美町	1.1	朝倉市	32.7
岡垣町	19.3	久留米市	29.2	須恵町	1.1	小竹町	32.4
小竹町	18.6	鞍手町	28.9	古賀市	1.0	柳川市	31.9
志免町	17.7	那珂川町	28.6	糸島市	1.0	古賀市	31.7
新宮町	17.5	筑後市	28.1	志免町	1.0	広川町	31.5
北九州市	16.6	新宮町	27.6	遠賀町	1.0	筑後市	29.9
糸島市	16.3	宗像市	27.3	北九州市	0.9	筑紫野市	29.3
苅田町	15.4	大牟田市	27.2	八女市	0.9	中間市	28.5
大川市	14.8	苅田町	26.3	大野城市	0.9	苅田町	27.8
筑後市	14.4	筑紫野市	25.8	宮若市	0.9	芦屋町	27.7
広川町	13.1	大川市	25.5	苅田町	0.9	大牟田市	27.3
豊前市	12.8	広川町	24.9	筑紫野市	0.8	太宰府市	27.0
大野城市	12.2	築上町	24.8	太宰府市	0.8	篠栗町	26.4
八女市	11.6	行橋市	24.6	篠栗町	0.8	福岡市	25.4
春日市	11.2	太宰府市	22.9	新宮町	0.8	糸島市	23.1
柳川市	11.1	豊前市	22.4	久留米市	0.7	宗像市	22.4
宮若市	11.1	小竹町	21.2	柳川市	0.7	久留米市	21.2
筑紫野市	10.9	八女市	20.9	大川市	0.7	北九州市	19.5
太宰府市	10.5	柳川市	17.9	行橋市	0.7	八女市	19.2
宗像市	10.4	福岡市	16.5	宗像市	0.7	大川市	18.3
行橋市	9.8	宮若市	12.8	みやこ町	0.7	行橋市	18.0
那珂川町	9.2	飯塚市	11.4	広川町	0.6	春日市	15.8
飯塚市	9.1	北九州市	11.2	上毛町	0.5	上毛町	15.4
芦屋町	9.1	みやま市	10.2	飯塚市	0.4	みやこ町	13.9
みやま市	5.7	芦屋町	8.3	みやま市	0.4	飯塚市	10.3
上毛町	3.9	上毛町	7.9	春日市	0.3	みやま市	9.4
みやこ町	3.3	みやこ町	4.4	那珂川町	0.1	那珂川町	3.0
田川市	0.0	田川市	0.0	田川市	0.0	田川市	0.0
嘉麻市	0.0	嘉麻市	0.0	嘉麻市	0.0	嘉麻市	0.0
桂川町	0.0	桂川町	0.0	桂川町	0.0	桂川町	0.0
東峰村	0.0	東峰村	0.0	東峰村	0.0	東峰村	0.0
大木町	0.0	大木町	0.0	大木町	0.0	大木町	0.0
香春町	0.0	香春町	0.0	香春町	0.0	香春町	0.0
添田町	0.0	添田町	0.0	添田町	0.0	添田町	0.0
糸田町	0.0	糸田町	0.0	糸田町	0.0	糸田町	0.0
川崎町	0.0	川崎町	0.0	川崎町	0.0	川崎町	0.0
大任町	0.0	大任町	0.0	大任町	0.0	大任町	0.0
赤村	0.0	赤村	0.0	赤村	0.0	赤村	0.0
福智町	0.0	福智町	0.0	福智町	0.0	福智町	0.0
60市町村	18.7	60市町村	17.9	60市町村	1.0	60市町村	24.3
H25年度	20.4	H25年度	19.6	H25年度	1.1	H25年度	27.2
H21年度	22.0	H21年度	20.5	H21年度	1.1	H21年度	28.1

【数値の出所：財政状況資料集、総務省】

(1) 下水道事業の簡易将来推計

【出典：(株)日本政策投資銀行、下水道事業の経営課題と将来予測、2019年4月】

- 下水道事業は上水道に比べても複層的な課題を抱えている。具体的には、①人口減少、②未普及人口への対応、③設備の老朽化・更新への対応、④財源構造、⑤事業者数の多さ、⑥職員減少・高齢化と技術承継、⑦災害対策、⑧下水道資源の有効活用が大きな課題となっている。

これらの課題は、端的には下水道使用料の引き上げに伴う市民負担の増加という形で将来的に顕在化していくことが予想される。

- 簡易将来推計の方法

現状の運営体制・設備規模が継続したものと想定した場合において、将来的な人口減少、管路改善率の適正水準への引き上げを勘案し、

【推計①】設備投資に係る国庫補助率(建設改良費に占める国庫(県)補助金の割合)が現状程度に維持される場合、及び

【推計②】国庫補助額(建設改良に充当される国庫(県)補助金の額)が現状並みに推移すると仮定した場合に、

下水道使用料がどのように推移するのかについて、キャッシュフローモデルに基づき推計した。推計に当たっては、地方公営企業年鑑(2015年度版)のデータを用い、都市規模に応じた相違を確認するため、①全国、②政令指定都市(東京都は含まない)、③人口20万人以上の都市(東京都・政令市を除く)、④人口5万人未満の都市のそれぞれについて、推計した。

- 推計結果の概要(数字は全国平均の値を記載)

① 【推計①】現状の国庫補助率を維持し、管路改善率を適正水準に引き上げた場合、国庫負担^{※1}は2015年比約3.1倍の水準を継続する必要があり、市町村負担^{※2}は30年後には同1.7倍、50年後には同2.1倍となる。また下水道使用料は、30年後には約1.7倍、50年後には約2.2倍の水準の引き上げが必要がある。

② 【推計②】国庫補助額が現状並みで推移し、管路改善率を適正水準に引き上げた場合、2019年度(4年後)頃から下水道使用料を毎年2~3%程度継続的に引き上げる必要があり、30年後には2015年度比約2.3倍、50年後には同約3.3倍の水準まで値上げが必要と想定される。

③ 必要な公費負担額及び値上げの幅は、一般的に人口規模が小さい都市ほど大きい^{※3}。
※1：必要な国庫補助金の額とし、地方交付税措置に伴う負担の移転は考慮しない。

※2：雨水処理負担金等、一般会計繰入金の必要額

※3：ただし、人口規模が小さい都市ほど施設が新しい傾向にあり、早急な値上げの必要性は低いものと思慮される。

- また、推計結果より、以下の示唆を得られた。

① 国や地方公共団体の財政的制約等を鑑みるに、公費に依存した運営のまま適切な設備更新を行っていくことは困難であること。
② 現状並みの国庫補助率が維持されるか否かにかかわらず、中長期的には下水道使用

料の値上げが不可避であること。

- ③ 人口規模が小さい都市ほど、将来の絵姿は深刻であり、喫緊の更新投資が必要でない現段階から、広域化・共同化の検討やアセットマネジメントに関する長期的・計画的な取組みを行っていく必要があること。

基準は2015年度			2045年	2065年
推計① 国 庫 補助率 が現状 並みに 維持さ れた場 合	全 国	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約1.5倍 226(約1.7倍) 約1.7倍 約3.1倍を継続	約1.7倍 303(約2.2倍) 約2.1倍
	政令指定都市 (東京都を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約1.3倍 188(約1.4倍) 約1.7倍 約2.8倍を継続	約1.4倍 223(約1.7倍) 約2.1倍
	人口20万人以 上の都市 (東京都・政 令市を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約1.8倍 293(約2.1倍) 約1.6倍 約4.3倍を継続	約2.1倍 416(約3.0倍) 約2.1倍
	人口5万人 未満の都市	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約2.4倍 553(約3.4倍) 約1.2倍 約3.1倍を継続	約3.1倍 966(約6.0倍) 約1.4倍
推計② 国 庫 補助額 が現状 並みに 維持さ れた場 合	全 国	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約2.0倍 316(約2.3倍) 約1.7倍 2015年度並み	約2.4倍 454(約3.3倍) 約2.1倍
	政令指定都市 (東京都を除 く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約1.8倍 268(約2.0倍) 約1.7倍 2015年度並み	約2.1倍 349(約2.6倍) 約2.2倍
	人口20万人以 上の都市 (東京都・政 令市を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約2.5倍 410(約3.0倍) 約1.6倍 2015年度並み	約4.4倍 613(約4.4倍) 約2.1倍
	人口5万人 未満の都市	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約3.6倍 833(約5.1倍) 約1.2倍 2015年度並み	約4.8倍 1,506(約9.3倍) 約1.4倍

※ : 2015年の使用料単価(円/m³) : 全国は137、政令指定都市は134、人口20万人以上の都
市は138、人口5万人未満の都市は162です。

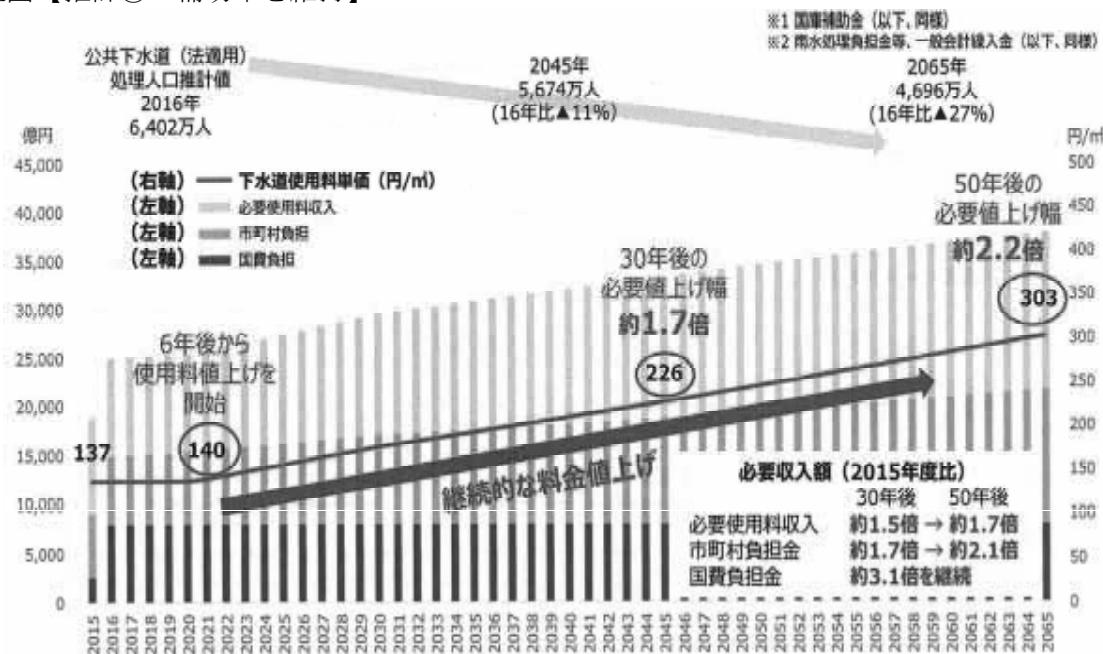
筆者の追記(数値の出典は下水道協会誌 Vol. 55、No. 666、p. 56の図-7、2018/04)

平成27年度の国庫補助額 : 5,149億円(建設改良費等※14,880億円の34.6%)

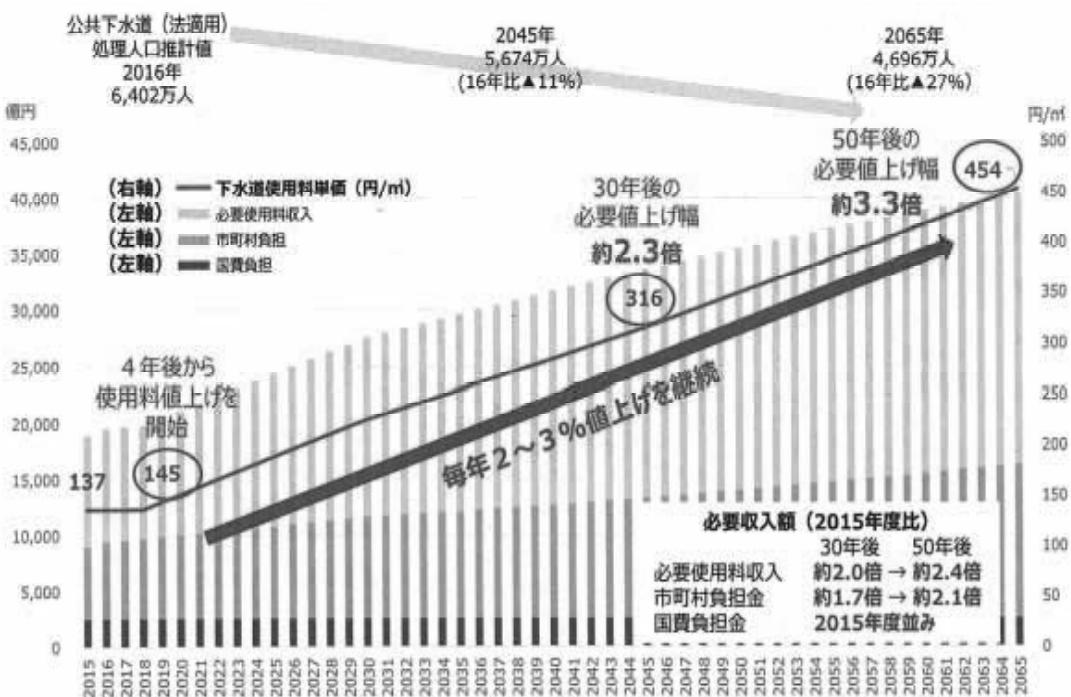
都道府県補助金 : 21億円(0.1%)

※(建設改良費14,149億円+建設利息15億円+職員給与費715億円=14,880億円)

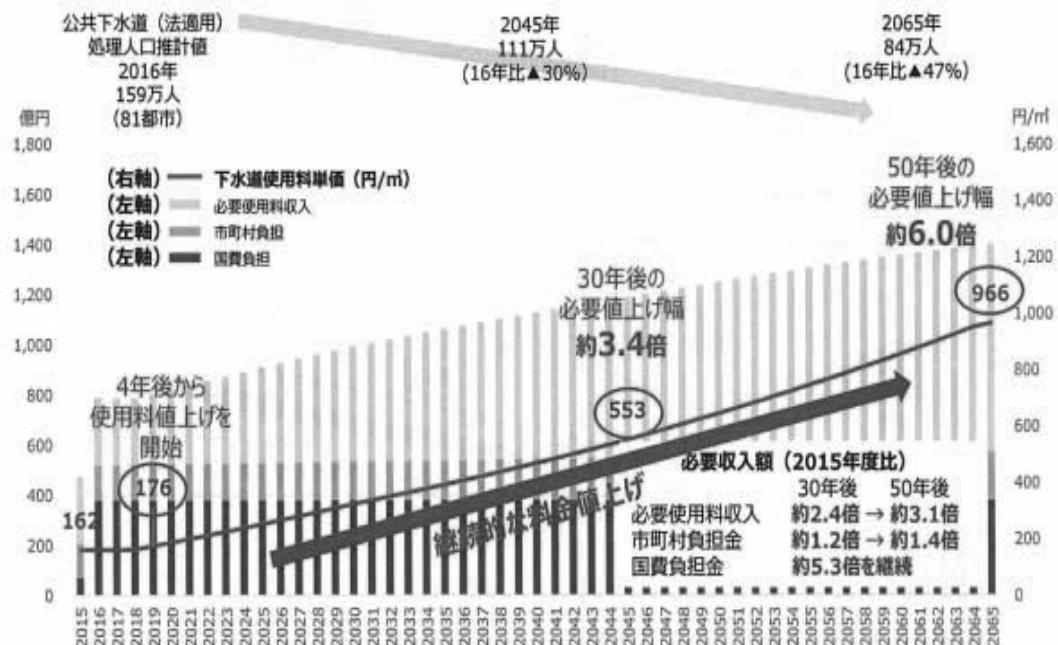
全国【推計①：補助率を維持】



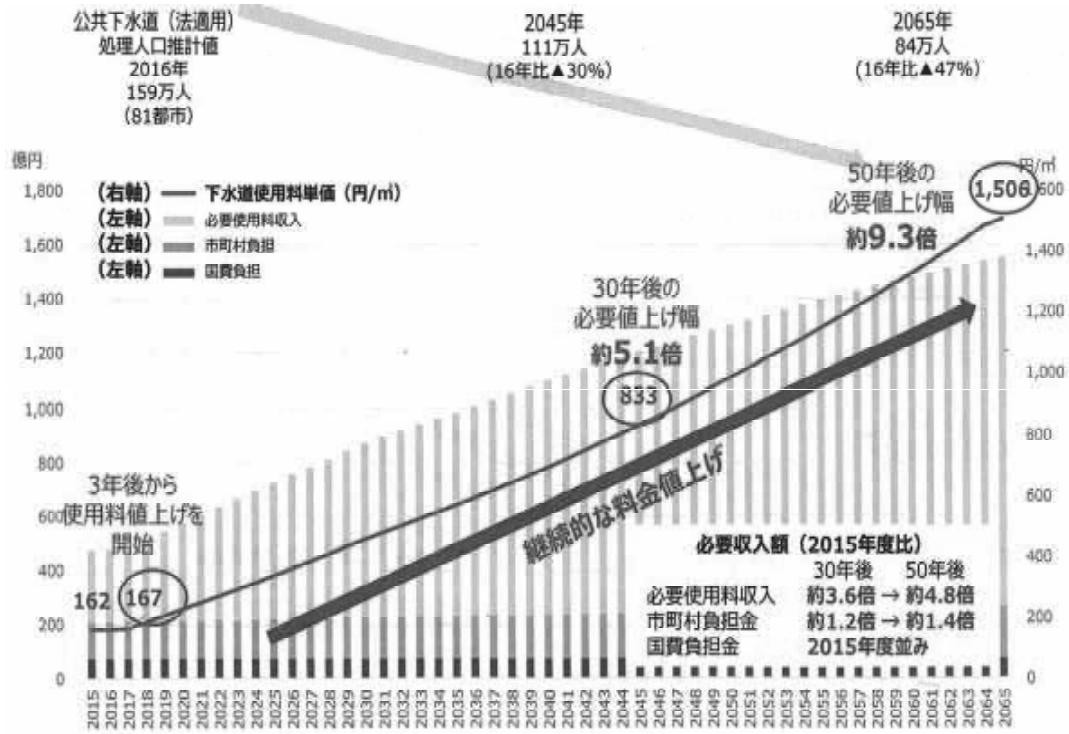
全国【推計②：補助額を維持】



人口 5 万人未満の都市【推計①：補助率を維持】



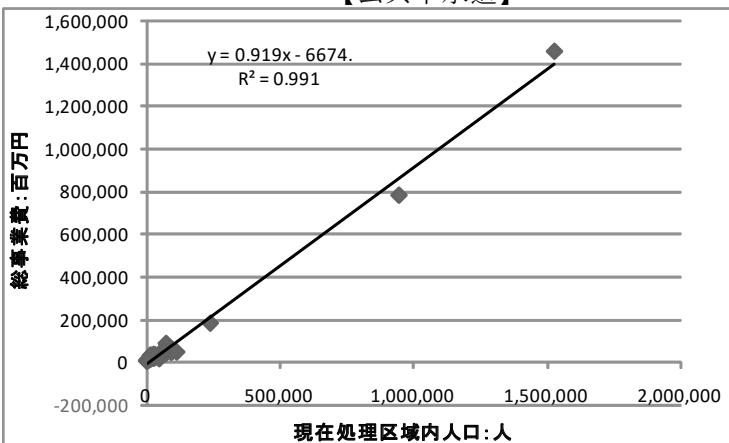
人口 5 万人未満の都市【推計②：補助額を維持】



略

(2) 集合処理施設における処理区域内人口と総事業費の関係

【公共下水道】



処理区域内人口 :

658人(小竹町)

~1,523,600人(福岡市)

総事業費 :

17.52億円(みやこ町)

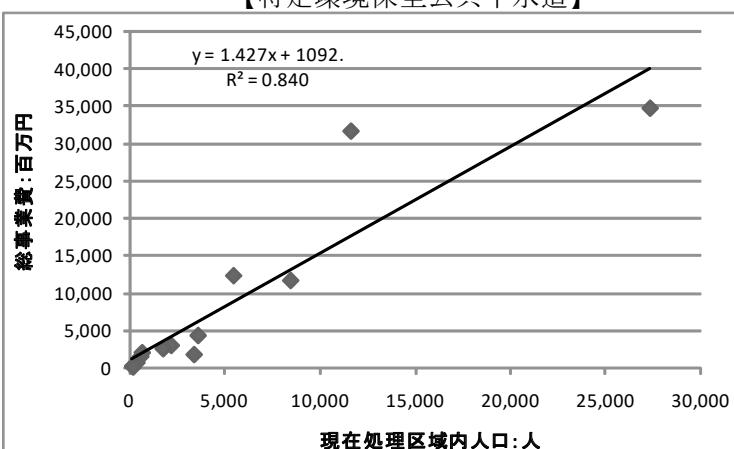
~14,580.05億円(福岡市)

46事業体

加重平均 : 84.5万円/人

(=3,471,946/4,109,553)

【特定環境保全公共下水道】



処理区域内人口 :

78人(久山町)

~27,291人(うきは市)

総事業費 :

124百万円(芦屋町)~

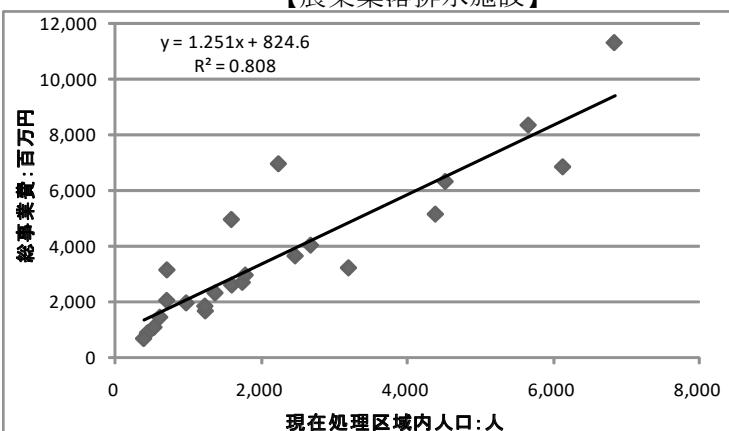
34,702百万円(うきは市)

13事業体

加重平均 : 164.7万円/人

(=106,686/64,791)

【農業集落排水施設】



処理区域内人口 :

391人(うきは市)

~6,843人(朝倉市)

総事業費 :

647百万円(うきは市)

~11,273百万円(朝倉市)

23事業体

加重平均 : 160.8万円/人

(=85,373/53,080)

【数値の出所：総務省、平成29年度版地方公営企業年鑑】

処理区域内人口(X)と総事業費(Y)における相関式 (Y = A * X + B)

福岡県、平成29年度	A(万円/人)	B(百万円)	相関係数 ²	事業体数
公共下水道	91.9	- 6,674	0.991	46
特定環境保全公共下水道	142.7	1,092	0.840	13
農業集落排水施設	125.1	824.6	0.808	23

図-1 処理区域内人口と総事業費の関係(平成29年度)

(3) 集合処理施設の整備状況と処理区域内人口等の推移

- 平成29年度末における公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水排水事業の進捗状況は、以下に示すとおりです。

まず、公共下水道事業は、全体計画面積に対する進捗率でみると、小竹町の 6.3%～春日市の100.0%と幅広く分布しており、加重平均で72.3%です。事業を実施している46事業体の約7割に相当する33事業体は、80%以下と現計画では、処理区域面積の拡大、管路敷設工事をまだまだ行う予定となっています。

平成20年度末と29年度末の現在処理区域内人口を比較すると、公共下水道事業では、46事業体のうち3事業体で減少しており、うち減少率が最も大きいのは面整備の進捗率が97.3%の芦屋町で-1.48%/年です。このペースで減少すると仮定すると、処理区域内人口は5年後が平成29年度の93%、10年後が平成29年度の86%まで減少すると推測されます。

表－4 平成29年度末における公共下水道事業の進捗状況

平成29年度末	全体計画人口人	進捗率%	平成29年度末	全体計画面積ha	進捗率%
筑前町	22,890	116.4	春日市	1,380	100.0
豊前市	8,700	112.3	篠栗町	510	99.8
福津市	54,490	111.3	芦屋町	526	97.3
芦屋町	12,550	110.4	大野城市	1,532	95.6
春日市	104,700	108.0	宗像市	2,759	94.5
篠栗町	28,390	106.7	福岡市	18,160	93.8
宗像市	89,000	105.3	志免町	869	92.2
大野城市	97,000	103.1	福津市	1,301	90.9
大刀洗町	13,600	102.5	筑前町	870	89.1
筑紫野市	92,058	100.9	太宰府市	1,568	87.9
久山町	8,200	100.6	粕屋町	890	82.7
太宰府市	71,700	99.1	久留米市	5,779	82.4
那珂川町	48,700	98.2	古賀市	1,204	80.1
小郡市	56,700	97.8	那珂川町	886	74.0
古賀市	51,400	97.2	岡垣町	987	71.4
宇美町	33,700	96.9	北九州市	22,278	71.3
水巻町	26,100	96.9	小郡市	1,753	69.9
福岡市	1,600,400	95.2	新宮町	592	68.6
志免町	48,700	94.0	中間市	1,042	67.3
岡垣町	30,700	92.7	筑紫野市	2,263	65.4
飯塚市	65,100	91.6	宇美町	1,023	64.3
須恵町	25,680	91.4	豊前市	646	63.6
久留米市	263,900	90.3	大刀洗町	563	63.1
新宮町	31,000	86.1	水巻町	804	62.9
粕屋町	54,400	85.1	須恵町	699	61.4
中間市	38,200	83.6	糸島市	1,713	61.2
糸島市	79,170	82.3	柳川市	706	55.7
遠賀町	19,700	76.8	飯塚市	2,747	55.4
柳川市	16,300	75.8	大牟田市	2,948	55.3
朝倉市	20,220	75.6	吉富町	233	54.9
北九州市	1,275,800	73.9	朝倉市	888	54.6
鞍手町	10,950	71.6	広川町	550	49.3
大牟田市	107,426	68.5	八女市	916	47.9

吉富町	5,230	65.8	久山町	650	46.6	34
苅田町	29,100	61.6	遠賀町	768	46.0	35
八女市	20,300	59.7	筑後市	1,036	44.6	36
筑後市	30,600	57.0	築上町	97	44.3	37
大川市	18,900	47.5	みやこ町	99	34.3	38
広川町	17,500	44.3	鞍手町	813	34.3	39
築上町	3,000	42.5	みやま市	328	34.1	40
みやま市	7,520	40.3	苅田町	1,084	34.1	41
直方市	41,950	37.4	直方市	1,786	25.0	42
みやこ町	4,250	36.3	宮若市	665	19.5	43
行橋市	65,000	23.2	行橋市	1,618	18.8	44
宮若市	14,600	20.0	大川市	1,240	17.7	45
小竹町	5,700	11.5	小竹町	285	6.3	46
46事業体	4,771,174	86.1	46事業体	92,054	72.3	
H25年度	4,762,993	83.4	H25年度	91,920	69.2	

【数値の出所は平成29年度地方公営企業年鑑】
進捗率=現在処理区域内人口(面積)／全体計画人口(面積)×100

表-5 公共下水道事業における現在処理区域内人口の推移 (単位:人) H29年度

公共下水道	平成20年度 A	平成27年度 B	平成28年度 C	平成29年度 D	(D - A)	年平均増減率 %	面整備の進捗率
芦屋町	15,834	14,201	14,075	13,849	-1,985	-1.48	97.3
みやこ町	1,673	1,579	1,554	1,544	-129	-0.89	34.3
北九州市	975,992	952,955	947,998	942,974	-33,018	-0.38	71.3
篠栗町	29,700	30,411	30,330	30,289	589	0.22	99.8
豊前市	9,540	9,721	9,727	9,770	230	0.27	63.6
宇美町	31,752	32,266	32,259	32,641	889	0.31	64.3
大刀洗町	13,498	13,763	13,880	13,936	438	0.36	63.1
春日市	109,045	112,762	112,777	113,042	3,997	0.40	100.0
大川市	8,528	8,984	8,934	8,969	441	0.56	17.7
大野城市	94,742	99,270	99,825	100,020	5,278	0.60	95.6
岡垣町	26,851	28,374	28,502	28,457	1,606	0.65	71.4
飯塚市	56,129	59,611	59,668	59,631	3,502	0.67	55.4
志免町	42,711	45,561	45,573	45,759	3,048	0.77	92.2
那珂川町	44,335	47,700	47,822	47,816	3,481	0.84	74.0
小郡市	51,209	54,680	55,037	55,450	4,241	0.89	69.9
太宰府市	65,375	70,751	70,912	71,025	5,650	0.93	87.9
福岡市	1,399,531	1,497,400	1,511,100	1,523,660	124,129	0.95	93.8
宗像市	85,433	92,895	93,213	93,682	8,249	1.03	94.5
筑紫野市	83,353	90,349	91,651	92,904	9,551	1.21	65.4
糸島市	57,910	63,011	64,071	65,167	7,257	1.32	61.2
古賀市	44,320	49,509	49,890	49,951	5,631	1.34	80.1
粕屋町	40,110	44,789	45,735	46,315	6,205	1.61	82.7
筑前町	22,472	26,482	26,598	26,650	4,178	1.91	89.1
柳川市	10,356	12,309	12,332	12,357	2,001	1.98	55.7
久留米市	193,200	230,949	234,233	238,315	45,115	2.36	82.4
久山町	6,613	7,790	7,979	8,248	1,635	2.49	46.6
水巻町	18,176	23,740	24,327	25,279	7,103	3.73	62.9
中間市	22,750	31,272	31,679	31,927	9,177	3.84	67.3
鞍手町	5,451	7,463	7,646	7,836	2,385	4.11	34.3
大牟田市	50,991	68,458	70,708	73,546	22,555	4.15	55.3

筑後市	11,726	16,352	16,954	17,453	5,727	4.52	44.6
宮若市	1,925	2,542	2,589	2,920	995	4.74	19.5
行橋市	9,478	13,707	14,434	15,088	5,610	5.30	18.8
苅田町	10,841	16,736	17,375	17,919	7,078	5.74	34.1
八女市	7,115	10,703	11,532	12,120	5,005	6.10	47.9
直方市	9,201	14,612	15,011	15,694	6,493	6.11	25.0
須恵町	13,430	22,080	22,829	23,464	10,034	6.40	61.4
みやま市	1,690	2,611	2,856	3,030	1,340	6.70	34.1
吉富町	1,720	3,200	3,340	3,440	1,720	8.01	54.9
朝倉市	7,247	13,093	13,834	15,291	8,044	8.65	54.6
福津市	25,513	56,925	58,906	60,629	35,116	10.10	90.9
遠賀町	6,345	11,907	14,913	15,129	8,784	10.14	46.0
新宮町	11,181	23,989	25,883	26,684	15,503	10.15	68.6
小竹町	0	556	626	658	658	—	6.3
広川町	0	7,318	7,498	7,750	7,750	—	49.3
築上町	0	783	1,056	1,275	1,275	—	44.3
46事業体	3,734,992	4,046,119	4,079,671	4,109,553	374,561	1.07	72.3

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表-6 公共下水道事業における現在処理区域内人口密度の推移(単位：人/ha)

公共 下水道	平成20年 度 A	平成27年 度 B	平成28年 度 C	平成29年 度 D	D/A (降順)	供用開始 後年
新宮町	58	64	65	66	1.14	28
遠賀町	38	39	43	43	1.13	15
行橋市	46	49	49	50	1.09	17
筑後市	35	37	38	38	1.09	12
八女市	26	26	27	28	1.08	12
粕屋町	59	63	64	63	1.07	24
福岡市	84	88	89	89	1.06	56
苅田町	46	49	49	48	1.04	16
那珂川町	70	73	73	73	1.04	43
太宰府市	50	52	52	52	1.04	36
篠栗町	58	60	60	60	1.03	22
筑前町	33	34	34	34	1.03	18
筑紫野市	63	63	62	63	1.00	35
春日市	82	83	82	82	1.00	40
宗像市	36	36	36	36	1.00	48
古賀市	52	52	52	52	1.00	49
朝倉市	32	31	31	32	1.00	15
宇美町	50	50	50	50	1.00	23
大野城市	69	71	70	68	0.99	41
志免町	58	57	57	57	0.98	24
福津市	53	49	50	51	0.96	50
久留米市	52	50	50	50	0.96	46
豊前市	25	24	24	24	0.96	22
北九州市	62	60	60	59	0.95	55
大刀洗町	41	40	39	39	0.95	15
糸島市	66	63	62	62	0.94	28
小郡市	48	46	46	45	0.94	30
みやま市	29	26	27	27	0.93	23
久山町	29	26	27	27	0.93	23

須恵町	60	55	54	55	0.92	22
飯塚市	43	40	40	39	0.91	48
鞍手町	31	29	28	28	0.90	15
水巻町	57	51	50	50	0.88	23
芦屋町	31	28	27	27	0.87	37
みやこ町	52	46	46	45	0.87	15
大牟田市	54	46	46	45	0.83	43
岡垣町	49	41	41	40	0.82	28
直方市	43	35	35	35	0.81	12
中間市	58	50	48	46	0.79	20
大川市	52	42	42	41	0.79	12
柳川市	40	34	33	31	0.78	17
宮若市	34	22	22	22	0.65	12
吉富町	44	35	33	27	0.61	15
小竹町		33	37	37	—	6
広川町		28	28	29	—	9
築上町		27	26	30	—	6

人口密度が40以上は強調文字で示します。

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表-7 公共下水道事業における有収水量密度の推移 (単位:千m³/ha)

公共 下水道	平成20年 度 A	平成27年 度 B	平成28年 度 C	平成29年 度 D	D/A (降順)	供用開始 後年数
宮若市	0.6	1.1	1.2	1.2	2.00	12
直方市	1.4	2.5	2.6	2.7	1.93	12
八女市	1.2	1.9	2.1	2.2	1.83	12
大川市	1.1	1.9	1.9	2.0	1.82	12
筑後市	1.8	2.7	2.8	2.9	1.61	12
朝倉市	2.2	3.2	3.0	3.4	1.55	15
遠賀町	2.4	3.2	2.9	3.4	1.42	15
福津市	2.7	3.3	3.5	3.7	1.37	50
豊前市	1.5	1.8	1.9	1.9	1.27	22
筑前町	2.3	3.0	3.1	2.9	1.26	18
苅田町	2.8	3.4	3.5	3.5	1.25	16
大刀洗町	2.5	3.1	3.1	3.1	1.24	15
粕屋町	4.6	5.6	5.7	5.7	1.24	24
志免町	3.8	4.6	4.6	4.6	1.21	24
鞍手町	1.7	1.9	1.9	2.0	1.18	15
柳川市	1.9	2.1	2.2	2.2	1.16	17
行橋市	4.0	4.5	4.5	4.6	1.15	17
篠栗町	4.8	5.0	5.1	5.1	1.06	22
須恵町	3.4	3.4	3.5	3.6	1.06	22
小郡市	3.5	3.7	3.7	3.7	1.06	30
福岡市	8.9	8.9	9.1	9.2	1.03	56
新宮町	5.3	5.3	5.2	5.4	1.02	28
太宰府市	4.6	4.6	4.6	4.6	1.00	36
みやま市	1.7	1.5	1.5	1.7	1.00	23
那珂川町	6.4	6.3	6.3	6.4	1.00	43
宇美町	3.8	3.8	3.8	3.8	1.00	23
筑紫野市	5.7	5.5	5.5	5.6	0.98	35
糸島市	5.1	5.0	5.0	5.0	0.98	28

春日市	7.0	6.8	6.8	6.8	0.97	40
宗像市	3.5	3.4	3.4	3.4	0.97	48
飯塚市	3.2	3.1	3.1	3.1	0.97	48
大野城市	6.4	6.4	6.3	6.2	0.97	41
吉賀市	5.6	5.3	5.3	5.4	0.96	49
吉富町	1.6	1.8	1.7	1.5	0.94	15
水巻町	3.9	3.8	3.7	3.6	0.92	23
みやこ町	4.6	4.3	4.3	4.2	0.91	15
北九州市	6.6	6.1	6.1	6.0	0.91	55
芦屋町	3.1	2.8	2.8	2.8	0.90	37
久山町	3.0	2.7	2.7	2.7	0.90	23
久留米市	5.6	4.9	4.9	4.8	0.86	46
中間市	4.4	3.9	3.7	3.6	0.82	20
岡垣町	4.5	3.7	3.7	3.6	0.80	28
大牟田市	4.3	3.4	3.4	3.3	0.77	43
小竹町		1.1	1.3	1.3	—	6
広川町		2.1	2.2	2.4	—	9
築上町		0.4	0.7	1.0	—	6

有収水量密度とは処理区域面積 1 ha当たりの年間有収水量

0.25m³/(人・日)とすると、有収水量密度と人口密度の関係は

有収水量密度(千m³/ha) 1.0 2.5 5.0 7.5

人口 密度 (人/ha) 11 27 55 82

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

- 特定環境保全公共下水道事業の場合も、宮若市の9.8%～久山町と芦屋町の100%と幅広く分布しており、全体計画面積が広い北九州市や久留米市などが低い値であることから加重平均で57.2%ですが、80%以下の4市を除く9市町では、管路施設が概成した状態となっています。

平成20年度末と29年度末の現在処理区域内人口を比較すると、特定環境保全公共下水道事業では、13事業体のうち3事業体で減少しており、うち減少率が最も大きいのは面整備の進捗率が100.0%の久山町で-3.04%/年です。このペースで減少すると仮定すると、処理区域内人口は5年後が平成29年度の86%、10年後が平成29年度の73%まで減少すると推測されます。

表-8 平成29年度末における特定環境保全公共下水道事業の進捗状況

平成29年度 度 末	全体計画 人口 人	進捗率 %	平成29年度 度 末	全体計画 面積 ha	進捗率 %	
築上町	2,800	125.6	久山町	6	100.0	1
筑紫野市	3,182	103.9	芦屋町	12	100.0	2
うきは市	26,600	102.6	筑紫野市	105	97.1	3
朝倉市	5,530	97.4	糸島市	32	96.9	4
那珂川町	1,800	93.3	築上町	93	92.5	5
福津市	3,910	53.9	うきは市	1,085	92.0	6
北九州市	24,200	47.8	福津市	109	86.2	7
太宰府市	700	43.3	太宰府市	46	80.4	8
芦屋町	250	40.8	那珂川町	61	80.3	9
久山町	200	39.0	朝倉市	369	73.4	10
久留米市	21,800	38.5	久留米市	701	38.8	11
宮若市	3,800	13.2	北九州市	1,458	31.0	12

糸島市	6,570	8.8	宮若市	164	9.8	13
13事業体	101,342	63.9	13事業体	4,241	57.2	
H25年度	105,680	62.0	H25年度	4,086	57.5	

進捗率=現在処理区内人口(面積)／全体計画人口(面積)×100

【数値の出所は平成29年度地方公営企業年鑑】

表－9 特定環境保全公共下水道事業における現在処理区域内人口の推移(単位：人)

特環下水道	平成20年度 A	平成27年度 B	平成28年度 C	平成29年度 D	(D-A)	年平均増減率 %	面整備の進捗率
宗像市	3,584	0	0	0	-3,584	-100.0	廃止
久山町	103	79	75	78	-25	-3.04	100.0
糸島市	736	611	600	578	-158	-2.65	96.9
北九州市	13,446	12,158	11,753	11,557	-1,889	-1.67	31.0
朝倉市	5,340	5,150	5,171	5,384	44	0.09	73.4
福津市	1,787	1,903	2,106	2,107	320	1.85	86.2
芦屋町	83	108	111	102	19	2.32	100.0
うきは市	21,987	27,708	27,607	27,291	5,304	2.43	92.0
筑紫野市	2,201	3,304	3,345	3,307	1,106	4.63	97.1
築上町	2,223	3,484	3,502	3,518	1,295	5.23	92.5
久留米市	4,600	6,750	7,816	8,383	3,783	6.90	38.8
那珂川町	174	1,359	1,694	1,680	1,506	28.7	80.3
太宰府市	0	275	304	303	303	—	80.4
宮若市	0	407	397	503	503	—	9.8
14事業体	56,264	63,296	64,481	64,791	8,527	1.58	57.2

数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表－10 特環下水道事業における現在処理区域内人口密度の推移(単位：人/ha)

特環下水道	平成20年度 A	平成27年度 B	平成28年度 C	平成29年度 D	D/A(降順)	供用開始後年
久山町	17	37	39	34	2.00	11
芦屋町	7	13	13	13	1.86	14
筑紫野市	28	32	33	32	1.14	30
築上町	42	41	41	41	0.98	13
うきは市	30	28	28	27	0.90	23
北九州市	31	27	26	26	0.84	23
朝倉市	24	21	20	20	0.83	21
久留米市	40	32	30	31	0.78	11
福津市	31	26	26	22	0.71	17
志摩町	24	9	9	9	0.38	24
那珂川町	87	20	19	19	0.22	23
宗像市	18				0.00	
太宰府市		9	8	8	—	9
宮若市		51	33	31	—	3

人口密度が40以上は強調文字で示します

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表-11 特環下水道事業における有収水量密度の推移 (単位 : 千m³/ha)

特 環 下 水 道	平成20年 度 A	平成27年 度 B	平成28年 度 C	平成29年 度 D	D / A (降 順)	供用開始 後年数
久留米市	0.3	1.3	1.4	1.6	5.47	11
久山町	0.9	2.7	2.3	2.3	2.60	11
築上町	1.6	2.4	2.4	2.5	1.56	13
うきは市	2.0	2.5	2.6	2.7	1.38	23
筑紫野市	1.7	2.3	2.2	2.2	1.30	30
北九州市	3.0	2.9	2.8	2.7	0.90	23
福津市	2.2	2.2	2.0	1.9	0.88	17
朝倉市	1.9	1.6	1.5	1.5	0.80	21
志摩町	2.4	1.5	1.6	1.7	0.72	24
芦屋町	2.7	1.0	1.0	1.1	0.40	14
那珂川町	8.0	2.0	2.0	1.9	0.24	23
宗像市	1.2				0.00	
太宰府市		1.6	1.4	1.4	—	9
宮若市		0.1	1.4	1.7	—	3

有収水量密度とは処理区域面積 1 ha当たりの年間有収水量

0.25m³/(人・日)とすると、有収水量密度と人口密度の関係は

有収水量密度(千m³/ha) 1.0 2.5 5.0 7.5

人口 密度 (人/ha) 11 27 55 82

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

- 農業集落排水事業における面整備の進捗率も、古賀市の23.5%～福岡市など19事業体の100%と幅広く分布しており、加重平均で89.1%ですが、80%以下の4事業体の場合、現計画では、処理区域面積の拡大、管路敷設工事をまだまだ行う予定となっています。

平成20年度末と29年度末の現在処理区域内人口を比較すると、農業集落排水事業では、23事業体のうち16事業体で減少しており、公共下水道等への切替事業を実施している事業体を除くと、減少率が最も大きいのは八女市で-3.73%/年です。このペースで減少すると仮定すると、処理区域内人口は5年後が平成29年度の83%、10年後が平成29年度の68%まで減少すると推測されます。

表-12 平成29年度末における農業集落排水事業の進捗状況

平成29年 度 末	全体計画 人口 人	進捗率 %	平成29年 度 末	全体計画 面積 ha	進捗率 %	
須恵町	710	100.0	福岡市	54	100.0	1
上毛町	974	100.0	久留米市	193	100.0	2
遠賀町	2,780	88.8	飯塚市	15	100.0	3
築上町	7,200	85.2	八女市	33	100.0	4
筑前町	3,270	82.0	行橋市	101	100.0	5
筑紫野市	5,680	79.7	豊前市	20	100.0	6
糸島市	5,680	77.3	筑紫野市	110	100.0	7
豊前市	700	76.3	うきは市	30	100.0	8
行橋市	2,510	71.1	朝倉市	300	100.0	9
小竹町	900	68.0	みやま市	34	100.0	10
みやま市	1,890	65.4	岡垣町	59	100.0	11
みやこ町	4,900	65.3	遠賀町	108	100.0	12
苅田町	1,910	64.5	小竹町	75	100.0	13
うきは市	620	63.1	筑前町	115	100.0	14

朝倉市	11,100	61.6	大刀洗町	82	100.0	15
大刀洗町	2,630	60.8	苅田町	62	100.0	16
久留米市	9,770	58.0	みやこ町	289	100.0	17
飯塚市	780	56.9	上毛町	42	100.0	18
八女市	1,380	51.3	築上町	512	100.0	19
岡垣町	2,780	49.3	糸島市	304	97.0	20
福岡市	3,330	47.9	須恵町	110	57.3	21
古賀市	5,350	41.9	直方市	208	24.0	22
直方市	6,430	27.1	古賀市	149	23.5	23
23事業体	83,274	63.7	23事業体	3,005	89.1	
H25年度	83,918	59.4	H25年度	4,781	46.7	

進捗率=現在処理区内人口(面積)／全体計画人口(面積)×100

【数値の出所は平成29年度地方公営企業年鑑】

表-13 農業集落排水事業における現在処理区域内人口の推移 (単位：人)

農業集落排水施設	平成20年度 A	平成27年度 B	平成28年度 C	平成29年度 D	(D - A)	年平均増減率 %	面整備の進捗率
八女市	997	784	735	708	-289	-3.73	100.0
須恵町	931	710	710	710	-221	-2.97	57.3
福岡市	1,975	1,687	1,630	1,594	-381	-2.35	100.0
朝倉市	8,241	7,160	7,041	6,843	-1,398	-2.04	100.0
うきは市	466	410	408	391	-75	-1.93	100.0
みやま市	1,465	1,280	1,246	1,237	-228	-1.86	100.0
大刀洗町	1,838	1,682	1,641	1,600	-238	-1.53	100.0
上毛町	1,080	969	976	974	-106	-1.14	100.0
みやこ町	3,513	3,301	3,212	3,200	-313	-1.03	100.0
小竹町	669	566	612	612	-57	-0.98	100.0
岡垣町	1,485	1,391	1,347	1,370	-115	-0.89	100.0
行橋市	1,930	1,841	1,804	1,784	-146	-0.87	100.0
筑紫野市	4,887	4,766	4,646	4,526	-361	-0.85	100.0
筑前町	2,885	2,756	2,743	2,680	-205	-0.82	100.0
遠賀町	2,548	2,526	2,515	2,469	-79	-0.35	100.0
豊前市	538	577	551	534	-4	-0.08	100.0
直方市	1,731	1,732	1,735	1,744	13	0.08	24.0
飯塚市	437	433	441	444	7	0.18	100.0
久留米市	5,038	6,151	5,700	5,664	626	1.31	100.0
築上町	4,151	6,321	6,139	6,136	1,985	4.44	100.0
苅田町	801	702	1,235	1,231	430	4.89	100.0
糸島市	686	4,186	4,230	4,390	3,704	22.9	97.0
古賀市	338	345	330	2,239	1,901	23.4	23.5
23事業体	48,630	52,276	51,627	53,080	4,450	0.98	89.1

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

下水道と農業集落排水施設との接続事業の実施状況(平成28年度末)

【出典：国土交通省、平成29年8月23日付け報道資料「平成28年度末の汚水処理人口普及状況】

平成27年度

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| ① 下水道を廃止し農集落排水に接続した箇所： 2カ所 | ← 1 |
| (山形県鶴岡市羽黒西部処理区&新潟県胎内市荒井浜処理区) | |
| ② 農集落排水を廃止し下水道に接続した箇所： 307カ所(42道府県) | ← 250(40) |
| ③ 漁業集落排水を廃止し下水道に接続した箇所： 28カ所(14県) | ← 23(11) |
| ④ 林業集落排水を廃止し下水道に接続した箇所： 1カ所(1県) | ← 0 |
| 計： 336カ所(42道府県) ← 274(40) | |

接続事業の実施箇所数の多いのは、新潟県が38カ所で最多、次いで長野県が35カ所、滋賀県が29カ所、兵庫県が27カ所、富山県が24カ所、秋田県が14カ所、岩手県が13カ所、石川県が12カ所、島根県が11カ所、鳥取県が10カ所の順です。

福岡県では、下記の7地区

農業集落排水施設：古賀市の「筵内久保地区」、「町川原・谷山地区」

糸島市の「怡土Ⅰ期」、「長糸Ⅰ期」

須恵町の「上の原地区」

築上町の「椎田西部処理区」

漁業集落排水施設：宗像市の「鐘崎地区」

アンダーラインは供用開始箇所

表-14 処理区域内人口1人当たりの管渠の長さ (単位:m)

平成29 年 度	公 共 下 水 道	特 定 環 境 下 水 道	農 業 集 落	漁 業 集 落	林 業 集 落	簡 易 排 水	小 規 模 集 合	加 重 平 均
北九州市	4.3	13.4		11.2				4.4
福岡市	2.7		16.9	6.3				2.7
大牟田市	5.4							5.4
久留米市	4.8	9.9	10.1					5.1
直方市	6.8		11.5					7.2
飯塚市	4.6		11.3					4.6
田川市								
柳川市	7.8							7.8
八女市	8.9		19.8					9.5
筑後市	6.3							6.3
大川市	4.9							4.9
行橋市	5.7		15.1					6.7
豊前市	8.3		15.0					8.6
中間市	5.5							5.5
小郡市	5.1							5.1
筑紫野市	3.6	7.3	11.3					4.1
春日市	2.3							2.3
大野城市	3.2							3.2
宗像市	6.2			7.9				6.2
太宰府市	4.0	19.8						4.0
古賀市	4.4		8.5					4.6
福津市	5.0	18.0						5.5
うきは市		9.7	10.2					9.7

宮若市	11.0	11.9					11.1	
嘉麻市								
朝倉市	9.0	14.5	15.2				26.7	11.6
みやま市	8.3		10.5					8.9
糸島市	5.0	17.3	16.2	11.2				5.8
那珂川町	3.6	14.9						4.0
宇美町	4.6							4.6
篠栗町	3.6							3.6
志免町	3.2							3.2
須恵町	4.7		15.5					5.0
新宮町	2.5			11.3				2.6
久山町	7.8	25.6						7.9
粕屋町	3.2							3.2
芦屋町	6.6	19.6						6.7
水巻町	4.8							4.8
岡垣町	5.8		13.1	15.3				6.3
遠賀町	6.1		10.9					6.8
小竹町	12.2		22.9					17.3
鞍手町	8.4							8.4
桂川町								
筑前町	8.4		11.2					8.7
東峰村								
大刀洗町	8.0		13.1					8.6
大木町								
広川町	5.9							5.9
香春町								
添田町								
糸田町								
川崎町								
大任町								
赤村								
福智町								
苅田町	5.2		14.6					5.8
みやこ町	7.8		8.4					8.2
吉富町	9.3							9.3
上毛町			14.4					14.4
築上町	11.8	8.0	11.4					10.3
A	3.9 4,109,553	11.1 64,791	12.6 53,080	8.2 5,583			26.7 75	4.1 4,233,082
B	15,995	721	670	46			2	17,434

管布設延長とは、污水管と合流管の合計

下水管布設距離と現在処理区域内人口は平成29年度版地方公営企業年鑑より引用

流域下水道事業分を除く、Aは現在処理区域内人口(人)、Bは下水道管布設距離(km)

・・・略・・・

【汚水処理施設の統廃合について】

【出典：2017年9月号月刊浄化槽（No.497）の巻頭言】

平成29年3月に総務省から発表された「公営企業の経営のあり方に関する研究報告書」では、『公営企業で実施されている事業ごとの特性に応じて事業廃止・民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用という4つの方向性を基本として抜本的な改革を検討した結果、下水道事業は、住民生活に欠かせない公共性の高い事業であることから、引き続き公営企業としてサービスの継続的な提供を行う必要性が高い事業と結論づけ、事業の現状と課題を踏まえると、各事業者は、適切な汚水処理施設の選択や施設の統廃合などの「広域化等」や指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP／PFI方式などの「民間活用」を抜本的な改革として、検討することが必要である』と示されています。

確かに、同じネットワーク事業である水道事業では「広域化」に関する検討が各地で進んでいますが、総費用に占める元利償還費の割合が水道事業が4割であるのに対し下水道事業では7割と、費用構成が大きく異なることから水道事業ほどの経営改善効果が期待できません。また、以下に示すような観点からも、既設の集合処理施設は統廃合ではなく集水区域のスマートな縮小や個別処理への切り替えが必要なのではないでしょうか。

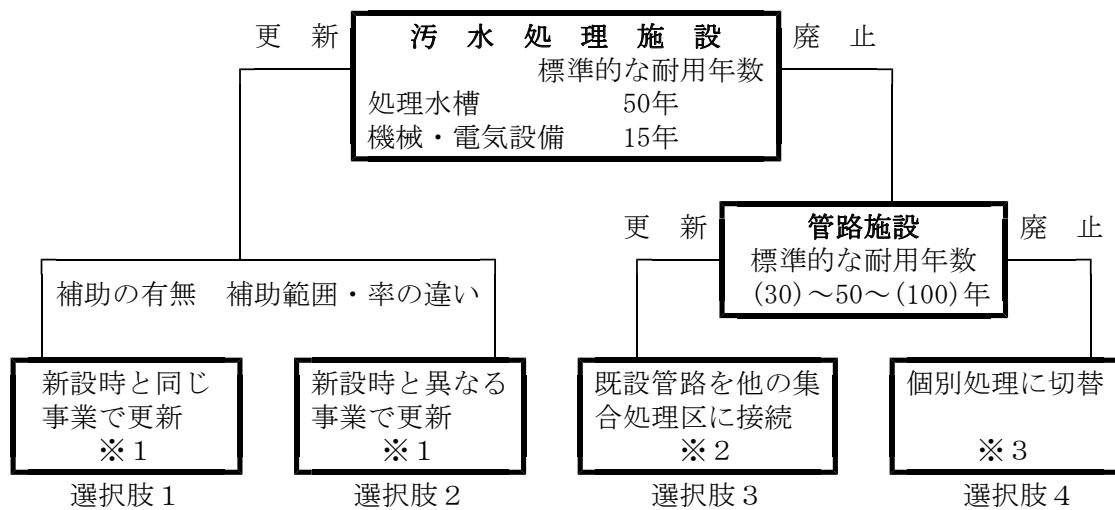
まずは、平成27年度における住宅の再建築率が8.4%と低く、有収水密度が維持される可能性が低いこと。住宅の再建築とは既存の住宅の全部または一部を除却し、引き続き当該敷地内において住宅を着工することをいい、全新設住宅着工戸数に占める再建築に係る新設住宅着工戸数の割合を再建築率と定義され、その全国値は、昭和63年度の22.7%から減少傾向を示し平成26年度からは10%を割り込んでいます。

2点目に集合処理施設の整備は既に過剰であること。例えば、「人口集中地区（DID）の総人口に占める割合」と「下水処理人口普及率」を比較すると、2015年ではDID人口割合の68.3%に対し77.8%と約10ポイントも高い値で、このような逆転は2005年から始まっています。さらに都道府県別にみても、下水処理人口のみでは39都道府県、農業集落排水施設等を合わせると42都道府県では、既に集合処理施設の処理人口がDID人口よりも多くなっています。当然、将来推計人口に対しても過剰で、平成27年度末時点の整備量は、2040年推計人口に対して集合処理施設のみで0.96倍、浄化槽も含むと全体で1.07倍と全国的には生活排水処理施設の整備が概成した状態で、未整備区域では個別処理を選択し、集合処理区域では拡大から縮小にカジを切り替える時期に至っています。

3点目は下水道使用料による経費回収率があまりにも低く、経営に持続がないこと。例えば、平成27年度における集合処理施設の経費回収率100%以上は、公共下水道が267事業体（全体の22.8%）、特環下水道が95事業体（同13.2%）、農業集落排水施設等が60事業体（同5.0%）、合わせて422事業体と総数の13.6%で、特に事業規模が小さい特環下水道や農業集落排水施設等では使用料収入より多額の他会計からの操出に頼っているが現状です。なお、平成18年度から「分流式下水道等に用する経費」が新設されましたが、当該操出しは不採算経費に対するもので、経営状況をより明確化するための指標である経費控除前の経費回収率で100%以上は、公共下水道が104事業体（全体の8.9%）、特環下水道が14事業体（同1.9%）、農業集落排水施設等が8事業体（同0.7%）、合わせて126事業体と総数の4.1%でしかない状況です。平成27年度における不採算経費の総額は4,588億円、代替手段のある汚水処理の分野で、同じような失敗を繰り返すことはできなのではないでしょうか。

最後に、下水道サービスの継続的な提供を目指すためには、既設の集合処理施設の更新を個別処理に切り替えるという選択を市町村がしやすくする必要があり、補助金等適正化法の改正はもちろんのこと、地元浄化槽関連業界が一体となってその受け皿(例えば窓口の一元化や I C T の導入など)を整えることも急務と考えます。

【下水道サービスを持続的に提供するための選択肢】



※1：汚水処理施設は流入汚濁負荷量に合わせて処理能力の増強あるいは縮小

※2：管路施設は集水エリアに合わせて適宜更新(拡大・縮小)

※3：「市町村設置型」あるいは「個人設置型と維持管理組織を組み合わせ」

【費用構成比の状況(平成26年度地方公営企業決算状況調査)】

- 下水道事業は、多額の初期投資を必要とし、また、その回収に長期間を要する事業の性質上、他の公営企業と比べ、資本費(減価償却費、支払い利息等)が大きなウェイトを占めている。今後、施設の老朽化に伴う更新時期を迎えるため、資本費は引き続き大きなウェイトを占めることが見込まれる。

表-16 各公営企業における費用構成比の状況(平成26年度)

	職員給与費	支払利息	減価償却費	動力費	修繕費	受水費	原材料費	その他
全事業	24.9	6.6	27.1	2.4	3.7			35.3
下水道	4.6	15.3	54.8	3.4	3.2			18.7
水道	11.4	6.8	36.1	4.8	7.5	14.2		19.3
工業用水道	10.9	7.3	45.1	7.6	4.2			24.9
交通	26.1	13.1	35.6	5.0	6.5			17.8
電気	52.4	4.3	27.6	0.2	15.3			27.9
ガス	7.7	2.0	13.8		2.7		64.4	9.5
病院	46.1	1.8	7.6		0.8		19.8	23.9

【出典：公営企業の経営のあり方に関する研究会第3回目(平成28年6月30日)の配付資料3】

・・・略・・・

(4) 集合処理施設整備事業における地方債現在高の推移

表-17 公共下水道事業における地方債現在高の推移 (単位:百万円)

公共 下水道	平成20年 度 A	平成27年 度 B	平成28年 度 C	平成29年 度 D	(A-D)/9 E	D/E 年	供用開始 後年
太宰府市	14,252	8,561	7,871	7,174	786	9	36
芦屋町	2,328	1,392	1,239	1,274	117	11	37
大野城市	21,033	14,196	13,377	12,202	981	12	41 ①
筑紫野市	14,170	10,571	9,990	9,476	522	18	35 ②
大刀洗町	6,331	4,776	4,539	4,264	230	19	15
岡垣町	8,002	6,100	5,786	5,492	279	20	28
春日市	17,556	14,095	13,420	12,661	544	23	40 ③
那珂川町	4,300	3,482	3,348	3,156	127	25	43 ④
柏屋町	12,073	10,212	9,742	9,263	312	30	24 ⑤
宇美町	9,494	7,712	7,581	7,377	235	31	23 ⑥
志免町	10,251	8,611	8,340	8,008	249	32	24 ⑦
豊前市	3,978	3,266	3,210	3,146	92	34	22 ⑧
北九州市	184,462	153,426	149,784	146,161	4,256	34	55 ⑨
糸島市	17,836	15,312	14,864	14,337	389	37	28 ⑩
福岡市	473,041	407,293	394,397	380,915	10,236	37	56 ⑪
篠栗町	7,930	6,721	6,551	6,452	164	39	22 ⑫
宗像市	11,875	11,240	10,440	9,743	237	41	48 ⑬
筑前町	12,787	11,546	11,065	10,607	242	44	18 ⑭
久山町	3,459	3,116	3,040	2,945	57	52	23 ⑮
柳川市	8,357	7,496	7,387	7,414	105	71	17 ⑯
みやこ町	443	437	415	395	5	75	15 ⑰
大牟田市	24,833	22,728	22,768	22,358	275	81	43 ⑱
小郡市	12,597	11,592	11,503	11,478	124	92	30 ⑲
古賀市	11,612	11,585	11,125	10,739	97	111	49 ⑳
飯塚市	12,124	11,922	11,755	11,509	68	168	48 ㉑
苅田町	5,106	5,088	4,952	4,910	22	225	16 ㉒
筑後市	7,270	7,342	7,188	7,016	28	249	12 ㉓
大川市	5,049	5,058	5,137	5,130	-9	-568	12 ㉔
行橋市	6,208	6,648	6,611	6,503	-33	-198	17 ㉕
久留米市	54,096	55,197	55,982	56,719	-291	-195	46 ㉖
遠賀町	2,912	3,132	3,162	3,162	-28	-114	15 ㉗
水巻町	5,834	6,244	6,398	6,547	-79	-83	23 ㉘
須恵町	5,829	6,646	6,712	6,711	-98	-68	22 ㉙
直方市	9,790	11,091	11,258	11,472	-187	-61	12 ㉚
吉富町	1,944	2,173	2,208	2,360	-46	-51	15 ㉛
鞍手町	3,434	3,926	4,075	4,200	-85	-49	15 ㉜
中間市	11,079	13,103	13,337	13,569	-277	-49	20 ㉝
八女市	5,415	6,946	6,908	6,884	-163	-42	12 ㉞
朝倉市	6,319	8,196	8,425	8,609	-254	-34	15 ㉟
新宮町	4,059	5,517	5,539	5,577	-169	-33	28 ㉟
福津市	10,766	15,370	15,198	14,915	-461	-32	50 ㉟
宮若市	1,706	2,321	2,449	2,500	-88	-28	12 ㉟
みやま市	1,137	1,608	1,814	1,873	-82	-23	23 ㉟
小竹町	0	1,071	1,213	1,300	-144	-9	6 ㉟
広川町	0	2,415	2,489	2,573	-286	-9	9 ㉟
築上町	0	723	789	859	-95	-9	6 ㉟
46事業体	1,053,077	937,202	915,377	891,934	17,905	50	

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より引用】

表-18 特定環境保全公共下水道事業における地方債現在高の推移(単位：百万円)

特 環 下 水 道	平成20年 度 A	平成27年 度 B	平成28年 度 C	平成29年 度 D	(A-D) /9 E	D/E 年	供用開始 後年
宗像市	3,075	0	0	0	342	0	廃止
芦屋町	25	15	14	12	1	8	24
糸島市	612	403	367	329	31	10	23
久山町	95	70	66	62	4	17	14
北九州市	15,665	12,158	11,412	10,644	558	19	23
朝倉市	3,215	2,657	2,632	2,654	62	43	21 ①
筑紫野市	601	624	592	562	4	131	30 ②
うきは市	11,279	11,471	11,015	10,562	80	132	23 ③
築上町	1,400	1,467	1,418	1,361	4	314	13 ④
福津市	1,237	1,066	1,158	1,216	2	524	17 ⑤
久留米市	2,217	4,253	5,080	5,868	-406	-14	11 ⑥
那珂川町	174	1,094	1,260	1,374	-133	-10	11 ⑦
太宰府市	0	291	308	309	-34	-9	9 ⑧
宮若市	0	499	574	617	-69	-9	3 ⑨
14事業体	39,595	36,068	35,897	35,571	447	80	

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より引用】

表-19 農業集落排水事業における地方債現在高の推移 (単位：百万円)

	平成20年 度 A	平成27年 度 B	平成28年 度 C	平成29年 度 D	(A-D) /9 E	D/E 年	供用開始 後年
大刀洗町	621	389	350	309	35	9	23
小竹町	258	152	141	130	14	9	22
うきは市	155	98	88	79	8	9	23
筑前町	1,379	907	834	756	69	11	25
豊前市	264	175	161	147	13	11	19
筑紫野市	2,116	1,411	1,301	1,186	103	11	23
八女市	903	622	579	535	41	13	22
飯塚市	224	154	144	134	10	13	18
直方市	1,082	741	694	651	48	14	19
みやま市	437	306	287	267	19	14	16
上毛町	483	342	321	300	20	15	18
遠賀町	950	682	636	593	40	15	21
岡垣町	722	530	500	469	28	17	16
みやこ町	400	343	302	262	15	17	28
朝倉市	3,807	2,821	2,669	2,525	142	18	20
須恵町	672	498	473	446	25	18	23
福岡市	1,422	1,019	991	1,001	47	21	23
行橋市	843	696	666	635	23	27	11
築上町	1,739	1,726	1,651	1,565	19	81	25 ①
久留米市	1,632	1,981	1,904	1,824	-21	-86	21 ②
古賀市	927	940	1,273	1,489	-62	-24	14 ③
苅田町	388	631	645	625	-26	-24	12 ④
糸島市	755	1,545	1,561	1,572	-91	-17	17 ⑤
23事業体	22,180	18,708	18,170	17,497	520	34	

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より引用】

(5) 下水道会計への操出

- 一般会計等から下水道事業会計に繰り出されていて、15年度の2兆1,718億円をピークに年々減少傾向ですが、平成29年度における一般会計繰出金は全国総額で前年度より106億円減の**1兆7,408億円**（うち5,561億円は公費で負担すべき雨水処理分）となっています。
- 下水道会計操出金について、財務省の資料では『本来、使用料収入で賄うべき部分にまで多額の操出金を投入することを前提としており、地方交付税で財源保障されている地方財政計画(地方の財源不足)の拡大要因となっている。その上、実際には、この引き下げられた割合の使用料回収すら十分に行われておらず、操出基準外の操出がさらに0.3兆円弱生じている状況。』と指摘しています。

また、総務省が平成28年1月に公開した経営戦略策定ガイドラインの「使用料改定に関する事項」の部分には「将来にわたって安定的に事業を継続して行くには、他会計からの繰入金に過度に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があること。(略)使用料収入ではなく、一般会計からの繰入(租税収入を財源とする。)により汚水処理原価を回収することは、下水処理施設が普及していることによりその便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平が生じること等を踏まえた上で、使用料の適正化を図ることが重要である。」と示されています。

- 整備済の下水道施設について、持続性のある経営を行うために必要な使用料について、住民や議員、行政がもっと真剣に議論すれば、今の使用料では足りないということになるはずで、やはり浄化槽の方が安いということを住民が理解できると思いますが。

ある公認会計士は「民間にはもう一つの財布などなく、利子付きで金を借り、売った金で借金を返す。下水道を使っていない人のお金まで流用しなければいけないなら、経営は成立していない。」と指摘しています。

- 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」のなかで下水道事業に係る操出金について、次のように述べています。

地方自治体の財政担当者からすると、基準財政需要額は標準的な経費であって、公営企業への操出金についても基準財政需要額への算入分こそが操出基準にかなう額であると誤解しがちですが、それはよくある誤解です。(略)下水道事業に係る操出金の基準財政需要額への算入は、概算で5割程度です。下水道事業に限らず、たとえば同じ地方公営企業の病院事業についても、操出基準のうち基準財政需要額への算入は5割程度です。(略)財政担当者の立場からすると、**操出通知に沿った額の繰り出しを行うと、基準財政需要額だけでは十分にカバーされないので、基準財政収入額に算入されない地方税等である留保財源で対応せざるを得ません。**しかし、税収に乏しい団体では、留保財源はほとんどありません。すなわち、地方税収が乏しく財政力指数が低い団体が、下水道整備を広く行って、さらに公立病院を持っていたとすると、留保財源対応の財政需要が留保財源を超えるので、それだけで財政運営が逼迫する要因となります。**下水道整備が財政運営に厳しい結果をもたらすことは確かです。**その一方で、財政担当者が交付税算入額以上は繰り出す必要がないと主張するのも、制度を無視して事業担当課にしわ寄せをしているところがあります。

表-20 地方税収入に対する下水道会計への繰出額の割合

H29年度	地方税 A 百万円	下水道事 業会計操 出額 B 百万円	B/A %	25年度		H29年度 (降順)	B/A % (降順)
				22年度	25年度		
北九州市	157,450	6,600	4.2	4.5	4.8	築上町	28.8 1
福岡市	293,380	21,123	7.2	7.8	8.6	筑前町	27.5 2
大牟田市	14,486	1,494	10.3	12.4	12.7	うきは市	25.0 3
久留米市	41,149	1,761	4.3	3.3	3.2	大刀洗町	20.6 4
直方市	6,645	896	13.5	12.3	10.3	吉富町	17.3 5
飯塚市	13,974	530	3.8	3.8	3.8	中間市	16.2 6
田川市	5,182	0	0.0	0.0	0.0	芦屋町	15.6 7
柳川市	6,429	500	7.8	8.1	8.5	岡垣町	14.5 8
八女市	6,899	575	8.3	7.5	7.0	小竹町	14.4 9
筑後市	6,197	557	9.0	7.8	6.7	直方市	13.5 10
大川市	3,879	255	6.6	5.4	3.7	水巻町	13.4 11
行橋市	7,813	517	6.6	6.0	6.5	朝倉市	13.2 12
豊前市	3,360	295	8.8	9.1	9.1	小郡市	12.0 13
中間市	4,004	647	16.2	13.4	10.2	宇美町	11.5 14
小郡市	6,647	796	12.0	9.5	9.1	鞍手町	11.5 15
筑紫野市	13,456	780	5.8	7.3	7.0	福津市	11.3 16
春日市	12,952	387	3.0	4.0	4.2	須恵町	10.6 17
大野城市	13,407	934	7.0	8.0	8.1	粕屋町	10.4 18
宗像市	10,260	656	6.4	7.4	7.6	大牟田市	10.3 19
太宰府市	8,206	555	6.8	7.1	9.0	糸島市	10.1 20
古賀市	6,875	570	8.3	6.8	5.6	遠賀町	9.1 21
福津市	6,240	708	11.3	13.5	16.2	筑後市	9.0 22
うきは市	2,928	733	25.0	21.3	19.5	豊前市	8.8 23
宮若市	4,859	253	5.2	5.2	4.3	篠栗町	8.5 24
嘉麻市	2,874	0	0.0	0.0	0.0	八女市	8.3 25
朝倉市	7,179	945	13.2	14.0	12.0	古賀市	8.3 26
みやま市	3,683	239	6.5	6.5	6.2	志免町	8.2 27
糸島市	9,428	949	10.1	13.1	13.0	久山町	8.1 28
那珂川町	5,930	31	0.5	0.6	0.9	柳川市	7.8 29
宇美町	3,593	412	11.5	12.2	12.5	福岡市	7.2 30
篠栗町	3,095	263	8.5	7.6	13.0	大野城市	7.0 31
志免町	5,388	443	8.2	8.5	7.8	みやこ町	6.9 32
須恵町	2,947	313	10.6	11.4	12.1	太宰府市	6.8 33
新宮町	4,682	258	5.5	4.9	6.0	大川市	6.6 34
久山町	2,209	180	8.1	9.5	9.5	行橋市	6.6 35
粕屋町	6,361	660	10.4	10.6	10.5	みやま市	6.5 36
芦屋町	1,245	194	15.6	13.5	19.2	宗像市	6.4 37
水巻町	2,536	340	13.4	12.0	12.1	筑紫野市	5.8 38
岡垣町	2,913	423	14.5	16.5	16.4	上毛町	5.6 39
遠賀町	2,060	187	9.1	8.7	9.3	新宮町	5.5 40
小竹町	820	118	14.4	16.0	11.0	宮若市	5.2 41
鞍手町	1,886	217	11.5	12.4	9.8	広川町	5.1 42
桂川町	1,163	0	0.0	0.0	0.0	香春町	4.5 43
筑前町	2,986	822	27.5	25.3	23.3	久留米市	4.3 44
東峰村	151	0	0.0	0.0	0.0	北九州市	4.2 45
大刀洗町	1,526	315	20.6	29.4	31.2	苅田町	3.9 46
大木町	1,424	0	0.0	0.0	0.0	飯塚市	3.8 47

広川町	2,484	126	5.1	6.1	4.8	春日市	3.0	48
香春町	925	42	4.5	3.6	2.3	那珂川町	0.5	49
添田町	681	0	0.0	0.0	0.0	田川市	0.0	50
糸田町	551	0	0.0	0.0	0.0	嘉麻市	0.0	51
川崎町	1,273	0	0.0	0.0	0.0	桂川町	0.0	52
大任町	390	0	0.0	0.0	0.0	東峰村	0.0	53
赤村	205	0	0.0	0.0	0.0	大木町	0.0	54
福智町	1,602	0	0.0	0.0	0.0	添田町	0.0	55
苅田町	8,202	319	3.9	5.5	5.2	糸田町	0.0	56
みやこ町	2,061	143	6.9	6.2	7.9	川崎町	0.0	57
吉富町	784	136	17.3	18.2	21.4	大任町	0.0	58
上毛町	744	42	5.6	5.2	5.4	赤村	0.0	59
築上町	1,579	454	28.8	25.0	16.8	福智町	0.0	60
60市町村	754,238	50,692	6.7	7.1	7.4	60市町村	6.7	
H25年度	722,378	51,120	7.1					

【数値の出所は、総務省、各年度の市町村別決算状況調】

表-21 市町村別の操出額と使用料収入との関係

H29年度	下水道会計 への操出額 百万円 A	雨水処理負 担金 百万円	下水道使 用料収入額 百万円 B	A-B 百万円	A/B
北九州市	6,600	5,959	14,335	-7,735	0.46
福岡市	21,123	15,191	28,069	-6,946	0.75
大牟田市	1,494	854	1,223	271	1.22
久留米市	1,761	244	4,390	-2,629	0.40
直方市	896	120	269	627	3.33
飯塚市	530	205	941	-411	0.56
田川市	0	0	0	0	—
柳川市	500	0	163	337	3.07
八女市	575	0	200	375	2.88
筑後市	557	0	258	299	2.16
大川市	255	1	95	160	2.68
行橋市	517	0	304	213	1.70
豊前市	295	10	142	153	2.08
中間市	647	5	410	237	1.58
小郡市	796	16	837	-41	0.95
筑紫野市	780	42	1,540	-760	0.51
春日市	387	142	1,562	-1,175	0.25
大野城市	934	153	1,472	-538	0.63
宗像市	656	72	1,503	-847	0.44
太宰府市	555	104	1,090	-535	0.51
古賀市	570	198	864	-294	0.66
福津市	708	46	679	29	1.04
うきは市	733	0	410	323	1.79
宮若市	253	0	35	218	7.23
嘉麻市	0	0	0	0	—
朝倉市	945	19	573	372	1.65
みやま市	239	0	254	-15	0.94
糸島市	949	84	1,013	-64	0.94
那珂川町	31	31	778	-747	0.04
宇美町	412	0	430	-18	0.96

篠栗町	263	13	441	-178	0.60
志免町	443	0	592	-149	0.75
須恵町	313	0	261	52	1.20
新宮町	258	42	390	-132	0.66
久山町	180	0	187	-7	0.96
粕屋町	660	17	684	-24	0.96
芦屋町	194	14	319	-125	0.61
水巻町	340	0	312	28	1.09
岡垣町	423	1	436	-13	0.97
遠賀町	187	0	238	-51	0.79
小竹町	118	0	19	99	6.21
鞍手町	217	0	83	134	2.61
桂川町	0	0	0	0	—
筑前町	822	24	420	402	1.96
東峰村	0	0	0	0	—
大刀洗町	315	0	238	77	1.32
大木町	0	0	0	0	—
広川町	126	0	120	6	1.05
香春町	42	0	115	-73	0.37
添田町	0	0	0	0	—
糸田町	0	0	0	0	—
川崎町	0	0	0	0	—
大任町	0	0	0	0	—
赤村	0	0	0	0	—
福智町	0	0	0	0	—
苅田町	319	39	260	59	1.23
みやこ町	143	0	87	56	1.64
吉富町	136	0	31	105	4.39
上毛町	42	0	17	25	2.47
築上町	454	0	133	321	3.41
60市町村	50,692	23,647	69,221	-18,529	0.73

【数値の出所は市町村別決算状況調と地方公営企業年鑑、総務省】

- 操出額よりも使用料収入額の多いのは、強調文字で表している北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、みやま市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、岡垣町、遠賀町及び香春町の24市町

・・・略・・・

(6) 経費回収率など

○ 福岡県下では、公営事業として汚水処理を、公共下水道で46事業体、特定環境保全公共下水道で13事業体、農業集落排水で23事業体、漁業集落排水で6事業体、小規模集合排水で1事業体、特定地域生活排水で5事業体、個別排水処理で3事業体、合わせて97事業体で実施しています。

表-25 汚水処理事業における水洗化率、施設利用率、有収率など(平成29年度)

事業体名	事業	水洗化率 % (昇順)	供用開始後年	事業体名	事業	施設利用率% (昇順)	有収率 %	
小竹町	公共下水	35.0	6	1	小竹町	公共下水	0.0	100.0
宮若市	特環下水	43.7	3	2	宮若市	特環下水	0.0	100.0
築上町	公共下水	45.6	6	3	宮若市	公共下水	0.0	100.0
吉富町	公共下水	50.6	15	4	太宰府市	特環下水	0.0	86.5
苅田町	農業集落	51.2	12	5	広川町	公共下水	0.0	85.6
古賀市	農業集落	54.9	14	6	筑後市	公共下水	0.0	85.6
宮若市	公共下水	55.1	12	7	八女市	公共下水	0.0	85.6
飯塚市	農業集落	56.1	18	8	福津市	特環下水	0.0	82.7
行橋市	農業集落	60.4	11	9	直方市	公共下水	0.0	101.3
築上町	農業集落	62.9	25	10	鞍手町	公共下水	0.0	98.3
太宰府市	特環下水	64.0	9	11	那珂川町	特環下水	0.0	89.2
広川町	公共下水	64.1	9	12	北九州市	特環下水	0.0	100.0
大川市	公共下水	66.8	12	13	中間市	公共下水	0.0	98.3
みやま市	公共下水	67.5	23	14	岡垣町	漁業集落	0.0	100.0
久留米市	特環下水	68.0	11	15	久山町	特環下水	0.0	100.0
筑後市	公共下水	68.2	12	16	大刀洗町	公共下水	0.0	90.7
上毛町	農業集落	69.6	18	17	須恵町	公共下水	0.0	95.3
大牟田市	公共下水	71.0	43	18	水巻町	公共下水	0.0	100.0
八女市	公共下水	73.4	12	19	筑紫野市	特環下水	0.0	100.0
柳川市	公共下水	74.5	17	20	遠賀町	公共下水	0.0	100.0
苅田町	公共下水	74.7	16	21	小郡市	公共下水	0.0	88.2
福津市	特環下水	75.6	17	22	朝倉市	公共下水	0.0	90.7
みやこ町	農業集落	76.2	28	23	宇美町	公共下水	0.0	95.1
直方市	公共下水	76.3	12	24	久山町	公共下水	0.0	95.3
鞍手町	公共下水	76.3	15	25	志免町	公共下水	0.0	95.3
直方市	農業集落	76.7	19	26	粕屋町	公共下水	0.0	95.3
豊前市	公共下水	76.9	22	27	篠栗町	公共下水	0.0	93.1
小竹町	農業集落	77.6	22	28	太宰府市	公共下水	0.0	88.3
うきは市	特環下水	78.4	23	29	筑紫野市	公共下水	0.0	86.9
福津市	公共下水	78.9	50	30	那珂川町	公共下水	0.0	89.3
朝倉市	特環下水	79.0	21	31	春日市	公共下水	0.0	88.3
築上町	特環下水	79.2	13	32	大野城市	公共下水	0.0	90.3
那珂川町	特環下水	79.5	11	33	芦屋町	特環下水	0.0	88.8
行橋市	公共下水	79.9	17	34	築上町	公共下水	14.8	100.0
八女市	個別排水	81.1	21	35	古賀市	農業集落	22.5	69.7
朝倉市	農業集落	81.4	20	36	吉富町	公共下水	26.0	99.2
糸島市	農業集落	81.6	17	37	北九州市	漁業集落	28.8	95.9
北九州市	特環下水	81.8	23	38	糸島市	特環下水	30.3	82.3
筑前町	公共下水	82.1	18	39	岡垣町	農業集落	32.5	100.0
久留米市	農業集落	83.1	21	40	苅田町	農業集落	32.7	96.2
中間市	公共下水	84.5	20	41	新宮町	漁業集落	35.0	100.0

岡垣町	漁業集落	84.5	15	42	行橋市	公共下水	36.7	98.0
久山町	特環下水	85.9	14	43	八女市	農業集落	37.4	100.0
遠賀町	農業集落	86.1	21	44	飯塚市	農業集落	37.6	100.0
大刀洗町	公共下水	87.5	15	45	上毛町	農業集落	37.6	100.0
みやま市	農業集落	87.7	16	46	福岡市	漁業集落	40.4	93.4
飯塚市	公共下水	88.0	48	47	みやま市	特定地域	40.7	100.0
みやこ町	公共下水	88.0	15	48	糸島市	個別排水	41.6	100.0
須恵町	公共下水	88.2	22	49	芦屋町	公共下水	42.6	88.7
豊前市	農業集落	88.8	19	50	須恵町	農業集落	45.9	97.8
岡垣町	農業集落	88.9	16	51	直方市	農業集落	46.1	91.2
水巻町	公共下水	89.1	23	52	豊前市	公共下水	46.2	94.1
福岡市	農業集落	89.2	23	53	那珂川町	個別排水	47.0	100.0
八女市	農業集落	89.3	22	54	宗像市	漁業集落	47.5	88.8
福岡市	漁業集落	89.8	33	55	八女市	個別排水	50.0	100.0
筑紫野市	特環下水	89.9	30	56	飯塚市	公共下水	51.2	84.8
遠賀町	公共下水	90.1	15	57	大川市	公共下水	51.9	90.7
小郡市	公共下水	90.4	30	58	小竹町	農業集落	51.9	100.0
久留米市	公共下水	91.1	46	59	福岡市	農業集落	52.4	67.7
筑前町	農業集落	91.9	25	60	みやま市	農業集落	53.4	75.2
岡垣町	公共下水	92.3	28	61	古賀市	公共下水	53.5	78.6
須恵町	農業集落	92.5	23	62	遠賀町	農業集落	53.7	100.0
朝倉市	公共下水	93.2	15	63	岡垣町	公共下水	54.3	92.4
古賀市	公共下水	93.3	49	64	糸島市	漁業集落	55.6	97.4
筑紫野市	農業集落	93.3	23	65	築上町	農業集落	55.7	100.0
大刀洗町	農業集落	93.5	23	66	朝倉市	小規模集	56.3	66.4
宇美町	公共下水	93.7	23	67	久留米市	農業集落	56.7	100.0
久山町	公共下水	93.7	23	68	朝倉市	農業集落	57.0	62.9
糸島市	特環下水	95.0	23	69	柳川市	公共下水	57.2	90.2
新宮町	公共下水	95.1	28	70	新宮町	公共下水	57.3	91.9
うきは市	農業集落	95.7	23	71	福岡市	公共下水	58.0	83.1
志免町	公共下水	95.9	24	72	朝倉市	特環下水	59.5	71.9
粕屋町	公共下水	96.0	24	73	糸島市	農業集落	59.7	81.6
糸島市	公共下水	96.1	28	74	築上町	特環下水	61.5	100.0
篠栗町	公共下水	96.5	22	75	みやこ町	公共下水	61.7	100.0
みやま市	特定地域	96.7	15	76	行橋市	農業集落	62.2	100.0
太宰府市	公共下水	97.6	36	77	みやこ町	農業集落	63.7	100.0
朝倉市	特定地域	98.3	20	78	大牟田市	公共下水	64.0	86.7
筑紫野市	公共下水	98.4	35	79	久留米市	特環下水	64.4	83.9
宗像市	漁業集落	98.7	34	80	うきは市	特環下水	64.4	100.0
宗像市	公共下水	98.9	48	81	うきは市	農業集落	64.9	100.0
那珂川町	公共下水	98.9	43	82	久留米市	公共下水	66.9	88.2
春日市	公共下水	99.2	40	83	苅田町	公共下水	68.0	95.7
芦屋町	公共下水	99.2	37	84	福津市	公共下水	68.9	82.7
福岡市	公共下水	99.6	56	85	筑前町	農業集落	69.0	90.0
北九州市	公共下水	99.7	55	86	筑紫野市	農業集落	70.5	60.3
大野城市	公共下水	99.7	41	87	糸島市	公共下水	75.4	83.4
芦屋町	特環下水	100.0	24	88	香春町	特定地域	76.8	100.0
北九州市	漁業集落	100.0	18	89	北九州市	公共下水	78.5	76.8
糸島市	漁業集落	100.0	26	90	豊前市	農業集落	80.4	69.0
新宮町	漁業集落	100.0	36	91	宗像市	公共下水	85.5	84.8
朝倉市	小規模集	100.0	14	92	大刀洗町	農業集落	89.2	100.0
久留米市	特定地域	100.0	17	93	筑前町	公共下水	99.1	90.0
うきは市	特定地域	100.0	15	94	朝倉市	特定地域	99.7	100.0

香春町	特定地域	100.0	14	95	久留米市	特定地域	100.0	100.0
糸島市	個別排水	100.0	13	96	うきは市	特定地域	100.0	100.0
那珂川町	個別排水	100.0	6	97	みやま市	公共下水	100.2	83.8

【数値の出所は平成29年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

表-26 評価指標の算出方法とランク分け

経費回収率(%) = ([使用料収入] / [汚水処理費]) × 100			
全国加重平均値(控除後) 公共下水道: 91.2% 特環下水道: 58.5%	A ランク	B ランク	C ランク
	100%以上	80%以上100%未満	80%未満
水洗化率(接続率)(%) = 現在水洗便所設置済人口 / 現在処理区域内人口 × 100			
全国加重平均値 公共下水道: 94.0% 特環下水道: 77.6%	A ランク	B ランク	C ランク
	95%以上	90%以上95%未満	90%未満
施設利用率(%) = 現在晴天時平均処理水量 / 現在処理能力(晴天時) × 100			
施設利用率が、各事業者において算定した「計画1日平均汚水量 / 計画1日最大汚水量」の比率を上回るか、同じであること。	A ランク		B ランク及びC ランク
			施設利用率が、各事業者において算定した「計画1日平均汚水量 / 計画1日最大汚水量」の比率を下回ること。

(出典: (公社) 日本下水道協会、下水道経営改善ガイドライン、H26.06/18)

表-27 汚水処理事業における経費回収率と地方債残高(平成29年度)

事業体名	事業	経費回収率: %			一般家庭使用料 円	事業体名 (昇順)	事業	地方債残高 千円/人	
		控除前 (昇順)	控除後	維持管理					
小竹町	公共下水	7.7	13.0	13.0	4,100	1	糸島市	漁	64
福岡市	農業集落	10.5	30.7	30.7	2,602	2	那珂川町	公	66
北九州市	漁業集落	11.2	17.9	17.9	2,207	3	みやこ町	農	82
築上町	公共下水	12.1	28.2	28.2	5,400	4	芦屋町	公	92
福岡市	漁業集落	13.3	19.3	19.3	2,602	5	久留米市	特	101
宮若市	特環下水	14.7	20.1	21.8	3,672	6	太宰府市	公	101
苅田町	農業集落	15.9	25.6	25.6	3,460	7	筑紫野市	公	102
朝倉市	小規模集	17.9	33.7	33.7	4,320	8	宗像市	公	104
宮若市	公共下水	18.2	29.0	35.9	3,672	9	春日市	公	112
うきは市	農業集落	18.3	36.9	36.9	3,348	10	みやま市	特	114
古賀市	農業集落	20.7	26.3	43.5	2,770	11	芦屋町	環	118
久山町	特環下水	21.8	86.7	86.7	2,940	12	香春町	特	118
須恵町	農業集落	22.1	58.2	58.2	2,800	13	八女市	個	119
筑紫野市	農業集落	22.2	51.8	51.8	3,300	14	うきは市	特	121
飯塚市	農業集落	22.5	57.1	57.1	4,320	15	大野城市	公	122
吉富町	公共下水	22.8	65.9	65.9	3,110	16	宗像市	漁	136
豊前市	農業集落	22.9	89.0	89.0	3,240	17	北九州市	公	155
糸島市	特環下水	27.0	42.2	42.2	3,580	18	筑紫野市	環	170
大刀洗町	農業集落	27.0	74.4	74.6	3,465	19	志免町	公	175
直方市	農業集落	28.8	45.3	49.9	3,885	20	朝倉市	特	176
みやま市	農業集落	29.6	52.3	52.3	3,635	21	那珂川町	個	190

北九州市	特環下水	30.7	30.7	407.7	2,207	22	大刀洗町	農	193
宗像市	漁業集落	31.7	35.7	35.7	3,073	23	飯塚市	公	193
遠賀町	農業集落	31.9	53.9	76.0	3,348	24	岡垣町	公	193
直方市	公共下水	32.0	50.5	61.9	3,455	25	柏屋町	公	200
鞍手町	公共下水	33.3	88.4	96.6	3,024	26	うきは市	農	201
みやま市	公共下水	33.6	69.9	69.9	3,635	27	小郡市	公	207
八女市	農業集落	33.7	98.1	98.1	3,800	28	遠賀町	公	209
糸島市	漁業集落	33.9	53.5	53.5	3,580	29	新宮町	公	209
筑前町	農業集落	34.0	75.1	75.1	3,780	30	小竹町	農	212
新宮町	漁業集落	34.2	47.5	47.5	3,240	31	篠栗町	公	213
上毛町	農業集落	34.3	50.7	58.4	5,830	32	古賀市	公	215
大川市	公共下水	35.1	88.6	88.6	4,000	33	みやま市	農	216
豊前市	公共下水	35.8	100.6	117.1	3,240	34	糸島市	公	220
久留米市	特環下水	35.8	100.0	152.0	3,034	35	宇美町	公	226
うきは市	特定地域	36.1	45.1	45.1	2,592	36	新宮町	漁	231
糸島市	個別排水	36.9	50.0	50.0	3,580	37	久留米市	公	238
八女市	公共下水	37.0	85.8	85.8	3,855	38	遠賀町	農	240
うきは市	特環下水	37.3	98.1	112.6	3,348	39	福津市	公	246
柳川市	公共下水	37.8	100.0	138.6	3,390	40	福岡市	公	250
久留米市	農業集落	39.0	84.7	84.7	3,672	41	築上町	農	255
朝倉市	農業集落	41.0	79.4	79.4	4,320	42	みやこ町	公	256
筑後市	公共下水	42.9	56.4	84.5	3,850	43	水巻町	公	259
筑前町	公共下水	44.7	100.0	109.0	3,780	44	筑紫野市	農	262
小竹町	農業集落	45.7	90.6	90.6	6,910	45	苅田町	公	274
糸島市	農業集落	46.6	100.1	112.1	3,580	46	豊前市	農	275
朝倉市	特環下水	46.7	72.3	72.3	4,320	47	筑前町	農	282
中間市	公共下水	48.4	85.1	104.5	3,056	48	糸島市	個	283
行橋市	農業集落	48.8	95.3	111.0	5,860	49	須恵町	公	286
行橋市	公共下水	50.2	81.7	143.7	3,460	50	飯塚市	農	301
大刀洗町	公共下水	50.9	98.4	101.4	3,465	51	大牟田市	公	304
築上町	農業集落	52.0	100.0	111.4	5,400	52	大刀洗町	公	306
みやこ町	公共下水	55.1	78.6	78.6	3,670	53	上毛町	農	308
みやこ町	農業集落	55.1	82.4	82.4	3,670	54	豊前市	公	322
広川町	公共下水	56.2	84.6	84.6	3,845	55	久留米市	農	322
芦屋町	特環下水	56.8	71.9	109.0	3,402	56	福岡市	漁	331
築上町	特環下水	57.3	100.0	152.0	5,400	57	広川町	公	332
筑紫野市	特環下水	57.5	100.0	105.6	3,300	58	岡垣町	農	342
朝倉市	特定地域	57.6	65.1	70.2	4,320	59	行橋市	農	356
福津市	特環下水	58.4	98.1	156.9	2,916	60	久山町	公	357
須恵町	公共下水	59.6	99.6	128.5	2,800	61	糸島市	農	358
八女市	個別排水	60.2	81.7	81.7	3,800	62	朝倉市	農	369
岡垣町	農業集落	62.1	100.0	135.6	3,090	63	直方市	農	373
久留米市	特定地域	62.6	80.4	80.4	4,320	64	うきは市	環	387
朝倉市	公共下水	63.2	100.1	102.3	4,320	65	築上町	環	387
水巻町	公共下水	64.4	99.6	104.8	3,402	66	筑前町	公	398
苅田町	公共下水	64.4	100.0	162.7	3,460	67	筑後市	公	402
遠賀町	公共下水	66.2	91.7	121.8	3,348	68	岡垣町	漁	410
新宮町	公共下水	67.1	91.6	133.4	3,240	69	中間市	公	425
古賀市	公共下水	68.8	98.7	213.0	2,770	70	行橋市	公	431
福津市	公共下水	69.0	101.5	161.9	2,916	71	朝倉市	環	493
宇美町	公共下水	70.2	100.0	169.5	3,150	72	苅田町	農	508
香春町	特定地域	70.6	94.7	94.7	4,320	73	鞍手町	公	536
岡垣町	漁業集落	71.4	100.0	136.0	3,090	74	朝倉市	公	563

小郡市	公共下水	74.4	96.1	126.9	3,510	75	八女市	公	568
みやま市	特定地域	74.8	93.5	93.5	4,320	76	糸島市	環	569
久山町	公共下水	78.6	91.6	199.8	2,940	77	大川市	公	572
篠栗町	公共下水	78.9	96.6	169.6	2,970	78	福津市	環	577
芦屋町	公共下水	80.8	100.0	156.1	3,402	79	柳川市	公	600
粕屋町	公共下水	81.8	91.2	126.6	2,700	80	みやま市	公	618
志免町	公共下水	87.8	100.0	152.2	2,613	81	福岡市	農	628
久留米市	公共下水	93.8	99.0	257.0	3,034	82	須恵町	農	628
飯塚市	公共下水	95.9	100.0	290.9	3,033	83	古賀市	農	665
北九州市	公共下水	97.2	97.2	242.1	2,207	84	築上町	公	674
大牟田市	公共下水	97.5	100.0	272.1	4,039	85	吉富町	公	686
那珂川町	個別排水	100.0	100.0	122.9	3,340	86	久留米市	環	700
那珂川町	特環下水	100.2	100.2	497.4	3,340	87	直方市	公	731
大野城市	公共下水	101.1	101.1	198.1	2,899	88	八女市	農	756
筑紫野市	公共下水	102.9	102.9	169.6	3,300	89	北九州市	漁	775
宗像市	公共下水	105.2	105.2	230.2	3,073	90	久山町	環	800
岡垣町	公共下水	105.7	105.7	174.3	3,090	91	那珂川町	環	818
春日市	公共下水	110.5	110.5	224.3	3,110	92	宮若市	公	856
那珂川町	公共下水	118.4	118.4	193.1	3,340	93	北九州市	環	921
糸島市	公共下水	122.4	122.4	256.2	3,580	94	太宰府市	環	1,019
福岡市	公共下水	125.2	125.2	269.0	2,602	95	宮若市	環	1,227
太宰府市	特環下水	149.0	149.0	240.7	3,034	96	朝倉市	小	1,331
太宰府市	公共下水	164.8	164.8	235.1	3,034	97	小竹町	公	1,976

公：公共下水、環：特環下水、農：農業集落、漁：漁業集落、小：小規模集合、
特：特定地域生活排水、個：個別排水

【数値の出所は平成29年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

○ 分流式下水道等に用する経費の操出の基準

分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

表-28 市町村別の分流式下水道等に用する経費 単位：百万円

平成29年 度	公 共 下 水 道	特 定 環 境 下 水 道	農 業 集 落	漁 業 集 落	小規 模 集 合	特 定 地 域	個 別 排 水	合 計
北九州市				10				10
福岡市			102	54				156
大牟田市	31							31
久留米市	231	122	111			34		498
直方市	282		28					310
飯塚市	40		13					53
田川市								
柳川市	268							268
八女市	291		19				1	310
筑後市	144							144
大川市	164							164
行橋市	209		31					240
豊前市	244		21					264

中間市	365							365
小郡市	254							254
筑紫野市		28	108					136
春日市				13				13
大野城市								
宗像市								
太宰府市								
古賀市	377		12					388
福津市	302	18	13					320
うきは市		651				8		673
宮若市	61	9						70
嘉麻市								
朝倉市	173	59	100		2	23		357
みやま市	58		20			54		132
糸島市		14	55	2			2	73
那珂川町							0	
宇美町	182							182
篠栗町	103							103
志免町	82							82
須恵町	170		22					192
新宮町	154			4				157
久山町	34	4						37
柏屋町	86							86
芦屋町	75	1						76
水巻町	172							172
岡垣町			13		5			18
遠賀町	89		33					122
小竹町	25		16					41
鞍手町	156							156
桂川町								
筑前町	472		62					534
東峰村								
大刀洗町	204		54					258
大木町		72						72
広川町								41
香春町								
添田町								
糸田町								
川崎町								
大任町								
赤村								
福智町								
苅田町	139		20					159
みやこ町	13		38					51
吉富町	89							89
上毛町			16					16
築上町	44	38	67					150
計	5,853	945	974	87	2	161	3	8,024

林業集落と簡易排水を実施している事業体はない。

- 全事業の総額は4,778億円(平成29年度)(平成28年度は4,816億円)
- 「分流式下水道等に用する経費」は、平成18年度に新設されましたが、当該操出しが不採算経費に対するもの【数値の出典は平成29年度地方公営企業年鑑】

○ 経費回収率について

経費回収率とは、汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す指標です。

下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費すべてを使用料によって賄うことが原則であることから、経費回収率は下水道事業の経営を最も端的に表している指標といわれています。

この指標の影響因子について、「平成26年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」では次のように解説しています。『事業別・類型別使用料等の概況をみると、供用開始後年数が小さいほど、回収率は小さくなっている。これは、供用開始後間もない事業体においては、有収水量が少なく、汚水処理費の多くを賄えない状況にあるためと思われる。このような事業体では、汚水処理費すべてを使用料の対象経費とすると、その結果、使用料が著しく高額となるため、過度的に使用料の対象とする資本費の範囲を限定している場合がある。しかし、汚水処理費については、経費の負担区分に基づき一般会計等が負担する経費を除き、維持管理費、資本費にかかわらず、使用料対象経費とすべきことが原則である。よって、有収水量の確保を図ることにより、早急に資本費を使用料対象経費とするよう努めるべきである。また、供用開始後間もない団体にあっても、少なくとも維持管理費は使用料により回収すべきである。経費回収率(維持管理費)が100%を下回っている団体は、早急に、組織の簡素合理化、定員管理の適正化、業務の民間委託等を推進することにより、経費の徹底的な抑制を図る一方、使用料の適正化を図ることにより、回収率の向上に取り組む必要がある。』

また、(公益社団法人)日本下水道協会が平成26年6月18日に公表した「下水道経営改善ガイドライン」では、経費回収率(控除後)について、使用料の適正な設定等の観点から、80%未満を早急に改善が必要なCランクに設定しています。

さらに、伊藤氏は2017年4月号の下水道協会誌(pp. 61~68、Vol. 54、No. 654)に「下水道経営の現状・課題について」との見出いで、次のように述べています。

経費回収率(=使用料単価/(汚水処理原価(維持管理)+汚水処理原価(資本)))の各構成要素の推移を見ると、**使用料単価は漸増傾向、汚水処理原価(維持管理)は横ばいで推移しているのに対し、汚水処理原価(資本)は減少傾向**にある。

これを経費回収率の改善(変化率)に対する要因別の寄与度として分析すると、**汚水処理原価(資本)の減少が経費回収率の改善の主な要因**となっていることが確認できる。

資本費減少による寄与度は、特に平成18年～20年度が大きく、操出基準の見直し(平成18年度における分流式下水道に係る操出基準の創設等)や、補償金免除の繰上償還(平成19～24年度)の影響と考えられる。また、平成26年度の寄与度も比較的大きいが、同年度の公営企業会計基準の見直しにより、みなし償却制度が廃止されており、収益計上された長期前受金戻し入れは経費回収率算定の際の費用から控除されるため、地方公営企業法を適用している事業における経費回収率改善の要因の一つとなったことが影響していると推測される。なお、**使用料収入も経費回収率改善に寄与している年が多いが、その割合は大きくなく、悪化させる方向に寄与している年もある**。また、維持管理費については、寄与度は大きくないが、平成21年を除き、経費回収率を悪化させる方向に寄与している。(略)

人口規模別に経費回収率についてみると、小規模な団体ほど低く、規模が大きい団体ほ

ど高い傾向にあること、その主な要因としては、汚水処理原価が小規模団体ほど高い傾向になること(特に、維持管理費についてその傾向が顕著であること)が確認できる。この背景としては、下水道事業における規模のメリットの存在とともに、小規模団体ほど供用開始後経過年数が短い傾向にあり、事業の立ち上がり期においては処理区域全体が接続できる状態には至っていないため、一般的に汚水処理原価が高く厳しい経営環境にある、という下水道事業の特性が指摘できる(例えば、1万人未満の団体の供用開始後経過年数が平均18年であるのに対し、政令指定都市のそれは平均約46年である)。・・(略)・・

以上紹介したとおり、おおよその傾向として、人口規模が小さく、供用開始後経過年数が少ない団体にあっては、経営状況はより厳しいものとなっている。これらの団体では、下水道整備途上であるため使用料収入の増加が続いているところも多いと思われるが、将来的に概成した暁には、節水傾向や人口減少の影響を受けて使用料収入が減少に転じることも想定される。他方、人口規模が大きく概成済の団体では、現在の経営状況は比較的良好であるものの、使用料収入が横ばいまたは漸減傾向となる中で、維持管理費の増加や今後の更新需要の急増にいかに対応するかが課題となっていると考えられる。

このように、健全な経営を確保することはいずれの団体にとっても引き続き取り組むべき課題と考えられる一方で、使用料水準、経費回収率ともに、平均より低い水準にある団体には、近年使用料の改定がなされていない団体が多い状況にあり、適切な下水道使用料の設定という点では依然不十分な状況にあるといえる。

平成29年度における控除前経費回収率の最頻値は、公共下水道が「40%超60%以下」、その他の事業が「20%超40%以下」であり、主な事業の平均値を降順で並べると、公共下水道が84.0%、特定地域生活排水処理事業が47.3%、特環下水道が39.7%、農業集落排水事業が29.2%、と公共下水道以外は低い状況です。

経費回収率が100%以上と必要経費が賄えているのは、公共下水道が132事業体(全体の11.3%)、特環下水道が20事業体(同2.8%)、農業集落排水施設等が9事業体(同0.8%)、浄化槽事業が5事業体(同1.2%)、合わせて166事業体と総数の4.7%でしかない状況です。

一方、控除後経費回収率は、各事業とも控除前に比べ1～2階級高くなり、主な事業の平均値を降順で並べると、公共下水道が101.3%、特環下水道が75.6%、農業集落排水事業が60.6%、特定地域生活排水処理事業が59.7%、となります。また、100%以上は、公共下水道が359事業体(全体の30.6%)、特環下水道が135事業体(同18.7%)、農業集落排水施設等が75事業体(同6.3%)、浄化槽事業が25事業体(同5.9%)、合わせて594事業体と総数の16.9%まで増加しますが、それでもまだ低い状況と思いませんか。

さらに、経費回収率(維持管理費)が100%を下回り、総務省からイエローカードが出されている事業体は、公共下水道が238事業体(全体の20.3%)、特環下水道が371事業体(同51.5%)、農業集落排水施設等が1,029事業体(同86.1%)と、合わせて1,638事業体(同53.0%)もあります。

- 農業集落排水施設等とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水処理施設及び小規模集合排水処理施設を合わせたもの。浄化槽事業とは、特定地域生活排水処理施設と個別排水処理施設を合わせたもの。
- 控除前とは、資本費から「分流式下水道等に要する経費(不採算経費)」を控除する前(本来)の経費回収率を表す。

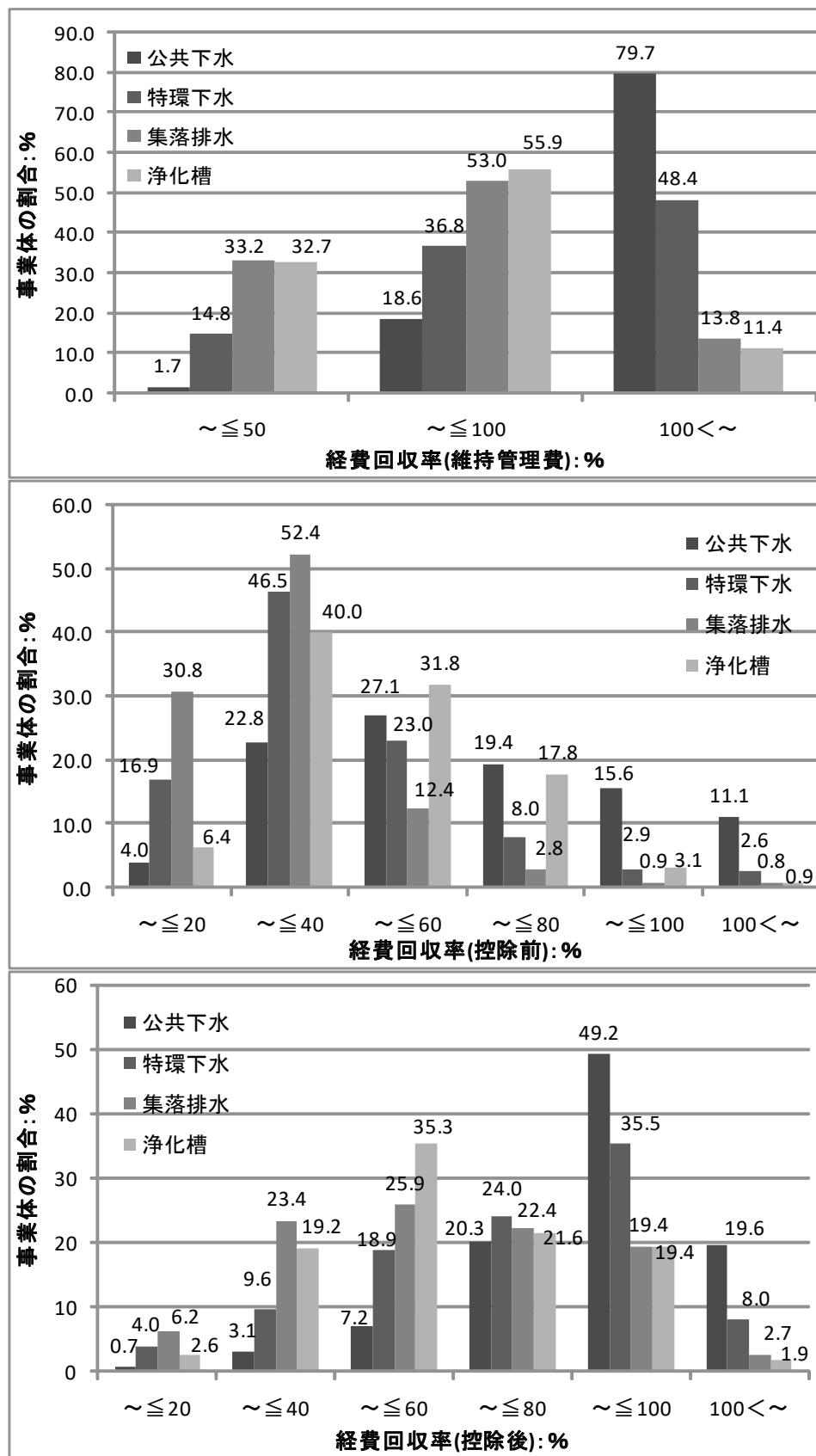


図-5 事業別の経費回収率の分布
【数値の出所は、総務省「平成29年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」】

(7) 経営比較分析表における全体総括

・・・略・・・

表-29 公営企業で実施されている上下水道事業における使用料と経費回収状況

平成29 年 度	汚 水 处 理			上水道(末端給水事業)			家庭用 使用料 A+B	
	事業名	経費回収率: %		家庭 使用料 A	家庭 使用料 B	料 金 回収率 %		
		控除前	控除後					
北九州市	公共下水	97.2	97.2	2,207	2,160	97.59		
	特環下水	30.7	30.7	2,207				
	漁業集落	11.2	17.9	2,207				
福岡市	公共下水	125.2	125.2	2,602	2,775	114.85		
	農業集落	10.5	30.7	2,602				
	漁業集落	13.3	19.3	2,602				
大牟田市	公共下水	97.5	100.0	4,039	3,909	110.46		
久留米市	公共下水	93.8	99.0	3,034	2,538	118.08		
	特環下水	35.8	100.0	3,034				
	農業集落	39.0	84.7	3,672	3,880	110.64		
	特定地域	62.6	80.4	4,320			8,200	
直方市	公共下水	32.0	50.5	3,455	4,005	96.30		
	農業集落	28.8	45.3	3,885			7,890	
飯塚市	公共下水	95.9	100.0	3,033	2,224	99.03		
	農業集落	22.5	57.1	4,320			6,544	
田川市	—	—	—	3,920	118.00		3,920	
柳川市	公共下水	37.8	100.0	3,390	3,390	112.86		
八女市	公共下水	37.0	85.8	3,855	4,510	112.23		
	農業集落	33.7	98.1	3,800	3,086	82.95	簡易水	
	個別排水	60.2	81.7	3,800			6,886	
筑後市	公共下水	42.9	56.4	3,850	3,520	143.17		
大川市	公共下水	35.1	88.6	4,000	4,060	102.10		
行橋市	公共下水	50.2	81.7	3,460	3,930	141.32		
	農業集落	48.8	95.3	5,860			7,390	
豊前市	公共下水	35.8	100.6	3,240	4,490	86.45		
	農業集落	22.9	89.0	3,240			7,730	
中間市	公共下水	48.4	85.1	3,056	2,440	99.96		
小郡市	公共下水	74.4	96.1	3,510	3,880	110.64		
筑紫野市	公共下水	102.9	102.9	3,300	3,450	114.07		
	特環下水	57.5	100.0	3,300				
	農業集落	22.2	51.8	3,300				
春日市	公共下水	110.5	110.5	3,110	3,585	89.86		
大野城市	公共下水	101.1	101.1	2,899	3,564	95.37		
							6,463	

宗像市	公共下水	105.2	105.2	3,073	4,018	110.59		7,091
	漁業集落	31.7	35.7	3,073	4,018	29.42	簡易水	7,091
太宰府市	公共下水	164.8	164.8	3,034	3,898	117.04		6,932
	特環下水	149.0	149.0	3,034				
古賀市	公共下水	68.8	98.7	2,770	3,870	101.79		6,640
	農業集落	20.7	26.3	2,770				
福津市	公共下水	69.0	101.5	2,916	4,018	110.59		6,934
	特環下水	58.4	98.1	2,916	4,018	29.42	簡易水	6,934
うきは市	特環下水	37.3	98.1	3,348	1,180	52.56	簡易水	4,528
	農業集落	18.3	36.9	3,348				
	特定地域	36.1	45.1	2,592				3,772
宮若市	公共下水	18.2	29.0	3,672	3,780	110.20		7,452
	特環下水	14.7	20.1	3,672	3,780	44.30	簡易水	7,452
嘉麻市	—	—	—	3,002	117.71			3,002
朝倉市	公共下水	63.2	100.1	4,320	3,618	116.27		7,938
	特環下水	46.7	72.3	4,320				
	農業集落	41.0	79.4	4,320	1,890	38.46	簡易水	6,210
	小規模集	17.9	33.7	4,320				
	特定地域	57.6	65.1	4,320				
みやま市	公共下水	33.6	69.9	3,635	3,446	99.22		7,081
	農業集落	29.6	52.3	3,635				
	特定地域	74.8	93.5	4,320				7,766
糸島市	公共下水	122.4	122.4	3,580	4,190	107.81		7,770
	特環下水	27.0	42.2	3,580				
	農業集落	46.6	100.1	3,580				
	漁業集落	33.9	53.5	3,580				
	個別排水	36.9	50.0	3,580				
那珂川町	公共下水	118.4	118.4	3,340	3,585	89.86		6,925
	特環下水	100.2	100.2	3,340				
	個別排水	100.0	100.0	3,340				
宇美町	公共下水	70.2	100.0	3,150	4,240	105.03		7,390
篠栗町	公共下水	78.9	96.6	2,970	2,665	92.49		5,635
志免町	公共下水	87.8	100.0	2,613	3,866	113.61		6,479
須恵町	公共下水	59.6	99.6	2,800	3,850	110.44		6,650
	農業集落	22.1	58.2	2,800				
新宮町	公共下水	67.1	91.6	3,240	3,900	103.37		7,140
	漁業集落	34.2	47.5	3,240	5,450	23.50		8,690
久山町	公共下水	78.6	91.6	2,940	2,480	117.35		5,420
	特環下水	21.8	86.7	2,940				

柏屋町	公共下水	81.8	91.2	2,700	3,610	115.29		6,310	
芦屋町	公共下水	80.8	100.0	3,402	2,160	97.59		5,562	
	特環下水	56.8	71.9	3,402					
水巻町	公共下水	64.4	99.6	3,402	2,160	97.59		5,562	
岡垣町	公共下水	105.7	105.7	3,090	2,880	97.23		5,970	
	農業集落	62.1	100.0	3,090					
	漁業集落	71.4	100.0	3,090					
遠賀町	公共下水	66.2	91.7	3,348	2,440	99.96		5,788	
	農業集落	31.9	53.9	3,348					
小竹町	公共下水	7.7	13.0	4,100	3,950	89.78		8,050	
	農業集落	45.7	90.6	6,910				10,860	
鞍手町	公共下水	33.3	88.4	3,024	2,700	94.43		5,724	
桂川町	—	—	—	—	2,740	117.81			
筑前町	公共下水	44.7	100.0	3,780	4,428	63.63		8,208	
	農業集落	34.0	75.1	3,780					
東峰村	—	—	—	—	3,240	30.87	簡易水	3,240	
大刀洗町	公共下水	50.9	98.4	3,465	3,880	110.64		7,345	
	農業集落	27.0	74.4	3,465					
大木町	—	—	—	—	3,800	123.51		3,800	
広川町	公共下水	56.2	84.6	3,845	4,370	121.57		8,215	
香春町	特定地域	70.6	94.7	4,320	4,336	54.18		8,656	
添田町	—	—	—	—	3,898	100.88		3,898	
糸田町	—	—	—	—	4,755	97.76		4,755	
川崎町	—	—	—	—	4,737	100.85		4,737	
大任町	—	—	—	—	3,360	60.68		3,360	
赤村	—	—	—	—	3,950	102.72	簡易水	3,950	
福智町	—	—	—	—	4,380	100.48		4,380	
苅田町	公共下水	64.4	100.0	3,460	3,130	108.34		6,590	
	農業集落	15.9	25.6	3,460					
みやこ町	公共下水	55.1	78.6	3,670	4,370	53.20		8,040	
	農業集落	55.1	82.4	3,670					
吉富町	公共下水	22.8	65.9	3,110	4,050	117.93		7,160	
上毛町	農業集落	34.3	50.7	5,830	4,540	46.78	簡易水	10,370	
築上町	公共下水	12.1	28.2	5,400	4,800	105.24		10,200	
	特環下水	57.3	100.0	5,400					
	農業集落	52.0	100.0	5,400					
平成29 年 度	汚 水 处 理				上水道(末端給水事業)			家庭用 使用料 A + B	
	事業名	経費回収率 : %		家庭	家庭	料 金	備 考		
		控除前	控除後	使用料 A	使用料 B	回収率 %			

家庭使用料は円/(20m³・月)、簡易水：簡易水道

芦屋町と水巻町の水道料金は、上水道サービスを委託している北九州市の値を引用

遠賀町の水道料金は、上水道サービスを委託している中間市の値を引用

【汚水処理に関する数値は平成29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」、上水に関する数値は平成29年度経営比較分析表より、それぞれ引用】

表-30 汚水処理の一般家庭使用料(円/(20m³・月))が上位の事業体における水道料金など

平成29年度 家庭使用料は 円/(20m ³ ・月) 団体名	汚水処理			上水道		家庭用 使用料 A+B	
	事業名	経費回収率：%		家庭 使用料 A	家庭 使用料 B		
		控除前	控除後				
北海道夕張市	公共下水	26.7	76.2	5,008	6,841	75.39	
北海道由仁町	農業集落	42.7	66.9	5,190	6,379	32.13	
長崎県平戸市	農業集落	19.4	31.6	6,160	4,730	96.16	
福岡県小竹町	農業集落	45.7	90.6	6,910	3,950	89.78	
北海道浦臼町	特環下水	34.5	94.1	4,788	6,058	95.28	
秋田県湯沢市	特定地域	59.6	82.6	6,560	4,217	96.07	
北海道栗山町	公共下水	59.1	93.1	4,795	5,590	108.93	
福岡県上毛町	農業集落	34.3	50.7	5,830	4,540	46.78	
北海道三笠市	公共下水	80.5	100.5	5,222	5,142	96.14	
北海道秩父別町	農業集落	60.4	85.0	4,736	5,495	82.10	
福井県小浜市	農業集落	62.8	100.0	7,830	2,397	120.60	
福岡県築上町	公共下水	12.1	28.2	5,400	4,800	105.24	
北海道妹背牛町	農業集落	45.2	95.1	4,702	5,495	82.10	
北海道芽室町	個別排水	44.3	67.3	5,040	5,151	106.36	
北海道網走市	個別排水	67.3	94.4	5,875	4,298	115.39	
北海道北竜町	農業集落	33.7	63.5	4,860	5,270	70.35	
北海道美唄市	公共下水	60.0	95.5	4,998	5,124	110.73	
茨城県桜川市	農業集落	37.1	75.4	4,724	5,184	93.35	
福岡県行橋市	農業集落	48.8	95.3	5,860	3,930	141.32	
福島県下郷町	農業集落	18.9	19.9	5,800	3,890	57.42	
福島県会津美里町	公共下水	34.2	65.9	4,860	4,730	105.23	
愛媛県宇和島市	漁業集落	25.2	34.9	4,795	4,745	118.52	
北海道芦別市	公共下水	81.5	97.6	4,946	4,466	87.35	
福島県小野町	特定地域	85.3	86.8	4,860	4,428	91.30	
北海道歌志内市	公共下水	31.8	100.0	4,709	4,528	98.67	
北海道砂川市	公共下水	91.5	111.6	4,670	4,528	98.67	
石川県宝達志水町	特環下水	63.9	99.5	4,968	4,208	100.47	
岩手県一戸町	特定地域	116.1	129.6	4,970	4,200	118.73	
山形県長井市	特定地域	74.6	77.1	4,950	4,212	112.12	
福島県金山町	農業集落	27.3	39.5	4,860	4,161	63.96	
						9,021	

【汚水処理に関する数値は平成29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」、上

水に関する数値は平成29年度経営比較分析表より、それぞれ引用】

・・・略・・・

(8) 水道料金の事業主体別の将来予測値(破綻しないため)

【出典、新日本有限責任監査法人、水の安全保障戦略機構事務局、2018年3月29日、「人口減少時代の水道料金はどうなるのか?(改訂版)】

・・・略・・・

表-34 福岡県下の事業主体別の将来予測値等

順位	事業主体名	料金(20m ³ /月)		料金改定年度	総人口減少率%	2040年想定人口人
		将来予測値(降順)	2015年度			
1	北九州市	3,103	2,160	2019	-19	815,900
2	福岡市	3,412	2,775	2027	-4	1,439,182
3	大牟田市	5,026	3,909	2021	-32	78,862
4	久留米市	3,591	2,538	2022	-18	243,945
5	直方市	5,045	4,005	2017	-23	42,784
6	飯塚市	3,729	2,224	2016	-18	104,962
7	田川市	4,585	3,920	2023	-20	39,296
8	柳川市	4,812	3,390	2018	-27	49,921
9	嘉麻市	3,392	3,002	2028	-34	25,998
10	朝倉市	4,389	3,618	2022	-28	38,750
11	八女市	4,934	4,510	2031	-30	45,500
12	筑後市	3,728	3,520	2034	-11	43,282
13	大川市	4,755	4,060	2020	-29	25,184
14	行橋市	3,983	3,930	2039	-16	58,208
15	豊前市	6,887	4,490	2016	-26	19,041
16	中間市	2,985	2,440	2021	-28	43,250
17	三井水道企業団	4,134	3,880	2031	-16	309,987
18	筑紫野市	3,772	3,450	2028	-6	95,774
19	春日那珂川水道企業団	5,183	3,585	2021	-9	142,827
20	大野城市	3,912	3,564	2021	-4	93,002
21	太宰府市	3,986	3,898	2036	-2	71,249
22	宇美町	3,602	3,350	2016	-16	32,057
23	篠栗町	3,108	2,665	2016	-7	29,157
24	志免町	4,870	3,866	2016	8	49,450
25	須恵町	4,833	3,850	2019	-7	24,501
26	新宮町	3,900	3,900	改定なし	6	28,147
27	古賀市	3,870	3,870	改定なし	-5	55,898
28	久山町	2,480	2,480	改定なし	-7	7,872
29	粕屋町	3,610	3,610	改定なし	21	54,518
30	岡垣町	3,756	2,880	2017	-11	28,750
31	小竹町	4,436	3,950	2027	-36	5,103
32	鞍手町	3,253	2,700	2016	-36	10,293
33	宮若市	8,535	3,780	2019	-21	22,751

34	桂川町	2,971	2,740	2031	-27	9,650
35	筑前町	11,486	4,428	2016	-16	24,106
36	糸島市	5,324	4,190	2022	-15	83,311
37	大木町	4,532	3,670	2024	-10	12,806
38	広川町	4,596	4,370	2036	-11	17,870
39	みやま市	4,700	3,446	2020	-32	25,824
40	香春町	10,180	4,336	2019	-34	7,165
41	添田町	5,340	3,898	2016	-36	6,428
42	福智町	5,710	4,380	2017	-24	17,928
43	糸田町	5,964	4,755	2024	-30	6,364
44	川崎町	5,785	4,737	2016	-37	10,536
45	大任町	8,278	3,360	2016	-25	3,926
46	苅田町	3,380	3,380	改定なし	-18	30,302
47	みやこ町	22,239	4,370	2016	-33	13,654
48	築上町	4,962	4,800	2037	-31	12,575
49	吉富町	6,207	4,050	2021	-23	5,078

数値の出所：新日本有限責任監査法人と水の安全保障戦略機構事務局とが2018年3月29日に発表した「人口減少時代の水道料金はどうなるのか？(改訂版)」

・・・略・・・

§ 4. 市町村の財政状況

・・・略・・・

(1) 主な財政指標

表－1 主な財政指標(経常収支比率と実質公債費比率)

平成29年度 (経常収支比率：実質公債費比率)	経常収支比率：%					
	～80%未満 適 正	80%以上～90%未満 やや硬直化	90%以上～ 財政硬直化			
実質公債費比率	～ 10%未満	大刀洗町 (81.5 : 6.0) 赤村 (82.7 : △4.4) 上毛町 (84.2 : 0.9) 東峰村 (84.7 : 6.1) みやこ町 (85.5 : 3.4) 吉富町 (86.1 : 7.9) 大木町 (86.2 : 7.5) 須恵町 (86.7 : 7.6) 大野城市 (86.8 : 1.0) 糸島市 (87.6 : 5.5) 筑紫野市 (87.8 : 5.5) 朝倉市 (88.7 : 8.1) 水巻町 (88.9 : 3.4) 行橋市 (89.1 : 5.7) 春日市 (89.3 : 1.3) みやま市 (89.5 : 5.2) 新宮町 (89.9 : 8.1)	広川町 (90.1 : 6.7) 香春町 (90.1 : 3.4) 志免町 (90.3 : 5.8) 那珂川町 (90.5 : 4.1) 宮若市 (90.9 : 5.0) 太宰府市 (92.1 : 0.5) 筑後市 (92.2 : 6.9) 柳川市 (92.5 : 6.9) 宗像市 (92.9 : 0.3) 福智町 (92.9 : 4.7) 福津市 (93.3 : 6.3) 筑上町 (93.3 : 7.6) うきは市 (93.5 : 9.6) 八女市 (93.7 : 8.9) 遠賀町 (93.9 : 6.5) 岡垣町 (94.7 : 3.8) 古賀市 (95.0 : 5.3) 糸田町 (95.0 : 5.9) 久留米市 (95.3 : 3.6) 嘉麻市 (95.6 : 4.6) 大川市 (95.8 : 9.1) 飯塚市 (96.1 : 4.2) 桂川町 (96.1 : 4.1) 大牟田市 (96.3 : 9.1) 宇美町 (96.5 : 9.1) 田川市 (96.9 : 8.1) 芦屋町 (97.0 : 8.3) 川崎町 (97.4 : 8.5) 篠栗町 (97.9 : 6.7) 鞍手町 (98.3 : 8.5) 直方市 (98.8 : 8.0) 添田町 (99.2 : 6.2)	荘田町 (86.0 : 11.5)	久山町 (90.1 : 13.7) 福岡市 (92.5 : 11.7) 粕屋町 (93.0 : 10.8) 筑前町 (95.5 : 14.0) 小竹町 (95.8 : 11.6) 豊前市 (96.4 : 10.1) 小郡市 (98.3 : 11.9) 中間市 (98.5 : 14.6) 北九州市 (99.4 : 12.2)	大任町 (98.6 : 17.1)
%	10%以上～ 16%未満					
	16%以上～					

60市町村の平均(94.1& 9.0)、福岡県(96.8&11.8)

【数値の出所は総務省、地方公共団体の主要財政指標一覧、市町村別決算状況調】

- 経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標で、「用途が限定されていらない収入額」に占める「人件費、扶助費(社会福祉費)、公債費(借金の返済)など経

的な経費」の割合です。

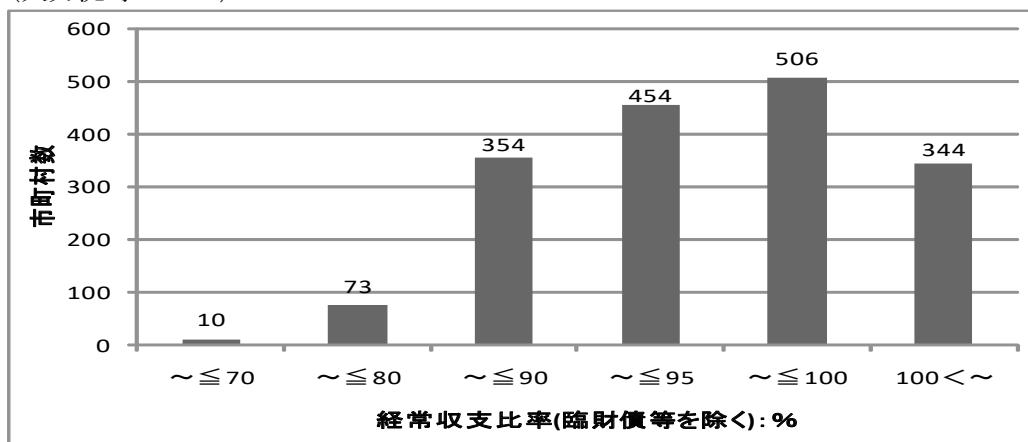
- 実質公債費比率とは、公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すものです。

市町村の平均	経常収支比率	実質公債費比率	財政力指数
平成29年度	92.8%	6.4%	0.51
平成28年度	92.5%	6.9%	0.50
平成27年度	90.0%	7.4%	0.50

【出典：総務省の資料】

経常収支比率の区分(全市町村)	80%未満	80%以上～90%未満	90%以上～100%未満	100%以上～	合 計
平成29年度 92.8%	124 (7.2%)	691 (40.2%)	862 (50.2%)	41 (2.4%)	1,718 (100.0%)
平成28年度 92.5%	162 (9.4%)	768 (44.7%)	755 (43.9%)	33 (1.9%)	1,718 (100.0%)
平成27年度 90.0%	237 (13.8%)	966 (56.2%)	506 (29.5%)	9 (0.5%)	1,718 (100.0%)

- 減収補填債(特例分)及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた経常収支比率
(北九州市：112.7)、(福岡県：108.6)、(直方市：105.2)、(小郡市：105.0)
(中間市：103.9)、(鞍手町：103.8)、(篠栗町：103.4)、(添田町：103.3)
(大任町：102.7)、(宇美町：102.4)、(福岡市：102.3)、(久留米市：102.2)
(田川市：102.0)、(豊前市：101.9)、(川崎町：101.9)、(大川市：101.8)
(芦屋町：101.8)、(大牟田市：101.7)、(飯塚市：101.6)、(古賀市：101.3)
(桂川町：101.0)、(岡垣町：100.8)、(筑前町：100.7)、(遠賀町：100.3)
(小竹町：100.1)、(嘉麻市：99.8)、(粕屋町：99.1)、(糸田町：99.1)
(太宰府市：99.0)、(福津市：99.0)、(宗像市：98.7)、(八女市：98.3)
(筑後市：98.1)、(うきは市：98.0)、(築上町：97.7)、(柳川市：97.4)
(志免町：97.2)、(福智町：96.8)、(新宮町：96.0)、(広川町：95.8)
(那珂川町：95.8)、(宮若市：95.7)、(行橋市：95.1)、(久山町：95.0)
(水巻町：94.8)、(香春町：94.5)、(春日市：94.2)、(朝倉市：94.0)
(筑紫野市：93.9)、(みやま市：93.9)、(大野城市：93.2)、(糸島市：92.5)
(須恵町：91.8)、(大木町：91.7)、(吉富町：90.5)、(みやこ町：89.9)
(上毛町：88.0)、(東峰村：87.8)、(苅田町：86.0)、(赤村：85.9)
(大刀洗町：85.8)



図－1 臨財債等を除いた経常収支比率の分布(平成29年度)

- 平成28年9月26日付け日本経済新聞に「国の借金肩代わり「赤字地方債」増勢 自治体の警戒心強く」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

自治体の赤字地方債「臨時財政対策債」(臨財債)の発行額が増加に転じそうだ。臨財債の発行額は2016年度まで3年連続で減ったが、総務省がまとめた仮試算では、17年度は増加する見通しとなった。**地方財政の将来リスクが高まる兆しが出てきた。**

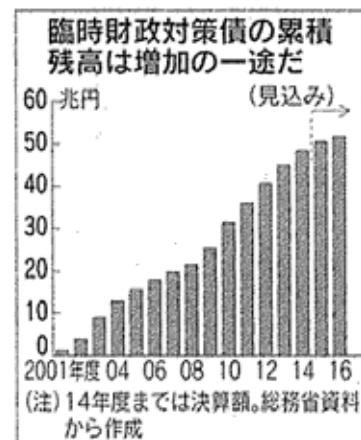
「臨財債の発行抑制を進めてきたが、17年度は臨財債の増加が生じてしまう。大変厳しい状況だ」。高市早苗総務相は9月2日の記者会見で、同省が8月末にまとめた「17年度の地方財政の課題」で、臨財債の仮試算額が16年度の地方の予算をまとめた地方財政計画に比べ**9千億円増える見通し**となったことに警戒感をにじませた。

自治体財政では、標準的な行政サービスを行うために必要な費用(基準財政需要額)を算定したうえで、地方税収など標準的な収入(基準財政収入額)を差し引き、不足分を調整する財源として国から地方交付税が交付される。所得税や酒税などの一定割合を交付税の原資と定めている。ただ**高齢化の進展などで地方の行政サービスが増える中、近年は国税の一定割合だけでは交付税額を確保できない**。そこで国は、交付税で後々に元利償還金を全額補填する約束で、自治体に借金してもらい財源を確保する臨財債を導入した。自治体からみれば、交付税の不足分を『肩代わり』している形だ。01年度に3年間の臨時措置として創設されたが、事実上恒常化している。

毎年度の財源不足分を国と半分ずつ補う「**折半対象財源不足額**」に対応する臨財債と、過去の臨財債の償還に充てる臨財債の2種類ある。17年度の仮試算では「**折半対象財源不足額**」分が16年度比で6千億円伸び、過去の償還分も3千億円増えた。税収が横ばいの見通しであるほか、ここ数年、前年度の国税決算が見込みより伸びたことで生じた繰越金がなくなることも響いている。

全国の自治体が発行する臨財債の16年度の残高見込みは計約51兆7千億円に達する。元利償還金を交付税で補填する約束とはいえ、臨財債に対する自治体の警戒感は強い。

埼玉県の上田清司知事は9月6日の記者会見で、臨財債について「『後で金ができたら返すから』という中央政府の仕組みは、でたらめとしか云いようがない」と改めて批判した。ここ数年の臨財債の減額傾向は評価するものの、発行額が再び増勢に転じる場合は「大きな運動を起こしたい」と、臨財債の発行規模が大きい府県で連携し、臨財債の見直しを求める構えも見せた。(後略)





図－2 基金増加率と臨時財政対策歳の増加率
～3年間の市レベルでの臨財債の新規発行額合計5.8兆円、基金残高増加額1.1兆円～
【出典：平成29年11月16日開催の経済財政諮問会議配付資料】

表－2 市町村別の積立金現在高の推移

	積立金現在高：百万円			B／C	積立金現在高 の増減割合 H29年度
	平成14年度 A	平成29年度 B	(B-A)/15 C		
北九州市	71,506	39,975	-2,102	-19	芦屋町 -7 1
福岡市	59,732	62,049	154	増加	宇美町 -11 2
大牟田市	2,329	7,213	326	増加	中間市 -13 3
久留米市	22,701	18,589	-274	-68	北九州市 -19 4
直方市	5,893	4,293	-107	-40	篠栗町 -19 5
飯塚市	15,376	23,035	511	増加	小竹町 -19 6
田川市	12,437	16,996	304	増加	遠賀町 -26 7
柳川市	8,168	12,437	285	増加	新宮町 -28 8
八女市	13,490	20,287	453	増加	直方市 -40 9
筑後市	5,742	5,911	11	増加	岡垣町 -50 10
大川市	1,623	3,337	114	増加	久留米市 -68 11
行橋市	7,867	11,556	246	増加	鞍手町 -81 12
豊前市	2,206	2,490	19	増加	柏屋町 -82 13
中間市	4,518	2,118	-160	-13	福津市 -119 14
小郡市	3,172	3,298	8	増加	大野城市 -143 15
筑紫野市	10,652	11,357	47	増加	桂川町 -143 16
春日市	6,929	10,027	207	増加	香春町 -161 17
大野城市	17,188	15,551	-109	-143	大刀洗町 -169 18
宗像市	12,632	19,459	455	増加	吉富町 -172 19
太宰府市	4,890	4,954	4	増加	筑前町 -574 20
古賀市	4,907	5,871	64	増加	太宰府市 増加 21
福津市	11,748	10,432	-88	-119	筑後市 増加 22
うきは市	7,832	11,655	255	増加	嘉麻市 增加 23

宮若市	6,686	12,166	365	増加	小郡市	増加	24
嘉麻市	13,428	13,871	30	増加	福岡市	増加	25
朝倉市	10,234	15,198	331	増加	筑紫野市	増加	26
みやま市	7,658	9,655	133	増加	須恵町	増加	27
糸島市	8,086	9,856	118	増加	那珂川町	増加	28
那珂川町	9,006	9,929	62	増加	豊前市	増加	29
宇美町	3,714	1,590	-142	-11	古賀市	増加	30
篠栗町	3,349	1,889	-97	-19	福智町	増加	31
志免町	3,259	5,368	141	増加	糸島市	増加	32
須恵町	2,551	2,738	12	増加	久山町	増加	33
新宮町	5,298	3,436	-124	-28	みやま市	増加	34
久山町	1,086	1,363	18	増加	添田町	増加	35
柏屋町	4,280	3,625	-44	-82	田川市	増加	36
芦屋町	12,728	3,860	-591	-7	水巻町	増加	37
水巻町	3,076	4,313	82	増加	東峰村	増加	38
岡垣町	5,758	4,439	-88	-50	春日市	増加	39
遠賀町	7,178	4,546	-175	-26	川崎町	増加	40
小竹町	2,601	1,466	-76	-19	行橋市	増加	41
鞍手町	8,241	6,952	-86	-81	大木町	増加	42
桂川町	2,694	2,436	-17	-143	うきは市	増加	43
筑前町	5,901	5,744	-10	-574	朝倉市	増加	44
東峰村	2,534	3,587	70	増加	苅田町	増加	45
大刀洗町	4,249	3,898	-23	-169	飯塚市	増加	46
大木町	2,315	3,417	73	増加	八女市	増加	47
広川町	2,297	3,807	101	増加	柳川市	増加	48
香春町	4,576	4,182	-26	-161	赤村	増加	49
添田町	3,656	4,685	69	増加	宗像市	増加	50
糸田町	2,330	4,950	175	増加	築上町	増加	51
川崎町	2,073	3,011	63	増加	志免町	増加	52
大任町	1,725	3,348	108	増加	広川町	増加	53
赤村	2,702	4,085	92	増加	宮若市	増加	54
福智町	15,486	18,588	207	増加	大任町	増加	55
苅田町	3,360	4,995	109	増加	大川市	増加	56
みやこ町	5,136	13,215	539	増加	糸田町	増加	57
吉富町	2,441	2,242	-13	-172	みやこ町	増加	58
上毛町	3,102	8,707	374	増加	上毛町	増加	59
築上町	3,931	6,089	144	増加	大牟田市	増加	60
60市町村	502,263	540,136	2,525	増加	60市町村	増加	
H25年度		499,381					
H24年度	—	464,648					
H22年度	—	414,226					

※) H29年度の現在高を[平成14年度から平成29年度の15年間における減少額の年平均値]で除した値で、過去15年間と
同様な割合で積立金が減少した場合、何年後に積立金が0になるかを表している。

【数値の出所は、総務省、平成14年度の決算カードと平成29年度市町村別決算状況調】

表－3 標準財政規模に対する積立金現在高の割合

財政調整基 金／標準財 政規模	積立金現在高／ 標準財政規模 ：% H29年度		B／C	積立金現在高／ 標準財政規模：% H29年度 (昇順)		B／C	1718市 町村中
	3.5	北九州市	14.3	-19	北九州市	14.3	-19
6.7	福岡市	15.0	増加	福岡市	15.0	増加	71
9.4	大牟田市	26.0	増加	中間市	22.1	-13	176
11.1	久留米市	27.2	-68	宇美町	22.9	-11	190
23.6	直方市	32.8	-40	大牟田市	26.0	増加	236
25.1	飯塚市	70.0	増加	久留米市	27.2	-68	254
26.8	田川市	128.8	増加	小郡市	28.4	増加	285
34.0	柳川市	75.8	増加	篠栗町	31.8	-19	

54. 7	八女市	101. 8	増加	直方市	32. 8	-40
23. 9	筑後市	57. 0	増加	豊前市	35. 9	増加
26. 8	大川市	41. 2	増加	太宰府市	37. 4	増加
35. 8	行橋市	84. 2	増加	大川市	41. 2	増加
21. 2	豊前市	35. 9	増加	柏屋町	42. 3	-82
7. 6	中間市	22. 1	-13	久山町	47. 1	増加
19. 1	小郡市	28. 4	増加	糸島市	48. 9	増加
15. 2	筑紫野市	60. 6	増加	須恵町	49. 5	増加
12. 7	春日市	51. 9	増加	古賀市	50. 9	増加
27. 7	大野城市	83. 4	-143	春日市	51. 9	増加
30. 4	宗像市	99. 8	増加	小竹町	54. 5	-19
22. 6	太宰府市	37. 4	増加	新宮町	55. 3	-28
22. 3	古賀市	50. 9	増加	苅田町	56. 0	増加
45. 3	福津市	80. 4	-119	筑後市	57. 0	増加
57. 3	うきは市	130. 3	増加	筑紫野市	60. 6	増加
38. 6	宮若市	134. 9	増加	川崎町	61. 5	増加
29. 0	嘉麻市	108. 2	増加	志免町	63. 1	増加
29. 9	朝倉市	101. 5	増加	飯塚市	70. 0	増加
49. 2	みやま市	92. 2	増加	岡垣町	71. 0	-50
26. 4	糸島市	48. 9	増加	桂川町	74. 2	-143
17. 7	那珂川町	111. 3	増加	水巻町	75. 0	増加
20. 9	宇美町	22. 9	-11	柳川市	75. 8	増加
9. 0	篠栗町	31. 8	-19	筑前町	77. 5	-574
38. 9	志免町	63. 1	増加	福津市	80. 4	-119
41. 9	須恵町	49. 5	増加	大野城市	83. 4	-143
41. 7	新宮町	55. 3	-28	行橋市	84. 2	増加
34. 2	久山町	47. 1	増加	広川町	84. 5	増加
19. 3	柏屋町	42. 3	-82	みやま市	92. 2	増加
29. 7	芦屋町	105. 1	-7	宗像市	99. 8	増加
44. 1	水巻町	75. 0	増加	朝倉市	101. 5	増加
30. 2	岡垣町	71. 0	-50	八女市	101. 8	増加
26. 9	遠賀町	110. 9	-26	大刀洗町	103. 3	-169
26. 7	小竹町	54. 5	-19	芦屋町	105. 1	-7
28. 0	鞍手町	155. 1	-81	築上町	105. 4	増加
22. 4	桂川町	74. 2	-143	大木町	106. 6	増加
32. 6	筑前町	77. 5	-574	嘉麻市	108. 2	増加
97. 7	東峰村	262. 2	増加	吉富町	109. 3	-172
41. 5	大刀洗町	103. 3	-169	遠賀町	110. 9	-26
58. 7	大木町	106. 6	増加	那珂川町	111. 3	増加
43. 4	広川町	84. 5	増加	田川市	128. 8	増加
38. 2	香春町	133. 0	-161	添田町	129. 6	増加
91. 9	添田町	129. 6	増加	うきは市	130. 3	増加
48. 9	糸田町	181. 1	増加	香春町	133. 0	-161
30. 6	川崎町	61. 5	増加	宮若市	134. 9	増加
58. 8	大任町	143. 6	増加	大任町	143. 6	増加
57. 6	赤村	289. 3	増加	鞍手町	155. 1	-81
15. 5	福智町	254. 6	増加	糸田町	181. 1	増加
36. 7	苅田町	56. 0	増加	みやこ町	196. 7	増加
47. 3	みやこ町	196. 7	増加	福智町	254. 6	増加
49. 1	吉富町	109. 3	-172	東峰村	262. 2	増加
64. 5	上毛町	273. 1	増加	上毛町	273. 1	増加
30. 1	築上町	105. 4	増加	赤村	289. 3	増加
15. 7	60市町村	41. 8	増加	60市町村	41. 8	増加

25年度	41. 5
24年度	39. 0
22年度	35. 0

【数値の出所は、総務省、市町村別決算状況調】

・・・略・・・

- 平成29年度末の一般会計と公営企業会計等を合わせた地方債総額は、福岡県が4兆0,549億円、60市町村で5兆2,802億円、合わせて9兆3,351億円で、住民1人当たり184万円となっており、平成19年度末に比べると、人口の増加率よりも地方債現在高の増加率の方が大きいことから、人口1人当たりでは19万円も増加しています。

市町村別に住民1人当たりをみると、最も多いが大任町の250万円、次いで福岡市の155万円、北九州市の148万円など7市町村が100万円超えています。また、積立金現在高に対する地方債総額の割合は、最も高いのが福岡市で37.3、言い換えると借金の2.7%しか貯金がない状態、次いで北九州市の35.2、中間市の14.7、久留米市の11.8、宇美町の11.7の順です。さらに、地方自治体が使い道を自由に選択できる財源の大きさで、地方交付税制度のもとで財源保障の対象となる標準的な一般財源の総枠である「標準財政規模」に対する地方債総額の割合は、最も高いのが福岡市と大任町の5.6、次いで北九州市の5.0、芦屋町の4.2、筑前町の4.1の順となっています。

表－4 地方債現在高の増減

福岡県 (一般十公営等)		平成19年度 A	平成24年度	平成29年度 B	差額 C : B - A	増減率 C/A : %
地方債現在高 ：百万円	県 市町村 計(A)	2,667,143 5,651,460 8,318,603	3,581,720 5,299,003 8,880,723	4,054,853 5,280,215 9,335,068	1,387,710 ▲ 371,245 1,016,465	+52.0 - 6.6 +12.2
住民基本台帳人口(B)		5,030,818	5,053,473	5,059,737	28,919	+ 0.6
A/B : 万円/人		165	176	184	19	

平成21年度のA/Bは165万円/人(≈8,318,793/5,038,574)

平成25年度	
地方債現在高	県 3,691,977
：百万円	市町村 5,273,969
	計(A) 8,965,946
住民基本台帳人口(B)	5,063,541
A/B : 万円/人	177

県と市町の合計地方債 「地方債現在高の増加速度」 > 「人口の増加速度」

- 平成29年度末の地方自治体の地方債現在高219兆円(=普通会計:196+公営企業:23)
219兆円÷1.25億人(日本人)≈175万円/人

・・・略・・・

参考資料

秋田県		平成22年度 A	平成27年度 B	平成29年度 C	差額 D : C - A	増減率 D/C %
地方債：百万円 (一般十公営等)	県 市町村 計(A)	1,338,007 1,137,950 2,475,957	1,316,264 1,091,702 2,407,966	1,297,677 1,058,514 2,356,191	▲ 40,330 ▲ 79,436 ▲ 119,766	- 3.0 - 7.0 - 4.8
住民基本台帳人口(B)		1,097,588	1,039,436	1,011,297	▲ 86,291	- 7.9
A/B : 万円/人		225.6	231.7	233.0	7.4	+ 3.3

県と市町村の地方債の合計額の減少速度<住民基本台帳人口の減少速度

表-6 市町村別的地方債現在高(一般会計等と公営企業会計等の合算)の大きさ

1人当たりの地方 債現在高(万円/ 人) H29年度	地方債現在高/ 積立金現在高 H29年度	地方債現在高/ 標準財政規模 H29年度	地方債現在高/ 歳入総額 H29年度
大任町	249.9	福岡市	37.3
福岡市	154.8	北九州市	35.2
北九州市	148.5	中間市	14.7
東峰村	127.4	久留米市	11.8
芦屋町	110.0	宇美町	11.7
久山町	102.3	大牟田市	11.4
筑前町	102.2	直方市	9.4
福智町	94.5	小郡市	8.9
吉富町	90.0	篠栗町	7.3
鞍手町	89.8	太宰府市	6.6
小竹町	87.8	久山町	6.5
朝倉市	87.1	大川市	6.0
宮若市	86.5	豊前市	5.9
築上町	82.3	新宮町	5.9
うきは市	79.9	柏屋町	5.8
川崎町	79.6	須恵町	5.6
飯塚市	79.4	筑前町	5.2
みやこ町	74.5	古賀市	5.1
中間市	73.5	糸島市	5.1
久留米市	72.8	小竹町	4.6
赤村	71.6	川崎町	4.5
直方市	71.1	飯塚市	4.4
大牟田市	70.9	筑後市	4.2
田川市	68.5	苅田町	4.2
新宮町	63.4	春日市	4.1
柳川市	61.9	志免町	4.1
大刀洗町	61.9	芦屋町	4.0
添田町	61.9	大任町	3.9
嘉麻市	60.7	筑紫野市	3.8
苅田町	58.5	岡垣町	3.8
大川市	58.1	福津市	3.5
福津市	57.8	柳川市	3.3
豊前市	57.0	水巻町	3.2
須恵町	55.4	朝倉市	3.1
みやま市	55.3	広川町	2.7
八女市	55.2	吉富町	2.7
香春町	54.6	大野城市	2.6
遠賀町	53.6	行橋市	2.5
広川町	52.8	築上町	2.5
岡垣町	52.6	大刀洗町	2.4
筑後市	51.2	遠賀町	2.3
古賀市	51.1	みやま市	2.2
糸田町	50.6	うきは市	2.1
宇美町	50.2	鞍手町	2.1
糸島市	50.0	宮若市	2.0
小郡市	49.7	田川市	1.9
上毛町	49.2	宗像市	1.9
水巻町	48.8	桂川町	1.9

志免町	48.1	八女市	1.7	東峰村	2.0	宗像市	1.0
太宰府市	45.8	嘉麻市	1.7	宗像市	1.9	大木町	1.0
粕屋町	45.3	大木町	1.7	香春町	1.9	香春町	1.0
篠栗町	44.1	那珂川町	1.6	八女市	1.8	八女市	0.9
筑紫野市	42.0	香春町	1.5	嘉麻市	1.8	嘉麻市	0.9
大野城市	41.2	添田町	1.3	那珂川町	1.8	那珂川町	0.9
大木町	40.0	福智町	1.2	大木町	1.8	添田町	0.9
行橋市	39.9	みやこ町	1.1	添田町	1.7	糸田町	0.9
宗像市	37.9	糸田町	0.9	糸田町	1.7	桂川町	0.8
春日市	36.4	東峰村	0.8	赤村	1.6	赤村	0.8
桂川町	33.2	赤村	0.6	桂川町	1.4	東峰村	0.6
那珂川町	32.1	上毛町	0.4	上毛町	1.2	上毛町	0.6
60市町村	104.4	60市町村	9.8	60市町村	4.1	60市町村	2.0
H25年度	104.2	H25年度	10.6	H25年度	4.4	H25年度	2.2
H24年度	104.9	H24年度	11.4	H24年度	4.4	H24年度	2.2
H21年度	107.2	H21年度	13.8	H21年度	4.7	H21年度	2.3

【数値の出所：財政状況資料集、総務省】

・・・略・・・

表－8 地方交付税の推移

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
兆円	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3

平成30年度：16.0兆円(予算)
令和元年度：16.2兆円(予算)
2年度：16.8兆円(概算要求)

・・・略・・・

(2) 第三セクター等について

・・・略・・・

(3) 生活保護費等について

【住民1人当たりの生活保護費等】

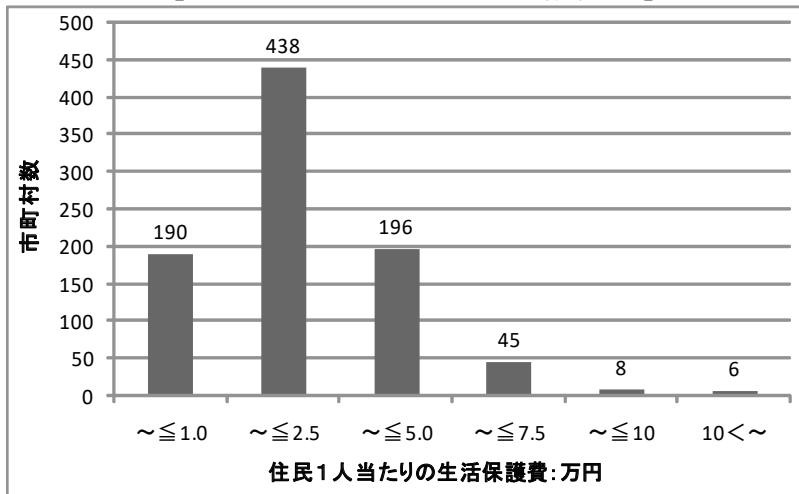


図-8 住民基本台帳掲載人口(日本人)1人当たりの生活保護費の分布(平成29年度)

【数値の出所は、総務省、平成29年度市町村別決算状況調】

(全国1,741市区町村のうち、給付しているのは883市区町村、ゼロが858町村)

(生活保護費の総額は3兆7,853億円(27年度は3兆8,121億円))

表-13 住民基本台帳掲載人口1人当たりの生活保護費 上位50市区町村

市区町村名 平成29年度	生活保護費 万円/人		市区町村名 平成29年度	生活保護費 万円/人
東京都台東区	12.2	1	福岡県宮若市	6.8
大阪府大阪市	11.8	2	北海道旭川市	6.5
鹿児島県奄美市	11.0	3	大分県別府市	6.5
福岡県田川市	10.9	4	沖縄県沖縄市	6.5
福岡県嘉麻市	10.5	5	高知県高知市	6.4
高知県室戸市	10.3	6	東京都豊島区	6.4
大阪府門真市	9.6	7	東京都葛飾区	6.3
北海道釧路市	8.4	8	東京都北区	6.3
北海道函館市	8.4	9	北海道夕張市	6.2
福岡県飯塚市	8.1	10	東京都江戸川区	6.1
大阪府守口市	8.1	11	大阪府堺市	6.0
北海道歌志内市	8.0	12	北海道苫小牧市	5.9
東京都新宿区	8.0	13	兵庫県神戸市	5.9
兵庫県尼崎市	7.9	14	北海道赤平市	5.9
大阪府東大阪市	7.5	15	京都府京都市	5.8
東京都足立区	7.4	16	福岡県直方市	5.8
北海道小樽市	7.4	17	大阪府寝屋川市	5.8
東京都荒川区	7.3	18	東京都清瀬市	5.7
沖縄県那覇市	7.2	19	大阪府岸和田市	5.7
北海道三笠市	7.1	20	福岡県福岡市	5.7
北海道札幌市	7.0	21	東京都立川市	5.7
東京都板橋区	7.0	22	福岡県中間市	5.6
北海道室蘭市	6.9	23	大阪府八尾市	5.5
東京都墨田区	6.9	24	東京都中野区	5.4
福岡県大牟田市	6.8	25	高知県須崎市	5.4

【数値の出所は、総務省、平成29年度市町村別決算状況調】

表-14 各市町村における生活保護費(平成29年度)

H29年度	住民基本 台帳人口 A	生活保護費 百万円 B	B／A 万円/人	H. 21	H29年度	B／A 万円/人
北九州市	948,319	48,719	5.1	4.0	田川市	10.9
福岡市	1,493,783	84,971	5.7	4.6	嘉麻市	10.5
大牟田市	116,012	7,934	6.8	6.1	飯塚市	8.1
久留米市	302,673	11,762	3.9	2.9	大牟田市	6.8
直方市	56,680	3,278	5.8	4.8	宮若市	6.8
飯塚市	128,522	10,407	8.1	7.6	直方市	5.8
田川市	48,114	5,247	10.9	8.8	福岡市	5.7
柳川市	66,898	1,638	2.4	2.2	中間市	5.6
八女市	64,249	1,069	1.7	1.0	北九州市	5.1
筑後市	48,902	534	1.1	0.9	久留米市	3.9
大川市	34,660	683	2.0	1.5	行橋市	3.9
行橋市	72,698	2,846	3.9	3.5	筑紫野市	2.6
豊前市	25,767	512	2.0	1.9	うきは市	2.5
中間市	42,233	2,384	5.6	5.7	柳川市	2.4
小郡市	58,712	653	1.1	0.6	大野城市	2.3
筑紫野市	103,147	2,651	2.6	1.8	太宰府市	2.3
春日市	112,367	2,371	2.1	1.7	春日市	2.1
大野城市	99,712	2,284	2.3	1.9	大川市	2.0
宗像市	96,722	1,685	1.7	1.6	豊前市	2.0
太宰府市	71,454	1,624	2.3	1.3	古賀市	2.0
古賀市	58,079	1,177	2.0	1.8	福津市	1.8
福津市	62,731	1,118	1.8	1.7	八女市	1.7
うきは市	30,071	742	2.5	2.1	宗像市	1.7
宮若市	28,036	1,899	6.8	6.8	朝倉市	1.7
嘉麻市	38,887	4,091	10.5	10.0	みやま市	1.7
朝倉市	53,569	922	1.7	1.6	糸島市	1.7
みやま市	37,838	656	1.7	2.0	筑後市	1.1
糸島市	99,894	1,711	1.7	1.1	小郡市	1.1
那珂川町	50,093	0	0.0	0.0	那珂川町	0.0
宇美町	37,054	0	0.0	0.0	宇美町	0.0
篠栗町	31,321	0	0.0	0.0	篠栗町	0.0
志免町	45,285	0	0.0	0.0	志免町	0.0
須恵町	27,858	0	0.0	0.0	須恵町	0.0
新宮町	32,172	0	0.0	0.0	新宮町	0.0
久山町	8,617	0	0.0	0.0	久山町	0.0
柏屋町	46,544	0	0.0	0.0	柏屋町	0.0
芦屋町	14,050	0	0.0	0.0	芦屋町	0.0
水巻町	28,478	0	0.0	0.0	水巻町	0.0
岡垣町	31,823	0	0.0	0.0	岡垣町	0.0
遠賀町	19,232	0	0.0	0.0	遠賀町	0.0
小竹町	7,673	0	0.0	0.0	小竹町	0.0
鞍手町	16,168	0	0.0	0.0	鞍手町	0.0
桂川町	13,584	0	0.0	0.0	桂川町	0.0
筑前町	29,477	0	0.0	0.0	筑前町	0.0
東峰村	2,171	0	0.0	0.0	東峰村	0.0
大刀洗町	15,354	0	0.0	0.0	大刀洗町	0.0
大木町	14,227	0	0.0	0.0	大木町	0.0
広川町	19,612	0	0.0	0.0	広川町	0.0
香春町	11,164	0	0.0	0.0	香春町	0.0
添田町	10,179	0	0.0	0.0	添田町	0.0
糸田町	9,175	0	0.0	0.0	糸田町	0.0
川崎町	17,052	0	0.0	0.0	川崎町	0.0
大任町	5,234	0	0.0	0.0	大任町	0.0
赤村	3,230	0	0.0	0.0	赤村	0.0

福智町	23,117	0	0.0	0.0	福智町	0.0	55
苅田町	36,029	0	0.0	0.0	苅田町	0.0	56
みやこ町	19,980	0	0.0	0.0	みやこ町	0.0	57
吉富町	6,799	0	0.0	0.0	吉富町	0.0	58
上毛町	7,696	0	0.0	0.0	上毛町	0.0	59
築上町	18,560	0	0.0	0.0	築上町	0.0	60
60市町村	5,059,737	205,568	4.1	3.3	60市町村	4.1	
H25年度	5,063,541	206,917	4.1		数値の出所は市町村別決算状況調		
H24年度	5,053,473	205,115	4.1				

住民基本台帳人口は日本人のみの値。

注1) 生活保護費の負担は国が4分の3で、自治体が4分の1。

注2) 令和元年7月末現在、全国の被保護世帯総数は1,637,264世帯(被保護実人員は2,077,526人)、その内、高齢者世帯が897,018世帯(54.8%)、傷病者世帯が205,786世帯(12.6%)、障害者世帯が201,259世帯(12.3%)、母子世帯が81,800世帯(5.0%)、他の世帯が243,223世帯(14.9%)である。

【出典：厚生労働省、令和元年10月2日付け資料「生活保護の被保護者調査(令和元年7月概数)】】

高齢者世帯：男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯をいう。

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のために働けない者である障害者世帯をいう。

その他の世帯：上記のいずれにも該当しない世帯をいう。

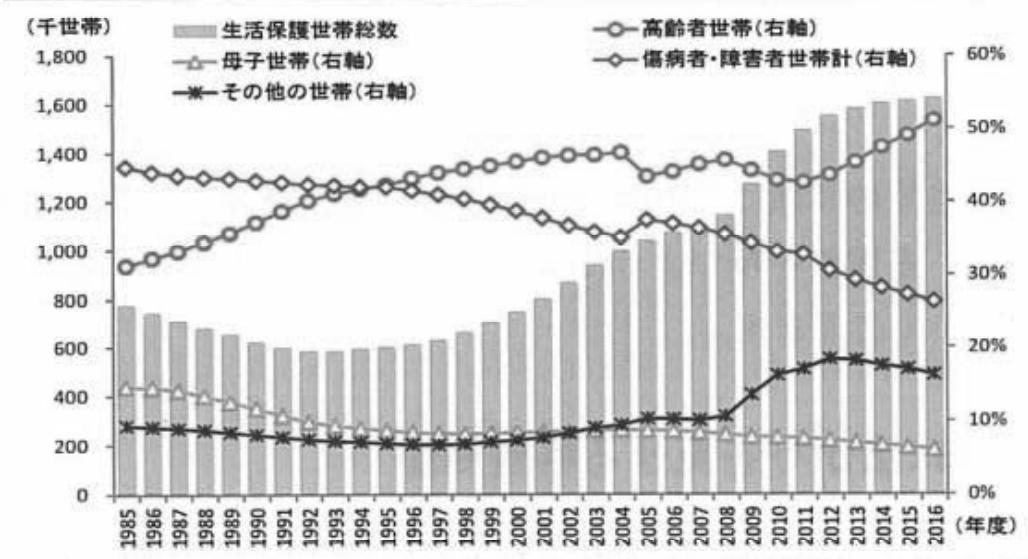


図-9 生活保護世帯の推移(1985年度～2016年度)

【出典：菅原佑香(大和総研政策調査部研究院)、格差がもたらす貧困と家族形成の課題、2017年5月31日】

表-15 市町村別、住民(日本人)1人当たりの老人福祉費、児童福祉費など

住民1人当たりの 下水道会計操出費 千円／人 平成29年度		住民1人当たりの 学校給食費 千円／人 平成29年度		住民1人当たりの 老人福祉費 千円／人 平成29年度		住民1人当たりの 児童福祉費 千円／人 平成29年度
筑前町	27.9	1	新宮町	12.3	東峰村	86.1
築上町	24.4	2	飯塚市	11.9	添田町	71.4
うきは市	24.4	3	粕屋町	11.1	赤村	65.6
久山町	20.9	4	福智町	10.1	小竹町	59.4
大刀洗町	20.5	5	嘉麻市	9.9	大任町	58.3
吉富町	20.0	6	糸田町	9.9	川崎町	56.3
朝倉市	17.6	7	遠賀町	9.8	上毛町	53.0
直方市	15.8	8	香春町	9.8	豊前市	52.2
小竹町	15.4	9	川崎町	9.3	嘉麻市	50.3
中間市	15.3	10	芦屋町	9.2	みやま市	49.7
粕屋町	14.2	11	田川市	8.6	福智町	49.4
福岡市	14.1	12	赤村	8.6	宮若市	48.7
芦屋町	13.8	13	行橋市	8.4	香春町	48.5
小郡市	13.6	14	築上町	8.4	八女市	46.4
鞍手町	13.4	15	苅田町	7.8	桂川町	46.1
岡垣町	13.3	16	小郡市	7.7	みやこ町	45.6
大牟田市	12.9	17	みやま市	7.3	うきは市	45.5
全国平均	12.8	18	福岡市	6.8	鞍手町	44.7
水巻町	11.9	19	宮若市	6.5	岡垣町	44.5
豊前市	11.5	20	東峰村	6.5	田川市	44.2
筑後市	11.4	21	全国平均	6.4	築上町	44.2
福津市	11.3	22	桂川町	6.2	糸田町	44.1
須恵町	11.2	23	大任町	5.8	芦屋町	43.7
宇美町	11.1	24	大牟田市	5.7	柳川市	42.5
60市町村	10.0	25	小竹町	5.7	大川市	42.2
志免町	9.8	26	大木町	5.7	大牟田市	41.0
古賀市	9.8	27	上毛町	5.6	遠賀町	39.5
遠賀町	9.7	28	柳川市	5.5	久山町	39.3
糸島市	9.5	29	60市町村	5.3	中間市	38.9
大野城市	9.4	30	直方市	5.2	吉富町	38.5
宮若市	9.0	31	みやこ町	5.2	水巻町	38.2
八女市	9.0	32	久留米市	5.1	朝倉市	38.0
苅田町	8.9	33	大川市	5.1	直方市	37.5
篠栗町	8.4	34	豊前市	4.7	広川町	36.7
新宮町	8.0	35	那珂川町	4.7	北九州市	36.0
太宰府市	7.8	36	志免町	4.6	大木町	35.6
筑紫野市	7.6	37	岡垣町	4.5	大刀洗町	35.0
柳川市	7.5	38	春日市	4.3	飯塚市	34.9
大川市	7.3	39	水巻町	4.2	築前町	34.9
みやこ町	7.2	40	糸島市	4.1	筑後市	31.5
行橋市	7.1	41	宗像市	3.9	60市町村	31.0
北九州市	7.0	42	宇美町	3.9	行橋市	30.4
宗像市	6.8	43	添田町	3.9	全国平均	30.2
広川町	6.4	44	久山町	3.8	久留米市	29.7
みやま市	6.3	45	北九州市	3.5	糸島市	29.5
久留米市	5.8	46	朝倉市	3.4	宗像市	28.0
上毛町	5.4	47	吉富町	3.4	宇美町	27.1
飯塚市	4.1	48	中間市	3.2	篠栗町	26.8
						うきは市

香春町	3.8	49	古賀市	3.2	小郡市	26.2	芦屋町	54.1
春日市	3.4	50	篠栗町	3.1	苅田町	26.2	小郡市	54.0
那珂川町	0.6	51	広川町	3.0	福津市	25.8	苅田町	54.0
福智町	0.0	52	うきは市	2.9	志免町	25.6	中間市	53.2
嘉麻市	0.0	53	鞍手町	2.9	須恵町	25.2	篠栗町	52.7
糸田町	0.0	54	筑前町	2.8	福岡市	24.2	筑紫野市	51.1
川崎町	0.0	55	福津市	2.6	太宰府市	24.2	鞍手町	50.5
田川市	0.0	56	須恵町	2.2	筑紫野市	23.6	水巻町	49.9
赤村	0.0	57	筑後市	2.0	古賀市	23.1	宗像市	48.7
東峰村	0.0	58	筑紫野市	2.0	那珂川町	20.4	筑前町	48.3
桂川町	0.0	59	太宰府市	1.7	春日市	20.3	久山町	44.3
大任町	0.0	60	大刀洗町	0.8	大野城市	20.1	遠賀町	42.9
大木町	0.0	61	八女市	0.6	新宮町	19.0	岡垣町	38.3
添田町	0.0	62	大野城市	0.0	粕屋町	18.4	小竹町	37.4

全市町村(東京23区を除く)

19年度	: 13.7	5.4	20.9	35.7
26年度	: 12.9	6.1	28.0	54.8
27年度	: 13.0	6.1	28.5	56.5
28年度	: 12.7	6.2	29.3	58.4

○ 平成29年4月時点での給食無償化は全国で55市町村、福岡県では実施している市町村はありません。(出典: H28, 12/19付け朝日新聞)

平成29年度 単位は千円	福岡県下 の市町村	全市町村 東京23区を除く
民生費	940,692,752	19,207,129,848
社会福祉費	248,634,676	5,097,075,072
老人福祉費	156,855,404	3,513,535,627
児童福祉費	328,711,858	7,145,589,164
生活保護費	205,567,834	3,324,391,439
学校給食費	26,911,852	744,969,638
下水道事業会計	50,691,627	1,483,543,760
日本人数	5,059,737	116,252,967

注) 赤字の全市町村とは全国の市町村(1,718)の加重平均値、

青字の60市町村とは福岡県下の市町の加重平均値
住民の数は日本人の数である。

数値の出所は、市町村別決算状況調(平成29年度)

・・・略・・・

【出典: 厚生労働省、令和元年8月7日付け報道発表資料「平成30年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」結果について】

結果のポイント

- ① すべての都道府県及び市区町村が乳幼児にかかる医療費の援助を実施していた。
- ② 都道府県では、通院、入院ともに就学前までの児童が最も多く、市区町村では、通院、入院とも15歳年度末(中学生まで)が最も多かった。

表-16 市区町村における乳幼児等医療費援助の実施状況(平成30年4月1日現在)

	対象年齢		所得制限		一部自己負担	
	通院	入院	通院	入院	通院	入院
北九州市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
福岡市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
大牟田市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
久留米市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
直方市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
飯塚市	12歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
田川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—

柳川市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
八女市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
筑後市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大川市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
行橋市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
豊前市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
中間市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
小郡市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
筑紫野市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
春日市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大野城市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
宗像市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
太宰府市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
糸島市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
古賀市	12歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
福津市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
うきは市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
宮若市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
嘉麻市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
朝倉市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
みやま市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
那珂川町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
宇美町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
篠栗町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
志免町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
須恵町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
新宮町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
久山町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
粕屋町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
芦屋町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
水巻町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
岡垣町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
遠賀町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
小竹町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
鞍手町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
桂川町	12歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
筑前町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
東峰村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大刀洗町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大木町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
広川町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
香春町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
添田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
糸田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
川崎町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大任町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
赤村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福智町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
苅田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
みやこ町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
吉富町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
上毛町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
築上町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
福岡県	12歳年度末	12歳年度末	有	有	有	有

【数値等の出典は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課、平成30年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」の結果について、令和元年8月7日付け】

(4) 市町村別合併算定替による普通交付税について

・・・略・・・

表-17 市町村別合併算定替による普通交付税の増加額の推計

	平成29年度						合併算定替 増 加 額	
	交付 基準額 A 百万円	普通 交付税 B 百万円	合併算 定替増 加額 B-A C 百万円	割増率 C/A %	経常 一般財 源 D 百万円	C/D %	平成27 年 度 百万円	平成28 年 度 百万円
久留米市	17,605	18,852	1,247	7.1	68,374	1.8	2,465	1,715
飯塚市	13,035	14,093	1,058	8.1	33,131	3.2	2,077	1,473
柳川市	7,438	7,739	301	4.0	17,191	1.8	839	467
八女市	10,032	10,804	772	7.7	21,385	3.6	1,949	1,223
宗像市	6,087	6,322	235	3.9	19,504	1.2	519	318
福津市	4,539	4,734	195	4.3	12,740	1.5	475	269
うきは市	4,765	4,889	124	2.6	9,239	1.3	394	192
宮若市	2,810	3,023	213	7.6	9,522	2.2	443	294
嘉麻市	8,045	8,552	507	6.3	13,938	3.6	1,243	778
朝倉市	5,506	6,022	516	9.4	21,688	2.4	967	686
みやま市	5,003	5,419	416	8.3	10,640	3.9	914	582
糸島市	7,164	7,536	372	5.2	19,814	1.9	915	576
筑前町	3,219	3,340	121	3.8	7,416	1.6	334	163
東峰村	1,111	1,110	0	0.0	2,291	0.0	56	8
福智町	4,641	4,954	313	6.7	8,041	3.9	725	469
みやこ町	3,424	3,792	368	10.7	7,225	5.1	798	559
上毛町	1,875	2,023	148	7.9	3,280	4.5	375	222
築上町	3,259	3,443	184	5.6	6,119	3.0	406	273
計	109,558	116,647	7,090	6.5	291,538	2.4	15,894	10,267

注) 交付基準額は基準財政需要額と基準財政収入額の差

【数値の出所は市町村別決算状況調、総務省】

合併算定替増加額の計：23年度は25,616百万円、24年度は26,199百万円

【算出方法：(株)日本政策投資銀行地域企画部、平成25年11月、「合併市町村が直面する財政上の課題】】

決算カードの「普通交付税決算額」と「基準財政需要額と基準財政収入額の差額(一本算定による普通交付税額)」を比較し、「普通交付税決算額」が「基準財政需要額と基準財政収入額の差額」を上回った額を合併算定替による普通交付税の増加額とした。したがって、推計値には臨時財政対策債振替分を含んでいない。また、決算カードの基準財政需要額と基準財政収入額は誤認額を除いた額であるため、実際の合併算定替による普通交付税の増加額とは一致しない場合がある。なお、経常一般財源の額として、決算カードの「経常一般財源等」の合計額を使用した。

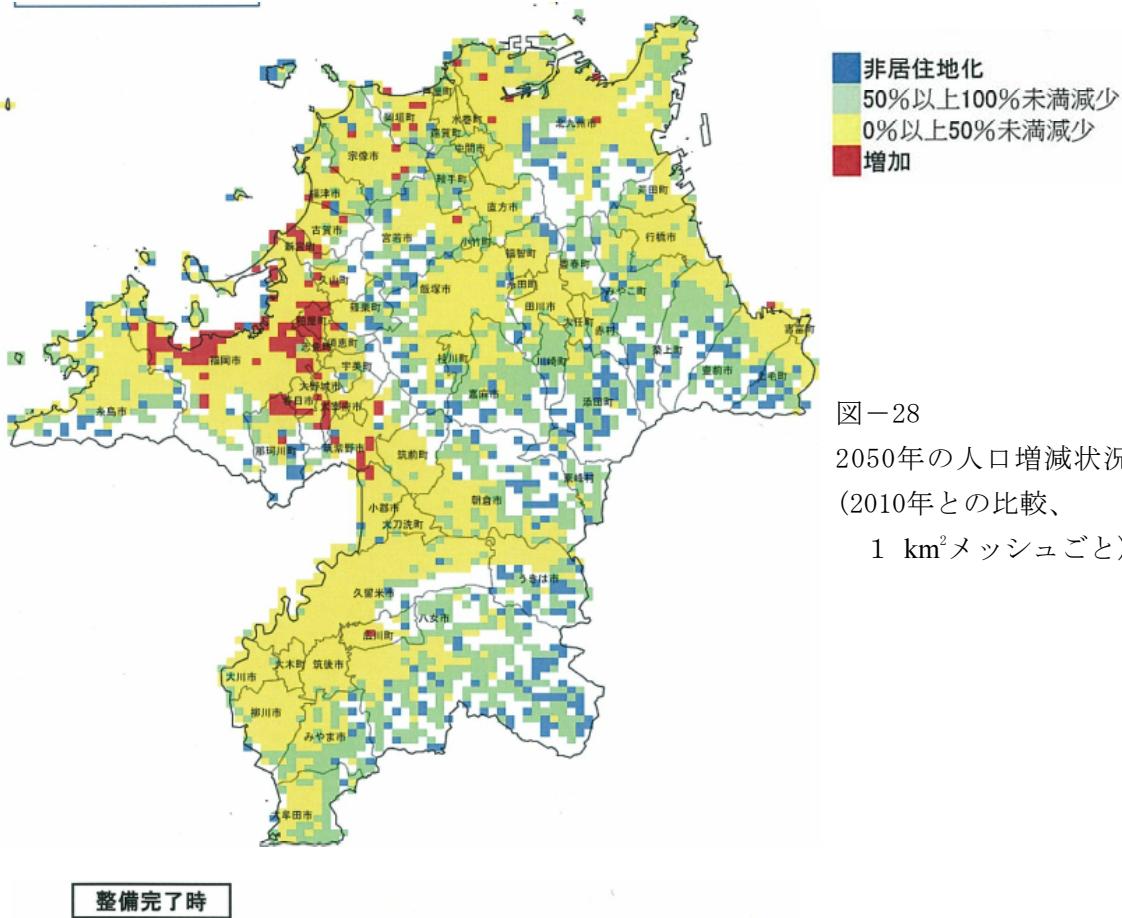
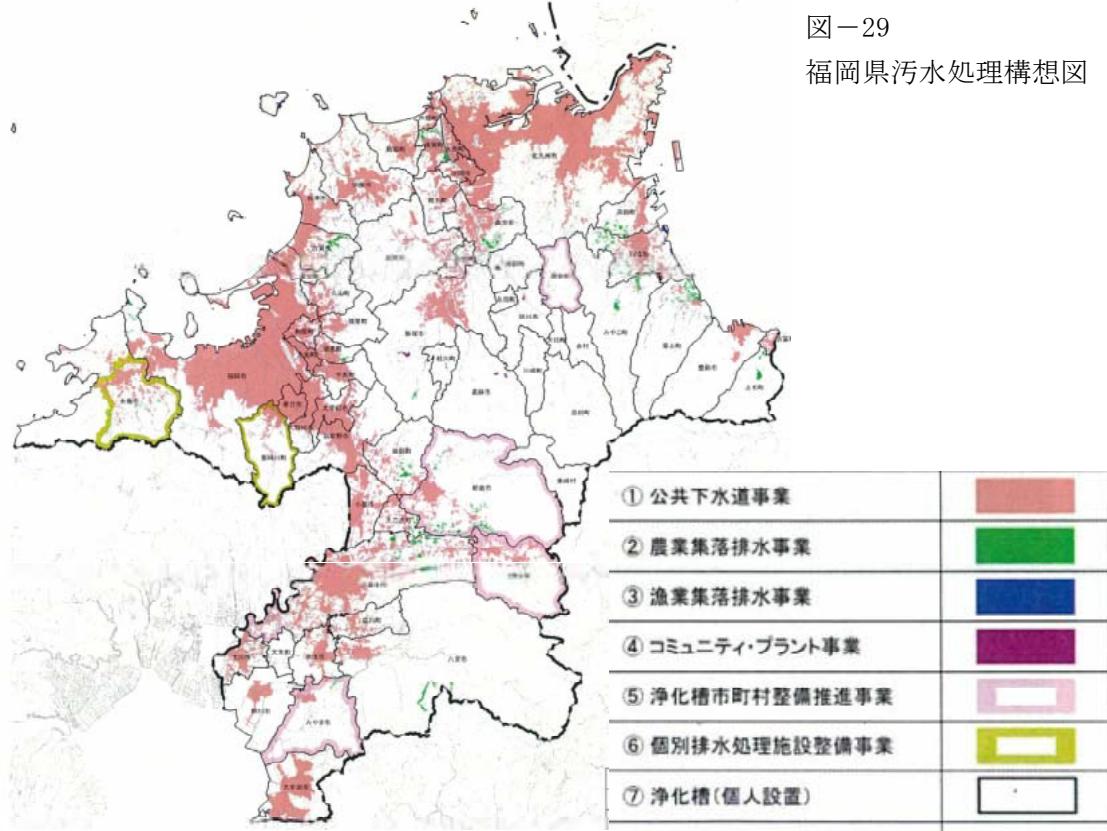


図-29 福岡県汚水処理構想図



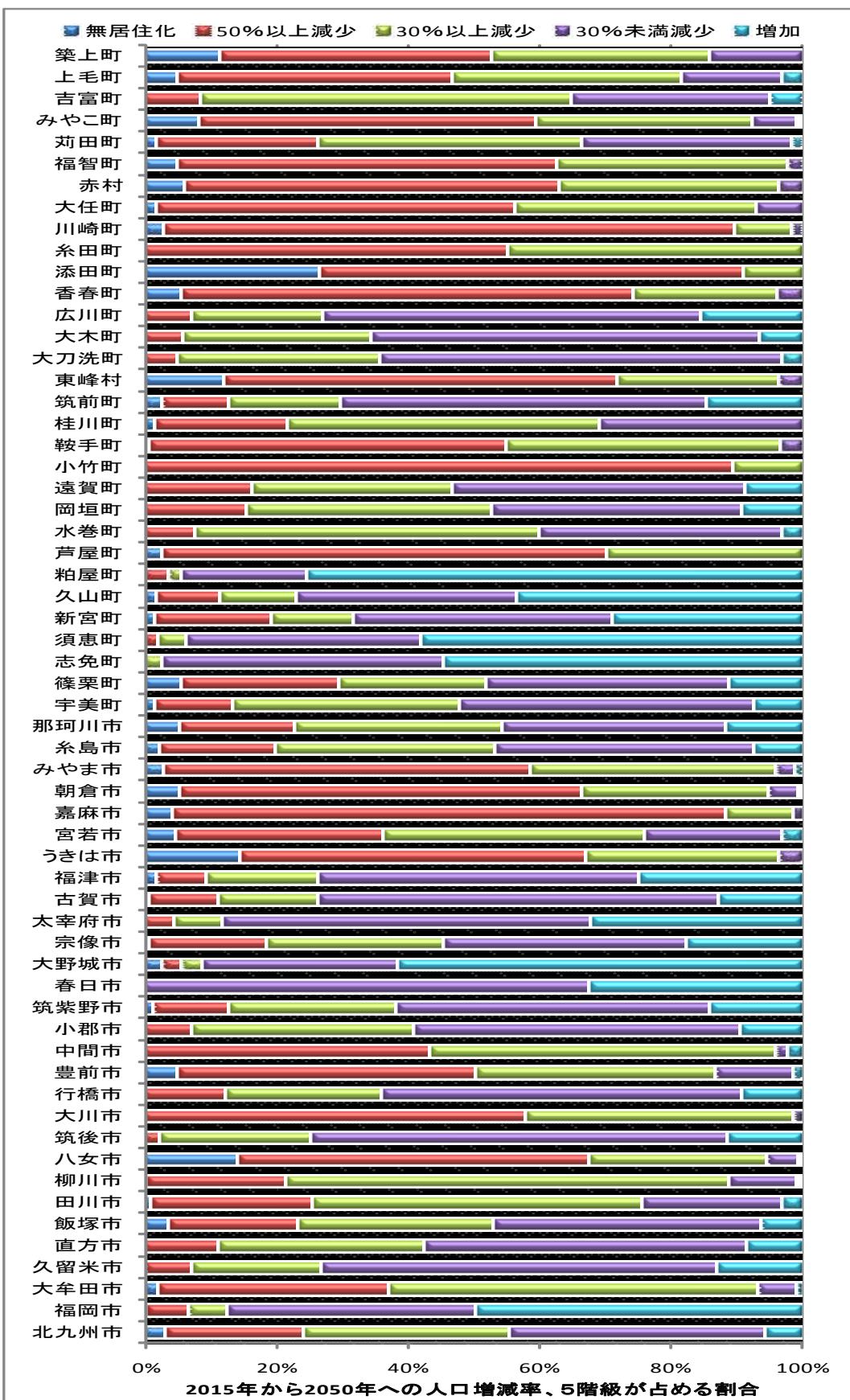
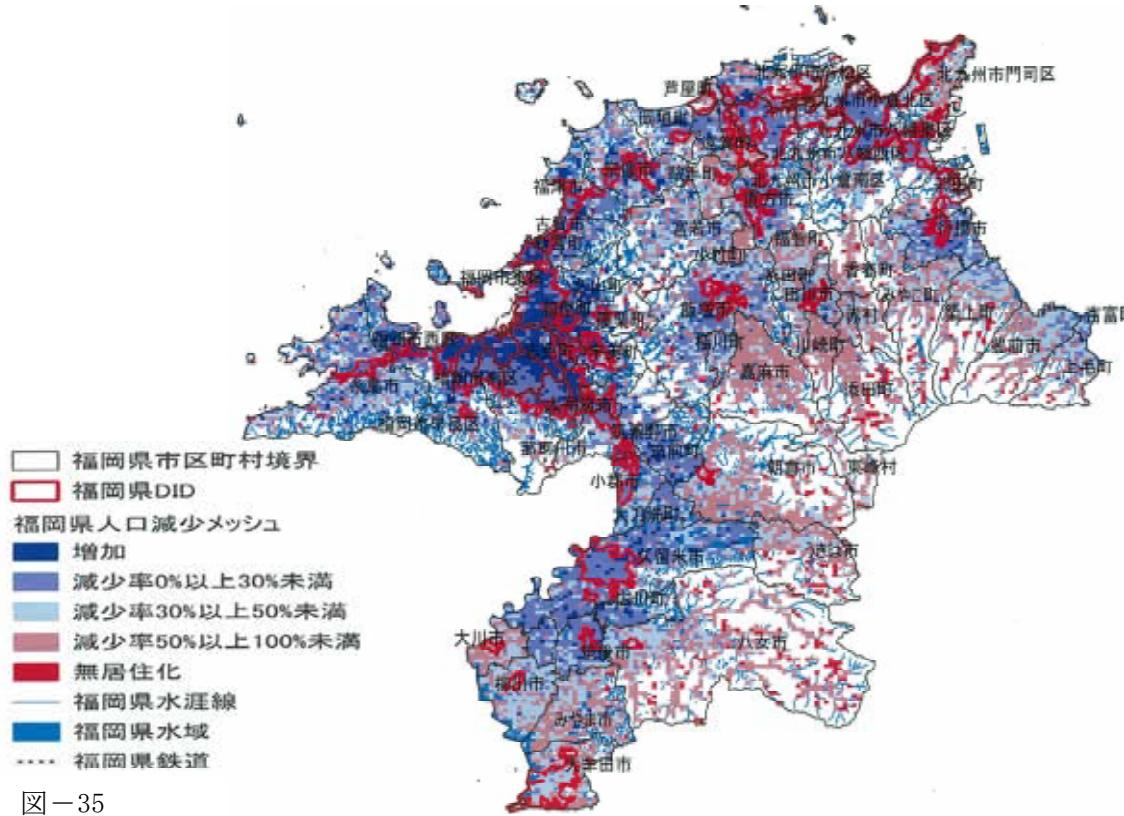
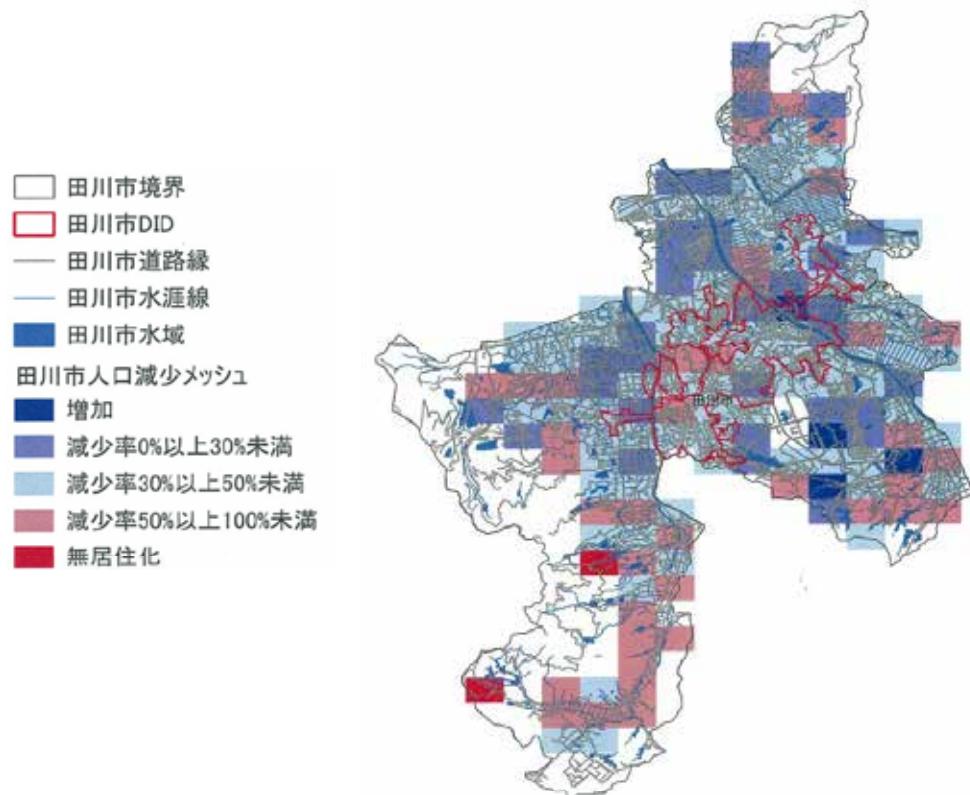


図-34 市町別の人口増減の5階級が占める割合(2015→2050年、500メートルメッシュ)



500メートルメッシュごとの人口増減率(2015年から2050年)(数値の出所は国土数値情報)



· · · 略 · · ·

「浄化槽による持続可能な
汚水処理整備手法の確立
～田川市個人設置・
公的管理型浄化槽整備事業の
創出から実施へ～」

田川市 市民生活部 環境対策課
汚水処理対策室 主任

濱田 裕介 氏

浄化槽による持続可能な汚水処理整備手法の確立

～田川市個人設置・公的管理型

浄化槽整備事業の創出から実施へ～

福岡県田川市

市民生活部環境対策課

汚水処理対策室

遠藤誠作、二場孝博、重久真一、濱田裕介

1

1 汚水処理事業の変遷

2 浄化槽整備事業の現状と課題

3 浄化槽による持続可能な汚水処理整備手法

4 新たな浄化槽整備事業の創出

5 今後の取組と展望

2

1 汚水処理事業の変遷

3

田川市における汚水処理対策事業の取組の変遷

- H4. 4 • 個人設置型浄化槽整備事業スタート
- H 5. 1 • 田川市郡での流域下水道事業の取組開始・・・断念
- H19. 7 • 市単独での公共下水道事業の取組開始
- H26. 1 • 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルが国から発出
- H28.10 • 市全域の汚水処理を下水道による集合処理から合併処理浄化槽による個別処理へ方針転換
- R1. 4 • 市町村設置型浄化槽整備事業の検討を経て、個人設置・公的管理型浄化槽整備事業スタート

1 汚水処理事業の変遷

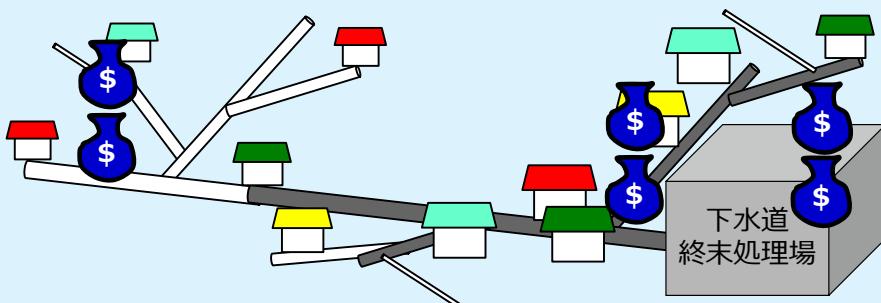
4 汚水処理の方針転換の4つの視点

- (1) たくさんのお金をかけて大丈夫なのか？
- (2) 公平な住民サービスを提供したい。
- (3) せっかく付けた浄化槽を捨てさせるのか？
- (4) 災害への備えを万全にしたい。

1 汚水処理事業の変遷

5 汚水処理の方針転換の4つの視点

- (1) たくさんのお金をかけて大丈夫なのか？
⇒ 高い初期投資や施設更新費、1度始めたら後戻りは・・・



1 污水処理事業の変遷

6

汚水処理の方針転換の4つの視点

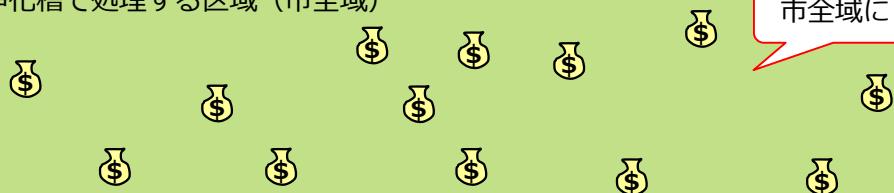
(2) 公平な住民サービスを提供したい。

⇒ 全市民の税金を限られた区域へ投入するより、市全体で汚水処理。

浄化槽で処理する区域



浄化槽で処理する区域（市全域）



1 污水処理事業の変遷

7

汚水処理の方針転換の4つの視点

(3) せっかく付けた浄化槽を捨てさせるのか？

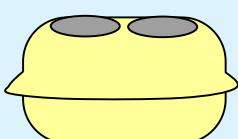
⇒ 6割の合併処理浄化槽人口が浄化槽を捨てて下水道に？？



くみ取り便槽



単独処理浄化槽



合併処理浄化槽



下水道

1 汚水処理事業の変遷

8 汚水処理の方針転換の4つの視点

(4) 災害への備えを万全にしたい。

⇒ 地震などの被害は、個別復旧で短期再開が可能。

- ・下水道処理場の被災で全域の汚水処理が不能に
- ・広範囲で排水管が破損。復旧に時間がかかる



<下水道>

- ・浄化槽は家、施設などで独立しているため被害は個別
- ・個別の復旧により短期で汚水処理を再開できる



<浄化槽>

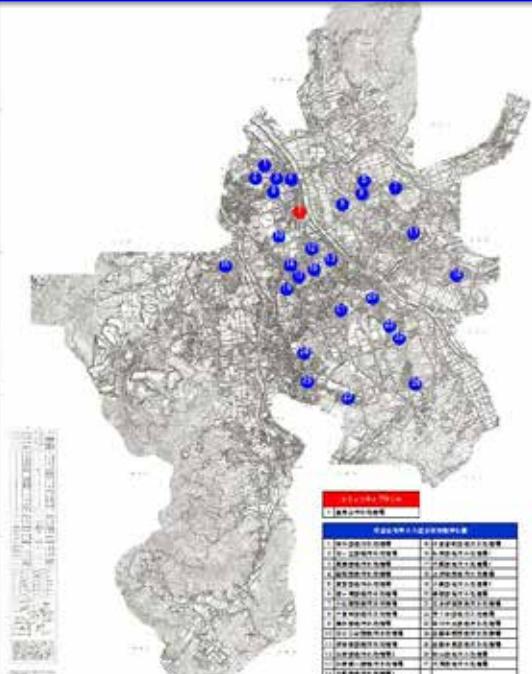
9

2 浄化槽整備事業の現状と課題

2 濾化槽整備事業の現状と課題

10

田川市の汚水処理状況（地形図）



2 濾化槽整備事業の現状と課題

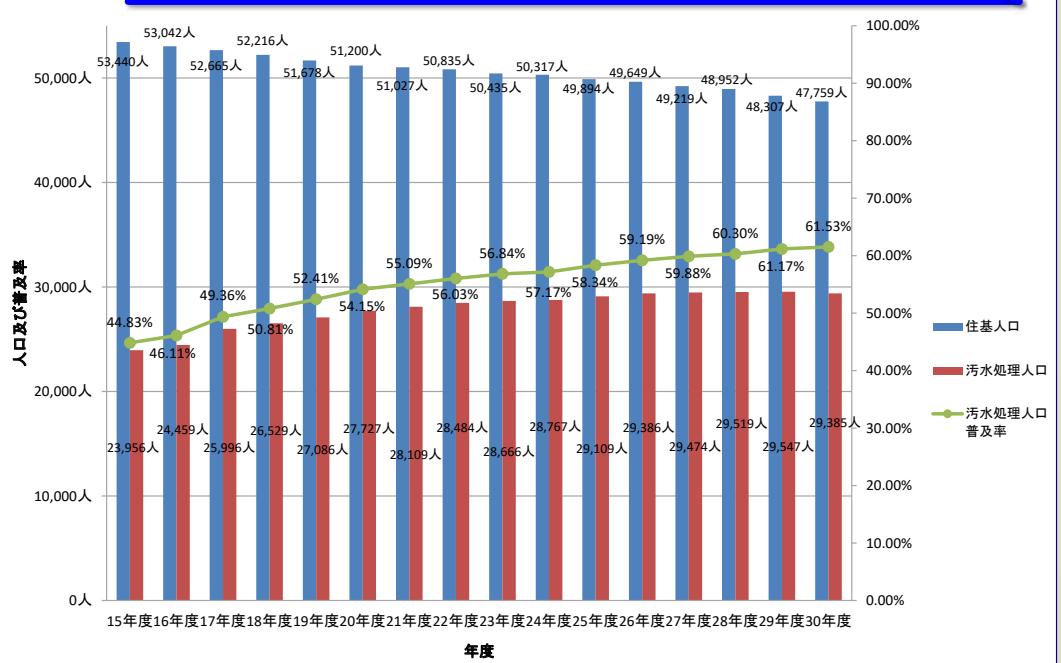
11

田川市の汚水処理状況（平成30年度末時点）

全人口		47,759人	
区域	コミプラ区域	個別処理区域	
区域の概要	一部住宅団地	市営住宅等	市営住宅等以外
主な処理方式	共同処理	共同処理	個別処理
事業方式	市町村設置型	市町村設置型	個人設置型
基數（全建物用途）	1基	27基	4,137基
処理人口	770人	10,240人	18,375人
未処理人口	0人	0人	18,374人
汚水処理人口普及率	61.5% (=29,385人/47,759人)		

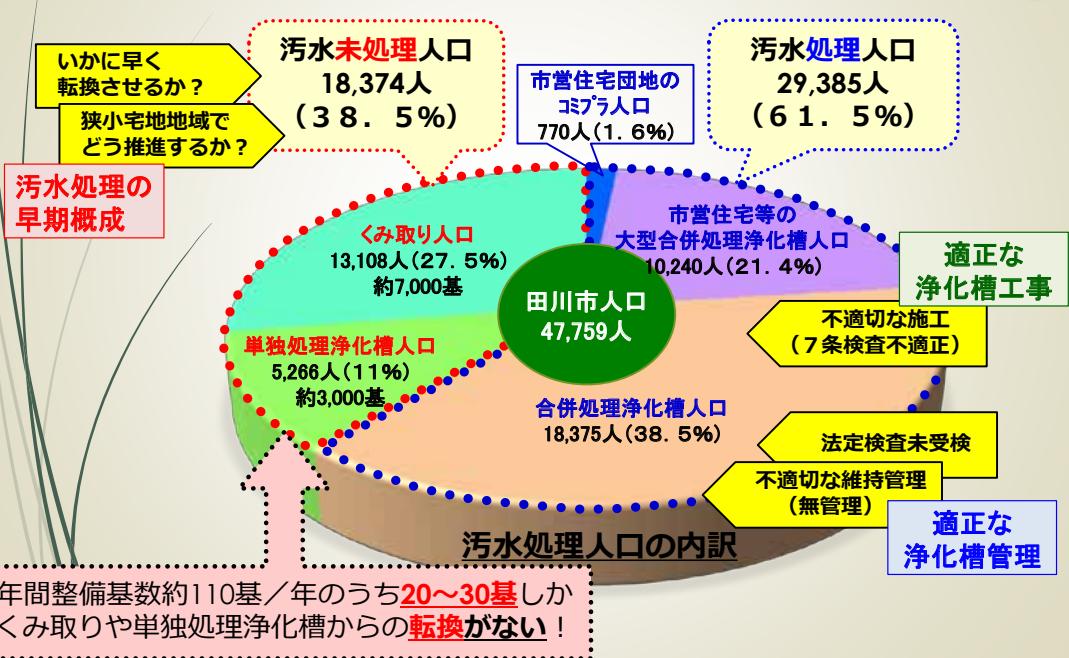
2 濾化槽整備事業の現状と課題

12 田川市の汚水処理人口普及率の推移



2 濾化槽整備事業の現状と課題

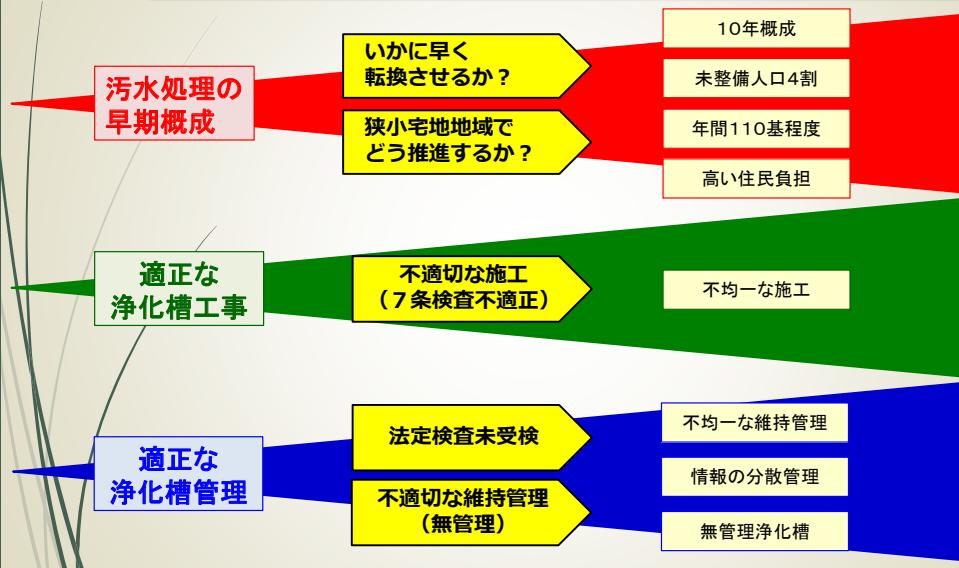
13 田川市の汚水処理状況と課題 (H30年度末時点)



2 濾化槽整備事業の現状と課題

14

田川市の汚水処理状況と課題（H30年度末時点）



赤・緑・青の「3つの課題」を解決するため様々な浄化槽整備手法を検討！

15

3 浄化槽による持続可能な汚水処理整備手法

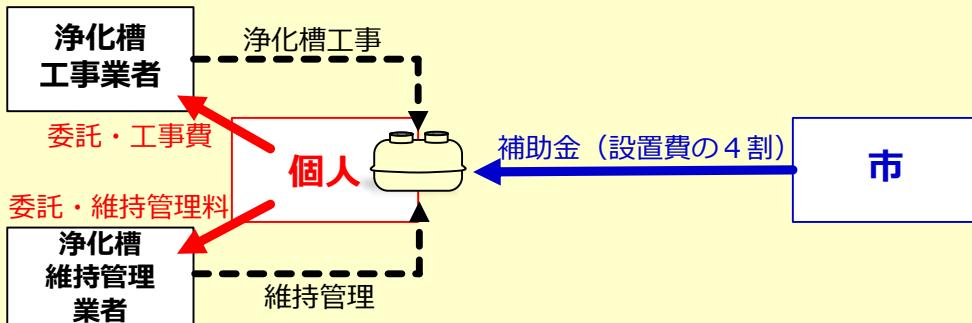
3 濾化槽による持続可能な汚水処理整備手法

16

新たな滤化槽整備事業の検討

《個人設置型滤化槽整備事業》

- ⇒ 個人の土地に、個人が滤化槽を設置（滤化槽工事業者に委託）
市から個人に対し、補助金として設置費用の一部（約4割）を交付
個人が維持管理（滤化槽維持管理業者へ委託）
個人から維持管理業者へ、滤化槽維持管理委託料として支払う



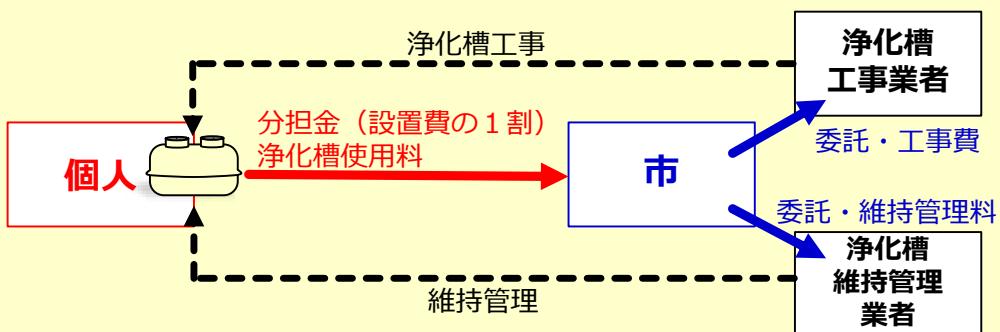
3 濾化槽による持続可能な汚水処理整備手法

17

新たな滤化槽整備事業の検討

《市町村設置型滤化槽整備事業》

- ⇒ 個人の土地に、市が滤化槽を設置（滤化槽工事業者に委託）
個人から市へ、分担金として設置費用の一部（約1割）を支払う
市が維持管理（滤化槽維持管理業者へ委託）
個人から市へ滤化槽使用料として支払う



3 濾化槽による持続可能な汚水処理整備手法

18

市町村設置型濾化槽整備事業の検討の視点

(1) 市町村設置型濾化槽の検討

⇒ 直営か？PFIか？ PFI導入市町村が少ないのが実情？

(2) 個人に譲渡する動き

⇒ 市町村設置から個人設置の流れ？

(3) 運営上の問題

⇒ 休止濾化槽、修繕費増加、公費負担、使用料での維持管理費回収

(4) 担当職員への過度な負担

⇒ 少額でも一通りの事務、公営企業会計の導入、職員の異動

(5) 濾化槽を総合的に管理するシステムの必要性

⇒ 利用者別の管理報告書の整理・分析・改善

3 濾化槽による持続可能な汚水処理整備手法

19

市町村設置型濾化槽整備事業の検討

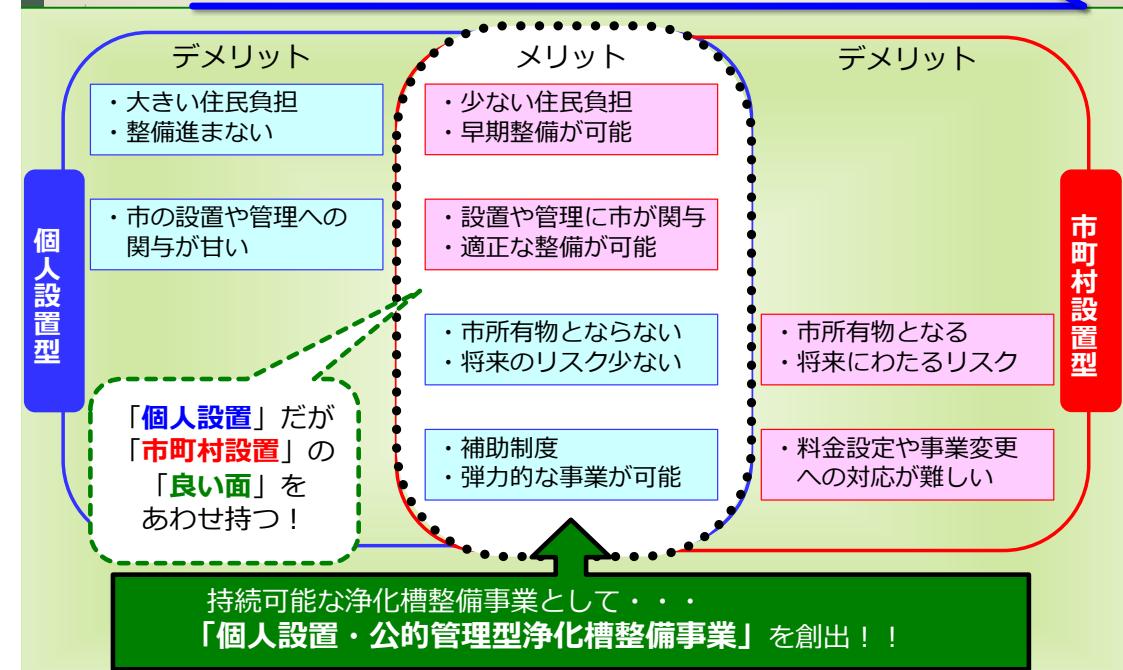
メリット	デメリット	課題
○住民負担の軽減	●市の財政負担の増加	市の財政負担が大きい。
○施工の確実性向上 ○維持管理の適正管理 ○地域経済の活性化	●市の事務負担の増加	直営だと市の事務負担が大きい。 PFI、公営企業会計実施などのハードルが高い。
○住民の将来にわたる更新費用の負担軽減	●市の将来にわたる更新費用の負担	将来にわたり永続的に個人の土地で市の所有物を管理することとなるため、更新費用のリスクがある。
-	●使用料設定が困難 ●維持管理費用の増大	適正な使用料金の設定が困難であるため、将来的な人口減少や空家の増加に伴い、増大する維持管理費用を使用料収入で賄えない可能性がある。

本市の汚水処理状況や財政状況などを考えると、市町村設置型には解決できない将来的なリスクがある・・・「持続的な事業実施はできない」と判断！

3 濾化槽による持続可能な汚水処理整備手法

20

市町村設置型浄化槽整備事業の検討



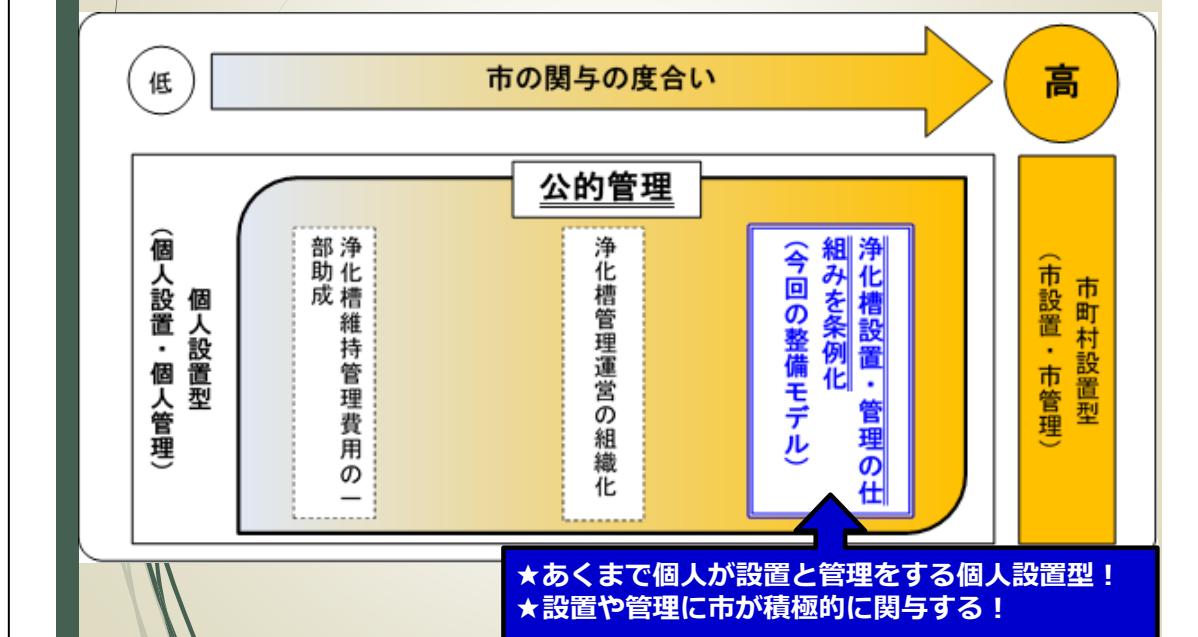
21

4 新たな浄化槽整備事業の創出

4 新たな浄化槽整備事業の創出

22

個人設置・公的管理型による市の関与の度合い



4 新たな浄化槽整備事業の創出

個人設置・公的管理型浄化槽整備事業

公的管理

事業の効果

適正な施工・管理の保持

《本市が目指す最終目的》

田川市民の健康で文化的な生活の確保

技術講習会の実施

登録工事店制度の導入

維持管理の一括契約

管理票の整備

相談室の設置

個人設置・公的管理型浄化槽整備事業

3つの課題

汚水処理の早期概成
未整備人口4割
高い住民負担
年間110基程度
10年概成

補助対象範囲の拡大

補助金額の上乗せ

財政支援

事業の効果

汚水処理人口普及率の増加

<事業の結果>

公共用水域の水質汚濁防止

公衆衛生の向上

生活環境の保全

4 新たな浄化槽整備事業の創出

24 補助制度の拡充！「財政支援制度」について

主な補助対象項目	新築の場合	くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合		
		すべての建物用途	すべての人槽	
建物用途	専用住宅			
人槽	10人槽以下			
本体工事		平成31年～5年目 [上乗せ額] 50万円	6～8年目 [上乗せ額] 30万円	9～10年目 [上乗せ額] 10万円
5人槽	33.2万円	83.2万円	63.2万円	43.2万円
6～7人槽	41.4万円	91.4万円	71.4万円	51.4万円
8～10人槽	54.8万円	104.8万円	84.8万円	64.8万円
11～20人槽		143.9万円	123.9万円	103.9万円
21～30人槽		197.2万円	177.2万円	157.2万円
31～50人槽		253.7万円	233.7万円	213.7万円
51人槽以上		282.6万円	262.6万円	242.6万円
撤去・配管		[くみ取り便槽] 撤去：6万円、配管：14万円 [単独処理浄化槽] 撤去：9万円、配管：30万円		

【早期転換を促す！】

【事業費の抑制！】

4 新たな浄化槽整備事業の創出

25 公的管理を支える「田川市浄化槽技術向上協議会」

★目的★

浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者の技術の向上のため関係団体が相互に連絡調整を図ること。

★設立（協議会規約の承認）★

平成30年1月12日設立

★組織★

«委員» 18人（現在委員数）

«構成団体»

- ・浄化槽システム協会
- ・福岡県浄化槽協会
- ・田川市管工事協同組合
- ・田川地区環境整備事業協同組合
- ・田川市【会長・事務局】

«その他»

- ・顧問：日本環境整備教育センター理事長
- ・オブザーバー：田川市参与



★協議会のようす★

4 新たな浄化槽整備事業の創出

26

「田川市浄化槽技術向上協議会」のメリット

- 1 浄化槽関係者との定期的な情報交換が可能
- 2 施工・維持管理・法定検査・メーカーの全ての情報収集が可能
- 3 市だけでは解決が困難な事例の相談が可能
- 4 住民に近い立場の施工や維持管理団体などの協力により、多数の人員による啓発や広報などが可能
- 5 技術講習会の運営を通じて『チーム浄化槽』の意識の醸成が可能

行政だけで解決できない浄化槽の課題を協議し、
情報・知識・意識の向上を図ることができる場

4 新たな浄化槽整備事業の創出

27

「田川市浄化槽技術向上協議会」の開催実績

«平成30年度»

全5回

開催日

第1回 H30.11.12
第2回 H30.11.26
第3回 H30.12.18
第4回 H31. 1.22
第5回 H31. 2. 5

«令和元年度»

(令和元年12月1日時点)

全6回

開催日

第1回 H31. 4. 9
第2回 R 1. 5.30
第3回 R 1. 7.30
第4回 R 1. 9.19
第5回 R 1.10.24
第6回 R 1.11.25

4 新たな浄化槽整備事業の創出

28

技術の向上と平準化を目指す「田川市浄化槽技術講習会」

★現状と課題★

- ・浄化槽の新たな見識を浄化槽関係者で共有する場がなく、技術に差が生じている。

★目的★

- ・浄化槽の新たな見識を浄化槽関係者で共有できる場の提供
- ・浄化槽関係者の技術の向上と平準化
- ・業種間における連携強化

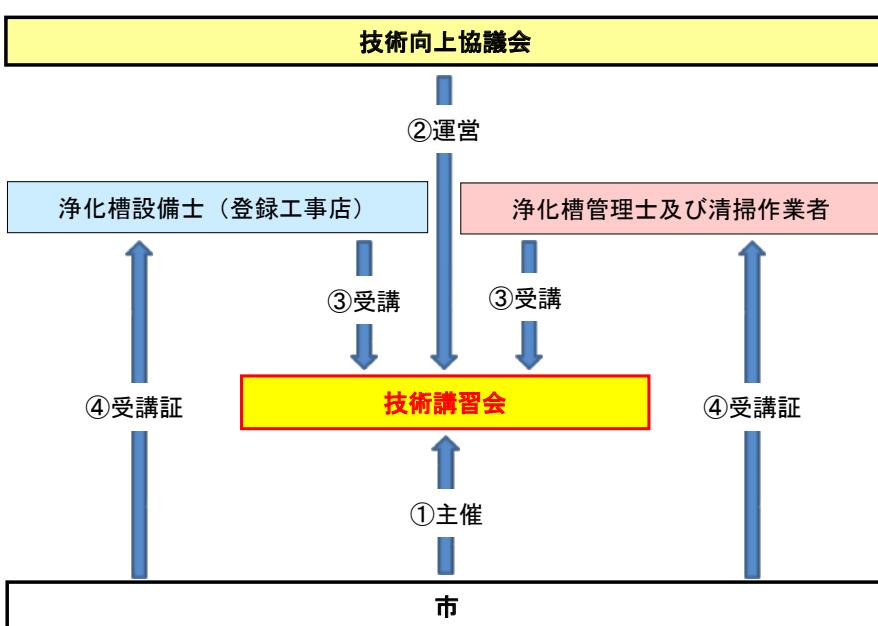
★概要★

- ・毎年2月頃、市主催で『田川市浄化槽技術講習会』を開催
- ・5つの柱の1つである浄化槽相談室からフィードバックされた議題などを踏まえ内容設定
- ・受講資格不要
- ・受講料なし

4 新たな浄化槽整備事業の創出

29

「田川市浄化槽技術講習会」実施フロー

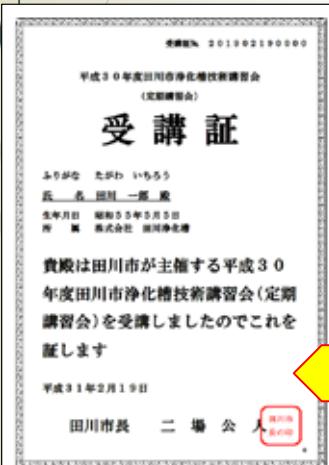


4 新たな浄化槽整備事業の創出

30

「田川市浄化槽技術講習会」の様子

講習会の様子



講習会テキスト

受講証



4 新たな浄化槽整備事業の創出

31

「田川市浄化槽技術講習会」開催実績

«平成30年度»

定期講習会

2/19 参加者	115人
2/20 参加者	76人
2/21 参加者	50人

合計241人

«令和元年度» (令和元年12月1日時点)

随時・臨時講習会

5/17 参加者	8人
6/27 参加者	2人
10/31 参加者	1人

合計11人

4 新たな浄化槽整備事業の創出

32

均一で適正な施工を担保する「田川市浄化槽登録工事店」

★現状と課題★

- ・一定の技術水準に満たない浄化槽の施工
- ・不徹底な現場管理

★目的★

- ・均一で適正な施工を図り、現場管理を徹底する。

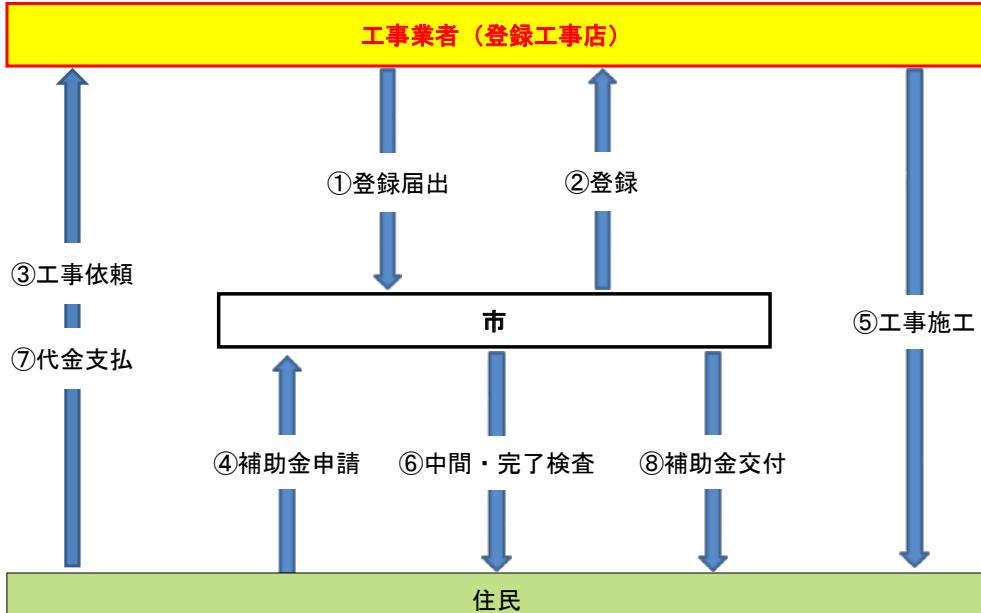
★概要★

- ・技術講習会を受講した浄化槽設備士が、県の登録又は届出浄化槽工事業者に在籍している状態で、市へ登録工事店登録届出を行うことで『田川市浄化槽登録工事店』となる。
- ・財政支援の要件
- ・毎年度登録届出が必要
- ・随時市ウェブページで公開

4 新たな浄化槽整備事業の創出

33

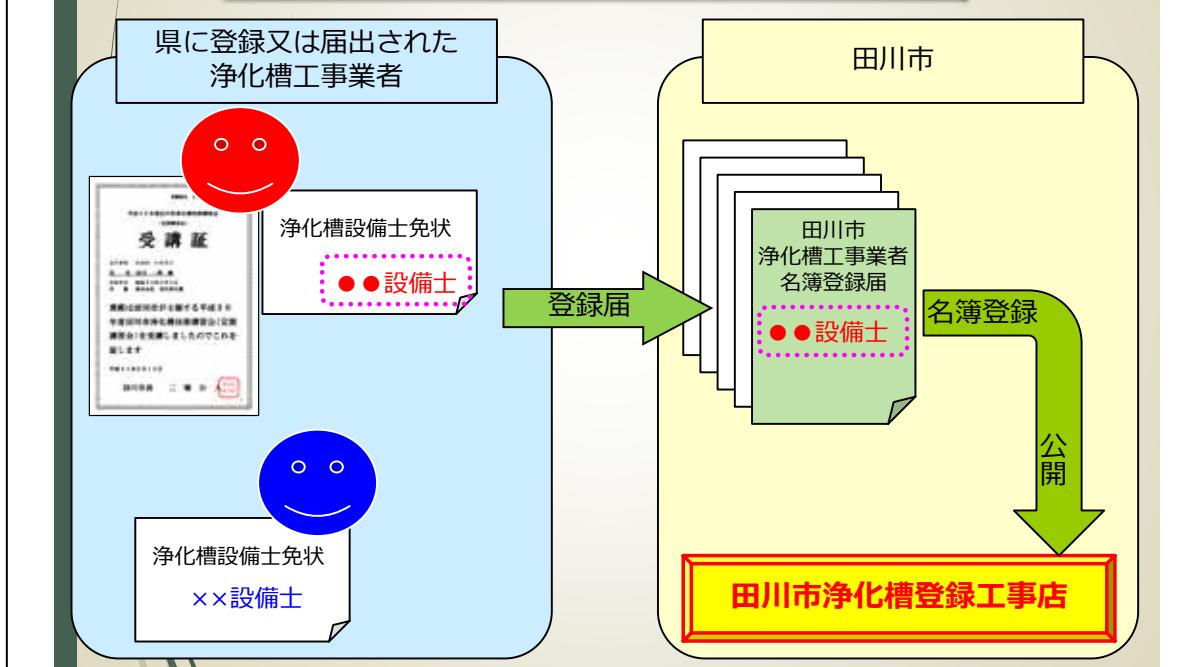
「田川市浄化槽登録工事店」実施フロー



4 新たな浄化槽整備事業の創出

34

「田川市浄化槽登録工事店」の登録



4 新たな浄化槽整備事業の創出

35

「田川市浄化槽登録工事店」登録実績

«田川市内»

計 13 業者

«田川市外»

計 46 業者

合計 59 業者 (令和元年12月1日時点)

4 新たな浄化槽整備事業の創出

36

適正で継続的な維持管理の実現「浄化槽維持管理一括契約」

★現状と課題★

- 市補助金交付後の維持管理契約状況の継続把握が困難。

★目的★

- 市で継続的に維持管理状況を把握
- 適正で継続した維持管理の実現
- 無管理及び自主管理浄化槽の抑制

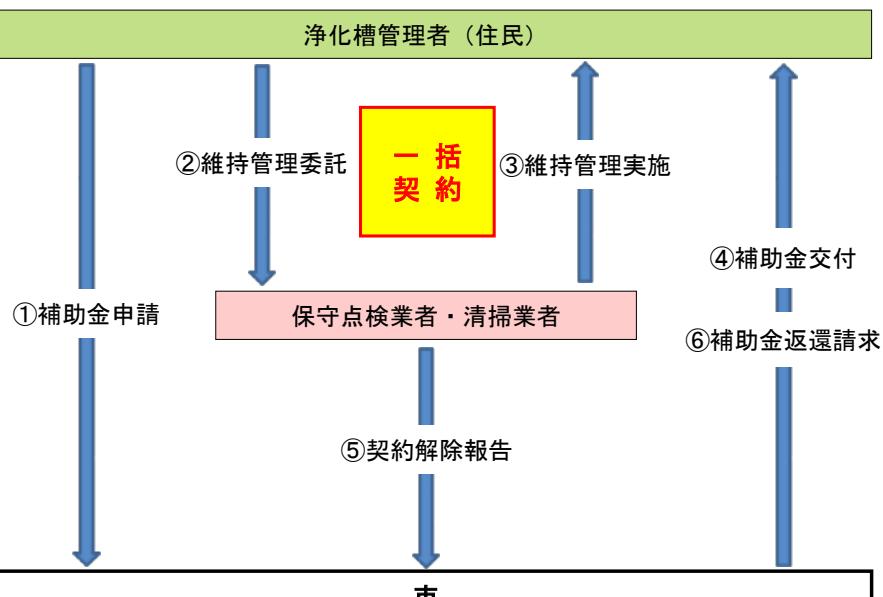
★概要★

- 技術講習会を受講した浄化槽管理士又は清掃作業者が所属する浄化槽維持管理業者と『浄化槽維持管理一括契約』を継続的に締結する。
- 財政支援の要件

4 新たな浄化槽整備事業の創出

37

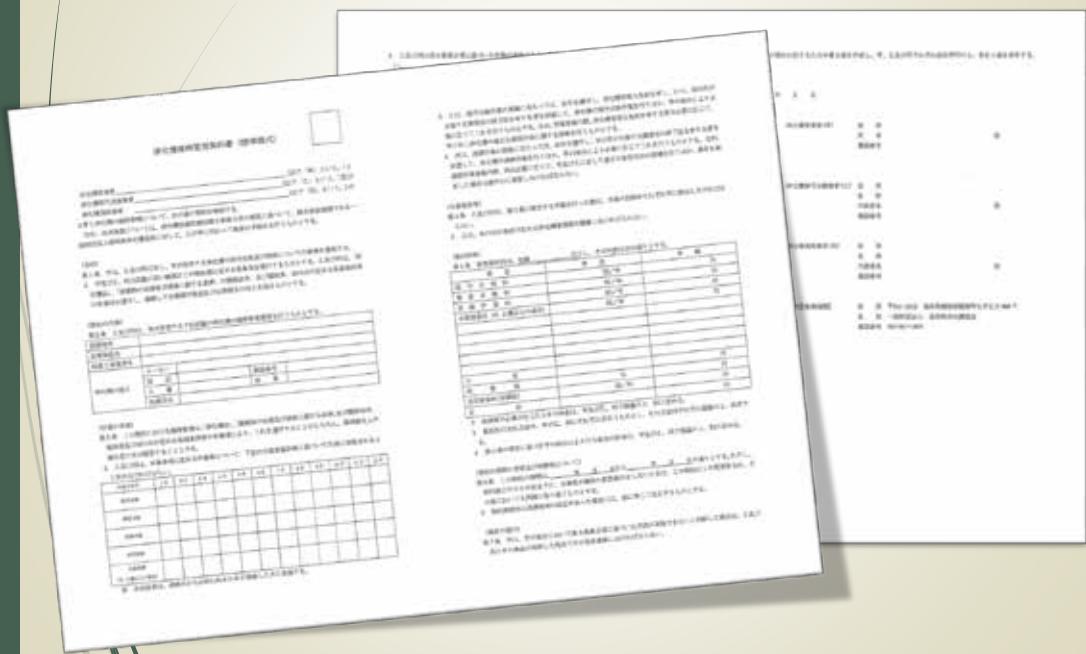
「浄化槽維持管理一括契約」実施フロー



4 新たな浄化槽整備事業の創出

38

「浄化槽維持管理一括契約」標準様式



4 新たな浄化槽整備事業の創出

39

継続的な維持管理ツールの共有化「浄化槽管理票」

★現状と課題★

- ・浄化槽設置届は県管理、保守点検及び清掃の作業内容等は各業者管理
- ・市での把握が困難

★目的★

- ・浄化槽の設置や維持管理状況などの統一的な管理
- ・市との情報を共有化
- ・浄化槽の適正管理

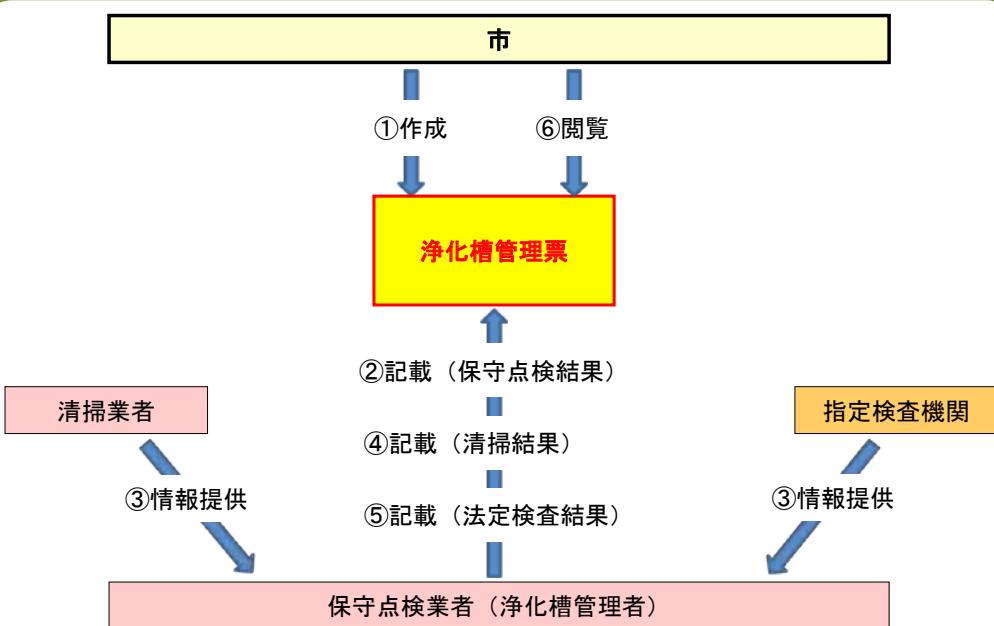
★概要★

- ・『浄化槽管理票』によって、浄化槽ごとの管理状況を業種間で横断的かつ継続的に把握
- ・維持管理一括契約の解除情報の把握などが可能
- ・浄化槽の適正管理を図る。

4 新たな浄化槽整備事業の創出

40

「浄化槽管理票」実施フロー



4 新たな浄化槽整備事業の創出

41

「浄化槽管理票」のためのタブレット端末



4 新たな浄化槽整備事業の創出

42

窓口一元化でサービス向上と情報共有化「浄化槽相談室」

★現状と課題★

- 市と浄化槽関係者の間で苦情内容や解決方法等を共有する体制がない。

★目的★

- 市と浄化槽関係者の間での情報共有体制の確立
- 情報共有による知識・技術の向上
- 住民サービス向上

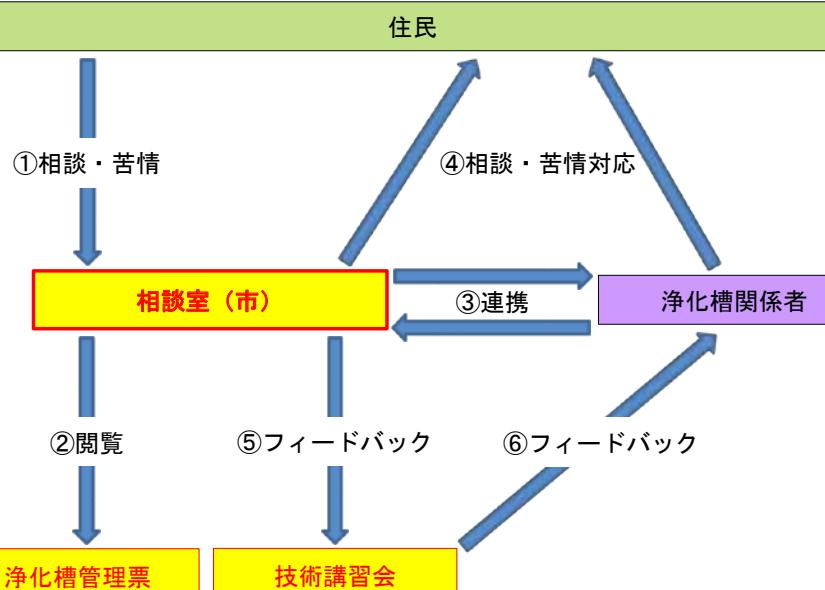
★概要★

- 市に設置した『浄化槽相談室』で、浄化槽に関する相談を一元化
- 浄化槽管理票も活用することで、同種の相談の円滑な解決を図る。
- 相談内容を技術講習会にフィードバックし、更なる浄化槽技術の向上を図る。

4 新たな浄化槽整備事業の創出

43

「浄化槽相談室」実施フロー



4 新たな浄化槽整備事業の創出

44

「浄化槽相談室」の様子



4 新たな浄化槽整備事業の創出

45

「浄化槽相談室」相談等受付実績（のべ人数）

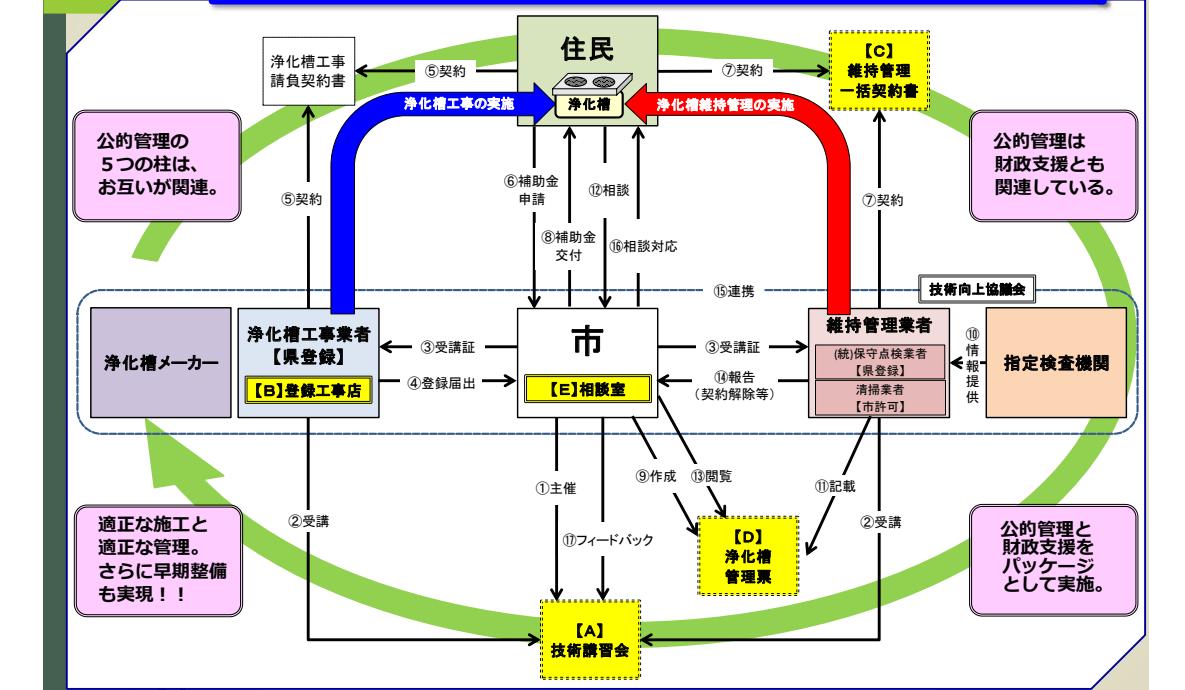
4月	相談者数	321人
5月	相談者数	308人
6月	相談者数	92人
7月	相談者数	68人
8月	相談者数	39人
9月	相談者数	18人
10月	相談者数	13人
11月	相談者数	41人

合計900人（電話での問合せ含む。）

4 新たな浄化槽整備事業の創出

46

公的管理の5つの柱と財政支援の関係性



4 新たな浄化槽整備事業の創出

47

公的管理（5つの柱）について

① 浄化槽技術講習会	市主催の浄化槽に関する技術向上を目的とし、 浄化槽相談室 からフィードバックされた議題などを踏まえ、『田川市浄化槽技術講習会』を毎年2月頃開催する。受講資格不要・受講料なし。
② 浄化槽登録工事店	技術講習会を受講した浄化槽設備士が、県の登録又は届出浄化槽工事業者に在籍している状態で、市へ登録工事店登録届出を行うことで『田川市浄化槽登録工事店』となる。随時市ウェブページで公開。毎年登録届出が必要。【財政支援の要件】
③ 浄化槽維持管理一括契約	技術講習会を受講した浄化槽管理士又は清掃業者が所属する浄化槽維持管理業者と『浄化槽維持管理一括契約』を継続的に締結する。【財政支援の要件】
④ 浄化槽管理票	浄化槽ごとの管理状況を業種間で横断的かつ継続的に把握することができる『浄化槽管理票』によって、維持管理一括契約の解除情報の把握などが可能となり、浄化槽の適正管理を図る。
⑤ 浄化槽相談室	市に設置した『浄化槽相談室』で浄化槽に関する相談を一元化し、浄化槽管理票の活用などにより、同種の相談の円滑な解決を図る。また、相談内容を技術講習会にフィードバックすることで、更なる浄化槽技術の向上を図る。

財政支援を含めて公的管理5つの柱を「相互的」に実施することが重要！！

4 新たな浄化槽整備事業の創出

48

個人設置・公的管理型浄化槽整備事業による整備計画

	従来 H30	1年目 R1	2年目 R2	3年目 R3	4年目 R4	5年目 R5	6年目 R6	7年目 R7	8年目 R8	9年目 R9	10年目 R10	10年間計 (R1～R10)
事業対象 整備基数	96基	244基	368基	493基	492基	491基	391基	390基	389基	289基	288基	3,835基
新設基数	83基	82基	81基	80基	79基	78基	77基	76基	75基	75基	74基	777基
転換基数	13基	162基	287基	413基	413基	413基	314基	314基	314基	214基	214基	3,058基
汚水処理 人口普及率	61.5%	62.7%	64.5%	66.9%	69.3%	71.6%	73.5%	75.3%	77.2%	78.6%	80.0%	-

10年間で
約23億円の
市負担額

項目	費用
事業費	3,790,322千円
財源内訳	
国交付金	777,190千円
県補助金	723,268千円
市負担額	2,289,864千円

4 新たな浄化槽整備事業の創出

49

個人設置・公的管理型浄化槽整備事業の進捗状況

実施項目		実績（令和元年12月1日時点）
1 住民説明会開催状況	①小学校区単位	9か所（参加者180人）
	②公民館単位	10か所（参加者199人）
2 周知啓発実施状況	①啓発チラシ作成	25,000枚作成
	②市広報誌掲載	7号分（シリーズ記事）
3 田川市浄化槽技術向上協議会開催状況	①H30年度	5回開催
	②R元年度	6回開催
4 浄化槽技術講習会開催状況	①定期講習会	2月開催（参加者241人）
	②随時・臨時講習会	5,6,10月開催（参加者11人）
5 浄化槽登録工事店登録状況		59社 (うち市内13社、市外46社)
6 補助金申請状況 (同日時点での比較)	①H30年度【参考】 (事業実施前)	91件 (うち新設73件、くみ取り15件、単独3件)
	②R元年度 (事業実施後)	178件 (うち新設59件、くみ取り98件、単独21件)

4 新たな浄化槽整備事業の創出

50

個人設置・公的管理型浄化槽整備事業の進捗状況

昨年度同時期（4月1日から12月1日まで）の申請状況との比較

年度	新設		転換		うちくみ取り		うち単独		計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
H30 ① (12.1時点)	73件	80%	18件	20%	15件	16%	3件	4%	91件
R1 ② (12.1時点)	59件	33%	119件	67%	98件	55%	21件	12%	178件
②-①	-14件	-47%	101件	47%	83件	39%	18件	8%	87件

The bar charts show the volume of applications for each category. In New Installation, H30 has 73 pieces and R1 has 59 pieces. In Transfer, H30 has 18 pieces and R1 has 119 pieces. In Household Collection, H30 has 15 pieces and R1 has 98 pieces. In Household Separate, H30 has 3 pieces and R1 has 21 pieces.

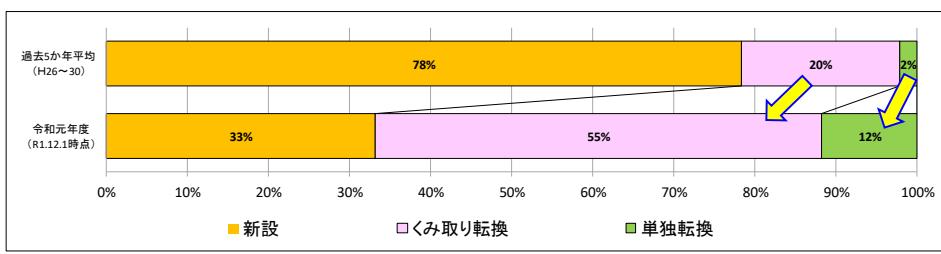
4 新たな浄化槽整備事業の創出

51

個人設置・公的管理型浄化槽整備事業の進捗状況

過去5か年の申請実績割合との比較（令和元年12月1日時点）

年度	新設		転換		うちくみ取り		うち単独		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
5か年平均①	91件	78%	25件	22%	23件	20%	3件	2%	117件
R1 ② (12.1時点)	59件	33%	119件	67%	98件	55%	21件	12%	178件
②-①	-32件	-45%	94件	45%	75件	35%	18件	10%	61件



5 今後の取組と展望

5 今後の取組と展望

浄化槽整備のポテンシャルと課題

1 柔軟な対応ができる浄化槽

人口減少社会では柔軟に対応できる個別、個人を基本とした浄化槽のシステムが有用。

2 汚水処理方式の転換の受け皿としての浄化槽

集合処理から個別処理への汚水処理方式転換の受け皿としての個別処理システムには、それだけの価値がある。

3 身の丈に合った持続可能な整備手法としての浄化槽

地域の現状と自治体の財政力を直視し、浄化槽関係者が知恵を出し合って、身の丈に合った整備手法として永続できる安定した維持管理システムを構築し、連携して対処することが必要。

4 維持管理費の再検討が必要な浄化槽（⇒今後取組むべき課題）

浄化槽利用者の目線に立って、コスト削減につながる省力化技術の開発が必要。

5 今後の取組と展望

54



5 今後の取組と展望

55

今後の「取組」について

1 継続的な補助金申請基数の確保

「田川市浄化槽技術向上協議会」を通じて、くみ取便槽及び単独処理浄化槽の管理者等に対して臨戸訪問による啓発チラシの配布を行う。

2 狹小宅地地域への浄化槽整備推進

狭小宅地地域の住民等に対し、浄化槽設置に関する「意向調査及び現地調査」を行い、浄化槽設置への「個別対応」を行っていく。

3 維持管理費の再検討

浄化槽利用者の目線に立って、料金の再検討などコスト削減につながる省力化技術の開発に向けた取組の検討。

5 今後の取組と展望

56

現在の「取組」について

「田川市浄化槽技術向上協議会」を通じた啓発の取組

「田川市浄化槽技術向上協議会」の維持管理業者が主体となって、田川市内のくみ取り便槽又は単独処理浄化槽を使用者に様々なチラシを配布してもらいました。

市の相談室には、こうしたチラシを見たと言って、多くの方が相談に来ています。



5 今後の取組と展望

57

現在の「取組」について

「田川市浄化槽技術向上協議会」を通じた啓発の取組

「田川市浄化槽技術向上協議会」の委員からの提案で、11月に田川市で開催されたTAGAWAコールマインフェスティバルに出店し、浄化槽啓発活動を行いました。



設置業者、維持管理業者、法定検査機関、メーカー、市が協力して実施！

200名以上の来場がありました！

おわりに

60

ご清聴ありがとうございました



MEMO